山内町史

下巻

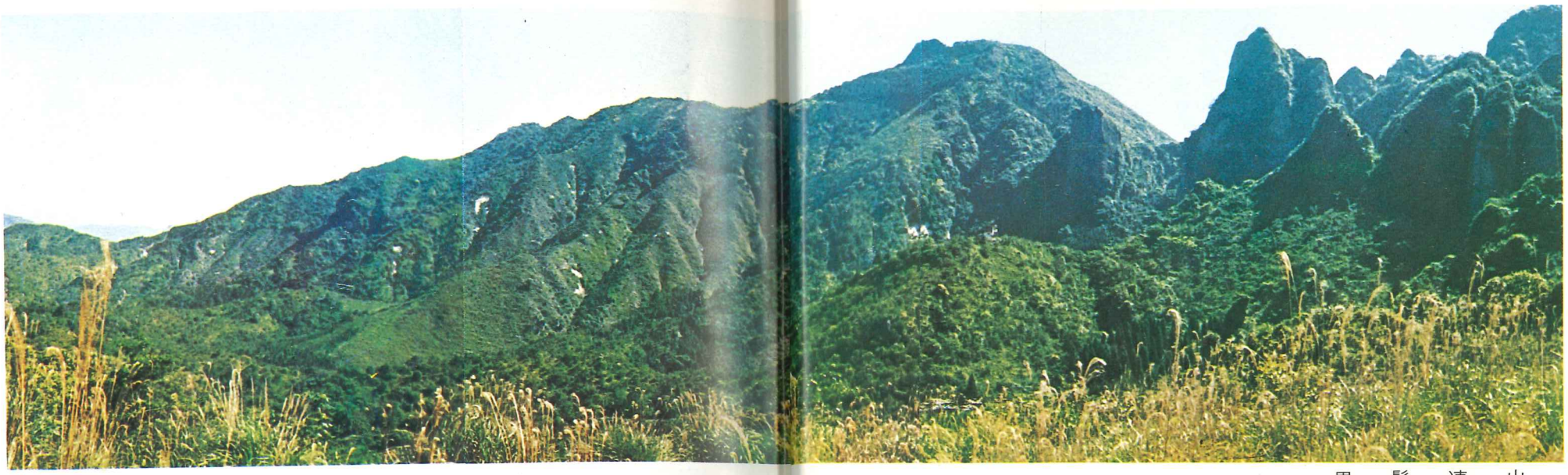

黒　髪　連　山

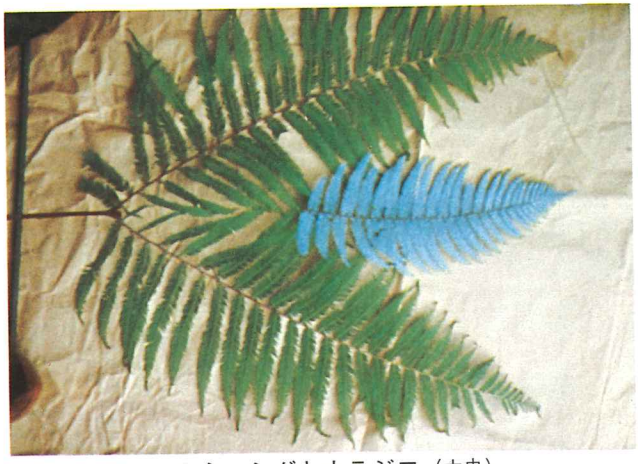

カネコシダとウラジロ（中央）

群生するカネコシダ（昭和２年天然記念物指定）

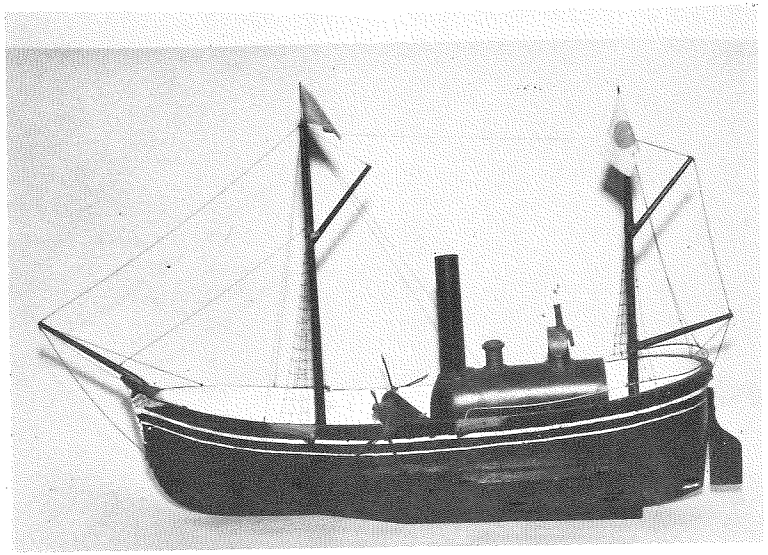

蒸汽船雛形（安政二年馬場磯吉がつくる）

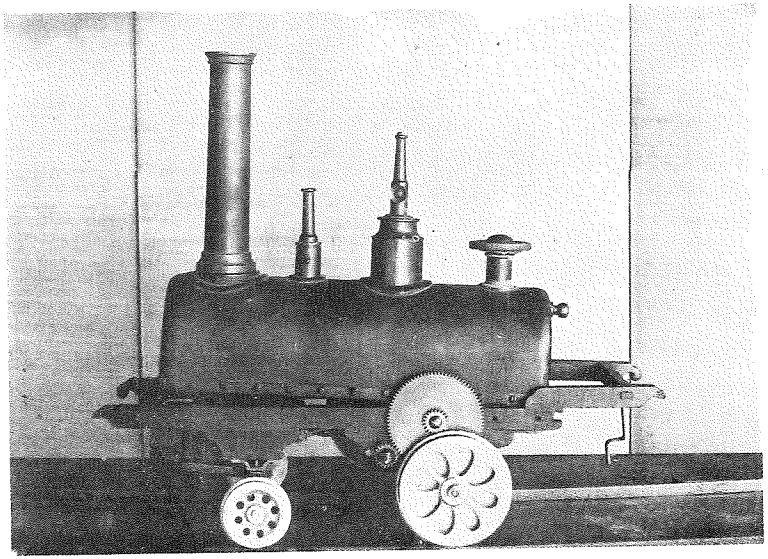

蒸汽車雛形（安政二年馬場磯吉がつくる）

か　ん　こ　踊（昭和41年県重要無形文化財指定）

鬼瓦のいろいろ

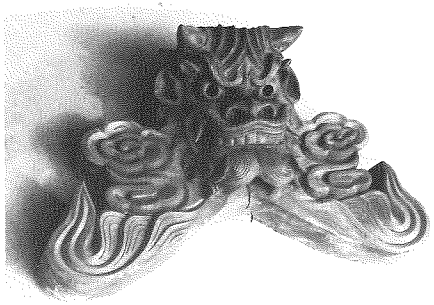

鬼　瓦（土許窯）

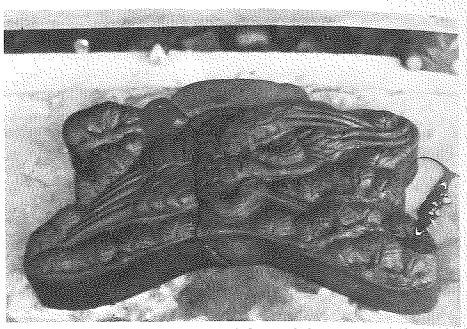

鬼　瓦（丸田窯）

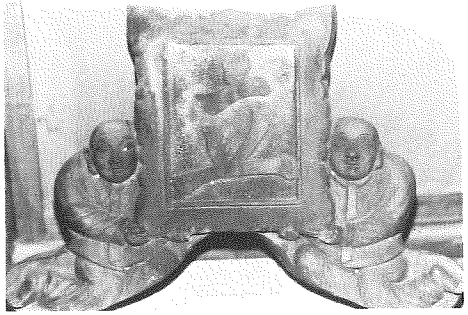

立野川内小学校鬼瓦（土許窯）

土塀の竜（丸田窯）

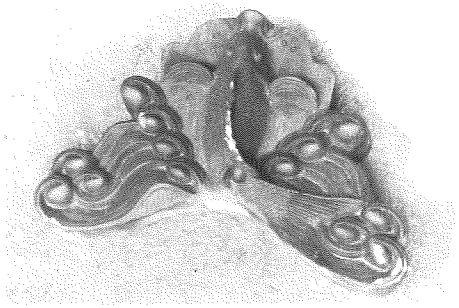

瑞応寺鬼瓦

商家の鬼瓦

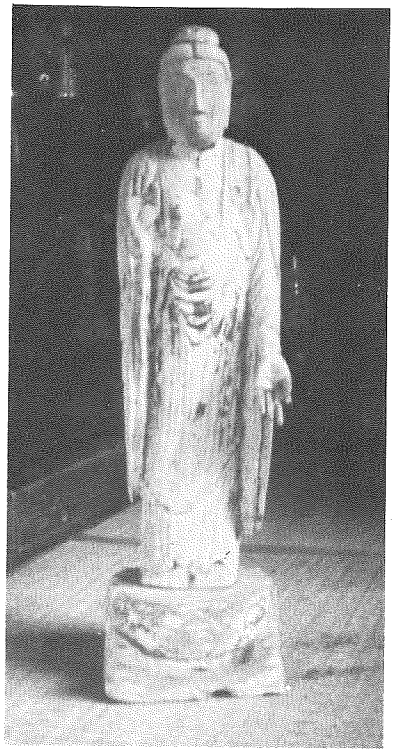

阿弥陀如来像（木像）
泉秋判作（永禄１３年）

閻魔大王（朝鮮渡来）
（天正10年）

例言

一、この巻は、山内町史（上・下二巻）のうちの下巻である。

一、この巻には、近代（明治大正時代）、現代（昭和時代）の通史と教育、神社・寺院、民俗、史話・伝説および年表を収載した。

一、この巻の内容は、近代・現代の特色を明らかにすると共に、明治以降の公教育の変遷、神社・寺院の由緒をたずね、民俗、史話・伝説は一般町民の立場からの解釈を試みた。

一、項目の表示は節、項などの文字は使用せず、単に一、㈠、1、として区分した。

一、文章は、できるだけ現代かなづかいによる平易な口語体とし、漢字も当用漢字を用い、特殊な文字・語句にはふりがなをつけた。

一、人名は、なるべく歴史的な通称を用い、地名に旧地名を用いる場合は（　）で現地名を入れた。

一、年記の表記は、日本年号とし、必要に応じて（　）内に西暦年を入れた。

一、数の表記は、漢数字をならべて表わすが特殊なものには単位語を入れた。

一、資料名は、『　』で示し、原文を長く引用する場合は、改行して二字おろし、一段落ちの活字とした。

一、書中の人名には、すべて敬称を省略させていただいた。

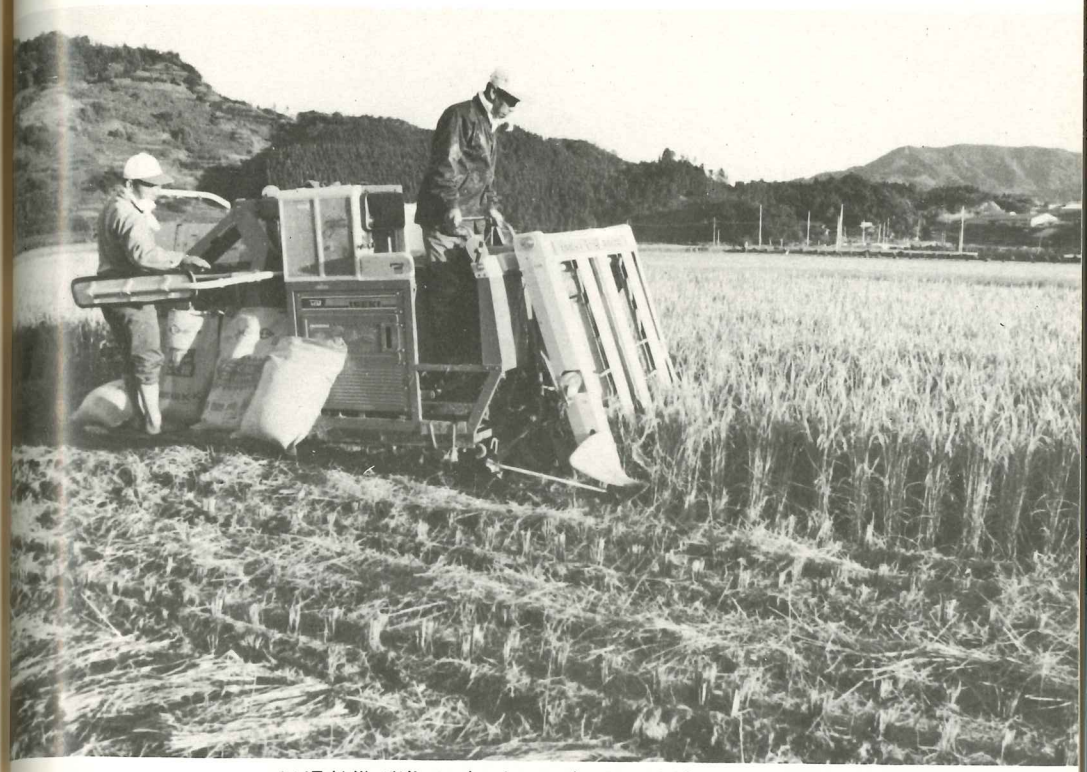

ほ場整備が進み（44年から）大型機械による収穫

町水道犬走ダム工事（S．47年9月より給水）

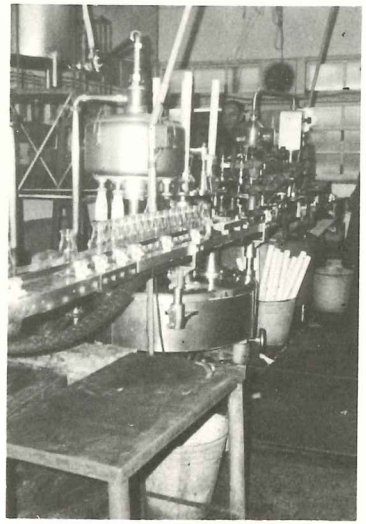

佐賀県西部酪農協同組合
処理場（西醸牛乳）

一、巻末の年表には、上巻・下巻の本文の中に出てくる山内町に関する事項を下段に記載し、近隣の地域あるいは全国に関する主な事項の概略を上段に記して、相互の理解を得やすくした。

一、本巻の執筆者は、次のとおりである。

近代……山下四郎委員
現代……樋口好馬委員
教育……金丸禎隆委員
神社・寺院……山下四郎委員
民俗……杉森功、山下四郎委員
史話・伝説……山下四郎委員
年表……山下四郎委員

山内町史（下巻）目次

近代

概説……一
一、明治維新……三
(一) 版籍奉還……三
(二) 廃藩置県……六
(三) 四民平等……一五
1、身分制度の撤廃　2、士族の動向　3、佐賀の乱
二、文明開化……二六

(一) 社会制度の改革 …… 二六
1、神社と寺院の分離　2、戸籍法の制定　3、太陽暦の採用
4、地租改正
(二) 九州鉄道（佐世保線）の開通 …… 四三
(三) 郵便局・銀行の開設 …… 四八
1、三間坂郵便局　2、宮野郵便局　3、電話開通
4、佐賀銀行三間坂支店
(四) 広滝配電所 …… 五三
三、富国強兵 …… 五六
(一) 徴兵令 …… 五六
(二) 日清戦争 …… 六三
(三) 日露戦争 …… 六七
(四) 日独戦争 …… 七三
四、議会政治 …… 七七
(一) 中通・住吉村の誕生 …… 七七
(二) 議会政治はじまる …… 八四
1、県会の開設　2、村会の開設　3、国会の開設
4、民党官党の争い　5、普通選挙への道　6、米騒動
五、村民の仕事 …… 一〇三
(一) 農業 …… 一〇三
1、明治前半期の農業　2、明治後半期の農業　3、大正期の農業
(二) 林業 …… 一二九
(三) 窯業 …… 一二四
六、村民のくらし …… 一二七
(一) 衣・食・住 …… 一二七
(二) 生活態度 …… 一二九
七、明治・大正の先輩たち …… 一三七
(一) 絵師の広渡家 …… 一三七
(二) 清水龍門と谷口藍田 …… 一三九
(三) 歌人記者渋川玄耳 …… 一四一

現代

概説……一四
一、昭和の戦役……一四七
(一)満州事変……一四九
1、五・一五事件　2、二・二六事件
(二)支那事変……一五一
(三)大東亜戦争……一五三
(四)銃後の生活……一五五
1、非常時態勢　2、生活物資の不足　3、出征と遺骨出迎
4、諸供出　5、増産協力　6、諸訓練　7、佐世保海軍準
士官学校の疎開　8、長崎原爆追憶記
(四)仁医神宮良一……一四
(五)終戦……一七二
(六)招魂碑と忠霊殿……一七四
1、忠魂碑　2、戦死者　3、従軍者　4、忠霊殿
二、戦後の変革……一九六
(一)人口変動……一九六
(二)戦後の帰(営)農事業……二〇一
1、佐賀県修練農場　2、開拓団の入植　3、九州酪農講習所
(三)食料不足……二〇八
1、供米日本一　2、天皇陛下御行幸
(四)農地改革……二一三
1、農地改革の内容　2、農地改革遂行機構　3、農地委員会
4、農地買収　5、小作料
三、産業……二三六
(一)農業……二三六
1、水田作　2、特産物

(二) 林　業……二四〇
(三) 畜産業……二四一
　佐賀県西部酪農業協同組合
(四) 商工業……二四四
　山内町商工会
四、民生福祉……二四七
(一) 新戸籍法の誕生……二四七
(二) 国民健康保険……二四七
(三) 国民年金制度……二五一
(四) 福　祉……二五三
(五) 簡易水道の建設……二五四
　1、永尾簡易水道　2、東部簡易水道　3、西部簡易水道

教　育

概　説……二五九
一、学制のうつりかわり……二六八
(一) 学制発布のころ……二六八
(二) 教育令時代……二七〇
(三) 義務教育四か年時代……二七二
(四) 義務教育六か年時代……二七五
(五) 戦時教育時代……二七七
(六) 新教育制度の発展……二八五
　1、初等教育　2、中等教育
二、教育行政……二九一
(一) 学務委員制度……二九一
(二) 教育委員会の発足……二九二
　1、設置までの経緯　2、教育委員会の性格　3、山内町教育委員会
三、山内の私塾……二九七
四、山内町の学校……二九八

(一) 中通小学校・山内東小学校 …… 二九八
1、学校沿革の概要　2、校章・校旗・校歌　3、歴代校長
4、児童数の変遷
(二) 住吉小学校・山内西小学校 …… 三〇七
1、学校沿革の概要　2、校章・校旗・校歌　3、歴代校長
4、児童数の変遷　5、教育予算
(三) 山内中学校 …… 三一六
1、山内中学校の沿革の概要　2、校章・校旗・校歌　3、歴代校長
4、生徒数の変遷
五、社会教育 …… 三三三
(一) 社会教育の歩み …… 三三三
1、通俗教育時代　2、戦前の社会教育　3、戦後の社会教育
(二) 山内町の社会教育 …… 三三七
1、子どもクラブ　2、青年教育　3、青年団　4、女子青年団
5、永安道場　6、婦人会　7、PTA　8、公民館

神社・寺院

一、神社 …… 三四一
(一) 神社のおこり …… 三四一
(二) 町内の神社 …… 三四三
二、寺院 …… 三五一
(一) 仏教の流れ …… 三五一
(二) 町内の寺院 …… 三五四

民俗

一、宮野浮立 …… 三六七
(一) 宮野浮立の種目 …… 三六七
(二) 浮立師匠の系譜 …… 三七三

1、黒川氏三代　2、力武弥三郎　3、宮野の師匠たち
二、宮野蛇浮立……三八一
(一)構成……三八一
(二)あらすじ……三八二
(三)蛇浮立の伝承……三八三
1、全国青年祭に上演す　2、宮野浮立保存会の結成
三、浮立考……三八六
四、荒踊発生の新異説……三八八
五、照葉樹林文化からみた民俗……三九八
(一)照葉樹林文化……三九八
(二)照葉樹林文化から見る町の行事……四〇〇
1、正月飾り　2、もぐら打ち　3、地蔵祭　4、歩射祭
5、しとぎもち　6、中秋のいも名月　7、郷土料理
六、山内ことば……四一〇
(一)佐賀西部方言（山内方言）の特徴……四一一
(二)対話の様相……四一六
1、第一話　2、第二話　3、第三話
七、釜ぶたかぶせ……四三三
(一)ある出来事……四三三
(二)釜ぶたかぶせ考……四三六
八、民間の年中行事……四三八

史話・伝説

一、徐福の一行黒髪山に来る……四四五
二、黒髪山の大蛇退治……四五一
三、雄岩雌岩の悲恋物語……四六一
四、津々良大明神……四六三
五、薬師如来と観音菩薩……四六五

近代

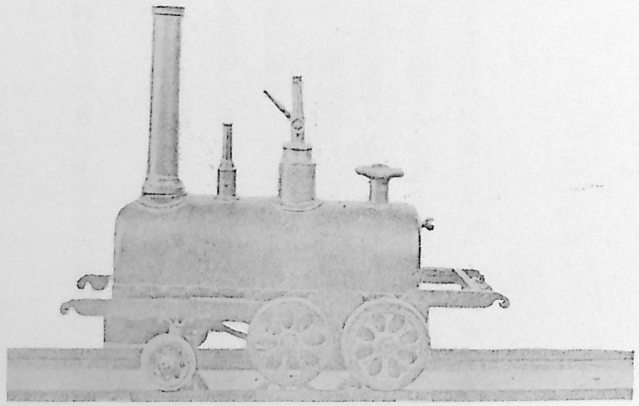

佐賀藩製煉方製造の蒸汽車雛形〜安政二年
（馬場磯吉がつくった蒸汽船から、船体を取りはずし、車をつけたもの）

六、かんこ踊……四六九
七、荒踊……四七一
八、猪浮立と虎浮立……四七四
(一) 犬走の猪浮立……四七四
(二) 立野川内の虎浮立……四七七
九、大智智院の大惨事……四八一
十、カネツケドウコウ……四八三
十一、ウノウとコッテイ……四八五
十二、平山まつり……四八六
十三、前田美濃守……四九〇
十四、力士、松浦川……四九三
十五、牟田家の人々……四九五
十六、杵島郡郷土唱歌……五〇〇
山内町史年表……五〇五
あとがき……五六七

近代

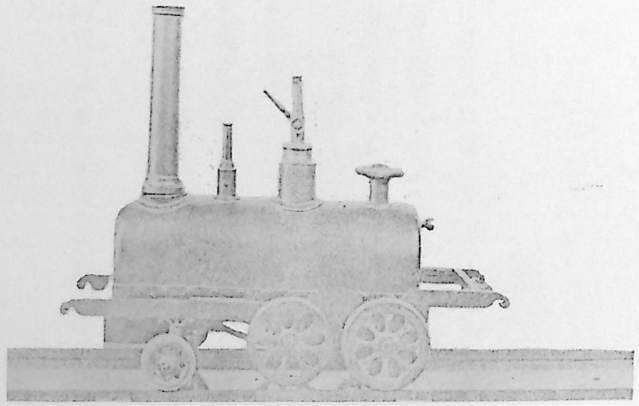

佐賀藩製煉方製造の蒸汽車雛形〜安政二年
（馬場磯吉がつくった蒸汽船から、船体を取りはずし、車をつけたもの）

六、かんこ踊……四六九
七、荒踊……四七一
八、猪浮立と虎浮立……四七四
(一) 犬走の猪浮立……四七四
(二) 立野川内の虎浮立……四七七
九、大智智院の大惨事……四八一
十、カネツケドウコウ……四八三
十一、ウノウとコッテイ……四八五
十二、平山まつり……四八六
十三、前田美濃守……四九〇
十四、力士、松浦川……四九三
十五、牟田家の人々……四九五
十六、杵島郡郷土唱歌……五〇〇
山内町史年表……五〇五
あとがき……五六七

概観

およそ七百年間も続いた武家政治も、徳川幕府の崩壊によって終わりを告げ、朝廷を中心とする中央集権の政治が実現した。年号を明治と改元し、近代国家への道を歩むことになった。

この明治期のあとをうけた大正期は、国力の発展・拡大の時代であって、わが国は、世界列強の一大国として君臨した時代でもあったのである。

この町史においては、明治・大正の五十九か年を、「近代」として取り扱うことにする。

ヨーロッパでは、十九世紀後半から資本主義が発達するにつれて、列強諸国は、原料資源の獲得や、製品販売のための市場をヨーロッパ大陸の外に求め、過剰資本のはけ口として、後進国に対する諸権利の獲得につとめた。

いわゆる、武力を背景にした、植民地獲得競争であって、その鋒先はアジア、とくに中国に向けられた時代が、ここでいう「近代」の時代に相当する。

このような情勢のなかで、薩長の勢力を中心とした新政府は、版籍奉還と廃藩置県を断行して、封建制度を清算し、中央集権制を確立した。当時の人々は、「御一新」または「ご維新」と呼んでこれを喜び迎えたのである。

新政府は、「文明開化」、「富国強兵」を国是として、一日も早く西欧列強に追いつくことを念願とした。

しかし、一方では、民間から自由民権運動が台頭して、ついに憲法を制定し、議会を開くことになった。

ここに、日本は近代的な立憲国家となったのである。

国民は、朝令改暮の急転にとまどいながらも、自分の生活の苦しみに耐え、「日進月歩の発展」だと喜びあい、助けあって勉励これつとめた。

わたしたちは、この間における郷土の先人たちの生活の模様を探ってみたい。

日清・日露の両戦役に勝利をおさめた日本は、ようやく欧米列強と肩を並べるまでになり、第一次世界大戦を経て、世界の強国と自他ともに許す大国となった。

殖産興業政策も効を奏し、産業革命といわれる程の大進歩を遂げた。これにしたがって経済界の躍進も驚異に値するものがある。

「稼ぐに追いつく貧之なし」「財産は体でもみ出せ」などといわれて、ただひたすらに勤倹力行をすすめようとしたのである。個人としては、「身を立て名をあげる」ために、克苦勉励これつとめることが第一の要義であった。

「少年は夢を見、青年は理想を追う」時代であったのである。青少年期を明治に過ごした、いわゆる明治人の方々が、「明治時代はよかった。」とこの時代をなつかしがられるのもわかるような気がする。

大正の時代は、わが国の産業と経済とが、未曽有の「繁栄」と「拡大」とをなし遂げた時代で、独占資本主義の段階にまで到達したといえる。

これと照応して、政治も大きな変貌と発展を遂げ、思想界・言論界にもいわゆる「大正デモクラシー」の高揚があった。

わが郷土山内の人たちは、この世の進展におくれまい、いや一歩でも先んじようと、努力精進して、今日

の山内を築いてくれた。この間の事情を物語る幾多の貴重な資料が残存している。

しかし、大正期の末年になると、世界資本主義全般の危機を背景として、国際的孤立と、経済的、社会的不安、ならびに政治的なゆきづまりにつつまれ、そのまま昭和の年代（現代）へとはいっていく。

一、明治維新

薩長土肥連合の討幕派は、慶応三年（一八六七）十二月九日、将軍慶喜の官を辞せしめて、王政復古の大号令を発し、翌四年一月十五日、新政府樹立を各国に通告するとともに、三月には新政の基本方針を、天皇が天地の神々に誓約するという形式で公にして（五箇条の御誓文）、新しい日本国の形成に着手したのである。

同年九月八日改元して、年号を「明治」と定めた。国民は「明治のご一新」と呼び、新政府に大きな期待をかけてこれを歓迎したのである。

(一) 版籍奉還

新政府は人心を新にし、皇威を伸長させるために、都を東京（江戸改め、慶長四年七月）に移し、藩体制の解体をねらって版籍奉還（明治二年六月）を実施した。版は土地、籍は人民のことで、これを朝廷（中央政府の管轄）にお返しするというのである。これによってわれわれは、領主の権限から離れて、いわゆる公

地・公民となったのである。

藩政に関しては、藩治職制を制定したり、あるいは太政官布告の「藩制」によって藩の体制を整備したりしていった。

明治三年の佐賀藩庁達書に、「藩士課程之事」、「撰兵之事」、「藩士家業ニ付嗜方之事」などがある。この達書によると、

○士分のものは七才より小学校、十五才より中学校に入り、十八才～二十一才にかけては陸軍所に入って、文武の道にはげむ事。

○士分のものは帰農帰商する場合は士分をすててしかる後に営業すべき事。

○佐賀の賀について「嘉・賀」併用を禁じ「賀」に統一する事。

○御城下の唱を止め佐賀という事。

などで、当時の士分の動向の一部を察することができる。

こうした政体の大変革は財界の大変動を招来し、累年の凶作と災害（『佐賀県災異誌』は慶応二年、四年の洪水、明治二年の凶作、三年の干ばつを記録している）は、物価の高騰をきたして経済界の混乱となり、庶民の困窮は益々つのっていった。

『武雄市史』はこの間のことを次のように述べている。

「奉願候口上覚」によると、鳥海村原田井手は数町歩の水田に関する重要な場所であり、年々修理を加えてきたが、昨年来（慶応四年）の欠損がはげしく、また昨年五月の洪水であちらこちらの普請場所が多く、「村一手」では普請がむずかしいので、「寄夫」を免除してもらい、さらに原田井手普請の職人

賃金その他を、援助してほしいという「百姓中の願い」を、村役、庄屋から、代官平吉廉之助、代官助役佐々木太郎左衛門宛、提出されたものに御蔵方（平山九郎太）が検討を加えている。……（中略）このような井手、土居普請については、他にも、南永野村寺ノ上堤井樋、犬走村川良田川土井、宮野村権現山堤、七切田堤、庭木村天古川土居石垣、北永野村待土居、上西山村八反田井手堰、下西山村稈ノ浦堤土居、鳥海村春日井手なども普請を申し出で、郷普請庁から見積書を提出しているので、領内にこのような水害後の土木工事が山積していたことがわかる。

とのべている。

また、藩札、太政官札の発行など貨幣制度の混乱に加えて贋貨が流れて、人民はその区別に難儀し、あるいは、紙幣時価の不安定による両替利得者なども現われる状態になったので、政府も藩庁も種々通達を出して貨幣制度の一元化を図ったが、貨幣制度の確立には相当の期間を要した。明治四年七月、政府は圓をもって本位とすることを定め、金、銀、銅貨をつくり、また兌換紙幣を発行して、全国的統一をはかった。

江戸時代の通貨には、金、銀、銭があり、大判、小判など煩瑣であった。明和二年（一七六五）には丁銀（五匁）十二枚で一両とし、金は四進法で両、分、朱の単位をなし、銀は十進法によった。銭は時代によって大きな差異のあるものが鋳造せられたのである。（慶長通宝、元和通宝、寛永通宝、宝永通宝、天保通宝、文久通宝）

明治二年九月の『政府達帳写』によると

金壱両二付　丁銭十貫文（一〇、〇〇〇文）

天保銭一枚　丁銭七〇文

寛永涌銭一枚　丁銭一六文
文久涌銭一枚　丁銭一二文
鉄銭一枚　丁銭　一文
正銀一分　丁銭一四〇文（武雄市史より）

と交換率を定め、あるいは、政府金札を下付するなどして通貨制度の一元化をはかった。

また物価の高騰は職人の賃銀増額となったといわれている。当時の物価の二・三を紹介すれば、米一升は銀二匁～二匁五分に、ろうそく一斤は銀十匁八分を十一匁四分に、茶一斤が銀四十匁を四十三匁、醤油一升は銀六匁値上、綿打賃一斤一匁八分、職人の一日賃金は内立四匁五分を五匁五分、外立七匁三分を九匁に武雄領御蔵方役所は決定している。

また、慶応三年以来の不作のため、農民の中には飢餓状態に陥る者も出たので、小作料を免除したり、飯米を支給したりするなど、藩庁の財政も窮迫していった。

以上のことからも新政府設立当時の世相一端をうかがうことができる。

(二) 廃藩置県

明治四年七月十四日天皇は在京七十六藩の知事を御前に召し、「廃藩置県の詔」を下された。

「……朕、さきに諸藩版籍奉還の議を聴納し、新に知藩事を命じ各其職を奉ぜしむ。然るに数百年因襲の久き、あるいはその名ありて其実挙らざる者あり。何を以って億兆を保全し、萬国と対峙するを得

んや。

……今、更に藩を廃し県と為す。是務めて、冗を去り、簡に就き、有名無実の弊を除き、政令多岐の憂無からしめんとす。……」と。

右の詔勅から、廃藩置県の理由及び目的は明らかである。全国二百六十三藩が廃止になって、県となり、新に県知事を任命し、旧藩知事はすべて華族として家禄を給して、皆東京に居住せしめた。

ここに佐賀藩は佐賀県となり、さらに「郡区町村編成法」が施行されて、山内十六か村が六か村に統合され、「佐賀県杵島郡犬走村（鳥海村、三間坂村、宮野村、大野村、真手野村）」が誕生したのである。

明治四年四月の戸籍法にもとづいて大小区制が施行された。これは、二千戸内外をもって大区とし、さらに八百～千戸に分けて小区と呼び、小区の中に五十～百戸を単位として組を編成した。大区に戸長一人を置き、小区には副長、組には組長をおいて、村総代としての事務から戸籍事務など土地人民に関する一切の仕事を担当させた。

わが武雄地方は（『大小区差分による』）

第二十一番大区　戸数　一七六〇戸
　　地米　四九五三石
第二十二番大区　戸数　三四八三戸
　　地米　六九六七石七斗三升九合
　　戸長　久池井七左エ門

一番小区　梅野村、三間坂村、鳥海村、犬走村

戸数　九九八戸
地米　二五六〇石九斗三合
副長　松尾岩人

二番小区　真手野村、大野村、宮野村
戸数　一二八〇戸
地米　二二二石七斗三升
副長　岡部善太夫

三番小区　永野村、小田志村、袴野村、神六村
戸数　一二〇五戸
地米　二一七四石九斗一升
副長　園田助作

右の小区の中に五～十の組をおいて、各組に組長を任命した。

明治四年七月十四日佐賀県誕生後の行政区の推多については、上巻第一章山内町のなりたちにおいて述べたのであるが、伊万里県（明四、九、四）佐賀県（明五、五、二九）三潴県（明九、四、一八）長崎県（明九、五、二四）佐賀県（明一六、五、九）と統合、離反、合併がくり返された。

明治十五年二月頃より佐賀県再置運動が起こり、「佐賀県を復するの議」という趣意書を作成して嘆願した。（杵島郡は東松浦、藤津郡とともに長崎県よりの分離に反対す。）明治十六年五月九日付太政官布告第十五号をもって佐賀県は長崎県より分離独立し、七月一日旧中学校々舎において開庁式を行い、二十二年十

二月新庁舎落成して、近代佐賀県の出発となった。

置県後の分離・統合は、全国各地で行われたものではあるが、わが佐賀県のように、激変したところはその例を見ない。中央新政府の佐賀に対する態度のきびしさがうかがえる。

しかも、その度毎に大区の呼称番号が変っていったのである。県民の混迷が想像される。

なお、旧来の大庄屋、庄屋を廃して、戸長、副戸長を設置し、末端の行政に当たらせることになった。これは、中央集権的組織化をねらい、旧藩意識の払拭（ふっしょく）を企図したもので、実際には従来の町村組織を存続させ、その指導者層を戸長、副戸長の形で残して中央政府の末端機関にくり入れる方途であったのである。

明治十一年七月二十二日郡区町村編成法が制定されて、大小区制が廃止され、郡が復活した。「編成法」では「大小区の重複を除き費用を節す」「郡町村の旧に復し、良俗に便す」といっているが、そのねらいは町村を自治体と認め、行政の一単位とするとともに、町村長の権限を強化するためのものであった。

しかし、このことを住民の側より見ると、自分の属する県名すらもわからぬような世の変転の中に、その日の生計に苦しみながらも、新政府の目指す近代国家建設に協力することを余儀なくされていたのである。

明治十一年に開設された杵島郡役所は『武雄史』によると、武雄町の広福寺内におかれたといわれている。そして、同十三年武雄町内町と六ノ角の境に新庁舎が落成した。これによって武雄町は、名実ともに杵島郡の中心地となったのである。

明治十三年杵島郡長二位景暢から長崎県庁庶務課宛に提出された『村別取調表』が「武雄市史」に記されている。郡内各村にわたっているが、当時の状況を知る資料として興味深いものであるので、山内に関係ある分を抜粋する。

犬走村

国税金　七円弐拾銭
賦　金　弐百五拾弐円八拾壱銭九厘
戸数本籍　三百十戸　士族　二十戸
　平民二百九十戸
寄留戸数　〇
社　郷社〇　村社一戸　雑社四戸
寺　〇
　右惣計　三百十五戸
人数　男　七百人　士族　五十二人
　平民六百四十八人
　女　七百十三人　士族　五十六人
　平民六百五十七人
　右惣計　千四百十三人
他出寄留人　男　〇
　女　〇
外来寄留人　男　〇
　女　〇
　右惣計　〇
牛馬　牡馬　七十七頭
　牝馬　〇　惣計　七十七頭
　牡牛　二十四頭
　牝牛　〇　惣計　二十四頭
　右惣計　〇
牛馬　牡馬四十二頭
　牝馬　〇　惣計四十二頭
　牡牛　一頭
　牝牛　七頭　惣計　八頭
舟車　日本形
　五十石以上　漁舟　〇
　五十石未満荷船〇
人力車　一輌
荷　車　〇
惣計　舟〇
　車　一輌

鳥海村

国税金　弐百弐円拾参銭八厘
賦　金　弐百六拾七円拾九銭六厘
戸数本籍　三百三戸　士族　二十戸
　平民二百八十三戸

寄留戸数　〇
社　郷社〇　村社一戸　雑社二戸
寺　臨済宗　一戸
　右惣計　三百六戸
人数　男　六百九十二人　士族　六十一人
　平民　六百三十一人
　女　六百五十三人　士族　四十四人
　平民　六百九人
　右惣計千三百四十五人
他出寄留人　男　〇
　女　〇
外来寄留人　男　〇
　女　〇
　右惣計　〇
牛馬　牡馬　七十七頭
　牝馬　〇　惣計　七十七頭
　牡牛　二十四頭
　牝牛　〇　惣計　二十四頭
舟車　日本形
　五十石以上　〇　漁舟〇
　五十石未満荷船〇
人力車　七輌
荷車　〇
　惣計　舟〇
　車　七輌

三間坂村

国税金　弐百六円拾四銭三厘
賦　金　四百八円七拾九銭三厘
戸数本籍　四百八十七戸　士族　十一戸
　平民三百七十六戸
寄留戸数　〇
社　郷社　〇　村社一戸　雑社　二戸
寺　真言宗　二戸
　右惣計　四百九十二戸
人数　男　千二百十六人　士族　三百十一人

平民　九百　五人　　荷　車　〇
女　千五十四人　　士族　三百　八人　　惣計　舟〇
平民　八百四十六人　　車　八輌

右惣計　二千三百七十人

他出寄留人　男　三人　士族　〇
平民三人
女　〇

外来寄留人　男　〇
女　〇

右惣計　三人

牛馬　牡馬　百二十八頭
牝馬　五頭　惣計　百三十三頭
牡牛　九頭
牝牛　十七頭　惣計二十六頭

舟車　日本形
石十石以上　〇　漁舟〇
五十石末満荷船〇

人力車　八輌

宮野村

国税金　九百九円四拾七銭九厘
賦　金　四百弐十三円三十四銭四厘
戸数本籍　五百八十四戸　士族　七十四戸
平民　五百十戸

寄留戸数　〇

社　郷社一戸　村社〇　雑社十五戸
寺　真言宗二戸　真宗一戸
右惣計　六百三戸

人数　男　千三百五十四人　士族　百八十人
平民　千百七十四人
女　千二百九十五人　士族　九十七人
平民　千九十八人

右惣計　二千六百四十九人

他出寄留人　男　四人　士族　〇
平民　四人
女　〇

外来寄留人　男　〇
女　〇

右惣計　四人

牛馬　牡馬　百十八頭
牝馬　八頭　惣計百二十六頭

牡牛　十七頭
牝牛　十八頭　惣計三十五頭

舟車　日本形
五十石以上　〇　漁舟　〇
五十石末満荷船〇

人力車　四輌

荷車小車　一輌

惣計　舟　〇
車　五輌

大野村

国税金　三十円八拾銭
賦　金　弐百四十五円弐拾六銭七厘
戸数本籍　三百三戸　士族　十七戸
平民二百八十六戸

寄留戸数　〇

社　郷社〇　村社〇　雑社四戸
寺　曹洞宗一戸　真言宗一戸
右惣計　三百九戸

人数　男　七百三十八人　士族　四十七人
平民　六百九十一人
女　六百八十九人　士族　五十一人
平民　六百三十八人

右惣計　千四百二十七人

他出寄留人　男一人　士族一人
女　〇
平民〇

外来寄留人　男　〇

女一人　士族一人
平民〇

右惣計　二人

牛馬　牡馬　五十頭　惣計五十三頭
牝馬　三頭

牡牛　七頭　惣計三十八頭
牝牛三十一頭

舟車　日本形
五十石以上　〇　漁舟〇
五十石未満荷船〇

人力車　五輌

荷車　〇

惣計　舟　〇
車　五輌

(三)　四民平等

1、身分制度の撤廃

版籍の奉還によって大名と藩士の主従的身分関係がなくなったのを機会に、公卿と大名を華族とし、藩士や幕臣たち武士に関する者を士族と称し、他を平民として、封建的差別扱いをやめるべき諸制度の改革がはかられた。

すなわち、三年九月衆庶に氏を許す。十二月佩刀を禁ず。四年四月平民の路上乗馬を許す。八月士民に散髪、脱刀、立礼を許す。同月華族と平民の婚嫁を許す。十二月華士族の営業を許す。等々、国民の生活をしばっていた種々の制約がのぞかれることになった。

こうして、いわゆる四民平等の世となったとはいいながらも、身分的な観念や習慣、あるいは、その権限が全く同一平等になったわけではなかった。

農工商（平民）の人たちは、はじめて苗字を名乗るのであるが、その姓はどうして名付けたのであろうか。現在山内町に三百十六種以上の苗字があるが、その中で、町内では一戸だけという苗字が百四十四種類もある。いずれの姓にもそれぞれの理由があることであろう。ここで不可解なのは、前にも述べたのであるが、苗字を許される以前の農工商の人たちが、寺院の過去帳には百姓あるいは商人と明記されているにもかかわらず、江戸時代に建立された墓碑には、はっきり苗字が記されていることである。このことはぜひ解明した

いものである。

犬　走 149 149	有富３　池田１　岩永１　浦川５　浦郷１　江口２　大塚１　川内３ 川久保１　草場２　桑原３　小林２　古賀14　下田４　田島12 田代１　高田３　棚町１　津山２　堤１　鶴崎１　都知木１　中野２ 中村１　長岡１　仁戸田２　林６　東１　深江６　福田10　古川１ 本田１　前田２　松尾５　牟田５　八坂１　八田10　山下９　山領21
踊　瀬 64 66	井手１　池田１　石橋１　今崎１　江口１　大財１　岡本１　梶原８ 川崎１　川島１　末藤３　瀬戸口１　棚町１　徳永１　中川内８ 中島１　乗本１　橋口２　樋口１　東島１　久島１　福田２　袋１ 松尾１　宮崎４　八田１　山口１　山田10　山領１　横山２　渡辺３
永　尾 75 80	朝日１　井手１　池田１　小野１　大石１　梶原４　梶山１　蒲地１ 木島１　久保１　小池１　向門５　清水１　田中２　鳥屋２　中原１ 中村１　秀島３　平川１　福田16　福本１　松尾２　宮崎６　宮西１ 森元１　山口11　山崎１　山田１　山下１　渡辺５
鳥　海 189 195	稲田８　岩永３　上田４　浦川１　江口１　大川内１　大宅６ 大渡１　加々良１　蒲地１　河北１　木須14　草場33　坂口２ 下川１　下平12　須賀１　杉原１　瀬戸口１　田淵３　竹下１ 竹村１　辻田１　弦巻１　徳永１　富岡３　富永１　中島１　中山１ 野口１　野田２　平山11　福田３　藤瀬１　古川１　堀１　前川１ 前田４　町田１　松尾12　松永１　光武１　御厨１　水田５　牟田１ 村岡１　馬渡１　山口28　山崎１　山本１　横井１　吉原１　渡辺１
三間坂 471 492	秋月１　東１　井上１　井手17　伊東１　伊藤１　猪口１　井田１ 池田４　石橋３　石丸１　一ノ瀬１　犬塚１　犬走13　岩崎５ 岩永１　岩本１　上田１　内田１　浦１　浦川５　江口１　小潟１ 小川１　小野１　緒方１　大石１　大川内１　大島１　大野４ 大宅７　岡１　甲斐１　梶原３　蒲地９　上浦１　川原１　木須３ 木寺２　木原１　木村１　岸川１　北川９　久地石１　久保３ 公文２　草場５　栗原１　黒髪１　小島３　小柳９　古賀11　郡１ 坂口１　清水１　重松１　下15　下田１　下平３　庄野１　城島１ 神藤１　末永２　杉原12　杉光１　鈴田５　鈴山１　関１　副島１

三間坂 471 492	田島２　田代２　田中15　今道１　田淵２　多久島２　高田１　千北１ 堤２　弦巻６　土井１都知木４　徳永１　富岡１　富永２　中尾１　中野１ 中原２　中村１　中山10　永尾２　永田１　永松１　長束１　楢崎１ 南里１　西川２　野口１　野田１　野中２　馬場１　橋口10　桂１　浜本１ 早崎１　原田２　樋渡２　東島14　平島１　平原２　深江２　福井１ 福島１　福田１　藤井１　藤村12　淵上２　仏坂２　古川５　古沢１ 外尾１　堀２　本城１　前田２　松尾24　松本１　三ケ島１　水田６ 溝上１　湊１　峰松１　峯松１　宮崎１　宮原５　宮元１　村岡１　毛利１ 馬渡２　本山２　森１　諸岡４　山北６　山口20　山崎２　山下３　山村１ 山領２　吉岡２　吉田１　吉見１　吉村１　力安５　富安１　友広１ 朝重１　朝長１
舟ノ原 160 169	岩永２　浦川２　浦川内３　浦郷１　江口１　大石１　金子１　北川２ 栗原４　坂口９　杉原37　田島２　田中１　朝重２　永尾32　野口１ 橋口７　樋渡９　福地２　藤崎１　松尾10　馬渡３　諸岡９　山頭２ 山北７　山口２　山領１　吉牟田２　力武４
今　山 106 113	井上５　井手10　伊藤１　池田２　浦１　浦川11　浦郷６　大川内５ 大宅１　草場８　黒川１　桑原４　小柳１　坂口２　下坂１　杉原１ 田中２　高田１　知北２　土井１　朝重10　馬場１　八本木１　原１ 前田１　松尾16　丸田１　山口９
下黒髪 61 65	上滝１　浦川８　緒方１　大渡１　古賀２　坂口28　副島１　田代１ 田中１　常盤１　中尾１　中村１　古川１　前田１　松尾２　松下１ 宮副１　八坂５　山下１　吉田２
大　野 156 172	石橋１　石渡１　糸山１　犬走４　浦６　浦川１　江口１　江原２　小野１ 緒方２　大川内１　大野１　大渡３　岡本１　笠木１　梶原２　金子１ 北川３　北１　草場１　倉町２　小柳１　古賀３　坂口７　霜出１　杉原１ 杉本１　田崎13　田島１　田代２　立山１　知北１　鶴田１　朝重１ 中尾４　中島11　中原１　中村２　成松１　二宮１　野口３　納富１ 林１　原口１　日高１　樋口１　樋渡１　深川１　藤井１　藤村１　堀１　馬場１ 本城１　前田５　松尾７　松永１　峰原１　迎田２　毛利１　森下１

	八坂1　山北3　山口10　山田1　山下8　吉田1　吉永1　力安7
宮野 294 301	朝日1　井上3　井手2　池田1　石橋1　一ノ瀬1　犬走1　岩崎1 岩吉1　上滝2　浦12　浦川3　江頭1　江口2　小野4　大川内1 大園1　大宅2　岡本2　金子1　金丸4　川内1　川瀬1　川添1 川田1　勘崎1　北川15　久地石1　久保15　草場8　楠田1　黒岩1 黒髪1　黒川1　佐々木1　坂井1　坂口6　渋川3　下平1　上滝1 神宮2　杉原2　杉森1　鈴山8　千住1　副島2　田代3　田中6 多久島2　宅島1　知北1　富原1　朝重1　鳥谷3　中尾6　中島5 中原7　中山1　永尾2　永田1　錦織1　野口1　馬場6　橋口2 林1　原1　樋口1　樋渡1　久部2　福田1　藤崎4　藤瀬1　藤本1 古高1　本城1　前田14　前橋1　松尾13　丸田7　峰1　宮崎1　宮原1 迎3　安永12　山口19　山崎2　山下21　山本4　吉岡1　吉田2
立野川内 298 361	秋吉1　浅井1　井手6　池田2　石橋2　犬走1　犬山1　岩崎1 浦川2　江頭1　江口5　小野2　小原1　大川内1　大宅4　岡沢1 岡本1　梶原3　梶山5　片山1　門井1　金子2　蒲地1　川内2 川久保3　川口3　川浪1　岸川1　北島1　久保1　草場2　小柳1 向門1　坂井1　坂口2　渋川1　下1　下平1　首藤1　杉原1 瀬戸口2　曽川1　副島1　田口1　田代19　多久島35　滝川1　武雄1 谷山1　知北1　辻1　土許1　鶴田1　都知木2　栃木2　朝重1 中尾11　中島1　中原4　中山9　永石2　永尾1　永田4　二宮1 西山1　野方2　野口1　納所1　馬場3　橋口1　原1　原田1　樋渡12 東島1　久部1　平方1　平野1　福田2　藤岡1　藤崎1　外尾9 前田1　松尾12　松本1　溝上1　宮崎2　森25　森田1　森山4　諸限1 八坂1　山北6　山口13　山崎1　山田3　山下2　山領1　吉岡1 吉永1　吉原1　力武1　力安2　川原1　勝木1

S50電話帳により調査（2,159戸中2,023戸分）

2、士族の動向

明治の世になって生活に一番大きな影響を受けた者は「知行取り」いわゆる士族であった。

士族たちは、政府や実業界の要路についたり、学者・軍人・教員・巡査などの社会の指導的役割についたりしたとはいえ、その数は少なく、大多数の士族には及ばなかった。

そこで士族たちは、帰農したり、製糸、製茶、紡績などの新事業をおこしたり、金禄公債を元手（もとで）に商売に手を出したりしたが、「士族の商法」といわれたように失敗するものが多かった。

金禄公債というのは、明治九年八月従来の石高を金額に換算して「金禄公債証書」を交付し、その金額を五年間据置き、六年目より三十か年の間に現金をもって償還するというのである。家禄を離れた士族たちは、年利率五分～七分で支払われる金利で生活することになった。

佐賀県立図書館の資料から、町内関係者の公債交付高をひろえば次のとおりである。

佐々木太郎左エ門貞綱	宮野	四〇六円	四三銭 二厘
森馬之亟義幸	犬走	三八六、	六五、四
中村恒馬公行	大野	三一六、	〇六、四
副島左兵清起忠	今山	二九八、	六九、〇
清水晃太郎由敬	大野	二八七、	三五、〇

平山九郎太宗孝	鳥海	二五五、九四、八
江口亀之助敬忠	犬走	二一三、一三、六
中原愛三郎親長	宮野	二〇二、五一、〇
梶山柳吉維長	宮野	二〇二、五一、〇
松尾亀吉郎宗時	立野川内	一八七、七六、八
毛利竜渓	大野	一八七、七六、八
中村道軒	犬走	一八七、七六、八
松尾竜平寛則	鳥海	一七九、一一、六
牟田寿一郎忠行	三間坂	一七九、一一、六
加々良礼左エ門	鳥海	一七九、一一、六
岩永豹之亟政敏	三間坂	一七九、一一、六
東島光太郎起長	今山	一七九、一一、六
宮崎八太郎	水尾	一七九、一一、六
古賀貞左エ門義行	三間坂	一七九、一一、六
樋口新吾親清	宮野	一七九、一一、六
山北貞四郎忠常	船ノ原	一七九、一一、六
水上道順	大野	一七九、一一、六
御厨寛治	鳥海	一七九、一一、六

鶴田実右エ門	大野	一七九、一一、六
山口昇親尋	三間坂	一七九、一一、六
沢井貞之助道貞	船ノ原	一七九、一一、六
川崎兵蔵義貞	永尾	一七九、一一、六
田中治藤太忠利	三間坂	一七九、一一、六
富田忠太都時	大野	一七九、一一、六
黒髪勇馬徳崇	水尾	一七九、一一、六
杉森鶴吉	水尾	一七九、一一、六
岡部徳之進康門	大野	一七九、一一、六
梶原喜左エ門正春	踊瀬	一七九、一一、六
山領沢之助	犬走	一七九、一一、六
成松作次泉義	宮野	一七九、一一、六
浦川宗甫	三間坂	一七九、一一、六

（以上五石以上の侍）

これに対し武雄邑の士族たちは、前記の家禄金給与を不満として、明治三十八年十月十四日付で「家禄金給与不足下渡請求之訴状、家禄金給与不足下渡人別表」を裁判所に提訴している。

当時、武雄邑は数個の大隊を編成し、軍備を拡張したため費額が大いにかさみ、家禄の三分五厘（三つ成り半）を給していた。これに対して太政官布告第八号及第一五二号による禄高調査は僅かに十余日で、事の

精査を遂げず政府へ報告したので錯誤があるなどを挙げて、許状にある金額の下渡を請求した。

最終の判決は四十二年十二月二十三日行われているが、敗訴に終わっている。

この訴訟は、足軽を含む全士族の協同訴訟で、名簿を作成し、各人の石高、不足金額を記入した膨大な資料である。名簿にある町内居住の人は一七七名であるが、士族の中でも上っていない人がある。

前記金禄公債の金額は、当時の米価一石四円五十銭ないし四円八十銭からすれば、相当な金額のように思えるが、この分だけでは生活を維持することはできない。他の職業もうまくいかず、公債証書を売却して生活を支える者も出る程であった。

政府は資金を貸し付けて「士族授産」の道を講じたり、近代産業育成の見地から「官営工場」を建設したりした。旧佐賀藩主鍋島直大は士族遺金として金七万円を下付して、旧士族の地主化を奨励し、分賦資金をもって適当な土地を求め、相対（あいたい）によって小作料を定め、これによって自活せしめようとした。

松永平太郎の墓碑
（明治42年没）

山内における士族の動きで、その主なるものをひろえば、次の通りである。

宮野の士族樋口親易は、締土をつくる磁石粉砕工場を小路に創設したが、程なく人手（丸田源一）にゆずり渡した。

宮野の士族原田種孝は、綱ノ内において乳牛四～五頭を飼育し、牛乳を伊万里の森永に送っていたが程なく廃業した。

宮野の士族松永平太郎は、山ノ堂の岩窟内で「チャコ」製造聖門商会をはじめたが採算がとれずに廃業した。

三間坂の士族森儀三は、内職として「提灯張り」をしたが、生計を支えるまでに至らず、土地を切り売りして生活した。

三間坂の士族牟田忠行、永尾の士族武山通道は、三鳥小学校、牟田忠行の弟平吉信道、および宮野の士族梶山維長は、犬走小学校、古賀才吉郎は、立野川内小学校、大野の士族成松民太郎は、中通小学校の教授となった。

また、前記訴状によれば、藤瀬重春、杉原藤作、杉原市次郎は佐世保へ、前田熊市は長崎へ、杉原勝家は八女郡へ転居しているが、おそらく新しい職を求めてのことであろう。

以上の例からでも山内町内における士族の動向の一端をうかがうことができる。

3、佐賀の乱

佐賀の乱は、わが山内には直接大きな影響をあたえなかったものの、武雄領としては直接参加しており、佐賀県としては、最も重大な大事件であったので簡単にふれておきたい。

この動乱は、『佐賀県史』に述べてあるように、単に中央政府内における征韓論の敗退、それによる要人の下野のみによってひき起こされたのではなく、憂国的保守性が、これを契機としてあるいは利用して起こしたもので、その背景にあるものとして、政府部内における派閥抗争、士族の反政府的動向、大久保・木戸の独裁体制、社会・経済界の不安定（災害、疫病、物価高騰）などがあげられる。

当時の中央政界はこれらの背景の上に三つの派閥ができて、三者三様の主張が鼎立（ていりつ）していたのである。

憂国党は、反政府派で、社会的経済的地位の没落を回復しようとする士族階層が主軸となり、農民の一部が加担したもので、旧薩摩藩主島津久光を中心とした封建反動的グループである。佐賀藩の島義勇はこのグループに属していた。

征韓党は、士族に経済的な地位を得しめようとする態度を基本的に持ちながらも、明治の新政を肯定し、新しい立場で国権の確立を主張するグループで、西郷隆盛・江藤新平・板垣退助など討幕派から成長してきた専制的官僚群が多い。

大久保、木戸派は、三条実美・岩倉具視らを擁する独裁体制の確立（薩長連合）を企図する一派で、佐賀を反政府運動の策源地とみなし、その弾圧にあらゆる努力を惜しまなかった。

この三派の抗争は、征韓論をもってその頂点に達し、明治七年（一八七四）一月二十八日岩村通俊（土佐出身）に替わって弟の岩村高俊が佐賀県権令として赴任する際、軍隊を率いて西下するとの情報は、佐賀士族への火つけ役となったのである。『実録佐賀戦争峰英太郎著』に「事匆々の間に起り、隊伍の組織上に整頓を欠ぎたるは……」というように、事件は新権令赴任直前の、短時間に勃発し拡大してしまったのである。

『佐賀の乱宮田幸太郎著』によると

佐賀征討軍　総兵員　九、四八四名

総督　東伏見宮嘉彰親王（軍事・行政・裁判）全権　大久保利道

総督附属隊　近衛第二連隊　一、一七〇

東京鎮台一中隊　一八〇

東京鎮台第三砲隊一四四

大阪鎮台第十大隊六三一

第四大隊五七九

熊本鎮台第一大隊六四七

第十九大隊六八二

現地徴集士族　四、一二八（北九州各県より徴募。佐賀士族三〇〇人がこの中にいるが徴募兵の日給は司令五円、半令四円、響導二円五十銭、兵二円であった（米一石五円））

後備え隊　一、三二三（大阪鎮台・広島鎮台）

佐賀軍　総兵員　六、三二七名

（戦闘参加者はずっと少ない）

佐賀	四、六五九	唐津	一三五
蓮池	六八三	鹿島	一九〇
小城	三六〇	塩田	八四
久保田	五四	武雄	六四
多々良	一六	芦刈	三二
多久	五〇		

さて戦闘は、二月十六日未明、双方の斥候兵の衝突から始まった。十八日鎮台兵は東に潰走したが、十九・二十日に政府軍は続々到着し、二十日朝日山の戦をはじめ、宮地村、江見村、牟田村の激戦で戦況は逆転し、二十七日の川久保、蓮池、境原での大激戦の末、佐賀軍の投降となって戦闘は終わった。(江藤新平は二十三日夜戦線を離れ脱走していた。)この戦の戦死者は政府軍一九三、佐賀軍一六七、負傷者は政府軍二〇一、佐賀軍一六七と『明治史要』は述べている。

この間の武雄の動向については『武雄市史』の詳述するところであるので、それを要約してここに掲げる。

旧邑主鍋島茂昌は再三の要請にもかかわらず言を左右にして動こうとしなかった。

二月十六日佐賀では戦闘が開始され、武雄から出兵しなければ、まず武雄を攻撃すると脅迫されるに至って、士四卒三十名、小銃十挺で武装した一隊を佐賀に送った。翌十七日、佐賀憂国党の嫌疑が解けないというので、さらに三十名、小銃二十二挺を派遣した。

武雄勢は二十三日夜二時ごろ、本営から小銃を渡され、二十四日九時ごろ神埼まで出向いたが、「佐賀兵敗走之際ニ付一弾之発砲も不仕、忽々引き揚げ(『軍事方日記』)」て武雄へ帰着した。

三間坂の公文忠三は、神埼において足を銃剣で突かれて跛になった。隊長級の渕竜之丞はすでに帰ってしまっているし、筆者の縁者は川の土手に寝ていたという。果たして武雄勢はどの程度参加したのであろうか。

こうした反面、二十五日には政府軍へ参加のための軍事編成がなされている。しかし、出動するまでにはいたっていない。

二十七日長崎に上陸した征討軍二百名が、大村・彼杵を通って武雄にはいるというので、平山又一は卒三十名を率いて三間坂まで出張し、宿割や焚出しなどしている。

江藤・島は事後始末について、鹿児島の島津久光に嘆願した。久光は、中山・和田両名を佐賀に派遣して大久保に面会させた。その応答の内容について、『大久保日記の佐賀戦争追憶談』は次のように述べている。

「……老公(久光)は何故にかれら廟堂反対者を助けんとなし給うのであるか。今や政界は種々反対者のために紛乱しつつある。この時において、厳罰を加えずんば各方面に続々戦争の起こるの色あり。故におもなる反対者は、戦争をなすとなさざるとを問わず、何かの名義のもとにみな殺しにせんと欲す。いわんや今回の事件に関与し、またその疑いのある者は、ことごとく斬殺すべき考えなり……」と。

軍事、行政、裁判の全権を自ら一人占めにしている大久保は、四月十二日判決を確定し、翌十三日には刑の宣言を行い、無惨にも即日刑を執行した。

梟首(さらし)　江藤・島(大正元年賊名を除かれ、大正五年江藤正四位、島従四位の贈位があった。)

斬首　一一名　懲役十年　六名　同七年　一八名　同五年　一八名　同三年　六二名　同二年　四七名　同百日　一名　禁固百日　二名　同七〇日　三名　同四〇日　二名　除籍(士族から除き一切の特権をはく脱)　二三九名。

総計　四一一名。

四月十九日付で、茂昌以下の武雄士族団に対して「……非常ノ特典ヲ以テ、其罪差免ス」と達せられ処罰を免れた。

かくして佐賀の乱は終結したのであるが、佐賀の乱の敗退は、憂国党、征韓党の敗退であって、それ以後の中央政治は大久保・木戸の独裁体制が確立されるのである。

佐賀県は、反政府的な地域として決定づけられ、藩閥政府からの脱落を余儀なくされただけでなく、県の

統廃合や長官の任命などはいうに及ばず、あらゆる面で不利な立場になった。このため地域的後進性をもたらしたのである。

二、文明開化

(一) 社会制度の改革

1、神社と寺院の分離

新政府は人民に天皇崇拝を徹底させ、政府に対する人民の精神的支持を確立したいという意図から、「祭政一致」の立場をとり、『人民告論』で「天子様は天照太神宮の御子孫で、この世の初めより日本の主だ」と説いて、天皇は伝統的で神聖なる統治者とし、国の祭典を執行する至高の方であるとした。

しかし、民間には仏教伝来以来、「本地垂迹」の説が起こって神と仏を合せ祀っており、おおかたの神社は、寺院側に隷属の形で併存していた。

そこで政府は、天皇を「現人神」として崇め、神（神社）の頂点としての地位を確立し、もって中央集権の実を挙げるがために、明治三年正月詔りして次のように言った。

「朕恭惟、天神天祖、立極乗統、列皇相承、継之述之、祭政一致、億兆同心、治教明干上、風俗美干下……宜明治教、以宣揚惟神之大道也、因新命宣教師、布教天下、汝群臣衆庶其体斯旨」と

これを大教宣布の詔という。これによって、法親王を還俗させ、公卿の子弟が僧となることを禁じ、神仏の混淆を止めて、神社と寺院を分離させたのである。

わが山内町においても黒髪神社と大智院が、はっきり分離することになった。

大智院西光密寺は、往古より修験場として有名な黒髪山にあり、開基を弘法大師とする古刹で末寺八十余か寺をもっていた大寺院であった。正保二年（一六四四）京都嵯峨大覚寺の末寺となって、住持を院家と称することとなり、法親王の格式をもって遇せられ、「菊花の紋章」を使用することを許されていた。大智院の末寺で、下黒髪にある無動院の奥ノ院の屋根瓦には、現在も菊花の紋章が使われている。

無動院奥ノ院の紋章

この大教宣布の詔によって法親王の格式もなくなり、空海の第一仏弟子快護の建立になる「中宮の神祠」も神社側のものとし、仏殿のみをもって「準別格本山黒髪山大智院西光密寺」として新発足することになった。

立野川内悉地院と八幡神社もそうである。

中興一世覚運（寛永八年一六三一）の先住、すなわち、悉地院の尊胤法印は、すでに廃寺となっていた安養院跡に八幡神社を勧請建立して、共に祭祀を行っていた。東光寺の堯盛法印は、黒髪山大権現を勧請して権現社を建てていたが、明治になって分離独立した。

ほかにも、寺の境内に社を祀ったり、社の境内に仏像を祭るなどの例も多かったと思われるが、これも一応解消させられることになったのである。

政府はさらに、明治四年五月、各地にある神社に対して班次を定め、別格官幣社、官幣社、国幣社、県社、郷社、市町村社、無格社の七段階に分け、伊勢神宮をもって皇太神宮と定めて各神社の頂点に置いた。

これによって、神社は、仏教伝来以前からの日本人の神への信仰（偶像神と現人神を氏神・鎮守神・崇敬神として）の場として、完全に寺院と切り離されて、詔勅に述べられている「惟神の大道を宣揚」し、また、国家祭典の主宰者として新発足するのである。

武雄鍋島家から三間坂鎮守神社に奉納（明和３年1766）された鳥居

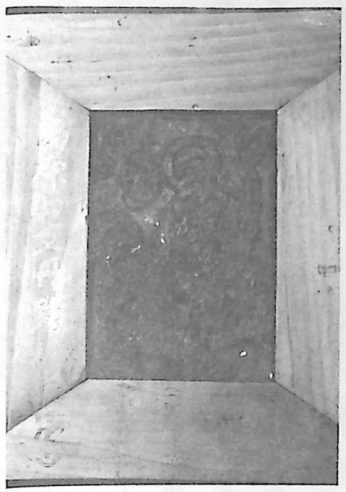

島原切支丹踏絵の像
（島原・東洋館所蔵）

黒髪山の上宮、中宮（今は焼失）、下宮をもって黒髪神社とし、郷社に列せられた。

黒髪社は、崇神天皇の十六年創建というが、史実としては疑わしいけれども、奈良時代にはすでに修験者の山として有名であったことは確かのようである。大智院と共に鎮西の名祠として崇敬深い神社であって、郷社に列せられた。

社禄三石を給せられていた鳥海の天神社は村社に列せられ、犬走天満宮、三間坂鎮守神社もあとで村社に昇格し、他のお宮は無格社として登録された。

このようにして、格付けされた神社には、それぞれに応じて国費、府県費、市町村費を支出して、その祭祀を行わせ、国家神道としての体制をつくっていった。

ここで注目したいのは、この時期に至ってもキリスト教を固く禁止していることである。

先述の『大教宣布の詔』にも「西教ノ儀以前タリ」と述べて、キリスト教禁止の続行を宣言し、その後も幾回もの達示や通達を出していることが、部落や元庄屋宅に残る古文書によってうかがわれる。

長崎県庁より、明治十三年三間坂村長にあてられた達示に、

「愚人共人倫の道を忘れ、余程の人数邪教に落入、大小の国制を破り……王政御一新の初にも切支丹宗門の儀は固禁止候事と御標札出たり、然る処眼療、針灸、呪或は珍敷物の売人又は廻国修業者に仕立、諸方へ間諜を指入、中食または旅宿などにて薬を与へ貧民には金銭を施し或は邪婬の密計を教へ……右体の者来り何事を申候とも必ずとり合わざるよう上たる人々心得置下さるものに申し聞し、邪教に落入ざるよう常々心得置申すべき事」

とある。

右の達示からも、当時のキリスト教に対する考え方、およびその対策の一端を知ることができる。

さらにこの達示をうけての指導があったのか、明治十五～十七年頃は各村別に村内規約をつくっている。立野川内村、犬走村、鳥海村などだいたい似てはいるが、犬走村規約が最も徹底した厳しいものであるので紹介する。

犬走村規約（明治17年11月）

杵島郡犬走村規約

第一条　耶蘇ハ国族(賊)ニ関スル事ニ候得ハ加入致スベカラザル事

第二条　同教説教演説ニハ決シテ立聞ヲモ致スベカラザル事

第三条　同教ニ加入シタル人ハ村内居住ヲ相改候事但シ　所持財産ハ違約金トシテ村内ヨリ支配致シ候事

第四条　万一同教説教等ニテモ立聞致シタル事実確カナル証明ノ上ハ違約金トシテ金五円ヲ課シ候事

第五条　同教加入ノ宅ニハ親属トイエドモ冠婚葬祭ヲ始メ総ベテ立入致スベカラズ若シ出入候者ハ本人同様第三条ニ準ジ候事

第六条　同教加入ノ者エ金穀貸借致スベカラズ若相背者事実確カナル証明ノ上ハ違約金拾五円ヲ課シ候事

右ケ条之通村内規約取詰上候ニ付依テ連印仕置候也

明治十七年申十一月十五日

右の規約に一八六名の連署押印がなされている。

2、戸籍法の制定

明治政府は、新政の大目標の一つとして「文明開化」をかかげ、西洋先進国にならって旧来の風俗・習慣を改め、一日も早く西洋諸国に追いつくことを念じて、諸種の禁令(堕胎、新生児陰殺、断髪、裸体、佩刀)を出し、明治四年には「改定律例」をつくった。さらに十三年にはこれを改めて、刑法、治罪法となした。二十二年には憲法発布、民法、商法、行政裁判法、民事訴訟法、刑事訴訟法等相ついで制定されて、法治国としての体勢ができあがった。

こうした施策の中の一つとして、明治四年四月四日戸籍法が施行された。従来、人員の把握は寺院の檀徒帳、過去帳、人別帳などによっていたが、徹底を欠き、庄屋たちが各々存知しているに過ぎず、的確なる把握は困難な状態であった。

しかし、中央政府の政策を忠実に各地方に於いて具現し、旧藩体制を解体して新たな地方行政を遂行するためには、人員の確実なる把握が必要なのである。前述の大小区制はこの必要性からとられた一時的の制度で、ここに戸籍事務を担当する戸長制度ができたのである。戸長という名称も戸籍事務管理の長という意味であろうか。戸長事務は、寺院を事務所にする場合と、自邸を事務所にする場合とがあった。

当初の戸長は犬走、踊瀬、永尾は梶原精六、船ノ原は山北忠常、鳥海は平山又一、三間坂は松尾寛則が戸長となったが、十三年からは、犬走、踊瀬、永尾、船ノ原、鳥海を一括して平山又一、三間坂、真手野は中山義興、宮野、大野は佐々木貞綱が戸長となった。

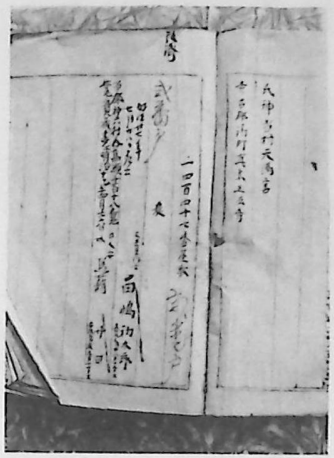

犬走の戸籍簿（明治９年３月）

このようにしてできた戸籍簿では、それぞれの住居に小区毎の番号をつけて、何番屋敷と呼び、家族員名及び生年月日、続柄、職業、その家の氏神、檀家寺名を記載してある。

明治九年丙子三月に整理作成した「杵島郡犬走本村分戸籍簿」をみると、千四百四十六番屋敷から千六百三拾番まで本番百八拾五戸、同居番拾戸、総計百九拾五戸が記載され、その後変動のあったものは朱書によって訂正加筆されている。なお氏神は全戸犬走天満宮であり、檀家寺は常念寺八十戸、西教寺六十九戸、正法寺二十六戸、明宗寺七戸、徳円寺四戸、高峯寺、円応寺各二戸、善念寺、法林寺各一戸、書いてない家三戸となっている。また当時の人口は八七二名（昭五〇、一〇現在、一五〇戸七一三名）である。

これらのことは当時の犬走を相像する有力な資料である。

戸長はこの戸籍事務のほかに、地租改正事務、学事事務、徴兵事務などの事務もとることとなり、政府の改革的政治施策の実現の最先端に立たされた。

3、太陽暦の採用

中国や日本では古くから干支をもって年月日をしめしていた。干は甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十干で、支は子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の十二支である。この十干と十二支を組み合わせてその年を表した。この組み合わせは六十個できる。だから六十を周期として、またもとの干支にかえることになる。現在でも「還暦」というのはこのことを意味する。

今日の太陽暦以前には、日本では「日本長暦」「貞享暦」「皇和通暦」など九種の暦を使ってきたそうであるが、最後の暦は天保年間につくられた「天保暦」といわれるものである。これは、太陽と月の両者の運動を利用してつくられたいわゆる大陰暦で、きわめてすぐれた暦といわれる。この天保暦が、現在普通にいわれる旧暦である。

明治五年十一月九日に「大陰暦を太陽暦に改めるに付太政官布告」が出て、各庄屋に通達された。犬走村庄屋山領代右衛門宅にその布告文がある。すこし長文ではあるが転記する。

太陰暦ヲ太陽暦ニ改メルニ付太政官布告、

今般太陰暦ヲ廃シ太陽暦御頒行相成候ニ付来ル十二月三日ヲ以明治六年一月一日ト被定候事

但新暦鏤技出来次第頒布候事

一、一ケ年三百六十五日、十二ケ月ニ分ケ四年毎ニ一日ノ閏ヲ置候事

一、時刻之儀是迄書夜長短ニ随一時ニ相分ケ候処、今後改二時辰儀時刻晝夜平分二十四ニ定メ子刻ヨリ

十二ニ分、午後幾時ト稱候事

一、時鐘之儀、来ル一月一日ヨリ右時刻可致事

但是迄時辰儀時刻ヲ何刻ト唱来候処以後何時ト可稱事

一、諸祭典等旧暦月日ヲ新暦月日相尚シ施行可致事

太陽暦一年三百六十五日、閏年三百六十六日四年毎ニ置之

一月大三十一日丑　其一日壬申　十二月三日

二月小二十八日　丑閏年申十九日　其一日　酉　正月四日

三月大三十一日子　其一日　二月三日

四月小三十日　未　其一日　三月五日

五月大三十一日丑　其一日　四月五日

六月小三十日　申　其一日　五月七日

七月大三十一日寅　其一日　六月七日

八月大三十一日酉　其一日　閏六月九日

九月小三十日　辰　其一日　七月十日

十月大三十一日戌　其一日　八月十日

十一月小三十日巳　其一日　九月十二日

十二月大三十一日亥　其一日　十月十二日

大小毎年替ラヌ事

雨合時即午後十二時子刻　一時子半刻　二時丑時　三時丑半刻

四時寅刻　五時寅半刻　六時卯刻　七時卯半刻　八時辰刻

九時辰半刻　十時巳刻　十一時巳半刻　十二時午刻

一時午半刻　二時未刻　三時未半刻　四時申刻　五時申半刻

六時酉刻　七時酉半刻　八時戌刻　九時戌半刻　十時亥刻

十一時亥半刻　十二時子刻

右之通被定候事

壬申十一月九日　太政官

来ル十二月三日ヲ以、明治六年一月一日ト被相定候間別紙之通被仰出候事、同日ヲ元日ト相心得、例年新正賀式相整候事

右之通相達候条区内無洩落即急可相觸候也

壬申十一月廿日

こうして太陽暦にかわったのは、旧暦に誤りが多かったからではない。それぞれに特長もあれば欠陥もある。天保以来使用してきた旧暦が、われわれの日常生活に今なお使用され、利用されていることがその証左である。太陽暦の採用は、明治の文明開化の空気、世界の動きに同調しようとする意識から起こったもので、大陰暦の不備・不完から改変したのではない。

またこのとき、国の祭日を定め、日曜日をもって諸官衙（が）・学校の休業日と定めた。

4、地租改正

封建的土地所有から封建的諸強制権が発動するのは当然である。近代資本主義体制を指向する新政府としては、封建的土地所有を解体して、実際に農業を営む農民の手に土地を帰属させなければならない。根本的な土地改革の必要性がここにあった。

明治六年（一八七三）七月二十八日地租改正法（上諭、布告、地租改正条例、同施行規則、地方官心得書）が出された。これによると、

1　旧制の貢租を全廃する。

2　地価に対する百分ノ三を地租とする。

3　地租に付加税として本税の三分ノ一以内を地価に課す。

更に七年五月に追加して、

4　年の豊凶にかかわらず減免しない。

5　地価は六年間据えおく。

6　九年までに検地測量を終わり新法に基くべきこと。

と、いうのであって、表面的には税制の改革で物納形態を改めて金納形態にしたに過ぎないようだけれども、実際には地租納入義務者（土地所有者）を確定して国庫収入の安定をはかったものである。

地租改正事業の重要な内容は、一筆毎に面積を杖量し、地味を査定して平均収量を決めて、その地価を決

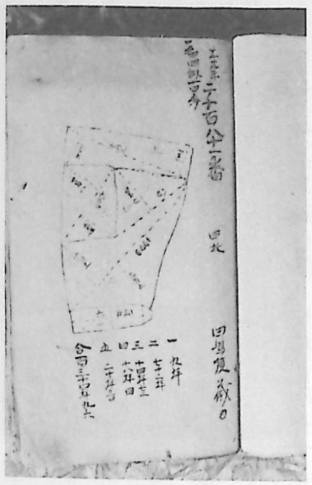

面積の杖量
（犬走の地所取調帳から）

定するとともに、その所有者、すなわち、地租納入義務者を確認することであった。こうした確認によって、土地所有の証書として一筆一枚「地券」をその所有者に交付したのである。

しかし、この作業は容易なことではなかった。所有地決定にあたっては、祭田のような村共有地、団体共有地、小作人と地主の所有権問題、社寺地および山林・原野の入合地などの問題に加えて、地価決定の問題がある。

当局はあらかじめたてた目標価格をぜが非でも通そうとするし、農民は農民で強く不満をのべ徹底的に反対をする。当局はこれらの者にはあらゆる強圧、弾圧を加え投獄まで行う始末で騒擾を極めた。

問題はこれだけではなかった。一筆毎の杖量の困難さと労力の消耗である。

当時の「現反別野取帳」を見ると、一筆毎に地番号を決め、現形を書き写し、尺杖を以って測量して面積を算出し、これを「地所取調帳」に転載する。次にそれぞれの等級を決定し、所有者名を記入している。

田畑・宅地の等級は、一等より十一等および等外一等、等外二等の十三階級に分け、田畑・宅地・山など地目別の地価単位により面積を乗じて地価が決定して

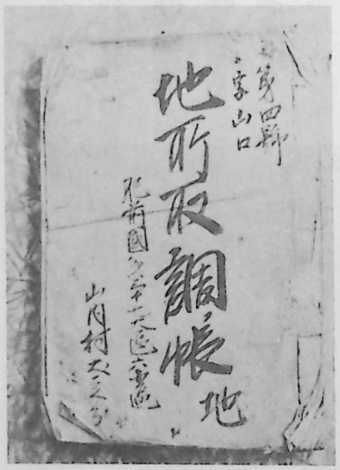

地所取調帳（当地六番小区を山内村といったことがわかる）

はじめて地券状が出されるのである。

犬走村字山口の地所取調帳による等級は、田は四等～十等、畑が三等～十等で、いずれも十一等以下はない。宅地はみな六等または七等である。坪単価は田が四等二十一銭一厘、十等十一銭、畑が三等六銭五厘、十等五厘であり、同じ七等では、田が十七銭七厘（反当五三円一〇銭）、畑は二銭九厘（反当八円七十銭）、宅地が五銭となっている。

当時の米価は一升、五銭内外であるので、石当り五円となる。七等田（平均標準）の反当五十三円と比較して、米価十石位にあたり、決して高い地価とはいえないが、問題はこの価格がその土地の売買価格（基準とはなっても）ではなくして、地租の課税価格になるということである。農民は低い課税価格を望むのに対し、為政者は高い方を課しようとするのは今も昔も変わらない。この地所取調帳によっても、農民は、十一等あるいは等外を主張するのを、為政者は、八等・九等と格上げしている。大多数が格上げしているのに、逆に格下げにしているものは二～三の筆数にすぎない。この地価決定がいかにむずかしいものであったかが記帳の上からもうかがえる。

地租課税率は百分の三（明治十年以降は百分の二コ半）と地券に明記して、租税は金納にすることになった。

したがって七等級の田一反歩を所有する農民は、地租一円五十九銭を納入することになる。この金額は当

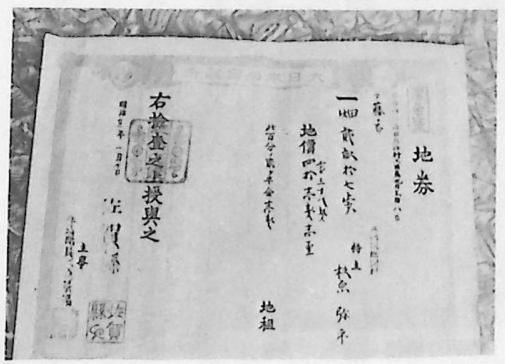

地券状（明治21年発行）

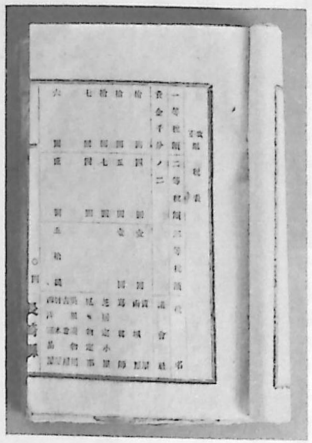
県令から長に達示せられた税表
（今山の戸長朝重五三宛のもの）

営業名	一等税額	二等税額	三等税額
写真師	一〇円	五円	一円
呉服屋 材木屋 古着屋 西洋諸品屋	六円	二円	五〇銭
小間物屋	四円	二円	五〇銭
時計師	三円	一円	
旅人宿 魚屋 野菜屋	一円	五〇銭	
仕立屋 豆腐屋	五〇銭	三〇銭	
大工・左官 石工・畳屋	一五銭	一〇銭	

時の農民にとっては、堪えられぬ程の大きな負担であった。

明治九年十月三十一日付の県令北島秀朝が、今山の戸長朝重五三に送付した「営業税の更正」に関する達示による税額と農民の税額と比較すれば、農民の一反歩に対する税額と呉服屋、材木屋、西洋諸品屋、小間物屋の一年分の税額とは大差がない金額である。この負担は、貧農である程苛烈な負担率であったのである。

比較するために達示にある『改正県税表』の一部を表にすれば上の通りである。

金納は農民にとっては大変革である。従来は現物貢租だったから、自らの作物を販売し、または商品化する必要はなかったのである。金納するためには、自らの作物を自らの手によって換金しなければならない。価格変動は直接自分の生活に影響する。ここに農民と商人との接触が始まり、農民は否応なしに貨幣経済に首を突込むことになる。不なれな農民の困惑は大変なものであった。

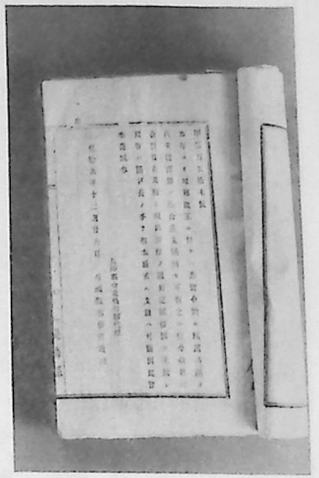

今山戸長に送付された
「租税金引当米」の通達

道川畦堤反別取調帳（船ノ原分）
写真の如く土地の取調べは
厳格をきわめた。

明治九年十二月二十六日甲第百五十七号による「租税金引当正米預り規則」を県令代理名をもって戸長に伝えるなどして徴租の徹底を期し、農民は換金できない場合は抵当米を出し、入札払いなどさせられ、その入費は当該農民負担にするというのである。

貧農者にとっては「泣きづらに蜂」であり、自作の品物を商品として商人と相対で取り引きする農民の苦衷は、税額の過重さを上回った、とは古老の思い出話である。

もう一つ見逃すことのできない問題がある。それは地租納入義務者（いわゆる土地所有者）を決定するにあたって、官有地、共有地、私有地の確定の問題である。田畑についてはほとんど民有になったが、山林・原野については、明治以前から民有ないし人民利用の証明があるものは、個人または村共有、あるいは入会地として認め、明らかな証しがないものはすべて官有地とした。

現在の区有地、町有地、共有地などは、当時の人たちがやっとの思いで官有地入りをくい止めた私たちの財産であることに感謝せねばならない。山内町でも昭和五十年になって入合林野の問題が解消した。

明治六年七月の地租改正法は、十七年三月の太政官布告による地租条令によって改められ、昭和六年三月の地租法施行までこの条令が存続した。

地券発行によって、土地の所有権を保障したことは、農民としては哀訴嘆願から権利主張の道がひらかれたことになり、この権利意識は政治意識の発揚となって民権運動として実践展開されていくのである。

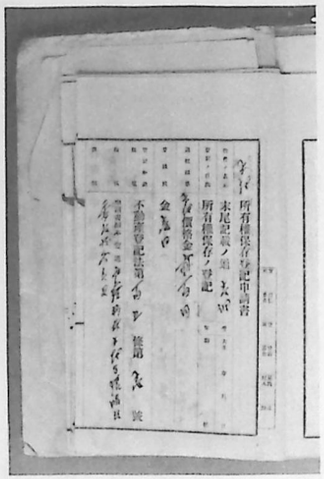

登記済証

明治二十六年になって「登記制度」が施行せられ、「地券」の所有が「登記済証」によって代行されることになった。このために「地券」が廃止されることとなる。土地所有者は、「登記済証」を所持することで、当該土地の占有を保証されたのである。

(二)　九州鉄道（佐世保線）の開通

明治五年（一八七二）東京新橋～横浜間に鉄道が開通した。直接殖産興業政策につながるこの鉄道も、財政困難のために、全面的国営にもできず、その伸長は微々たるものであった。しかし、十年代に入ると、民間の鉄道企業に対する投資が盛んになって、二十三年には民営鉄道が官営鉄道を追い抜き、全国総延長二、二四〇キロメートルのうち、一、三五〇キロメートルを民営が占めることになった。

九州では、九州鉄道によって明治二十二年に、博多～久留米間が最初に開通した。

九州鉄道会社は、明治十六年九州鉄道敷設の議が起こってから幾多の曲折を経て、明治二十一年六月、福岡、熊本、佐賀、長崎の四県有志が資本金一千万円をもって株式会社として発足した。しかし、一般民の鉄道に関する知識が浅く、株金の募集に応ずるものがなかった。そこで四県の知事は自分の管下の郡村に割り当て額を決め、強制的に株主にする状態であった。

敷設計画は、門司～熊本、田代～佐世保、熊本～三角、大村～長崎、小倉～行橋間で、十三の工区に分けて政府に請願したのである。

当時、第三海軍区鎮守府を佐世保に置くことが決定（明治十九年）していたのと、軍事的にはいうに及ばず、九州経済圏の開発が望まれていたので、明治二十一年六月政府は許可状を下付し、一マイルにつき三千円もの補助金を出すことを決定した。

工事は各県の事情で必ずしも計画通りには進まなかったけれども、佐賀県の主要な鉄道建設は九州鉄道会社によって行われた。九州鉄道会社はのち三菱の支配下にはいり、明治三十九年に国有となった。

鳥栖から佐世保までの開通時期は、次の通りである。

鳥栖～佐賀＝明治二十四年八月
佐賀～武雄＝明治二十八年五月
武雄～早岐＝明治三十年七月
早岐～佐世保
大　村＝明治三十一年一月
大村～長崎＝明治三十一年十一月
武雄～有田間の鉄道施設に関する記事を『佐賀新聞七十五年史』から捨って抜粋すれば

明治二十四年

佐賀まで伸びた鉄道をさらに佐世保まで延長するよう通常国会に上提された。この工事は産業開発というよりも、佐世保軍港拡充にともなう国防計画とも言うべきもので……武雄―三間坂間が峻嶮なため九州鉄道会社が着工をためらっていたもの……

明治二十九年七月十九日

九鉄路線中、武雄～有田間は名にし負う難工事で……中でも武雄村西山は平地を抜くこと非常に高く、軌道をつくるためには山をくずし、谷を埋めねばならない。午後二時半頃七台連結の土砂運搬のトロッコが、真っ逆さまに転落、死者六名、重傷者七名、軽傷者二名を出した。

当時の工事技術からすれば、確かに難工事であったであろう。この災事のあとは人夫に出る者が少なく、日給を十五銭から一挙に二十五銭にあげて人夫を集めたとか。筆者の父の話である。（当時の米価一升七銭前後）

三間坂駅舎（大正８年改築し現在に至る）

三間坂駅開業

停車場は佐賀から牛津、山口、北方、武雄、三間坂、有田の順で、三間坂に停車駅ができたのは幸いであった。ところによっては、駅ができれば泥棒や浮浪者がふえ、土地の者が遊びに出て仕事に手がつかぬなどといって、反対したところもあったが、今となっては後悔先にたたずである。

三間坂駅は総面積四二二七坪、駅前広場八六坪、明治三十年七月十日開業した。

明治三十八年八月八日午後五時頃、三間坂駅を発し武雄駅に向かった列車は、途中西谷峠において、折りからの大暴風雨のため谷間に転落、一等車一輌（外国要人乗車）と三等車二輌は木ッ葉微塵（みじん）となり、残りの客車二輌と貨車三輌が転覆した。この事故で、死者一名重傷者九名軽傷者二八名の被害者が出た。これは九州鉄道始まって以来の大惨事であった。当日は、あまりの大暴風雨のために誰も気づかず、二時間も経過したのち被災者が民家にたどりついてはじめてわかり、大騒ぎになったという悲惨な出来事であった。と『佐賀災異誌』は報じている。

大正八年駅舎および貨物舎を増改築し、現在に至り、昭和四十七年二月十日無人駅となり、列車運転は直営で、営業は請負、貨物取り扱いは廃止となった。

現駅長秀島三郎は、初代駅長堤一誠から数えて三十一代目である。

大正十一年四月五日構内人力車を認可。人力車二台で古賀判一が営業す。営業料金月二十銭。乗車料金立野川内三十銭、宮野三十五銭、鳥海二十銭、梅ノ原四十銭、武雄七十一銭、有田六十銭、桃川一円五銭であった。

大正十二年七月十日構内自動車認可。六人乗り・乗り合い自動車一台、森田一心が営業。営業料月一円。桃川～三間坂間を往復する。料金は梅野二十五銭、本部四十五銭、桃川四十五銭であった。

大正十五年一月三十日構内自動車認可。江川柳一の営業で六人乗り・乗り合い自動車一台。伊万里～三間坂～武雄間を往復する。料金は伊万里五十銭、武雄二十五銭、宮野二十銭であった。

また、構内乗り合い馬車が大正の初め頃から昭和初年まで宮原梅太郎父子によって営業されたが、その詳

永尾駅

細は明らかでない。

永尾駅開業

国鉄当局は、三間坂～武雄間の距離が遠いため、列車の運行に支障をきたすというので、昭和十七年九月三十日永尾に信号所を設けた。地元住民は旅客の乗り降りできる駅にしてほしいと、昭和二十一年四月二十日鉄道当局に請願した。請願許可によって十二月二日着工。工費三十六万九千円、要員七千二百人、昭和二十二年三月十日永尾駅として発足、旅客取り扱いを開始した。初代駅長は荒巻辰己である。

昭和四十七年二月十日国鉄合理化によって無人駅となり現在に至っている。

なお、九州鉄道と同じく地元資本による鉄道会社は、県内においては、伊万里鉄道、唐津興業鉄道がある。伊万里鉄道は伊万里と有田を結び、明治三十年二月に開通している。唐津興業鉄道では、明治三十二年西唐津～莇原間が開通し、明治三十六年莇原～久保田間が開通した。

更に昭和五年、有明線が山口から竜王まで開通し、昭和九年十二月長崎線と連絡するに至り、山口～佐世保間を佐世保線と呼ぶようになった。

(三)　郵便局・銀行の開設

文明開化の大きな担い手である通信事業の経移を簡単にたどってみる。明治四年（一八七一）、太政官布告によって郵便制度が施行され、翌五年には郵便料金を全国均一にするなど新しい郵便制度が実施された。佐賀郵便局は明治四年十二月に開局し、六年十月からは電信事務も開始している。

明治八年一月郵便取扱所を郵便局と改称し、明治二十二年には郵便局を三等級に分けて、三等郵便局は請負制とし一・二等郵便局を官営とした。

昭和十六年（一九四一）には等級制度を改めて、一・二等を普通郵便局、三等を特定郵便局と呼ぶようになった。（正式には「特定郵便局」というのではなくして「特定局長を長とする郵便局」と呼ぶのだそうである。）

郵便局の業務は年と共に増加し、現今では本来の通信事務に加えて、銀行のような経済関係の業務、国民福祉的業務まで、多岐にして複雑な業務を執っている。

1、三間坂郵便局

三間坂郵便局は、明治四十年三月三十一日県下八十四番目の郵便局（局番号八四）として発足、三等郵便局に格付けされた。明治四十一年三月三十一日郵便事業のほかに為替貯金業務を開始、大正四年十二月二十

六日電信・電報業務、大正五年保険事業開始、昭和二年十月一日郵便年金業務、昭和六年一月二十六日、はじめて電話が開通した。（電話事業については項を改めて述べる）

昭和三十五年三月一日現在地に国営で改築移転し、現在に至る。

局区内は開設当初より変動がなく、郵便集配の範囲は、山内町・武内町の六十四平方キロメートルに及び、郵便番号八四九－二三である。局区内の郵便ポスト設置は十六か所で、その設置場所は

犬走農協支所横　　永尾駅前
岩井手バス停　　三間坂岩ノ口
三間坂郵便局前　　三間坂駅前
船ノ原諸岡商店前　　今山原酒店前
大野中島コンニャク店横
宮野郵便局前　　立野川内森酒店横
立野川内狩立バス停横

の十二か所と、武内町の武内郵便局前、西ノ角、多々良、長谷の四か所である。

三間坂郵便局

郵便物取り扱いは、年々増加の一途をたどり、四十九年で引受五〇〇、九五八件、配達一、〇六四、三一八件で、一日平均集配四、五〇〇件以上の多きに達している。

なお余談ながら、明治十七年頃の年賀状は、一村につき二～三通、多くて十通ぐらいであったが、年とと

もに増加したので、明治三十三年正月を期して「年賀郵便特別扱い制度」が施行されて現在に及んでいる。

昭和二十一年九月請負業務がなくなって特定郵便局となったが、その後の業務の増加と、昭和四十四年八月一日農集電話架設に伴い、局員は三十七名に増加し、四十九年九月三十日自動電話への切り替えと共に合理化問題で二十六名に減員された。

三間坂郵便局開局については初代局長朝重円平（今山）の功績に負うものが多く、二代朝重六蔵、三代友広林一、四代緒方岩雄（現在）である。

2、宮野郵便局

宮野郵便局

宮野郵便局は、現在の郵便局開設以前少なくとも明治三十年以前に開局されていて、山内十六か村（現在の山内町、武内町）を局区内とする郵便集配局であった。

明治三十年七月鉄道三間坂駅開設によって閉鎖されてしまったという。なおこの間を物語る資料が残存していないのは残念である。

現在の宮野郵便局は、昭和六年（一九三一）五月一日神宮広逸が所長となり、「宮野郵便取扱所」を宿に開所したのがその前身で、昭和七年四月一日三等郵便局、無集配の「宮野郵便局」が発足した。

初代局長神宮広逸、二代神宮桂一、三代草場卯八、四代草場康則

（現在）である。

3、電話開通

佐賀においては、明治三十五年（一九〇二）十一月に「佐賀電話所」が開設されて電話業務を開始したが、その普及は急速には伸びなかった。

武雄においても、明治三十八年の西谷峠列車転覆事件を報じ応援を求めるのに温泉の鐘を鳴らしたと伝えるように、明治四十一年になって武雄郵便局に電話の開通を見たのである。

山内町では、昭和六年一月二十六日三間坂郵便局において開通したのがはじまりで、官公衙、病院、商店を主なる加入者として一般の加入は皆無に等しい状態であった。

終戦後の社会状勢の急変に伴う新体制によって、新しい村づくりは、まず「上意下達・情報の徹底・各戸との緊密な連絡」にありとする草場実雄町長の英断によって、昭和三十二年五月二十一日、有線放送施設を設置することになり、三〇〇余万円の工費をもって十回線九八個の電話が架設された。これは画期的な事業で、県内でも先進的な事業であったのである。三十九年には六十回線六百個に増加し、三、五戸に一個の割り合いとなって、町行政にはもちろん、町民の日常生活に欠くことのできないものとなった。

一方、これと併行して普通電話も増加したが、昭和三十二年四月二十四日電話のない犬走・踊瀬・船ノ原地区に対して「僻地農村公衆電話」が、架設された。

昭和四十四年八月一日農村集団電話に切りかえ、加入戸数一、七六五、普及率八七パーセントを上廻るこ

とになり、普通電話を合わすればほぼ百パーセントに近いものとなった。

昭和四十九年九月三十日電話の自動化をはかり、三間坂郵便局より独立して山内局（〇九五四四五）を設け、自動電話に切りかえた。加入者二、一八三戸普及率実に一〇三パーセントという伸長振りである。

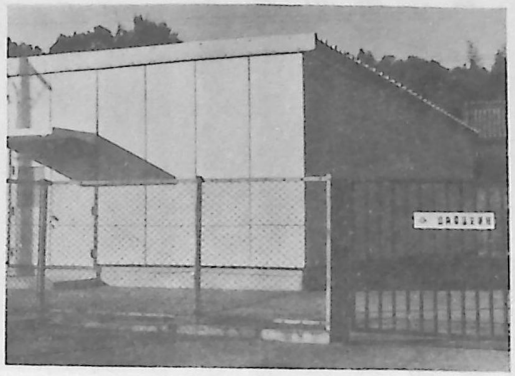

山内局、自動交換所

4、佐賀銀行三間坂支店

明治五年（一八七二）十一月十五日政府は国立銀行条例を公布して、東京第一、横浜第二、新潟第四、大阪第五の四銀行を設立した。これをきっかけに銀行制度に対する一般の認識が高まり、私立銀行設立を出願するものが多くなった。

国立銀行は明治十二年の京都第百五十三国立銀行を最後にした。佐賀県下には、佐賀七十二、小城九十七、佐賀百六の国立銀行ができた。

私立銀行は、明治十五年伊万里銀行、栄銀行を皮切りに、明治二十六年までに十三の銀行が発足し、合併・吸収、あるいは廃業など曲折がひどく、銀行規模の格差も拡大していった。昭和十七年国家総動員法が発令されて一県一銀行の制となり、県内の銀行は、佐賀興業銀行と佐賀中央銀行の二行に合併され、さらに昭和三十七年七月十日にこの二行も合併して佐賀銀行となった。

佐賀銀行三間坂支店

三間坂に銀行ができたのは、明治四十年（一九〇七）十二月二十四日、武雄町十間堀の「合名会社兄弟銀行」が、支店を三間坂に開設したのにはじまる。

昭和七年兄弟銀行は、同じ武雄の蓬莱銀行に吸収されたので、「蓬莱銀行三間坂支店」と改称して、同年十二月二十三日より業務を開始した。その後、昭和十七年十月一日から「佐賀興業銀行三間坂支店」、昭和三十年七月十日から「佐賀銀行三間坂支店」となり、今日に及んでいる。

昭和三十五年八月八日現在地に新築移転す。

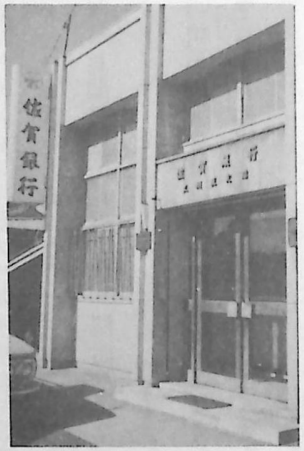

佐賀銀行三間坂支店

㈣　広滝配電所

日本ではじめて電燈がともされたのは、明治十一年（一八七八）三月二十五日東京の中央電信局にアーチ燈が点火されたのを最初とする。この日を記念して現在でも三月二十五日を「電気記念日」としている。

佐賀県では、明治三十六年三月武雄温泉（当時は柄崎温泉）に火力発電の設備をして、現在の旧館に十六燭光の電灯三十個を点燈したのがはじまりという。

山内では、大正十年前後に家庭に点燈されたようで、他の地域に比らべて早い時期の点燈といえる。それ

は、岩井手に「広滝配電所」がおかれていたためであろう。

明治四十二年、川上川の水力発電所から波佐見金山に送電するために、大字鳥海字前田（現在の堤鉄工所横）に変電所が置かれた。これを「広滝配電所」と言う。

その後、電気事業の発展に伴い、その都度変遷があった。『武雄変電所沿革』によれば、明治四十五年六月広滝水電会社と博多電軌会社が合併して九州電燈鉄道株式会社となり、大正四年佐世保送電が増大されたのを機会に踊瀬に移転し、「武雄変電所」と改称した。これは、赤練瓦の洋式建物で、水冷式変圧器の冷却水槽を付設した山間部には見られないハイカラな建物であった。

武雄変電所沿革

大正十一年六月長崎電気・馬関電燈・長府電燈・関西電気などと合併して東邦電力と改名した。

昭和十七年四月国家総動員法配電統合令第三条によって、九州一円の配電事業を一丸とした大配電網を形成して、九州配電株式会社が設立され、昭和二十六年五月には電気事業再編成により「九州電力株式会社」が発足した。

昭和三十一年五月武雄枯木ノ塔に武雄給電所が発足し、武雄変電所と兼務で運営されたが、三十三年一月までに全部移転を完了し、踊瀬の変電所は廃止となった。

町内の一般民家への送電点燈の状態については、詳しい資料がないので判然としないが、宮野区長の伝承

保管する書類の中に電燈設置に関する記事がある。

・大正二年（一九一三）…（月日不明）宮野区議会で電気施設運動を起こすことを申し合わせる。年を経て住吉村全体の声となって、民家への設置許可を得た。（年月不明）

・大正十年十一月五日電燈取り付けの申し込みをとる。その数は宮野区一三〇、大野区七五、今山区九三、下黒髪区五九、立野川内区一五〇計六〇七戸で、当時の住吉村全戸数六九一戸に対し八七・五パーセントが設置の申し込みをしている。

・大正十一年十一月十一日宮野区は区会を開き、区有林を売却して費用負担に充てると共に、電柱一本につき金四円（当時米一升一円〇七銭）の補助を個人に行うことを決議している。

・大正十一年十二月十五日待望の電燈が点燈す。

・大正十二年八月の宮野区内における電燈戸数は、大砂古一九、網ノ内一三、宿三〇、峰ノ巣三一、水尾三六、小路一八、古場一七、上原一四、赤田二五、下筒江一二、上筒江八計二三三戸となっており、申し込み数より三戸増加している。

鳥海区に点燈されたのは、宮野区より二年前の大正九年十月二十一日という。その時はすでに三間坂区には点燈されていたとは、三間坂区の古老の話である。

他の各区も大同小異であろうと思われるが、資料がないのが残念である。

ともかく、大正十年前後に、町内に電燈がともり、ランプ生活から眼もくらむような電燈生活になったのである。筆者も「ランプのホヤ掃除」をしたものだが、「昼のように明るい。」とか「これでヨナベがどぎゃんでんできる。」などと喜んでいた父母たちの言葉が忘れられない。

三、富国強兵

(一) 徴兵令

徳川の江戸幕府を倒して政権をとった明治の新政府は、その兵力として薩摩、長門、土佐の三藩から藩士を募って「親兵」と称し、一万名を常置した。明治三年（一八七〇）四月四日のことである。

明治の維新に大功労のある雄藩として「薩長土肥」と唱えられ、戊辰の役では天下随一の武力を誇った肥前、即ち佐賀藩は、この時点ですでに除外される憂き目にあっている。いうなれば、薩長による「藩閥政治」はすでにはじまっていたのである。佐賀藩士はくやしがったが施す術もなかった。せめてもの抵抗は、武雄領主鍋島茂昌が、再三の出府要請にかかわらず、その要請に応じなかったことである。しかし、このことは、わが肥前国、とくに武雄にとって、プラスであったかマイナスであったか論の別れるところであろう。

さらに政府は、国家興隆の基は「富国強兵にあり」との立場から、範を西欧にとり、明治三年十月二日の太政官布告をもって、陸軍はフランス式兵制、海軍はイギリス式兵制を採用することに決定し、同五年十二月一日列強にならって「徴兵令」を施行した。いわく

「……今本邦古昔ノ制ニ基キ、海外各国ノ式ヲ斟酌シ、全国募兵ノ法ヲ設ケ、国家保護ノ基ヲ立ント欲ス……。」と。

こうして、わが国は、国民皆兵の国となり、陸軍三〇、六八〇人、海軍一〇、〇〇〇人、軍艦三〇余隻を

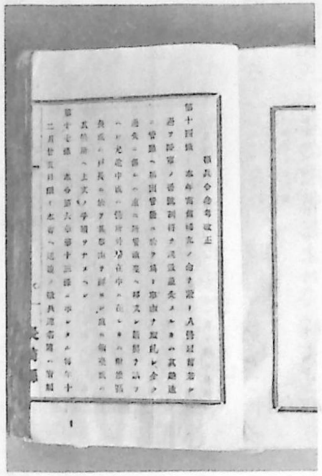

兵役免除者を定めた太政官布告
（明治9年8月陸軍郷山縣有明）

常備するに至った。各藩の藩士の中には応募する者も多かったけれども、国民の大部分を占める農民などは、免役制をたてに服役せず、全壮丁の二割の中から合格者を決定するありさまであった。

免役制というのは、㋑政府の人材を確保するために中央地方の役人、官立の学校・養成機関の学生、洋行留学した者、医者、㋺家を温存するためにその家督相続者、などを兵役免除者とする（明治九年十一月二十一日太政官布告）という制度である。

陸軍は、鎮台（後の師団）を石巻、小倉、東京、仙台、名古屋、大阪、広島、熊本におき、海軍は海域を五区に分けて、それぞれに軍港（後の鎮守府）（横須賀、呉、佐世保、舞鶴、室蘭）を設定し、わが国防を厳にした。

新政府は、この国防については非常な関心を示したのであるが、当時における国際情勢からすれば当然のことであったかも知れない。また、国民もひとしく国際的力関係に気を配っていたのである。たとえば、明治二十三年十一月のわが国最初の国会において、時の首相山県有明は、東洋の危機を力説し、兵備・教育を充実して日本の独立を確保すべしとして、国家の独立・自衛の道は㋑主権線（国境）の守禦㋺利益線（焦点は朝鮮）の防禦にあると政府の所信を明らかにしたのに対し、議員定数三〇〇名中一七一名を擁する野党もこれに応じていることからも当時の情勢がうかがえる。

なお余談ではあるが、現在問題となっている「北方領土問題」に一言ふれるならば、『大日本史博文館発

行明治四十年』『クリル撫育誌』によると、安政元年（一八五四）樺太の地を日本人・ロシア人の雑居の地と定めることに日・露両国政府間で決定す。

文久二年（一八六二）樺太を北緯五十度の線をもって国境にしようとの日本の提案に対し、露国は地勢によって境界を定めようと言って意見が一致せず、境界決定は後日にゆずることになった。

慶応二年（一八六六）露国は樺太と千島の島々と交換しようと提案してきたがわが国が応じなかった。

明治初年アメリカ合衆国の仲裁で、北緯五十度の線をもって国境にしようとしたが、露国が応じなかった

明治八年（一八五七）明治政府は榎本武揚を全権とし、ロシア政府と接渉させ、「南樺太と千島諸島との交換条約」を定結した。すなわち樺太全島を彼に与え、千島の得撫島以北占守島にいたる諸島を我が有とする。

というのである。

択捉（えとろう）・国後（くなしり）・色丹（しこたん）島は、当時すでに根室県所属であったのである。

明治三十八年（一九〇五）九月五日、日露戦争の講和条約において、樺太の北緯五十度以南の地を日本に割譲することになり、昭和二十年に至るまで日本領土として統治された。

昭和二十年の敗戦により、樺太は取りもどされ、交換した千島諸島はもちろん、本来個有の択捉・国後・

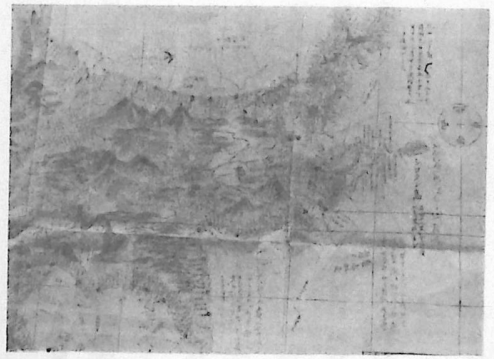

北海道の地図（江戸時代後期の作）

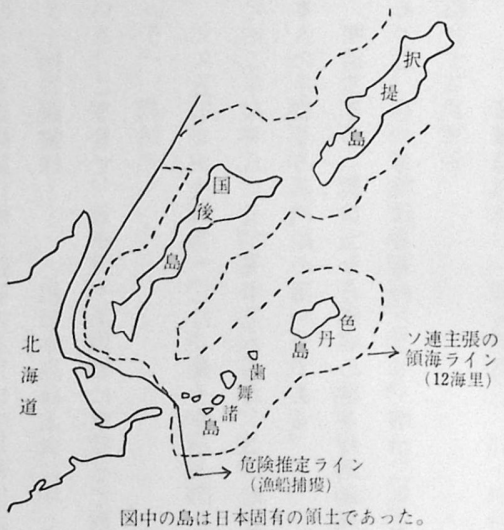

図中の島は日本固有の領土であった。

色丹から歯舞諸島に至るまで占領されて、戦後三十年を経た今日でもその解決に至っていない。

明治十五年一月四日天皇は軍人を諭す詔（みことのり）を下して軍人の心得を鮮明にされた。いわゆる「軍人勅諭」である。これによって軍人の志気はますます高揚し、政府の健軍政策および国民の支持とによって、わが国の軍備は強化拡大の一途をたどり、日清・日露の両戦役を経て軍国日本となり、大東亜戦争へ突入していくのである。

佐賀市高木瀬に歩兵連隊がおかれたのは、明治四十一年十一月で、久留米第十八師団歩兵第五十五連隊である。対独戦には武勲をたてたが、大正十四年軍縮のため廃止となり、その跡は現在県立総合グラウンドその他に使用されている。

海軍の創成については、佐賀藩、特に武雄は、先駆的役割りをもち、常にそのトップに立っていたことが『佐賀藩海軍史・大正六年海軍中将男爵真木長義著』に詳述されている。

この著書の中に、山内町の人は二名の名が上がっている。一人は砲術家として有名な平山醇左エ門、他の一人は馬場磯吉である。平山醇左エ門については近世の項で紹介しているので馬場磯吉について簡単に紹介する。

この人は犬走の住人で、指物大工であった。後年は武雄西山に移住している。佐賀藩海軍史によれば、安政二年六月オランダの蒸汽船が長崎に来航したのを機会に、諸術伝習のため、四十八名の侍と十名の水夫が佐賀藩から派遣された。この中に武雄領内の人は侍十二名と馬場磯吉および水夫の十名がいる。長崎に立つにあたり領主茂義は、磯吉のことを「奉行所より身格問合せ有之候節は職人頭取の名目にて足軽体の者と程よく相答置候様……」と組頭本島藤太夫に申しつけている。こうして、オランダ蒸汽船に乗船して教授をうけた磯吉は、その船を大小もらさず製図して帰ったという。

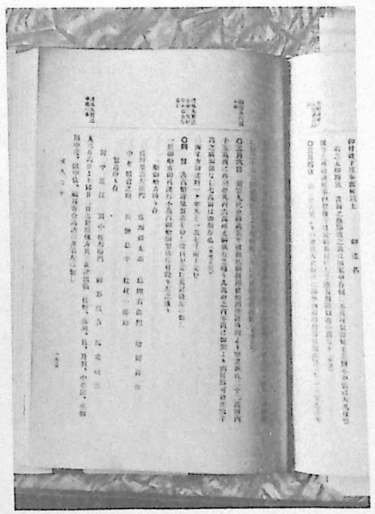

馬場磯吉、日本最初の蒸汽船「凌風丸」の製造掛となる（佐賀藩海軍史）

文久三年（一八六三）三月、養子仲左エ門とともに田中近江父子の助勢をうけて、蒸汽船の製造に着手し、元治二年（一八六五）見事進水した。この船が明治の維新当時大活躍をした凌風丸であり、国産でしかも日本人の手になる蒸汽船の第一号である。

明治三年の「親兵」からは締め出されたけれども、当時における佐賀藩の軍事力は誠にすばらしいものであった。それを物語るものとして、明治二年十二月二日付の「佐賀軍団諸役」を『佐賀藩海軍史』によって紹介する。

一、軍事局

軍事局知事一、同大辨務三、同小辨務一、同録事二、同史生九、同史卒九、

一、海軍所

船将兼海軍幹事一、海軍幹事一、二等船将三、海軍小幹事二、海軍士官二、二等士官六、録事二、史生七、属史五、手使八、海軍学教導教諭一、教導一、寮監二、寮長試補二、史生二、属史一、

一、陸軍所

幹事二、少幹事一、録事二、史生一三、属史三、下史一五、算術師範一、砲術師範二、砲術副師範五、歩操小師範一〇、歩操小師範試補一、算術小師範試補一、砲術歩操試補兼二六

一、器械所

幹事一、副幹事一、録事一、史生一五、下史九、磨方一〇

一、司廐

馬術師範外六二

一、軍団

十一軍団（武雄の少辨務原田八郎）

一、艦船

凌風丸、飛雲丸、晨風丸など十三隻

一、長崎伝習掛

通辨官十三名

まことに堂々たる陣容である。

(二) 日清戦争

朝鮮における内政の混乱は、朝鮮王朝内の主権争いとなり、国民もまた、党派別の抗争をくり返し、日本国に近づこうとするものと、清国と交りを密にしようとするものとの争いが、明治十五年頃から幾回もの事件となってあらわれた。そして、その度毎に日本、清国の対立は深まって行ったのである。

こうした情勢のなかに、ロシアの朝鮮進出が始まり、一方、イギリスは巨文島を占領し、ドイツ・フランス、イタリアなども清国に対して深い関心を示してきたことから、日本と清国との対立はますます深刻化していった。

明治二十七年（一八九四）朝鮮国内で排外的な宗教団体である東学党が反乱を起こしたのをきっかけに、日清両国はついに戦端をひらくに至ったのである。

次に、清国に対する「宣戦の詔勅」の全文を掲げ、戦争に対する当時の考え方をしのぶ参考としたい。

「天祐ヲ保全シ、萬世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本帝國皇帝ハ、忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス。

朕、茲ニ清國ニ對シテ、戦ヲ宣ス。朕カ百僚有司ハ、宜ク、朕カ意ヲ體シ、陸上ニ、海面ニ、清國ニ對シテ交戦ノ事ニ從ヒ、以テ、國家ノ目的ヲ達スルニ努力スベシ。苟モ、國際法ニ戻ラサル限リ、各々、權能ニ應シテ、一切ノ手段ヲ盡スニ於テ、必ス、遺漏ナカラムコトヲ期セヨ。

惟フニ、朕カ即位以來、茲ニ、二十有餘年。文明ノ化ヲ、平和ノ浩ニ求メ、事ヲ、外國ニ構フルノ、極メテ不可ナルヲ信シ、有司ヲシテ、常ニ、友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ、幸ニ、列國ノ交際ハ、年

ヲ逐フテ、親密ヲ加フ。何ソ料ラム、清國ノ、朝鮮事件ニ於ケル、我レニ對シテ、着々、隣交ニ戻リ、信義ヲ失スルノ擧ニ出テムトハ。

朝鮮ハ、帝國カ、其始ニ啓誘シテ、列國ノ伍伴ニ就カシメタル、獨立ノ一國タリ。而シテ、清國ハ、毎々、自ラ、朝鮮ヲ以テ、屬邦ト稱シ、陰ニ陽ニ、其内政ニ干渉シ、其内乱アルニ於テ、口ヲ、屬邦ノ拯難ニ籍キ、兵ヲ、朝鮮ニ出シタリ。朕ハ明治十五年ノ條約ニ依リ、兵ヲ出シテ、變ニ備ヘシメ、更ニ、朝鮮ヲシテ、禍乱ヲ、遠永ニ免レ、治安ヲ、将来ニ保タシメ、以テ、東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ、先ツ、清國ニ告クルニ、協同、事ニ從ハムコトヲ以テシタルニ、清國ハ、翻テ、種々ノ辞柄ヲ設ケ、之ヲ拒ミタリ。帝國ハ、是ニ於テ、朝鮮ニ勸ムルニ、其秕政ヲ釐革シ、内ハ、治安ノ基ヲ、堅クシ、外ハ、獨立國ノ權義ヲ全クセム事ヲ以テシタルニ、朝鮮ハ、既ニ、之ヲ肯諾シタルモ、清國ハ、終始、陰ニ居テ、百方、其ノ目的ヲ妨碍シ、剰ヘ、辞ヲ左右ニ託シ、時機ヲ緩ニシ、以テ、其ノ水陸ノ兵備ヲ整ヘ、一旦、成ルヲ告クルヤ直ニ、其ノ力ヲ以テ、其ノ欲望ヲ達セムトシ、更ニ、大兵ヲ、韓土ニ派シ、我艦ヲ、韓海ニ要撃シ、殆ト、亡状ヲ極メタリ。則チ、清國ノ計圖タル、明ニ、朝鮮國治安ノ責ヲシテ、歸スル所アラサラシメ、帝國カ、率先シテ、之ヲ、諸獨立國ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ位置ハ、之ヲ表示スルノ條約ト共ニ、之ヲ、蒙晦ニ付シ、以テ、帝國ノ權利利益ヲ損傷シ、以テ、東洋ノ平和ヲシテ、永ク、擔保ナカラシムルニ存スルヤ、疑フヘカラス。熟々、其ノ為ス所ニ就テ、深ク、其ノ謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ、實ニ、始メヨリ、平和ヲ犠牲トシテ、其ノ非望ヲ逐ケムトスルモノト謂ハサルヘカラス。事既ニ、茲ニ至ル。朕、平和ト相終始シテ、以テ、帝國ノ光榮ヲ、中外ニ宣揚スルニ專ナリト雖、亦、公ニ、戦ヲ宣セサルヲ得サルナリ。汝有衆ノ忠實勇武ニ依頼シ、速ニ、平和ヲ、永遠ニ克復シ、以テ、

帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス」

このようにして始まった戦争の経緯については省略することにするが、終戦直後にこの地区に流行したといわれる「金州城」の歌を紹介したい。

日清戦争略図

金州城は、旅順の郊外にあって、旅順の前線防禦陣地であった。わが第二軍（第一師団、第二師団、第六師団）が、二十七年十一月六日にこの金州城を攻撃したときのことを歌ったものである。

山内地区の出征者は、この第六師団に所属していたために、当地方にも歌われたものであろう。今年八十六才になるAさんが歌ってくれた。

金州城

明治の御代に名も高き　支那征伐の半ば頃
家人（ひと）と別れて海を越え　忠勇無双のわが兵は
金州城へおしよせて　息をもつかず攻めたるに
城門固く濠深く　中より打ち出す弾丸は
雨よりしげく霰より　はげしく飛びて絶え間なし
さしもに猛きわが兵も　近寄りかねて見えけるに
折しも城門破れとの　軍令高くきこゆれば
工兵隊の勇士（ますお）は　国につくすはこの時ぞ

進めや進めおくれなと　互いにはげみ励まして
飛び来る弾のただ中を　一人残らず向いたり
おとに聞えし上等兵　ことに一人進み行き
一番乗りぞと思いしに　着くやつかぬに片腕を
傷つけられても前進の　つゆひるみたるけしきなし
爆裂弾をしかけ果て　本隊さして帰えりたり
あな恐ろしや百雷の　一時に落つるひびきして
いといかめしき城門も　みじんになって飛びくだく
やがて攻め口あきければ　全軍すかさず攻め入りて
数千の敵を追い散らし　ほどなく城をのっ取りぬ
勲はみ国のほまれなり　勲はみ国のほまれなり

この戦いは、二十八年三月二十日、下関の春帆楼で講和条約が終結されるまでの約十か月間の、局地的ともいえる戦いであったが、極東の国家間における最初の近代戦であって、敗戦国が、他の列強に分割されるという新たな国際政治展開の契機となったことは重大である。

わが国としては、一般的な経済的活況、賠償金の流入、関税自主権の回復などで、大多数の国民の戦勝に対する感激は大きかったけれども、三国干渉による遼東半島還付は、その後の国民の「臥薪嘗胆（がしんしょうたん）」の合言葉となって、より強力な軍国体制を作りあげていくことになるのである。

三間坂鎮守社の従軍記念碑
町旧各部落にそれぞれ建立している。

当然に山内町民も召集された。西地区からの従軍者は十五名である。東地区は三十名を越えると思われるが、正確な数がつかめない。従軍者の方々の苦労は、想像にあまるものがあろうと思われるが、その資料をもたぬのが残念である。（判明した分の氏名は現代の項に）

この戦いに、尊き命を捧げられた方々の名を記して、哀悼の意を表しつつご冥福を祈る。

三間坂朝長儀八、鳥海外尾権太郎、船ノ原杉原国五郎、船ノ原杉原弥次郎、水尾岩崎万之助、寺ノ下中山福次

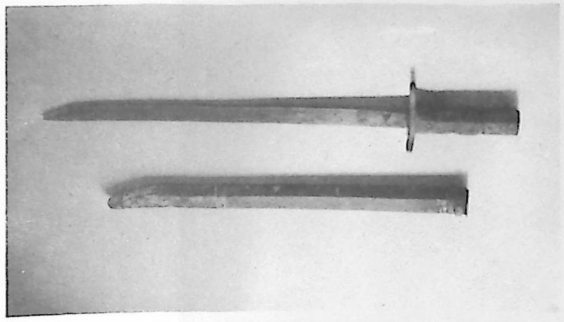

日清戦争当時の銃剣（本城氏蔵）

清国から賠償金として受け取った三億六千万円は、わが国の平時予算の四倍以上にあたる巨額である。これが産業経営事業の財源となって、産業・経済界はにわかに活況を呈し、製糸、紡績、金属、造船などをはじめとして、手工業的な小工場から工場制工業を主とするわが国第二の産業革命の時代が到来したのである。

船ノ原杉原袈裟一の農業日誌によっても、二十七・八年の米価石当たり八円内外が、二十九年には十一円になり、三十一年には十八円になっている。

また、養蚕や綿花栽培が奨励されていることなどもこの間の事情

を物語るものである。

(三) 日露戦争

日露戦争は、帝国主義列強の世界分割戦（植民地獲得競争）の一環といえる。わが国は、三国干渉以来、臥薪嘗胆を合言葉として、国民の敵慨心をあおり、政府もまた日露の開戦を予想してその準備のために軍備の充実を急いでいたのである。日露の衝突は起こるべくして起こったともいえる。

明治三十年代に入って、その弱体さを暴露した清国に対して、ヨーロッパ列強は、競って清国内に利権を獲得した。ことにロシアは、鉱山採掘、遼東半島租借、伐木の利権、東清鉄道建設をはじめ、さらに韓国においても攻勢を示してきた。

明治天皇と対口宣戦詔勅の掛軸
（山下氏蔵）

一方、わが国内は、物価暴落、貿易不振、企業倒産など恐慌の様相をおびて、その打解策に苦しんでいた時であった。

こうした背景のもとに、現地の満州・韓国方面においては、日露両国間の空気がしだいに緊迫し、明治三十七年（一九〇四）二月十日宣戦布告となって日露戦争は始まったのである。

次に、ロシアに対する「宣戦の詔勅」の全文を掲げ、この戦いに対する当時の考え方をしのぶ参考としたい。

「天佑ヲ保有シ、萬世一系ノ祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ、忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕、茲ニ、露國に對シテ、戰ヲ宣ス。朕カ陸海軍ハ宜ク、全力ヲ極メテ、露國ト交戰ノ事ニ從フヘク、朕カ百僚有司ハ、宜ク、各、其ノ職務ニ率ヒ、其ノ權能ニ應シテ、國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ。

凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ、一切ノ手段ヲ盡シ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト有誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セスシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ旦暮敢テ違ハサラムコトヲ期ス朕カ有司モ亦能ク朕カ意ヲ體シテ事ニ從ヒ列國トノ關係年ヲ逐フテ益々親厚ニ赴クヲ見ル今不幸ニシテ露國ト釁端ヲ開クニ至ル豈朕カ志ナラムヤ帝国ノ重ヲ韓國ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス是レ兩國累世ノ関係ニ因ルノミナラス韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所タレハナリ然ルニ露國ハ其ノ清國トノ明約及列國ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ハラス依然滿州ニ占據シ益々其ノ地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ併呑セムトス若シ滿州ニシテ露國ノ領有ニ歸センカ韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス故ニ朕ハ此ノ機ニ際シ切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恒久ニ維持セムコトヲ期シ有司ヲシテ露國ニ提議シ半歲ノ久シキニ亘リテ屢次折衝ヲ重子シメタルモ露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘス曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ陽ニ平和ヲ唱道シ陰ニ海陸ノ軍備ヲ增大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス凡ソ露國カ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認ムルニ由ナシ露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ容レス韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレムトス事既ニ茲ニ至ル帝國カ平和ノ交涉ニ依リ求メムトシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚頼シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名御璽

明治三十七年二月十日

この戦いは、日清戦争のようなわけには行かなかった。ロシアの陸軍は、世界に最強を誇る精強さ、海軍力も我に数倍している。もともと国力が違う。さらに、遼東半島には、ロシアの軍事施設の堅固な陣地がある。

わが国は、戦費の調達にも苦労した。輸送力の確保、また、不充分であり、二年目には陸軍の軍事力は限界に達したとさえいわれる。

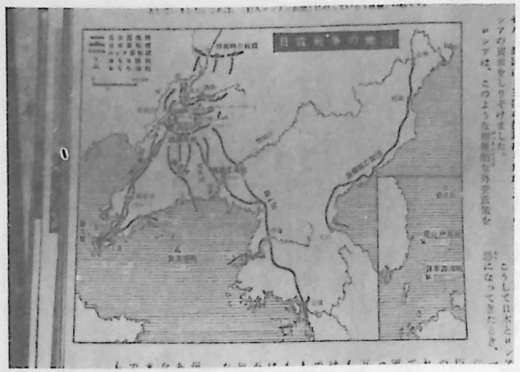

日露戦争略図

しかし、従軍将士の勇武と国民一致の協力とによって、われわれは戦勝のよろこびをかみしめることができたのである。日本の背後に米・英があって、経済的に精神的に支持応援があったればこそともいえるが、わが国内の戦意高揚も非常なものであった。「臥薪嘗胆は今こそ報いられるのだ」と、すべてを戦争遂行に集中したのである。一つの例として、佐賀新聞の明治三十七年二月十四日付の記事に、「列車輸送力の確保のため、新聞の汽車便発送を西部地域は武雄までとし、その先は配達夫をもって取次所へとどけることにする。」とある。

また『佐賀新聞七十五年史』によると、当時の新聞の記事の中に「慰問袋について」と題して注意を与えている。すこし長いが紹介

する。

戦地において第一必要なるは時計なるも、これは持たねば致し方なし。雑品においては、巻紙、状袋、手拭、筆、スミが一番必要なり。内地よりの寄贈にかかる慰問袋は、おおむね雑誌、食い物、豆、菓子、コンブの類なるも、ちょっと使うくらいの紙は土人の家にもたくさんあり、われらはこれらの品物より、前記必要品のほか夏分はタバコ、キセル、フンドシをもらった方が有り難き思いするなり、また慰問袋には表面のみならず、裏面にも住所氏名を記しおかねば、表面まさつのため、礼状の差し出し方にとんと当惑する場合なきにあらず。寄贈者において注意すべきことならん。

と報道している。いかにも明治らしい。

また「軍事郵便」の制度は、日清戦争のとき始められたが、この日露戦争の時の利用は非常に多かったという。その郵便そのものに幾多の美談、珍談が語り継がれている。

輜重輸卒（兵糧弾薬などの運搬者）として応召したA氏の父は、満州の戦地から続々と軍事郵便ハガキを送る。時には二通も三通も束になって！しかも本人は一字の字も知らないのに。もっとも受けとる側のA氏の家にも字が読める者はいない。隣の私が、留守居のお母さんが暗誦するまで何回も何回も読んであげたとか。代筆を頼まれた戦友も大変だったろうが、読んであげる私も「泣いたり笑ったり、それはそれは大変でしたよ。」と今九十三才の老婆が当時を語ってくれた。

山内町からの従軍者は、西地区だけでも四十六名。日清戦争時の三倍以上である。東地区からは一二〇名以上の人が従軍したと思われるがその数は不明である。当時二十才の若き勇者も、今は九十才を越して、その生存者も少なくなってしまった。当時の話をできるだけ多く語り伝えたいものである。

犠牲者も多かった。十一名の方の生命が奪われたのである。誰もが赫々（かくかく）たる武勲を立て、幾多の美談を残して散っていかれたのである。（従軍者名は現代の項に）

三間坂権現社の従軍記念碑
町内各部落にそれぞれ建立している

ご氏名を記して感謝し、冥福を祈る。

三間坂～都知木末太郎、松本平八、小柳常次郎、踊瀬～梶原平六、犬走～八田熊一、船ノ原―諸岡龍八、宮野～久保鹿市、久保国男、草場七右衛門、大野～大渡八兵衛、立野川内～多久島松一

戦いは、苦労に苦労を重ね大激戦を展開して、ようやく勝利を得、明治三十八年八月三十日アメリカのポーツマスにおいて講和条約の調印となった。

この戦いに勝ったということは、欧米列強のアジア侵略に対するアジア民族の最初の反撃であって、従属的地位に陥いっていたアジア諸民族を激励し奮発させることになった。

一方、わが国自身としては、遼東半島を手中に納め、朝鮮・満州における優越性、さらには日韓合併となるなど、世界列強の仲間入りをして、「欧米に追いつけ」との維新の夢を果たしたのである。しかし、このことは、「国威宣揚は戦争にかぎる」「戦争はもうかる」などの誤った考えや、方向を与えることにもなった。

両度の戦いによって、わが国の領土は、明治八年の三十八万二千平方キロメートルから、明治四十三年には六十七万九千平方キロメートルに拡大し、人口は三千五百万人から七千百万人となった。ここに植民地経営が始まり、日本資本進出のための政策がうち立てられ、これによってたくさんの日本人が、海外雄飛の夢を追うて旅立って行った。わが山内町からは、どれ程の人が進出していったものであろうか。

経済界は、政府の植民地経営政策と呼応して、企業の大型化、資本の集中化、産業独占化となっていった

のである。

(四)　日独戦争

大正三年（一九一四）、オーストリアの皇太子に向けてセルビアの一青年が放った一発の弾は、同盟軍と連合国とに分かれ、全ヨーロッパをおおう大戦乱に拡大した。すなわち第一次世界大戦である。当地では世界大戦と呼ばずに、日独戦争と呼びならされているのでこれに従うことにする。

日本は、イギリスから参戦の依頼をうけると、日英同盟（第一次明治三五年、第二次明治三八年）の情誼から、大正三年八月二十三日ドイツに対して正式に戦宣を布告した。

条約の上からはまだ参戦の必要はなかったけれども、日本は「この機会に、ドイツの根拠地を東洋および南洋から一掃することによって、国際上に一段と地位を高めよう、また国益にもなる」との立場から参戦したものといわれている。

戦いは、ヨーロッパ戦線の死闘をよそ目に、東洋においては、日本軍の独擅場であった。すなわち、陸軍は山東半島を、海軍は南洋群島を短期間のうちに占領してしまった。

山内町からも出征した。西地区三十四名、東地区九十六名である。この数は日露戦争時と大差がない。日本全軍の派兵数は、比較にならぬ程の少数であったのに、山内町はほぼ同数というのは、久留米十八師団が山東攻略軍の主軸であったためであろう。（八月十七日第十八師団へ動員下令、師団長陸軍中将神尾光臣）

西地区三十四名の中には、日露・日独と両度の戦いに従軍された方が六名もある。浦文市、山口徳太郎、

松尾又次郎、外尾勝三郎、澁川清市、坂口栄市の諸氏である。東地区も相当数が出征されたであろうし、田島円蔵のように再度の従軍者も多かったであろう。（従軍者名は現代の項に）

しかし、犠牲者が、西地区の安永茂一、宮崎鹿八、東地区の川内辰己、山下静馬、八田哲次の五名に止ったことは不幸中の幸いであった。謹んでご冥福を祈る。

この方々は、それぞれに赫々たる武勲をたてられ、護国の神として鎮まられることとなったのであるが、その一人山下静馬氏の戦死のもようを遺族に報らせられた戦友堤宗一差し出しの手紙の一部を要約して紹介したい。

―前略―決死隊につぐ決死隊の働きによってようやく青島城は占領することが出来たけれども、残敵は周辺の堡塁に拠って頑強に抵抗する。

われわれは、尤家庄東南方高地の敵を攻撃することになった。十一月十四日夜陰に乗じて敵陣に迫り、十五日夜明を期して突入することになっていた。敵のはげしい抵抗にあって、なかなか前進も困難であり、死傷者は続出した。（中略）

彼我の間十四・五間（三十メートル）ばかりまで近づいて、突撃に移ろうとするとき、横にいた山下戦友が「おい堤、やられたらしい」というので「どこだ」とふりむくと、もう戦友は血に染っていた。その時、突撃の命令。わたしは「山下ごめん」といって、自分の包帯を投げやって、敵陣に突入した。誠に申し訳けないが、無我無中のときでこれ以上のことは覚えていません。

戦い終って帰って来た時は、すでに野戦病院に収容されていましたが、十七日遂に亡くなりました。―後略―

なお、遺骨と遺品が届けられた中に、野戦病院の看護卒として、詳しい手紙が届けられた。それによると、山下氏は胸部に一弾、太腿部に二弾を受けていた。と、書かれている。

これは一つの例で、わが兵士のすべて、別して戦没なされた全部の方々がこのようなことであったであろう。皆それぞれの武勲を述べるべきだとは思うがそれも叶わぬので、手紙が現存していた山下氏のことを掲げた次第である。

勲八等功七級の証状と勲章を入れる箱
（大東亜戦・及び現在の勲章を入れる箱を比較して感なきを得ない）

改めて、山内町全戦没者四八三柱の英霊に、感謝の意を表しご冥福を祈るものである。

なお、この戦いに陸軍工兵曹長として従軍し、縦横の活躍をした三間坂の大宅駒四郎は、『日独戦争従軍記』として、動員下令から凱旋までの陣中日誌の小冊子を刊行している。以下要約して紹介する。

大正三年八月十七日、第十八師団に動員令が下る。直ちに出動準備に着手する。

同八月二十三日、ドイツに対し宣戦の詔勅が発せられて、二十六日久留米を出発し、故郷三間坂を通って長崎につく。二十八日輸送船天津丸に乗船、五輸送船で一船団を組み、軍艦に護衛されて征途につく。「さらば別れん故郷よ。いざさらば、母国日本よ。永久に汝の山は緑なれ！汝の水よ清くあれ」。彼の文の一節である。まさに生命を国に捧げんとする将士の尊い心境の率直なる表現なのである。

九月二日、敵地（鶏鳴島）に上陸。青島に向かって進撃するのであるが、連日の雨で行軍は大難渋をしている。ことに敵の砲弾下に、道路を補修し橋をかけながらの行軍なのだから大変な苦労である。この間のことを著者は「泥路は馬の脛を没し、車輌はめり込みて馬の苦しみ一方ならず、兵は両眼に涙を流して馬に鞭をあてる。」と言っている。

この苦しい行軍の中に、自分たちが整備した道路を友軍が通過する喜びも一しおだと言う。九月二十日、軍司令官神尾中将通過。すぐあとに郷土部隊である佐賀五十五連隊が通る。その中に同郷の田渕七郎、稲田文吾、下平作之助、川内団作の諸君の元気な姿を見出し、肩をたたきあって励しあったとその喜びを語っている。

九月二十七日、石門山の戦。今回初の大激戦で双方死傷者を出し、独兵五名を捕虜にした。これから毎日小戦闘をくりかえしつつ、その銃弾下に、総攻撃に備えての陣地工築をする苦心を述べながらも、三日毎に届く慰問袋で苦労を忘れると言っている。

十月三十一日午前六時、総攻撃開始、十一月三日はとくに激しく（十分間に五～六名の割で死傷）、玉砕を期す二万の精鋭の猛烈なる突撃にも青島城は依然として応戦す（三十四連隊のごときは五日夜だけでも百余名の死傷者を出す）。十一月六日決死隊による鉄条網破壊に成功して、八か所の突破口から、七日午前四時一度に突入する。五時三十分ついに青島城はわが手に落ちた。

十一月十六日青島入城式。その堂々たる皇軍の威容と感激をのべ、工兵中隊付陣中日誌の係としての任務を終わっている。

最後に著者は、青島城突入を容易ならしめた膠州湾海岸堡塁の陥落は、わが郷土部隊佐賀五十五連隊の大殊勲であったと言っているので付け加えておく。

第一次世界大戦は、大正七年十一月に終結し、翌年一月からベルサイユの宮殿で講和会議が開らかれ、五か年におよぶ戦いは終わりを告げた。

わが国は参戦はしたものの大した戦禍もうけず、連合国から軍需品をはじめ日用雑貨に至るまでの注文をうけて、「濡れ手に粟のつかみどり」的な未曽有の好況を呈したのである。紡績、製鉄、染料などの化学工業から、機械・器具、造船などの金属工業をはじめ、あらゆる部門において急速な膨張をとげ、わが国が本格的な工業国としての第一歩を踏み出すことになった。

三間坂権現社の従軍記念碑
各部落とも記念碑を建てる

佐賀県でも、炭坑業が活気をおび、養蚕が盛んになり、農業も商品作物が多く栽培されるようになった。とくに山内町など山麓地帯では、養蚕が急速に増大していった。

また戦勝国としての日本は、中国における特殊権益を獲得し、赤道以北の南洋群島を委任統治地としてわが主権下におさめることになって、国民は「国力の増大」と歓迎したのである。

四、議会政治

(一) 中通・住吉村の誕生

明治十一年七月二十二日、郡区町村編成法の制定にともない、大区・小区の制が廃止されて、町村は行政の末端機関としての一単位となり、郡長の監督下に入ることになった。

当時、この地方は山内六か村といって、村総代人としての戸長によって掌握されていたが、明治十七年五月十九日為政者としての戸長三名が任命された。

犬走村、鳥海村＝平山又一（鳥海の人）
三間坂村、眞手野村＝中山義興（梅野の人）
宮野村、大野村＝佐々木貞綱（宮野の人）
の三名が当時の戸長である。

郡長は坂本経懿が初代となり、区役所を武雄町の広福寺内においた。『三間坂村大宅駒四郎日記』による。

郡長は、県知事と戸長との中間にあって、町村に対しては知事の統治を代行する存在となったのである。

杵島郡役所は、明治十三年五月、武雄町に新築され、大正十二年に郡制が廃止になるまで、政治の中心として存続した。

明治二十二年四月一日、新市町村制が施行された。

佐賀県令甲第十四号

町村制施行ニ付町村ノ区域名称別冊ノ通相定メ内務大臣ノ認可ヲ経テ、本年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

但、旧町村名ハ大字トシテ之ヲ存シ飛地ハ各其所在ノ町村ニ編成ス

明治二十二年三月廿二日

佐賀県知事　石井邦猶

これによって山内六か村は、犬走村、鳥海村、三間坂村三間坂を併せて「中通村」と称し、宮野村、大野村を併せて「住吉村」、真手野村と三間坂村を併せて「武内村」と称した。(旧武雄領は一町七か村となる)

旧村名は、大字名として現在も使用されているが、三間坂村が二分されて中通村と武内村に編入されたことや、梅野村の臼川内が、地続きとはいえ、飛び地的存在として武内町にとどまったことなどは、統廃合の困難さを物語るものであり、当該地区民の困惑振りも想像できる。

こうして、「中通村」「住吉村」は、昭和二十九年四月一日両村合併に至るまでの六十五年間の第一歩を踏みだしたのである。

これより戸長は村長と呼ばれることになり、初代村長には、当時の戸長が三村とも任命された。中通・住吉両村の歴代村長は次の通りである。

中通村

初代	平山又一	明治二二、七	二代	岡部藤八	二六、七
三代	森要一郎	二八、六	四代	職務管掌 鶴崎敏行	三二、七
五代	公文忠三	三三、一	六代	職務管掌 三好乾三郎	三四、三
七代	職務管掌 松尾純一郎	三四、三	八代	江口順一	三七、二
九代	職務管掌 山下次郎	三八、四	十代	江口悟	三八、八
十一代	馬渡和太郎	四二、一〇	十三代	岩永巌	五、二
十五代	中野仁市	九、一一	十七代	中原剛太郎	三、一一
十九代	岩永巌	昭和九、四	二十一代	山領孫一	一四、一二
二十三代	草場隆	二一、一二	二十五代	草場隆	二六、四

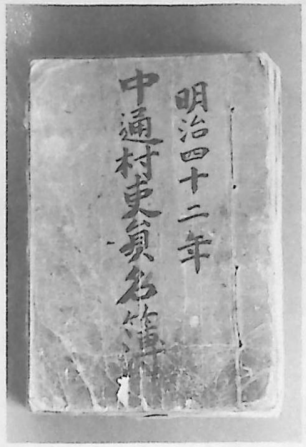

中通村吏員名簿

十二代	馬渡和太郎	大正二、一〇	十四代	杉原仁助	九、三
十六代	草場好太郎	一三、一一	十八代	福田雪太郎	五、八
二十代	岩永巌	一三、八	二十二代	山北真雄	一九、一
二十四代	沢井千代人	二二、四			

住吉村

一代	佐々木貞綱	明治二二、五	二代	古賀行駿	二四、三
三代	佐々木貞綱	二五、五	四代	田中幸栄	二九、六
五代	古賀行駿	三〇、七	六代	樋口親易	三一、七

七代　島本貞範　三三、一〇
八代　中尾龍一　三四、四
九代　職務管掌　山下次郎　三五、三
十代　中原親長　三五、三
十一代　樋口親易　三八、四
十二代　島本貞範　三九、五
十三代　島本貞範　四三、五
十四代　樋口親易　四五、五
十六代　中村雄助　八、九
十八代　松尾徳太　九、八
二十代　田中帋助　昭和三、八
二十二代　毛利源三　一一、八
二十四代　毛利源三　一七、四
二十六代　山下馬雄　二〇、七
二十八代　樋口好馬　二三、四

合併後

初代　草場実雄　二九、五
二代　丸田良次　四一、五
十五代　島本貞範　大正五、四
十七代　中村雄助　九、三
十九代　田中帋助　一三、八
二十一代　丸田源市　七、八
二十三代　毛利源三　一二、三
二十五代　山下馬雄　一七、六
二十七代　宮崎周蔵　二一、七
二十九代　樋口好馬　二六、四

住吉村吏員名簿

なお、当時の村長は名誉職として給料を低く抑えていたが、助役以下の吏員は有給職員であった。その給

料は次の表の通りである。

村名	中通村		住吉村		米の当時価（60K当）
役職 / 年代	村長	助役	村長	助役	
明二十二年	年俸 八〇円	月額 五円	年俸 四五円	年俸 六七円	二円
明三十五年	月額 一四円	〃 一二円	〃 一四四円	月額 一七円	五円
大五年	〃 二二円	〃 二一円	〃 二六四円	〃 二五円	六円
昭五年	〃 三五円	〃 三五円	〃 六〇〇円	年俸 六〇〇円	八円
昭二十年	〃 一、〇〇〇円	〃 九一円	〃 一、五〇〇円	〃 七二〇円	一二円

（中通村、住吉村吏員名簿による）

中通・住吉両村の歴代助役は次のとおりである。

中通村

初代	梶原精六	明治二二、七	二代	江口順一	二三、三
三代	松尾忠八	二四、八	四代	山北忠常	二五、三
五代	武山通道	二五、五	六代	中川内政吉	二九、七
七代	下　種吉	三三、九	八代	梶原精六	三四、五
十代	古川又一	三六、五	十一代	中野仁一	三八、一
十二代	福田雪太郎	四一、四	十三代	草場好太郎	大正　五、三
十四代	山領孫一	九、五	十五代	山領松一	一四、六
十六代	福田雪太郎	昭和　四、六	十七代	松尾俊一	五、九
十八代	草場　隆	一二、七	十九代	山口敬一	二二、四

住吉村

初代	古賀行駿	明治二二、五	二代	武雄徳次郎	二四、三
三代	田中幸栄	二五、五	四代	島本貞範	二九、六
五代	橋永恵作	三三、一〇	六代	島本貞範	三五、四
七代	一ノ瀬良市	三九、六	八代	松尾徳太	四一、六
九代	外尾熊作	大正　九、九	十代	宮崎周蔵	昭和　七、九
十一代	松尾徳太	一五、九	十二代	宮崎周蔵	一七、六

十三代	黒髪鶴一	二一、七	一四代	坂口善八	二三、五
十五代	坂口美磨	二七、七			

合併後

初代　八田俊郎　三〇、五

また、歴代収入役は次の通りである。

中通村

初代	松尾忠八	明治二二、八	二代	福田米作	二五、五
三代	馬渡和太郎	二七、一	四代	川崎孟彦	二八、九
五代	草場好太郎	三一、二	六代	福田米作	三五、二
七代	平原末太郎	三五、四	八代	松尾竹次郎	三七、一一
九代	草場好太郎	三八、六	十代	松尾亀之助	四二、六
十一代	福田又吉	大正　五、三	十二代	平山甚助	九、五
十三代	山領兵作	昭和　三、五	十四代	犬走亀太郎	七、五
十五代	栗原兵太郎	一二、一	十六代	平山熊男	二八、一

住吉村

初代	朝重榮左エ門	明治二二、六	二代	草場兼吉	二七、三
三代	松尾善右エ門	二九、三	四代	田中布助	三一、五
五代	朝重円平	三三、五	六代	松尾徳太	三八、九

七代　森　八之助　四一、六
九代　瀧川熊太郎　大正　二、四
十一代　宮崎周蔵　一〇、八
十三代　樋渡太平　一一、一〇
十五代　黒髪鶴一　二〇、四
十七代　大渡達雄　二七、七
合併後
初代　中山平七郎　昭和三〇、五

八代　八坂七郎　四二、四
十代　前田又兵衛　五、三
十二代　成松繁松　昭和　七、九
十四代　中尾　勤　一五、九
十六代　坂口美磨　二一、七
二代　梶山　要　四六、五

(二)　議会政治はじまる

1、県会の開設

「廣く、会議を興し、万機、公論に決スベシ」とは、いわゆる「五箇条ノ御誓文」の第一項である。自由民権運動が、明治七・八年頃から全国的に展開され、地租改正を一転機として、ますますその運動は激しさを増し、「民会」開設の要望が高くなっていった。

政府は、維新の基本方針に従い、町村会↓区会↓府県会という順に発展させたいという基本的な態度をもちながらも、実際には府県会を第一にとりあげた。すなわち明治十一年の第二回地方官会議における「府県

会規則」である。

つづいて同年中に太政官布告第十八号による「区町村会法」が制定された。

当時、この地方は長崎県の管下であったから、当然長崎県会に議員を送ったのである。『武雄市史』によれば、定数五十九名のうち佐賀地方選出議員は二十六名であった。杵島郡の定員は四名（十三年からは五名）で、十二年一月に選挙が行われたらしいとのことである。

明治十六年五月、長崎県から分離して佐賀県が再び誕生し、県議会も再編成された。定員三十五名で、佐賀郡五名、基肄郡一名、養父郡二名、三根郡一名、神埼郡五名、小城郡三名、東松浦郡五名、西松浦郡四名、杵島郡五名、藤津郡四名である。

同年七月に行われた第一回の佐賀県会議員選挙では、杵島郡からは吉田忠雄、松尾芳道、渋谷清六、山口六平、山口小一の五名が当選し、松尾芳道が初代議長に選ばれている。

この時代の県会議員の選出方法は、明治十一年に出された太政官布告第十八号に詳述するところであるが、『白石町史』は次の五項目にまとめている。

① 府県の議員は満二十五才以上の男子で、本籍地に三年以上居住して地租十円以上を収める者。
② 議員を選挙する資格は、二十才以上の男子で、その郡区に本籍を定め、地租五円以上を収める者。
③ 選挙の投票は郡役所で行い、郡長が査定の取り締りをする。
④ 投票は、所定の用紙に選挙人と被選挙人の住所・氏名・年令を記入して提出する。
⑤ 投票多数の者を当選者とするが、同数の時は年長者を当選とし、同年令の時は抽籤とする。

これからもわかるように、選挙権・被選挙権には、きびしい制約があった。地租五円以上を収める者とい

えば、地租改正の項で述べたように、地価の百分の三が税率であるから、標準田の七等田四反歩所有者以上ということであり、被選挙権をもつには八反歩以上の所有者であらねばならなかったことになる。

少数の大地主と多数の小作人とによって形成されていた当時の社会状態から推して、山内地区内の有権者が、全住民に対してどれ程の比率を占めていたものであろうか？資料がないので判断できない。

いずれにしろ、待望の「民会」である県会がこのようにして発足したのである。

2、村会の開設

明治二十二年、町村制が施行されて、中通村・住吉村ができ、新たに「村会」が開設された。

もちろん、戸長時代や庄屋の時代にも、村の談議・談合があり、それを執行する村役などいたのである。これは、明治十五年の村内規約（立野川内村・鳥海村）、明治十七年の村内規約（犬走村）がこれを立証する。しかし、法令による選挙で村会議員を選出し、会議をおこすのは明治二十二年からのことである。

選挙は、県会の場合と大筋においては同じであるが、村会議員を「一級議員」と「二級議員」に分けたのは大きな違いであった。

一級議員とは、地租五円以上の納入者から選出される議員で、二級議員は、二円以上の納入者からの選出者である。したがって、村会議員の場合は、選挙権者は「二円以上の地租納入者」ということになる。もちろん、選挙された村会議員の議決権その他に差別があったわけではなかったけれども、選挙の基盤となるその部落には、五円以上の納入者がどれほど居るか、二円以上の納入者がどれほど居るかということが、立候

補者が一級議員として出るか二級議員として出るかに大きな関係があったのである。

明治二十二年四月に行われた第一回の村会議員当選者は次の通りで、その任期は三年であった。（大正二年より任期四年となる）

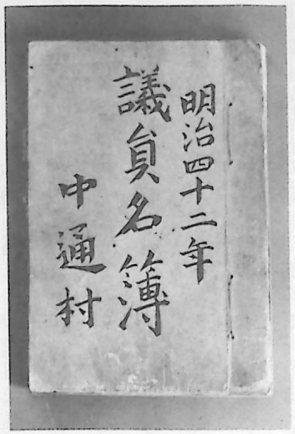

中通村議員名簿

・中通村（上段一級議員、下段二級議員）

公文忠三　八田儀右エ門
渡辺森助　有森要之助
岩崎俊左エ門　渡辺儀七
江口順一　野中伝之助
山北忠常　木須百助
草場源七　馬場東吉

・住吉村（上段一級議員、下段二級議員）

佐々木貞綱　草場兼吉
田中辰五郎　森　判三
中原親長　丸田伊兵衛
宮崎又右エ門　古賀行駿
古賀弥一　松尾善右門
中村又吉　朝重栄左エ門

羽織袴で威儀を正し、村長が議長となって開かれた第一回の村会。想像してもほほえましい思いがする。

この一級議員、二級議員の制度は、大正十年四月の選挙を最後として、その次の選挙大正十四年四月には、一・二級の別なく同一条件で選挙された。

村議会議員名は、両村とも判明しているが、紙数の関係で合併後の正副議長名のみを掲載する。

議長

初代	宮崎周蔵	昭和二九、四	二代	樋渡与右エ門	三〇、四
三代	堀　源平	三四、四	四代	山下家馬	四〇、五
五代	桑原政六	四六、四	六代	古川武尚	五〇、五

副議長

初代	木須　泉	昭和二九、四	二代	草場一良	三〇、四
三代	川口熊雄	三四、四	四代	山下家馬	三八、五
五代	堀　源平	四〇、五	六代	桑原政六	四二、五
七代	力安　剛	四六、四	八代	古川武尚	四八、四
九代	中尾雄一	五〇、五			

なお、この項で「**郡会**」のことにふれたい。

郡会は、『白石町史』によれば、明治三十年七月からというが、中通村の議員名簿には明治三十二年九月からの議員名がある。いずれにしても、郡会ないし郡会議員については、一般住民は強い関心を示していないかのようである。

その理由の一つに、郡会議員の選出方法があげられる。郡会議員は、村会議員であって、地租十円以上を

納める者の中から村会議員の互選によって選出された。だから、住民にとっては直接選出に対する権限がなかったのである。

このように、下部自治体（町村）の代表として、その団体の議員の中から上部自治体（郡）の議員を選ぶ方法を複選挙法という。郡会議員はこの方法によったのである。

第二の理由としては、各村から一名だけ選出されることになったことがあげられる。しかも、地租十円以上の納入者であらねばならぬので、郡会議員有資格者が極く少数に限定され、その少数者の中から村会議員の互選というのだから、一般住民の知らないところで選ばれるという結果になっていた。

さらに、第三の理由としては、郡政を議するといっても、県や村に比して権限が弱く、郡内各町村の連絡・調整機関の性格に終わった観があるのも見逃せない。

以上のような理由から、一般住民の関心が低くかったとはいいながらも、各村から選出された郡会議員の方々は、人物的にもその村の一流人が選出されていた。任期は四年で、大正十二年郡制の廃止まで続いた。

住吉村選出の郡会議員　　中通村選出の郡会議員

（年代不詳）　　馬渡和太郎 明治三二、九

古賀行駿　　馬渡和太郎　三六、九

中原親長　　中野仁市　四〇、九

樋口親易　　松尾寛光　四四、九

山下熊市　　牟田袈裟一　四五、六

島本貞範　　牟田袈裟一 大正　四、九　古川又一　八、九

3、国会の開設

政府は、世論に応えて明治十四年に「十年後の明治二十三年（一八九〇）に帝国議会を開く」という約束をした。

それからの十年間は、中央・地方はもちろん、政府・民間を問わず帝国議会開設のための準備にとりかかったのである。

明治十七年制度調査局を設立し、華族令を公布し、十八年には内閣制度、皇室典範令を制定、二十一年には枢密院を発足させ、また、憲法草案の起草など中央における仕事も多事を極めた。

一方、地方では、佐賀出身大隈重信の立憲改進党、熊本の九州改進党、大阪の立憲政党、板垣退助の自由党、尾崎行雄の東洋議政会、福地源一郎の立憲帝政会、小野梓の鷗渡会など、民間の政党が次々に結社され、議会政治、特に国会開設に対す非常な意欲を燃えあがらせたのであった。

国会は、貴族院と衆議院の二院制を採用し、その定数、選出方法も決定した。すなわち、定数は

貴族院は定員二七六名で、その内訳は次の通りである。

・各府県の多額納税者四五名、・公爵一〇名、・候爵二六名、・伯爵一五名、・子爵七〇名、・男爵二〇名、・宮中顧問官三名、・元老院議官二七名、・法制局員三名、・帝大総長・教授六名、・各官省一〇名、・勅選九名、・皇族九名

衆議院は定員三〇〇名で、各府県を単位とし、それをいくつかの小選挙区に分け、人口に応じて定員を決

めた。

佐賀県の選挙区、有権者数は次の通りである。（『佐賀新聞七十五年史』による）

第一区（定員二名）

佐賀郡二、四五二人　佐賀市　一〇〇人
神埼郡一、一〇三人　小城郡一、一九七人
三根郡　二三四人　基肄郡　一九六人
計五、五九五人

第二区（定員一名）

東松浦郡　九九二人　西松浦郡　六四七人
計一、六三九人

第三区（定員一名）

杵島郡一、八一四人　藤津郡　六五〇人
計二、四六四人

選挙権者は、

・満二十五才以上の男子であること
・同一県内に一年以上本籍を定めて居住している者
・直接国税十五円以上を納入する者

被選挙権者は、選挙権を有する者のうち、年令が満三十才以上の者

となっている。

明治二十三年（一八九〇）七月に、記念すべき第一回の衆議院議員の総選挙が行われた。第三区からは、武雄町出身で、杵島郡の郡長をした山内とも関係の深い二位景暢が、次点者綾部六郎にわずか三票を与えただけで、二、二九五票を獲得して当選した。

最初の当選者三〇〇名を党派別にみると、（『博文館発行、大日本史』）次のようになっている。

・中立党六五、・大同派五五、・改進党四六、・愛国党三四、・九州進歩党二一、・保守党二一、・官史一八、・自治党一七、・自由党一六、・不詳七

貴族院には、武雄出身の山口尚芳が、元老院からの勅選議員として出ていた。

同年十一月二十五日、第一回の帝国議会が召集された。

議会での勢力分野は、野党である立憲自由党が一三〇名、立憲改進党が四一名、合計一七一名で過半数を占め、激しく政府に迫った。

陸軍大将として軍の最高地位にあった山県有明は、首相として議会に臨んだが、民党の激しい反対にあって、両院を通過した法案は、わずかに六件にすぎないという不成績に終わった。

4、民党官党の争い

第一回議会明けの五月、山県内閣は退陣し、松方内閣が成立した。この内閣のもとで、第二回議会が、明治二十四年十一月二十一日に召集されたが、この回もまた野党の反対にあって政府の主張は通らず、十二月二十五日衆議院を解散してこれに応じた。

第二回の総選挙は明治二十六年二月十六日である。

議会勢力の弱小さに泣いた政府は、与党の過半数獲得のために、松方内閣の内務大臣品川弥次郎をして、民党を弾圧させ、あらゆる手段をつくして選挙干渉にのりださせた。したがって、この選挙干渉は、大隈重信の出身地であり、松田正久や武富時敏など九州における野党の中心勢力がいた佐賀県において、最も強力に進められ、熊本・福岡県にも露骨な鉾先が向けられた。

品川内相は、県知事と県の官吏、郡長と郡役所吏員および警察官を動員して、民党政治家の行動を監視させ、巡査や遊侠人を使ってのいやがらせをしたり、あるいは民党の会合を襲ったり、演説を中止させたり、集会を解散させたり、反抗するものは拘束するなど、壮士の暴力を利用して弾圧した。

民党側も負けずに応戦し、民党官党の大衝突、大混乱が始まった。

県内におけるおもな騒乱を『佐賀新聞七十五年史』からひろえば

・　小城警察署に「民党と官党が血闘中」との駆けこみ訴えに、おっとり刀で警官四名を派遣することになり、二十余名の壮士がこれを守って出かけたが、途中で七十余名の民党派と出会った。「選挙干渉だ。

やっつけろ」の合図で乱闘となり、一千余名にふくれ上った民党派にめった打ちされて、巡査一名、郡書記官一名が即死した。両方の負傷者九十余名。ついに熊本鎮台の派兵となった。

- 北茂安村の官党の坂元選挙事務所に、民党の消防夫数百名が「政府の犬をほおれ」と竹槍をもって乱入し、死傷者を出した。
- 唐津でも両党の間に激突があり、候補者天野為之はあやうく一命をおとそうとしたとき、女傑奥村五百子の決死の救出によって一命をとりとめた。
- 軍隊が派遣されて、駐留したところは、小城郡小城町、三日月村、芦刈村。佐賀郡高木瀬村、金立村。三養基郡北茂安村。杵島郡武雄町をはじめ九か村。藤津郡鹿島町以下六か村となっている。

佐賀県第三区。すなわち杵島郡藤津郡における選挙干渉は、とくに苛酷を極めた。干渉というよりも民党押しつぶしの弾圧である。それだけに、また民党・官党の抗争も激しかったのである。杵島・藤津両郡十五か町村に軍隊が配置されたのもその証左である。

それは、杵島・藤津の第三区においては、反政府党の二位景暢が絶対的強さをもっているのに、政府は無理に五十村良行を立てて対抗することにしたためである。五十村は、藩政時代の武雄領山内代官で、当時は愛媛県収税長をしていたが、二位景暢に対してはあまりにも力の差がはっきりしていた。にもかかわらず、政府は五十村を当選させるべく、あらゆる方法・手段を尽くしたのである。

山内の村民にとっては、二位・五十村ともに関係の深い人であり、選挙干渉がひどくなればなる程、両陣営の対立も激しさを増していった。

中通・住吉の両村においては、幸いにして暴動的乱闘こそ起こらなかったけれども、永年の知己も仲間別

れをしたり、親類付きあいを絶ってにらみあったり、昼夜にかかわらず張り番をして警戒を怠らぬ状態になった。

こうした情勢のもとに、二月十六日警官立ち会い、軍隊警戒のうちに選挙が行われたが、第三区である杵島・藤津両郡においては、なおも治安上不穏な空気がただよい、いつ爆発するかわからないというので、投票中止となった。まったく異例の沙汰である。

つづいて二月二十三日、閣令第二号により「保安条例」を実施した。選挙に保安条例が実施されたのは、全国はじめてのことであって、いかに杵島・藤津の選挙戦が激しかったかを物語るものである。

第三区の投票は、二月二十六日に行われた。その結果は五十村良行九八八票、二位景暢九七一票で、わずか一七票の差をもって五十村に凱歌があがった。

こうして、佐賀県においては、一区・二区・三区とも民党の完敗に終わったけれども、全国的には民党が一六三名の過半数を得て勝利をおさめたのである。

二十五年三月第三回議会が召集されたが、政府提出の案件はほとんどが不成立に終わり、八月には、衆議院解散となり、総選挙直後の十一月召集の第四回議会も、政府・民党の抗争が激しく、民党による弾劾上奏案が可決される結果になった。

明治二十六年二月十日、この事態を憂慮された天皇は、内閣と議会の和解をのぞむ「在廷の臣僚及帝国議会の各員に告ぐ」という詔書をだされ、これによってようやく内閣と議会の妥協が成立した。

しかしながら、地方においては、選挙の「しこり」が根強く残り、政変の度毎に地方長官をはじめ、一小部落の駐在巡査に至るまで、転任、任免されるなど、その後遺症は長く町村の政治を左右した。政党は改変

があり、内閣は交代しても「民政・政友」「憲政・政友」などと、各々が支持政党の旗色をはっきりさせて、政争にあけくれる年月が続くのである。

5、普通選挙への道

第一次大戦後の、熱狂的好景気といわれた戦後ブームも、幾年もたたずして不況のきざしがあらわれ以後慢性的恐慌の時代がやってきた。言論・思想界は、いわゆる「大正デモクラシー」といわれる時代にはいる。

この時代になると、「政治は、一般民衆のために行わるべきであり、一般民衆の意志によって行われねばならぬ。」とする吉野作造の**民本主義論**や、「藩閥・軍閥を排除して、正しい姿の議会・政党政治の確立」を主張する長谷川如是閑・大山郁夫などの**デモクラシー論**などが盛んになって、普通選挙の実施を強く訴え、社会運動にまで高まりをみせた。

あとで詳述する米騒動などを契機とした労働運動も軌を合せて、普選論を推し進めた。

普選論というのは、「選挙権が地租（国税）の納入者だけに限られ、しかも、その多寡によって選挙に関与することが限定されるのは、時代おくれであり、人権（民権）にもとる。したがって、財産による制限を徹廃して全員平等に選挙権を与えよ。」というのである。

政府は、明治以来、納税と選挙権は義務と権利という立ち場から、納税額による選挙権の制限をしていたのであるが、もはやこの考え方は取れなくなって、全国民参加の方向を阻止することができなくなった。

大正十三年（一九二四）十二月、時の加藤内閣は、衆議院議員選挙法中改正法律案（一般にこれを「普選

法案」という）を第五十回帝国議会に提案して可決された。

衆議院で可決したこの普選法案を、枢密院に諮詢したところが、大修正を加えて差しもどされた。衆議院で再決議して貴族院へ送った。貴族院でも、枢密院案に近い修正を加えて送り返えしたので、貴衆両院協議会を開いて、大正十四年三月二十九日、普選法案は、ようやく可決決定された。同時に審議されていた「婦人参政権」は、ついに陽の目を見ることはできなかった。

この普選法の内容を簡単に紹介すれば

- 婦人には全面的に参政権を認めない。
- 生活扶助を受ける生活困窮者、および一定の住居をもたない季節労働者の選挙権は認めない。
- 同一市町村一年以上の居住者。
- 選挙権は二十五才以上の男子。
- 被選挙権は三十才以上の男子。
- 朝鮮、台湾、樺太など植民地では、衆議院議員選挙は行わない。

というのである。

現在の時点からすれば、幾多の問題が残されているのであるが、当時としては大英断であり、民権論が一応の成果を収めたものというべきであろう。

第一回の普通選挙は、大正十七年（一九二四）三月二十九日に施行（実際に行われたのは二月二十日）することに決定された。

これによって全国の有権者は、三〇〇全万人から一躍一、四〇〇万人にふくれあがり、佐賀県においては、

四八、〇〇〇余名が一三四、〇〇〇余となった。佐賀県の新有権者は八六、〇〇〇名である。この人々の喜びようが想像できる。

大正十七年、すなわち昭和三年二月二十日、普通選挙実施最初の総選挙が、政友会田中内閣のもとで行われた。

当時の二大政党である政友会・民政党の選挙戦は、まことに熾烈なものであった。ことに佐賀県は、政争の激しいところである。政友会の党人知事とさえ見られていた大島知事は、空前といわれるほどの警察官の大異動を行い、三〇名もの旧警察官を復活させて選挙に備え、自ら陣頭に立って警察官を指揮した。

一般民は一般民で、供応、買収、張り番と、明治二十四年の選挙大干渉時の状態を再現したのであった。

三間坂の公文信男が鳥海の松尾政太郎に金銭を渡したことを知った三間坂の都知木藤三は、同部落で兄弟のような付き合いをしていたにもかかわらず、政敵だというので公文を告発した。三名は検事局へ出頭を命ぜられ、公文は略式命令をもって罰金刑に処せられた。民党、官党の争いである。

第一回国勢調査

大正九年（一九二〇）十月一日、わが国最初の国勢調査が行われることになった。

なにしろはじめての試みなので、一般民衆はもとより、それを執行する側も、直接事務を執る人も、その認識に欠けるところが多かった。そこで当局は、統計講習会を開いたり、講演会、説明会など度重なる会合を開催したり、マスコミを利用したりして国勢調査の啓蒙宣伝に力を尽くした。

「時は大正九な年

十月一日あさまだき

帝国版図一斉に

国勢調査は行わる」

筆者たちが、遊びの中に、あるいは学校の行き帰りに盛んに歌った歌である。

宮野区の古文書の中に、

「…九月一日午前零時を期し、同一歩調に依って国勢調査予備調査を実施し……」

と、八月二十四日付で、当時の丸田源市村長より宮野区長に宛てた文書がある。おそらく県か郡の指令をうけて、村長が出したものであろう。

宮野区長は、早速調査員、補助員を召集し、その一切の準備をなし、九月一日に予備調査をしている。

『佐賀新聞七十五年史』によれば、

佐賀県では「国勢調査に関する注意を喚起し気分の緊張を図り且つ時間の正確を計るため」と称して前日正午十二時を期し、宣伝ビラ入りの煙火を各郡市各々三か所において三発ずつ打ち上げる。

という変った行事をしている。

まことに、困難で画期的な大行事であったのである。

十月一日午前零時、全国一斉に、緊張のうちに国勢調査が行われた。

佐賀県の世帯数一二八、八四一戸、人口男三二九、九六一女三四三、九一二計六七三、八七三人で、人口密度二七五人。

山内（中通住吉村）の世帯数一、五三九戸、人口男三、八五二女四、〇六七計七、九一九人で、人口密度

は一〇三人という数が出ている。

昭和五十年の国勢調査の数と比べると、世帯数で六一九戸、人口で一、四三八人、現在が増えていることになる。

第二回の国勢調査は大正十四年十月一日と決定し、それ以来五年毎に実施されて現在に至っている。

第二回国勢調査記念録（山内西小所蔵）

6、米騒動

大正期における国内事件のうちで、大きな事件の一つは、大正七年（一九一八）の、いわゆる米騒動である。幸いにして、山内地区においては、たいした混乱は起こらなかったけれども、全国的な問題であり、県内においても軍隊まで出動した事件であって、一般農民にも大きな影響を与えた。

この米騒動は、世界第一次大戦による国内景気によって、諸物価の騰貴が著しく、これに便乗した米穀商

の米価高騰による暴利に対する暴動であった。

当時の米価の動きを見れば（六、村民のくらし、米価のうごき参照）大正五年一升十五銭、六年二十一銭、七年三十六銭、八年五十銭という高騰ぶりである。

政府は、この対策として外米の輸入（唐米）に努力したが、外米は味が悪いというので、内地米の値段を引き下げるまでにはいたらなかった。

こうした情勢の中に、大正七年八月三日富山県で漁師の妻女四十数人が、米商人の他地域への米の積み出し中止と、その安売りを嘆願したのが引き金となって、全国に波及したのである。

『佐賀新聞七十五年史』によると、

八月九日、名古屋で米穀取引所襲撃事件、十日、京都で群衆の米屋襲撃、十一日、大阪公会堂の市民大会が暴動化、十二日には神戸市の鈴木商店焼打事件と、だんだん拡大して、東京、静岡、大阪、兵庫、福島、岡山、広島、香川、愛媛、三重、高知、徳島、和歌山、滋賀、岐阜、石川、奈良など全国各地に家屋破壊、襲撃、放火などの騒動が起こった。

佐賀県においては、八月二十日に、米屋が米を売らないために、米どころのど真中にある佐賀市が「兵糧攻め」の状態になった。

八月二十八日岩谷炭坑の坑夫が暴動化し、芳谷炭坑、相知炭坑に波及した。当局はついに軍隊を出動させ、実弾を発射してこれを鎮圧した。

同日、さらに杵島炭坑にも暴動が起こり、放火したため、民家の全焼四十二戸、半焼三十五戸を出すにいたり、佐賀五十五連隊から一個中隊が出動してこれを鎮圧した。

この米騒動は、米価高騰に端を発したとはいいながらも、佐賀県の暴動は、単に経済問題からのみで起こったのではない。坑夫は市価より安い食料を得ている。賃金も悪くない。しかもなお暴動を起こすのは他に原因がなければならぬ。それは階級の争いである。と、佐賀新聞は論評をかかげている。

米価の高騰は八年まで続いたが、九年には一升二十五銭という八年の半額値にまで暴落して、農民の生活を脅かし、農村恐慌の先ぶれとなった。

五、村民の仕事

(一)　農　業

明治時代の、山内の村民はほとんどが農業従事者であった。彼らは、自己の生活を守るために、ただ、ひたすらに農事にいそしむ以外に何もなかった。農事に従事している時だけが仕事をしていることであって、私用、公用を問わず他の要件を務めることは遊びに類する感じであった。彼等同志のあいさつに、「近頃はどぎゃんしとった。」といえば、「遊ぶことばっかいで。」との返事がかえっていたものである。

朝食前からの「朝仕事」、夕食後は「夜なべ」。まったく「朝は朝星、夕べは夜星」の生活だったのである。農民たちは、このような苛酷な労働をしても、なお生活は楽でなかったのは、昔も今も変らない。

明治・大正の六十年間における農業の変遷をたどりつつ、その中に生きてきた先人の姿をのぞいてみることにする。

1、明治前半期の農業

藩政時代からの米麦中心の農業は、明治になっても依然として引き継がれ、米は貢租用または生活費に充て、自家消費としてはほとんど使用せず、麦および畑作の雑穀をもって、自家の食料を賄っていた。

水田こそ彼等農民の生活を支える唯一にして最大のものだったのである。山麓といわず山腹・山中の谷あいなど、少しでも出水のする場所は水田に開墾しているのはこのことのよき証左である。

水田稲作の肥料に金肥などあろうはずもなく、緑肥（刈草・れんげ草）厩肥・人糞を肥料としていた。まったくの自給肥料である。

朝早く起きて草を刈り、帰って朝食をとって、本来の農事をする。夕方また草を刈り、あるいは刈草を水田に運搬する。水田に水を入れて、この刈草を鋤こむ。しかも耕耘はすべて人力による鍬での作業である。こうした農法を「**かりしき農法**」というのであるが、この刈り取り労働と運搬労働の厳しさは、他の農作業と重なって、農民を労働過重に陥らせていた。

このように胆精こめた水田も、一朝水害に見舞われると無有に帰し、あるいは旱害にあって無収の凶作となる。『佐賀県災異誌』によると、毎年二～三回暴風雨、豪雨に襲われ、その間を縫うように旱害が見舞っている。さらに、この天候に関連して病虫害をこうむる。これこそ農民を苦しめた二大要素である。

町内いたるところに散在する大小無数の溜池に、現在の農民に見放された山腹谷あいの小さな田んぼに、かりしき農法時代の農民の苦労がしのばれる。

藩政の崩壊による士族の授産事業として、養蚕、製糸、製茶、牧畜、西洋果実等々の新産業が奨励されたことは前に詳述した通りであるが、これも、一般農民の農法に影響を及ぼす程までにはならなかった。

明治の十年代中頃になって、農業改良の動きが、農民層からではじめて、養蚕奨励、めい虫防除対策、米作技術改良、米質改良など、農談会、品評会、競挙会、などを通じて論じられ、新農業への動きが始まった。このことは、地租改正に関連して、農民意識が向上したことを物語るものである。

すなわち、地租改正によって

第一に、地券発行によって、政府は明確に所有権を保障した。このことによって、農民は哀訴嘆願ではなく、権利主張として要求することができるようになった。

第二に、土地の所有および地価の決定にあたって、掛官や区長と論争したことは、農民の権利意識を育成することになった。

第三は、現物貢租が金納になったということは、農民は金納のために、自らの作物を自らの手によって換金しなければならなくなったということである。ここに、商人との交渉が始まり、否応なしに貨幣経済に首を突っこむことになった。

なお、各地、各グループにおいて、農業施策が論ぜられるようになり、政府も農業指導に関心を示すようになったことがあげられる。

山頂近くまで開墾された段々田圃（船ノ原）

前田正名が編さんした「興業意見」について、『佐賀県農業史』は、次のように述べている。

農は、米納の制度を改められしより、忽ち目前の便を図り、米質俵製等漸次粗悪に流れ、随ってその声価を落し、金融の梗塞に際し価格愈々下落し、必要と困難の状を現せり。

工商は、自由営業を許されしより、……

往々正鵠を失し、加うるに今日の不況に遭遇し、販路通ぜず殆んど衰頽を極めたり。

製糸、織物の如きは、稍増加せりと雖も、是れ多くは士族の生産に係り、近年の起業にして販路また通ぜず。

製茶の如きは、従前に比すれば大いに減退の景況なり。

右の如くなるにより、もし、このまま放置しおかば、数年を出でずして必ず不測の惨状を呈するに至らん。故に、之が深渕に陥らざる以前に於て、充分救援し、以て、挽回振起を図るは今日の急務なり。

このような農業改良の動きは、勧業委員（明治十三年九月の令達に基き、各郡に一名の勧業委員をおき、一戸長管轄内より一名の会員を出し、毎年二回の「勧業談話会」を開く）によって指導され、農民の自主的盛り上がりによって結成された農談会を通じて、積極的な活動が行われた。また、西洋農学もとり入れられるのであるが、本格的に行われるのは、明治も二十年代の後半に入ってからのことである。

鳥海の旧家松尾輝司所蔵の古文書に『杵島郡第一部組合、改良米規約』というものがある。明治二十一年制定のもので、三間坂村、犬走村、鳥海村、大野村、宮野村をはじめ、武雄地区十九か村が連署して決定したものである。その内容は、種子の撰択、もみすり、籾の乾燥、刈り取り、かます・縄の製法、俵の製法、

米の容量など、七項目にわたって詳細な規約をつくっている。

これを見ても、米作にかける農民の意欲がうかがえる。

この時期における政府の勧農政策は、近代産業の育成を中心とした殖産興業の末席につらなるにすぎないものではあったが、西洋農学の摂取（気筒法、埋草法、焼土法、換作法、地質改良）などによって、農業史的には重要な転換期であった。

2、明治後半期の農業

明治も中期にはいると、国民経済における産業資本の形成、ないしは確立期を迎え、ことに日清戦争後の三十年代からは、産業、経済の著しい発展をきたして、いわゆる第二次産業革命とよばれる程に発達した。農業の部門においても、制度、技術、作物の品種など、あらゆる部門において面目を一新した。

米作（水稲）については、明治三十年代から反収が増加し、三十九年頃から安定した数値を出している。これは、品種の改良統一、施肥改善、苗代その他栽培技術の向上、螟虫駆除対策の進展によるものだとし、さらに、耕地整理と土地改良、産米改良と米穀検査、農会の育成、試験研究機関の拡充、農業教育の普及があずかって力を添えたものだと『佐賀県農業史』は指摘している。

山内地区の反当収量は、四俵ないし六俵位で、現在から見れば決して高い数値ではないが、それでも明治前半期に比すれば相当の増収になっている。

このような増収を招来することができたのは、第一に施肥の改善をあげることができる。

従来水田稲作には、自給肥料（緑肥、人糞尿、堆肥）のみを使用し、少量の石灰を入れていたに過ぎなかったが、明治三十年頃から、いわゆる金肥（魚肥、油粕、大豆粕）を使用するようになった。金肥使用とはいっても、明治三十九年における水田反当消費金額は、杵島郡の平均で一円未満であるので、少量の金肥施肥にすぎなかったようである。

しかし、このために自給肥料が漸減している。このことは、労働力の節減となり、しかも反収はあがるということになって、農民にとっては、どれ程嬉しいことであったことか想像に難くない。

石灰の使用を明治三十五年一月に禁止し、四十五年三月に解禁していることも注目に値する。

第二に耕耘手段の発達である。

明治初年においては、散在的に、若干の地方では犂による牛馬耕があったけれども、全国一般的には人力耕であった。もちろん、わが山内も人力耕だったと思われる。

明治中期に犂がとり入れられて牛馬耕となった。犂は「持立犂」とよばれて、操作は腕力を要したが、深耕に適するというので、その普及も迅速であった。

明治二十一年の『佐賀県農事調査』では、

> 田を耕鋤するには多く馬耕にして牛耕は甚だ稀なり。その割合は馬耕七分、牛耕一分、人耕二分なり。畑は悉く人耕にして、牛馬耕なし。

と言っているが、馬耕は平坦部において行われ、山間、山麓の段田圃においては、ほとんど牛耕であったから、山内地区における馬耕、牛耕の割り合いは、前述の県平均とは一致しないものと思われる。

三十年代に入ると「近代的短床型」とよばれる犂が推奨された。これは、従来の長床型と無床型との折衷

型で、犂体に短い床を有し、犂を安定させると共に、土壌との摩擦を少なくして深耕に適するようにしたものである。また、回転を自由にし、左右両方へ土壌の反転を可能にするなど、犂はつぎつぎに改良されていった。山内では、「カラスキ」「ヒラスキ」などとよばれたものが多く使用されていたようである。

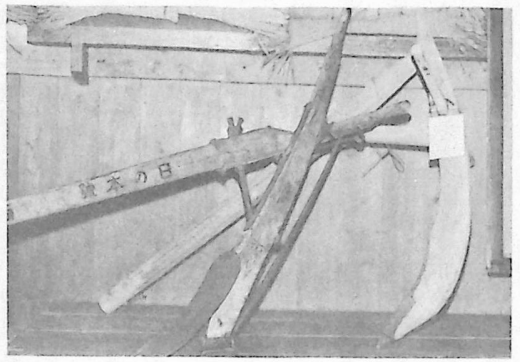

カラスキ（向う側）とヒラスキ（手前）

こうした犂耕の発達普及は、単に農民の労働を助けるばかりでなく、牛馬飼育による厩肥（刈草をそのまま水田に入れるのではなく）の増加となり、深耕と相俟って、反当収量の増収となったのである。

第三に害虫駆除予防に力をそそいだことである。

水田が、二化、三化螟虫のために一面の白穂と化することも珍しくなかった。

病害虫、ことに螟虫の発生による被害は、洪水や旱ばつによる被害にもまして大きく、農民を最も恐れさせたものである。

明治二十九年害虫駆除予防法が制定され、県令によって螟蛾誘殺、卵塊の採取、被害稲穂の切断、焼却を指令した。三十三年には平床苗代を短冊苗代に変えさせ、三十七年には、さらに県令をもって、違反者は処罰する強硬対策をとり、市町村当局を通じて農民に対する啓蒙宣伝に当たらせ、警察機構をも動員して厳重な監視と督励をおこなった。

螟卵採取のために学校を早上がりにして、教師引率のもとに、全校生徒が村内の苗代に踏みこんで行く。

採った螟卵は、一本いくらで村が買いあげる。子供たちは、毎日自発的に採取しておいて、村に売りつける。少年たちのよい小使銭とりでもあった。

大人たちは、「シンガレ取り」といって、部落で日を定めて、螟虫の幼虫が稲に寄生している稲を切り取って、これを一か所に集めて焼却する作業をおこなうなど、螟虫害の防除に努力した。

螟虫以外の害虫駆除は、水田に油を散布し、水をかけて払い落して、害虫を水没させる方法であった。

炎天下における田堀り（中耕）、除草、害虫駆除と、農民の毎日はただ忙しく、畑作の手入れとともに、過労をかこちながらも一心に農事にいそしんだのである。

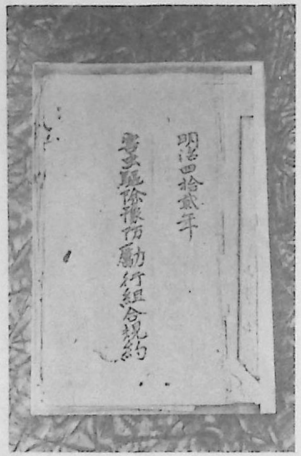
害虫駆除予防励行組合規約
（明治42年）

明治四十二年に決定した犬走区の「害虫駆除予防励行組合規約」がある。この規約は、中通村役場内に事務所を持つ「中通村害虫駆除励行組合」の中の犬走区の組合として、本部規約に範をとって制定されたもので、二十二か条から成っている。

事業内容は、①稲の螟虫駆除予防②浮塵子の駆除予防③稲椿象の駆除予防④苞虫の駆除予防⑤稲の螟蛉駆除予防⑥蔥馬の駆除予防⑦蝗虫の駆除予防の七項目をあげ、その実施細目を決め、忠実に励行することを義務づけている。

役員は、成績薄、日誌を備えて記録し、委員長に報告するとともに、違約者は処分するといっている。

村をあげて、害虫対策に当たったことがよくわかる。

第四に耕地整理があげられる。

水田耕作が、人力耕だけに限られていた時代はともかく、前述のように牛馬耕が主体になれば、狭い、段の多い田圃では、作業が不便になってくる。また、灌漑、施肥もむだが多くなる。

農民たちは、耕地整理にたちあがった。いわゆる「セマチダヲシ」である。俗に百枚田などといわれる狭小な田圃を普請して、二枚、三枚を一枚に拡げ、曲りくねった畦畔を直線化する作業である。彼らは自費をもって、自家労働としてこの工事にあたり、山腹の谷あいにも美田を形成していったのである。

鳥海区に保存する古文書の中に

「是迄水田開墾万漫致し来候父今後三年間は出来ざる事

宮野部落惣代右確立す

明治二十一年一月七日」

というのがある。

おそらく、水田開墾が進みすぎて、水源の水不足をきたしたのであろうと思われる。

「農民魂」の一つの現れとでもいうべきものであろうか。

また、大正二年の犬走区の協議事項の中に

「堤掛、井手掛に、山林又は畑を田に開墾したる者は、開地壱反歩に付、玄米、弐斗ずつ三か年支

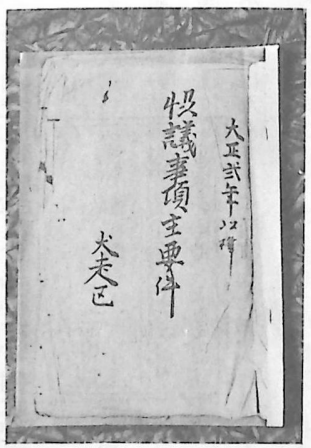

犬走区会の協議記録簿

出すること」

とある。鳥海区のものと同一趣旨のものであろう。

現在は世相が変り、あるいは荒野と化し、あるいは植林されて山林となるなど、世の変転とはいいながらいささか感なきを得ない。

県農会は、明治三十二年に制定された「耕地整理法」にもとづき、三十四年「耕地整理事業補助規程」を定め、毎年各郡一～二か所の模範耕地整理を行うことにした。

山内においては、下黒髪部落が、明治四十三年この大事業に取り組んだ。

『かんこかんこ』に寄せて、木須好男は次のようにのべておられる。

……明治四十三年十二月のことである。下黒髪耕地整理組合を結成して工事に着工。事前の研究、討議、相談の会合も、県、村の指導助言の会も、数えきれぬ程の積み重ねの結果であったであろうと想像する。

着工以来二か年半の歳月を費し、大正二年五月にこの大事業は完遂された。残された書類によれば、初年度は精神的な張りがあり、出夫も毎日毎日多く六、七八八人を数えたが、二年目になると段々減少して五八〇人となり、遂には役員たちだけの勤務となって、請負事業のようになってしまったという。

事業にあきた地元民の声は、坂口清市区長さんを「耕地清市」と悪口をいうようになったとか。苦労の程を想起するものである。

総工費　一万五千三十二円六十四銭九厘

【注、当時の米一俵六円内外だから、時価に換算すれば約四千万円となる。

なお、下黒髪の戸数を六〇戸と見れば、一戸平均約七十万円の負担となる。）

耕地整理面積　四十一町四反〇畝三歩
昭和九年三月二日　財務関係全部終了
同年七月十七日　組合解散届提出
当時の役員組織を紹介すると、
組合長　古賀市助
副組合長（区長）　坂口清市
評議員　古賀弥市、八坂作左エ門、八坂定吉、浦川助作、
浦川七三、坂口与作、坂口竹市、坂口栄市
会計　八坂七郎
書記　坂口平八

稲作増収のためとはいいながらも、ただただ頭の下がる思いがする。

なお、用排水事業もおこなわれたが、特に溜池は、明治末期から、個人あるいは数人共同の小規模のものが、無数に造成されている事実は、農民の開田（米作）へのたゆみない努力とあこがれを示すものであり、地主主導の農業から自作主主導の農業への転移を示すものとして注目される。

麦作は、水田の裏作および畑作として栽培された。大麦と裸麦を自給作物として、従来から栽培していたのであるが、明治中期から大麦は減少の一途をたどり、明治末期にはほとんどその姿を消す程になった。この大麦と逆の比率をもって小麦が台頭してくるのである。この傾向は、佐賀県全体の傾向と一致しており、商品作物としての小麦が増大していったということは、農民の食生活、経済生活の状態を示唆しているとも

いえる。

なお、商品作物として菜種がある。もちろん、自給的性格も強かったので、水田の裏作、畑作として各農家とも栽培したものである。「菜の花畑に入日うすれ、見渡す山の端……」小学校の頃よく歌った農村の美しい景観である。

畑作では、前記麦のほかに、あわ、きび、そばの雑穀、さつまいも、さといもおよび豆類を栽培して、日常の食生活を補っていた。いや、こちらの方が主食となる日も再三であった。

明治中・後期における佐賀県麦作の推移

	収穫高			
	大麦	裸麦	小麦	計
	石	石	石	石
明 24	79,198	99,530	152,078	330,797
25	65,941	99,880	156,780	321,601
26	68,559	98,055	158,490	325,104
27	73,566	126,547	198,278	398,391
28	68,511	109,229	149,720	327,430
29	63,876	92,784	99,465	256,125
30	52,116	100,845	131,939	284,901
31	61,972	121,597	160,261	343,830
32	76,043	131,450	191,180	398,673
33	66,880	128,418	176,390	371,688
34	71,933	126,126	182,729	380,788
35	56,519	119,370	176,321	352,210
36	28,553	63,210	91,891	183,654
37	41,928	105,103	140,219	287,250
38	41,425	107,584	160,783	309,792
39	38,506	128,256	168,681	335,443
40	43,973	131,835	195,709	371,517
41	43,727	138,097	198,583	380,407
42	44,179	140,655	190,457	375,291
43	32,412	103,970	166,088	302,470
44	39,340	140,959	205,401	385,700

注　1）県統計書による
　　2）38年以降は帝国統計年鑑による

畑の多い山間山麓地帯である山内の村人たちは、子供といわず老人といわず、この畑作物の手入、除草に追いまわされる毎日であった。

明治初年の士族の授産事業から始まった養蚕は、全県内には漸次増加していったが、これを専業とするものは極めてまれで、婦女の余業製糸による自給用が大部分であった。山内で盛大になったのは大正期に入ってからである。

3、大正期の農業

大正期の農業を要約すれば、明治後半期の実態の上に立って、ますます伸長発展を期して努力し、相当の実績を収めた時期であった。

しかし、また一方では、農村恐慌に見舞われ、小作争議をかもし、寄生地主の伸長をきたした時代でもあったのである。

この大正期と明治後半期との著しい相違点をあげれば、次の通りである。

まず第一に、指導体制の確立とその活動の活発化があげられる。

明治末年頃より、つぎつぎに制定された諸法令（農会法、耕地整理法、国有林野法、肥料取締法、農事試験場国庫補助法＝以上明・三二年。産業組合法＝明・三三年。帝国農会＝明・四三年。その他。）の効力や実績が現れたのがこの時期である。

とりわけ、農民に強い指導力と影響を及ぼしたのは産業組合の設立であった。

産業組合は、農民と日常直接に接触し、農民の生産から消費まで、すなわち農村生活の全般にわたって指導にのりだして、非常な成果を収め、現在では、名称を農業協同組合と改称しているが、この組合なくしては、農村生活はあり得ない程までになっている。

立野川内信用購買販売利用組合。

大正八年二月十六日設立。出資口数三五〇。出資金七〇〇円をもって発足。

住吉村産業組合。

大正十三年三月十四日設立。出資口数一二一八。下黒髪区、大野区は既設産業組合を解散してこれに参加す。

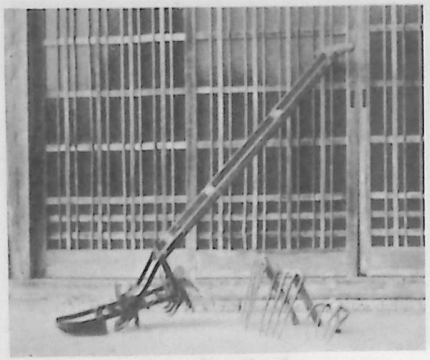

ガンヅメと田堀車

現在は、立野川内、住吉が合併して、住吉農業協同組合として、地域と密着して相当の実績を収めている。

中通村関係では、産業組合、農業会などその設立の年代は明らかではないが、産業組合の時代（昭和十八年）に、全国産業組合中央会より表彰を受けるなど輝かしい実績を残している。こうしたものを基盤にして、昭和二十三年四月より農業協同組合として新発足して現在に至っている。

第二に農機具の改良、発達である。

犂の普及によって人力耕が牛馬耕に変ったことは、前節に述べた通りであるが、田植後におこなう田堀り（中耕）に使用する「田堀

車」が発明された。これは「クマデ＝ガンヅメ」で打ちおこすものとの労働の差はあまりにも差がありすぎた。そのために田堀車の使用が、急速に広がったのも当然である。

この田堀車使用は、県農会が以前から推奨していた正条植えを励行することにもなって、二重の効果をもたらしたものである。

「稲こぎ機械」の登場は驚異的でさえあった。

いわゆる「足踏脱穀機」の導入である。大正八・九年頃から一人用が見えはじめ、やがて二人用（大型）に改良されて、各農家に普及した。これが、秋の農繁期を緩和したことはいうまでもない。

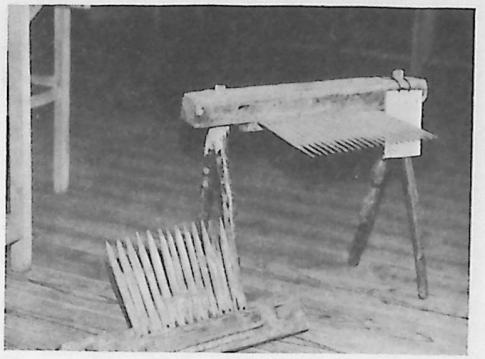

センバ

しかし、この足踏脱穀機の寿命は短くて、昭和十年頃から「動力脱穀機」にその座を空け渡すことになる。ここまでくれば「センバ脱穀」時代が、ほほえましくさえ感じる。

また、麦作自体にも農機具の改良があった。その代表的なものが、「麦スリ機」である。

センバで裸麦の穂を落して、「鬼歯」でたたいて麦の調整をしていたものを、麦スリ機にかける。田植前の忙しい時期に、時間と労力の節減が可能になった。麦作の作付段別が急増したことはもちろんである。

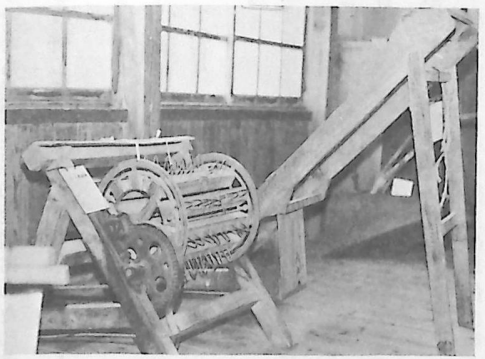

足踏穀機（一人用）と万石

唐臼

その他、篩（おろし）、唐臼、万石などの類にいたるまで、次々に改良され、やがてこれらは、機械化し動力化されていくことになる。

第三は農業運搬用具の改良発達があげられる。

運搬はすべて人力で、天秤棒（おおこ）一つによってなされていたのが（一部には牛馬の背を利用することもあった）遠路のときなど）、車力が現れ、リヤカーが登場して、人間の肩に替ってくれた。

第四に畑作における商品生産が始まったことである。

栽培技術の向上もさることながら、人造肥料（燐酸肥料、配合肥料）の出現によって、二毛作・三毛作を可能にし、また収獲量も増大させる結果となった。

とくに畑作において、麦作はもちろん甘藷、大豆、園芸的な蔬菜、あわなどが多く栽培されるようになり、これを商品として売り出すのである。自家消費作物としてのみ栽培していた明治農業との大きな相違である。

犬走生姜はとくに有名である。『佐賀県農業史』は「大正中期における佐賀県の特産蔬菜」として、二十一種類をあげているが、その栽培戸数の多いことでは第二位（五六〇戸）、作付段別は第六位（一三、一町歩）となっている。県内で生姜を産するのは、東松浦郡鏡村と二か所のみで、他の十九か所のものは、大根、茄子、西瓜、白菜などをあげてある。

そして、この蔬菜の販路としては、ほとんどの作物が県内で、ごく一部が隣接の県に移出される。といっているが、犬走生姜だけは、近県はもちろん、新潟、朝鮮、満州まで出荷されている。と述べている。

なお、この農業史は、万治年間（一六五八～一六六〇）に新種をとりいれて、在来種の改良に努めたと述べている。犬走における口伝に、犬走の百姓「万兵衛」が三〇〇年前に諫早から種生姜を持ってきたという話があるが、この万治年間のことなのか、もっと前の犬走に初めて生姜を栽培するようになった時のことか明らかでない。しかし、ともかく三百数十年も続いた農作物として重要である。

町内では、これらのほかに、菜種、コウゾなどの比重も大きかったようである。

第五は養蚕業が盛んになったことである。

養蚕は、明治初年から奨励はされたものの、大した伸長は見なかった。明治後期になって、県は強力にその普及にのりだし、桑苗の無償配布、養蚕巡回教師の採用、養蚕講習所、養蚕伝習所の設置などの施策をたて、また共同飼育を推奨して、質の向上をはかった。

山内においては、大正期にはいってその最盛期（十年頃）をむかえるのである。

現金収入の少ない農家にとって、生計補充的副業として、どの農家も飼育をはじめ、桑摘みその他に、老幼子女の小さな労働力までも結集して、その振興に努力した。

専用の養蚕室を持たない一般のほとんどの農家は、座敷や居間を養蚕室に充て、春蚕、夏蚕、秋蚕と飼育したため、家族員はまったく「蚕」に家を占領された形であった。現在でも、座敷の柱や天井に繭の痕跡を見ることがある。当時をしのぶなつかしい痕跡である。

(二)林　業

山内町は、総面積四〇・七六平方キロメートル、耕地割合二一・七パーセント、山林・原野が七〇パーセント、宅地四・五パーセント、道路その他が三・八パーセントという土地利用状況（昭和五〇年十一月調）で、山林・原野が圧倒的に多い割り合いを占めている。

しかし、この山林・原野の利用については、前述の農業よりも一段と立ち遅れを見せ、杉・松などの植林は、さ程大きな事業とはなっていなかったのが、明治初年期までの実情である。

ここで注目すべきは、江戸期以来、有田を中心にした窯業用の燃料として、町内の松が利用されたことである。「上物の窯の燃料は松材に限る」とまでいわれたのであった。したがって、農民たちは、可能な限りの松林を育成すべく努力したのである。

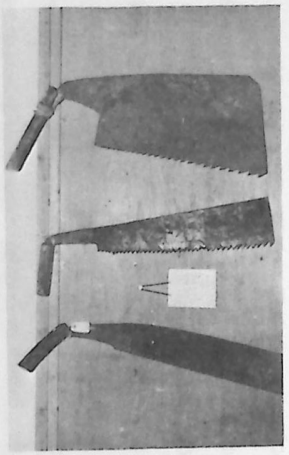

昭和の10年代まで使われた
「こびき鋸」～伐採から製材まで

また、松の代用品として雑木（常緑潤葉樹のカシ類、シイ類など）も窯業の燃料に使用された。雑木は、松の場合と違って苗木（植林）を必要としないし、造林のための手数が省けるところから、価格は安かっても農民たちは雑木林の方を好んだようである。

したがって、山林は、用材としての松、杉などの造林は、自家用を主とするにとどまり、燃料用としての

造林がその主体をなしていたといえる。そのために、有田における窯業の盛衰は、山内の林業に直接の影響を与え、「山師」「切り子」の生活も、有田の景気・不景気に左右される始末であった。

竹林は西川登における竹細工を背景に、収入も多く、手入れも簡単なことから、竹林の造成は大きな割り合いを占め、重宝がられていた。

明治十五年十一月吉日付の『村内規約定則。立野川内』がある。第一条から第廿八条におよぶものであるが、そのうち第九条から第十五条までは「山の定則」として規定されている。

第九条　他人所有ノ山林へ立入リ竹木ヲ盗伐スル者ヘハ違約金三円ヲ出サシメ、尚相当ノ賠償ヲ成サシム。

若シ伐取シタル竹木薪等未ダ追犯者ノ手ニ在ルトキハ、直チニ之ヲ返還セシム。

但シ、現場ニ所持スル器械（竹木ヲ切ル刀物ノ類）ハ直チニ取揚ケ村ニ没ス。薄刃鎌ヲ以テ小棘ヘゴ等ヲ伐ル分ハ黙認スルコト。

第十条　他人所有ノ山林へ鋸、山刀、斧キ、山刀鎌ヲ持ッテ盗伐ノ為立入リ、未ダ事ヲ遂ゲザル者ハ違約金ハ科セスト雖モ、其所持スル器械ハ取揚ケ村ニ没スベシ。

第十一条　春季ニ至リ山肥シ取リト称シ、他人所有ノ山林ニ立入リ養生スル朋木ヲ伐リ取ル者ハ違約金壱円ヲ出シム。

但シ下葉茅桂ノ類ヲ伐ルハ黙認スル事。

第十二条　他人所有ノ伐リ跡ニ立入、松苗、杉苗、其他ノ苗木ヲ引取ル者ヘハ、違約金三円五拾銭ヲ出サシメ、尚ホ相当ノ賠償ヲ成サシム。

但シ引取リタル苗木、違約犯者ノ手ニ在ルトキハ、直チニ之ヲ返却セシム。

第十三条　他人所有ノ林ニ立入リ、竹ノ子ヲ窃取スル者ヘハ、違約金三円五拾銭ヲ出サシム。

第十四条　他人ノ立テ肥シヲ刈リトル者ヘハ、違約金壱円ヲ出サシム。

但シ田植前後ニ抱ラス、他人所有ノ田畠ノ周囲或ハ土手ニ生殖スル草ヲ云フ。

第十五条　他人需要ノ果実并菜草類ヲ窃取スル者ヘハ、違約金廿五銭ヨリ三円迄出サシム。

尚窃取品違約犯者ノ手ニ在ルトキハ之ヲ返還シ相当ノ賠償ヲナサシム。

但シ十五才未満ノ幼童ハ、違約金ヲ科セスト雖モ、品主ノ請求ニヨリ、其ノ父母或ハ兄弟ヨリ相当ノ賠償ヲナスコト。

以上の通りで、当時の人々の山に対する考え方、山の経営のあり方をうかがうことができる。

なお、これに類する村内規約は、鳥海、犬走からも見つけ出されているが、大同小異の規約である。またこの規約は、川に関すること、水利に関することなど、農業全般にかかる規約であることも同様で、村民のくらしの様を想像させるものである。

林業において、見逃すことのできないものに「**部落共有林の解体**」の問題がある。

前に述べたように、「林野」の農業および農民生活に及ぼす意義は、極めて大きかったのであるが、明治の新政府は、地租改正にあたり、いわゆる官民有区分を行い、最寄り部落の入合利用を認めず、すべてこれを国有林に編入してしまった。

明治三十二年になって、散在の林野は、存在部落に公売し払い下げることにしたが、実際には、縁故部落が取得したものより、事情に明るく資金のある村の有力者が取得したものが多いといわれたものだった。

しかし、ともかく部落共有林が再現したのである。

ところが、明治四十二年になって、貨幣経済の発達に伴い、林野利用の高度化、植林の増進が叫ばれるようになって、政府は、部落有林野を解体させるべく、一定の補助金を交付して、町村有としてではなく、個人有に分割することにした。

『佐賀県農業史』は、部落共有林の解体の目的を次のようにのべている。

① 新市町村制による新自治体である市町村の財産に裏付けを与える。

② 部落割據の原因をなくし、部落根性をおさえる。

③ 農業の集約化、商品生産化が進んで金肥依存度が減少したから、入合林野をなくす。

④ 農民層の分化によって、イ、個人有として造林経営を増進する。ロ、開墾して耕地として利用する。

ことによって、富農を育成する。

ためだといっている。

佐賀県の部落共有林の分割は、大正十年から十三年ごろがとくに多いとしているが、中通村においては、大正元年に六六、一町歩の部落共有林野を統一して、村有にした。

また、住吉村については、

「国有林野の払い下げを受けたのは旧領主鍋島家であったが、その一部は関係部落有林へ譲渡（有償無償は不明）され、他は個人に売却された。この部落譲渡分の多くは大正十一年ごろ部落へ電灯設備をする費用にあてられるため分割された。」

と、『佐賀県農業史』は述べている。

さらに、住吉村のことについて『佐賀県史、下巻』を引用する。

明治初年には、住吉村の山林は、もと狩場であったという理由で、旧藩主武雄鍋島家にほとんど囲いこまれた。これが明治中期から大正にかけて、村有、部落有あるいは個人有に徐々に払いもどされたのである。また部落有となったものが、さらに個人に分割されたものもある。この最もさかんな時期は大正十二年前後であって、ここでも前の多良村と同じように、全国的統一の傾向とは逆に部落有林野の解体が行われている。その名目は村に電燈設置費調達のためといわれている。

このようにして、住吉村の林野総面積一、五二〇町の八六パーセントは私有、一二パーセントが部落有、残り二パーセントが村有という構成である。私有林においては右のような部落有林解体の経緯によって、所有階層間の分解も激しくなる。けれども一〇〇町をこえるような大地主は発生せず六～七〇町程度であった。

ところで住吉村における林業生産は、価額にして一般素材製材四五パーセント、坑木一二パーセント、薪二九パーセントが主なるものであり、坑木と薪の比重が相対的に高い。とくに後者には村内に薪業者が六人も成立していることは、有田窯業との関係を語るものである。

以上二つの資料から、当時の住吉村林業のあり方がよくわかる。

こうして、造林経営の勧奨につとめていた政府は、内務、農商務両省の名をもって、明治四十二年から補助金を与えて督励することになり、大正十年六月には農商務省令をもって、奨励金を交付することになった。

山内の地区においても、共進会や品評会などを開催して造林の推進に努力したので、窯業用薪生産の林業から商品生産としての山林経営に変容していった。

現在所有している町有山林および部落有山林には、前述のような経過をたどったがために、実際は部落有でも個人名儀になっていたり、入合地として残ったりしていたものもあったが、昭和五十年になって山内町全域の入合地の問題は一応の解決を完了した。

当時の人々の遠謀による計らいのおかげをもって、町有林、区有林を所有し、財政的裏付けを得ていることは感謝すべきことである。

なお、商品的林産物として木炭、きのこ、たけのこ、はぜ、こうぞ、しょうのうなどが大正期頃から見直され、これに従事する仕事（炭焼、カゴ蒸し＝こうぞを蒸して皮をとる＝しょうのう製造、製紙、竹細工など）が、専業または副業として現れて、現金収入の少ない農家の経済を補うことになった。

(三)　窯　業

板ノ川内、筒江における窯業が、江戸時代に大繁栄を極めていたことは前述の通りであるが、明治に入るとだんだん衰微していったようである。

板ノ川内にある五つの窯も、明治初期まであったらしく、筒江焼きも明治十五年の遺品数点を残してその影を消している。

この陶磁器製造にかわって盛況をきたしたのが、瓦製造業（瓦焼き）である。

●土許窯

立野川内の土許氏は、藩制時代からの瓦師で、御用瓦を焼いていた。同家伝では「土許」の姓も、領主後

藤家からいただいたもので、「瓦土はどこからでも取ってよいという許しを与えているので、〝土許（つちもと）〟と名乗れ」といわれたのだという。

明治七年鳥海天満宮の改築の際は、この土許瓦を使用したといわれ、現在も「土許」の銘入りの瓦が、宝殿や拝殿に残っている。明治三十七年改築の立野川内小学校にも土許瓦を使用している。しかし大正時代には廃業して焼いてはいない。

●丸田窯

宮野の丸田氏宅も藩政時代からの瓦焼きであった。文政十一年（一八二一）、有田町は大火に遭遇し、大量の瓦を必要としたため、これに応えるために規模を拡大し、明治に至ったといわれている。

宮野宿の天神社の瓦は、この丸田瓦である。

明治中期の伊兵衛は、細工物を得意とし、その遺品は、竜、五重塔、西洋館模型、鬼瓦など、当時の面影を残している。ここも大正期には焼いていない。

●小野窯

明治・大正と継続された窯に小野窯がある。しかし、昭和に入って、甕、土管、鉢物に切りかえ、戦後は民芸品（くろかみ焼）を焼いている。

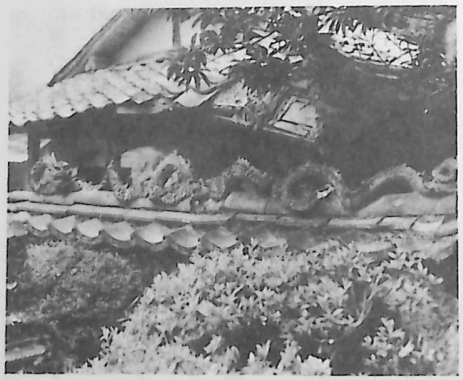

丸田氏宅の土塀に這う竜（丸田伊兵衛作）

●竹村窯

明治末期頃から焼きはじめたらしいが、量より質というので、改良に苦心し、大正末年頃は、鹿児島より職人を招へいして、よりよい瓦への努力を払った。武雄の広福寺はこの瓦を使用しているという。

また、業界の先端をきって、セメント瓦の製造を昭和の初年に開始し、現在のセメント瓦の先がけをなした。

このほかに、三間坂の永田窯、立野川内の前田窯などもよい瓦を焼いたらしく、町内の瓦製造業は隆盛であった。

これは、禁止されていた一般住家の瓦使用が、明治になって解禁されたこと、生活水準の向上が家屋の増改築となって、瓦の需要が急増したためである。

六、村民のくらし

(一) 衣・食・住

封建時代の農民対策は「生かさず、殺さず」とさえいわれる程の極端な質素倹約を強いてきたのであった。そのために農民たちは、衣食住の全般において、自給自足の方途をとって、低い生活水準に甘んじてきたのである。

この生活態度は、明治に入っても引き継がれて、社会一般の急進歩にもかかわらず、農村（農民）は取り残されたような状態におかれていたのである。

野良仕事着一枚をつくる過程を見てみよう。

- 棉を栽培し、収獲する。
- 棉の種子を取り除く。
- 糸車にかけて糸をつむぐ。
- 山野に行って染料を取ってくる。
- つむいだ糸を染料で染める。
- 機織機（はたおりき）にかけて布を織る。
- 着物に仕立てる。

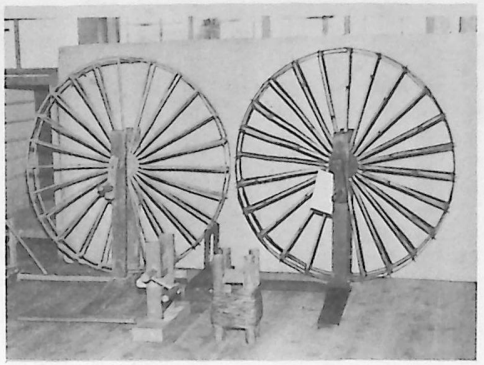

(中) 糸　車

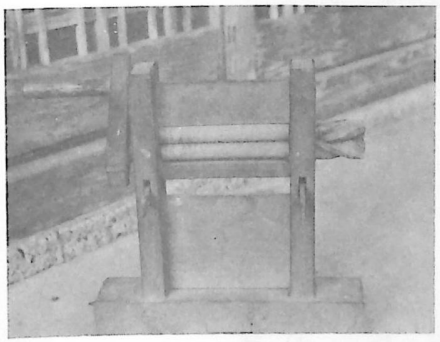

(上) 棉の種子繰り器

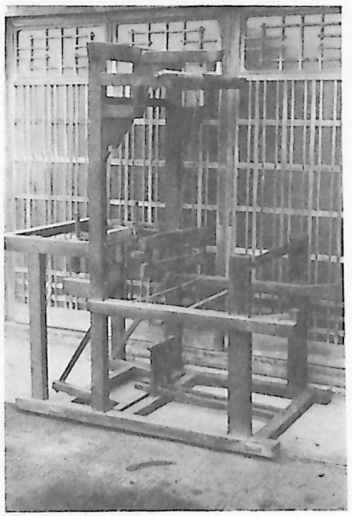

(下) 機　織　機

原料つくりから仕上げまで、一切が自分の手によってなされたものである。（もっとも大正期には、このような農民相手の染屋、織屋が営業された。）

しかも、この仕事は婦女子の仕事であって、農作業のあい間に、夜なべをして、家族員の衣服一切をまかなっていた。「綻びると繕い、破れると他の布をあてて繕う」。「フセ当て」のない衣服を着るのは、他所行きの晴着のときであった。

食生活もひどかった。米は売るものであって、自家消費するものではないと思っていた。「たまに食べる白ご飯のうまかったこと」「豪農出身の友達の白ご飯の弁当がうらやましかったこと」など、少年期を明治大正に過ごした人の記憶によみがえることだと思う。

高等料理として山菜料理に舌つづみを打っている現在だが、その山菜こそ農民の常食だったのである。

一般農家の屋根に、瓦を使用することの禁令は、明治になって解かれたけれども、早急に増改築する程の余裕などないままに、必要やむを得ぬ箇所の補修に止めていたが、明治の末頃から瓦の軒や、瓦葺きの下屋ができはじめ、いわゆる茅屋も次第に影をひそめていった。

(二) 生活態度

農民が生活に貧なることは、明治・大正の時代に限られたのではない。しかし、農民は、この苦境の中にあっても、撃々営々として働き続けたのである。

とくに明治の激動期にあい、急進歩の文明開化にとまどいながらも、これにおくれまいと努力し、法令や

指導・助言を忠実に守って精進を重ね、大正期の農村恐慌に際しても、何とか堪えていったのである。

当時の生活態度やその心構えを示唆するものとして、個人の記録や村の規約など数点を紹介する。

明治二十一年正月吉祥日

佐賀県下肥前国杵島郡中通村鳥海村船原分

杉原袈裟一

米額定価世替記簿

一、立春ノ日甲乙　豊年ナリ
一、丙丁ノ年ハ　日照多シ
一、戊己ノ年ハ　田園損ス
一、庚辛ハ　牛馬動ク
一、壬癸ハ　水天ニ連ル
一、元日四方黄気　穀物大語ス
一、元日青気交　稲月虫ヲ主ル
一、黒気有ハ　大水ヲ主ル
一、赤気　日照ヲ主ル

定價高低別

一、三月ノ地震　田畑吉病多シ
一、七月ノ地震　水多賣買高

一、十二月ノ地震　麦作吉古中三分

序

明治二十一年ヨリ亶序ス

私以愚箋之考、年々代々五穀之塾様物之高下、世間上ノ則別、変替之別、金銀替通用、當村内之理別、我一身一心一見、利害之別愚考而謀利益之道呪愚拙之儀、人々知見而是不可信

秘書隠記

と前え書きをして、明治四十二年にいたる二十三年間にわたって、米および麦を自分が販売した価格と、一般相場とを、月別に記録がとってある。(米価表参照)

米価のうごき

天明元年(1781)金	17銭
2年	16銭
3年	22銭
4年	20銭
5年	18銭
6年	22銭
7年	17銭
8年	16銭
寛政元年(1789)	15銭
2年	12銭
3年	15銭
4年	15銭
5年	15銭
6年	16銭
7年	18銭
8年	17銭
9年	15銭
10年	15銭
11年	15銭
12年	26銭
享和元年(1801)	17銭
2年	16銭
3年	16銭
文化元年(1804)	12銭
2年	15銭
3年	14銭
4年	21銭
5年	14銭
6年	20銭
7年	10銭
8年	14銭
9年	14銭
10年	21銭
11年	16銭
12年	16銭
13年	20銭
14年	18銭
文政元年(1818)	16銭
2年	13銭
3年	12銭
4年	13銭
5年	14銭
6年	21銭
7年	26銭
8年	18銭
9年	16銭
10年	19銭
11年	36銭
12年	39銭

60kg当（県内平均価格(　)船ノ原杉原氏販売価格、(　)犬走山下氏販売価格）

天保元年(1830)金	30銭	明治13年	金4円8銭	昭和4年	金	10円　(10円)
2年	30銭	14年	3円28銭	5年		8円　(7円)
3年	38銭	15年	2円8銭	6年		6円52銭(6円)
4年	25銭	16年	1円24銭	7年		10円87銭(8円90銭)
5年	30銭	17年	1円84銭	8年		8円40銭(8円)
6年	32銭	18年	1円72銭	9年		11円45銭
7年	60銭	19年	1円55銭	10年		12円78銭
8年	28銭	20年	1円48銭	11年		11円70銭
9年	34銭	21年	1円41銭(1円68銭)	12年		12円70銭
10年	36銭	22年	2円　(2円68銭)	13年		13円23銭
11年	28銭	23年	2円4銭(2円68銭)	14年		15円73銭
12年	30銭	24年	2円60銭(2円80銭)	15年		16円95銭
13年	35銭	25年	2円28銭(2円80銭)	16年		17円61銭
14年	25銭	26年	2円64銭(2円40銭)	17年		17円56銭
弘化元年(1844)	39銭	27年	2円66銭(2円96銭)	18年		18円77銭
2年	50銭	28年	2円92銭(3円8銭)	19年		18円77銭
3年	35銭	29年	4円　(3円16銭)	20年		119円98銭
4年	38銭	30年	5円72銭(4円50銭)	21年		220円
嘉永元年(1848)	35銭	31年	3円28銭(5円60銭)	22年		701円60銭
2年	47銭	32年	4円　(4円80銭)	23年		1,475円
3年	67銭	33年	3円76銭(4円80銭)	24年		1,747円
4年	46銭	34年	3円80銭(5円10銭)	25年		2,168円
5年	46銭	35年	4円96銭(5円10銭)	26年		2,812円
6年	47銭	36年	4円36銭(5円60銭)	27年		3,000円
安政元年(1854)	40銭	37年	4円32銭(5円10銭)	28年		3,280円
2年	28銭	38年	5円28銭(5円60銭)	29年		3,648円
3年	32銭	39年	5円28銭(5円60銭)	30年		4,022円
4年	51銭	40年	5円72銭(6円42銭)	31年		3,878円
5年	55銭	41年	4円92銭(6円)	32年		3,992円
6年	67銭	42年	4円　(5円8銭)	33年		3,985円
万延元年(1860)	79銭	43年	5円36銭	34年		4,000円
文久元年(1861)	65銭	44年	6円16銭	35年		4,024円
2年	56銭	大正元年(1912)	8円32銭	36年		4,265円
元治元年(1864)	78銭	2年	7円28銭	37年		4,705円
慶応元年(1865)	1円42銭	3年	4円32銭	38年		5,181円
2年	2円94銭	4年	5円12銭	39年		5,923円
3年	1円46銭	5年	6円	40年		6,379円
明治元年(1868)	1円69銭	6年	8円40銭	41年		7,087円
2年	3円14銭	7年	14円60銭(16円80銭)	42年		7,747円
3年	1円86銭	8年	20円	43年		8,243円
4年	1円11銭	9年	10円	44年		8,245円
5年	80銭	10年	14円20銭	45年		8,307円
6年	1円20銭	11年	10円20銭	46年		8,637円
7年	1円87銭	12年	12円40銭	47年		8,954円
8年	2円5銭	13年	15円32銭	48年		10,391円
9年	1円17銭	14年	15円92銭	49年		14,156円
10年	1円34銭	昭和元年(1926)	13円97銭(12円)	50年		15,696円
11年	1円12銭	2年	13円54銭(15円)			
12年	2円64銭	3年	10円80銭(10円)			

なお、明治三十七年のところに「日露戦争のため軍事金募集都合六度目」とか、三十八年十月のところに「凱旋始まる」など記入してある、杉原氏の農業メモである。

また、立野川内、鳥海、犬走などから村内規約が見つかったが、その内容は、村、郡、県などからの指導があったのか、ほとんど類似した内容である。これによって当時の生活態や、ものの考え方がわかるので、鳥海の村規約（明治十五年旧十月）を紹介する。

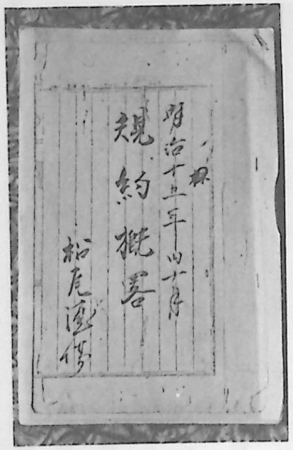

鳥海の村規約

第一　村内ハ互ニ親睦シ旨トシ吉凶患難ヲ相助ケ相救ヒ福祉ヲ謀ル事

第二　伍々ノ組合ヲ立テ伍ニ伍長ヲ置キ名ニ名長ヲ置キ村ニ村長ヲ置ク事

村内ノ親睦ヲナスハ其方法ヲ設ケザレバ其ノ功ヲ見ル能ハス又相助ケ相養フモ事ノ大小ニ応セサル可カラス故ニ一家事アレハ先ツ之ヲ伍長ニ計リ伍長ニ於テ捌ケザレバ名長ニ計リ名長ニ於テ捌ケザレバ村長ニ計ル等ノ順序ヲ定ムルヲ要ス

第四　村内ノ者ハ貸座敷等ニ到リ金銭ヲ浪費スルヲ禁スル事

自己ノ金員ヲ以テ遊興ヲナスハ他人ノ関スル所ニアラズト雖モ之ヲ等閑ニスルハ自然他人ヲ誘引シ風俗ヲ破壊スルノミナラス其極末他人ニ対シ義務ヲ欠キ家ヲ亡シ身ヲ錯リ父母兄弟離散スルニ至ル者ナリ

第五　旅籠屋ニアラスシテ人ヲ止宿セシメサル事

親属朋友ハ之ヲ禁スルハ倫理ニ戻ル者タレハ禁止スル限リニアラスト雖モ朋友ハ限リテ限リナキモノ（狡猾ノ徒ハ名ヲ朋友知人ニ託スル者ナリ）ナレハ親属ノ外ハ伍長ニ通知ス可シ

旅人ノ宿泊スルハ旅籠屋ニ限リテ素ニ宿泊セシムルヲ得サルハ勿論ナリト雖モ博徒窃盗ノ如キハ多ク旅籠屋ニ宿泊スル者ニアラス遊意放ノ徒ヲ便リ悪事ヲナス者ナリ之ヲ敷キ場ト言フ身ヲ隠シ賦品売捌キヲナス所ナリ故ニソノ止宿ヲ禁スレハ悪徒足ヲ止メテ其ノ地方ヘ悪事ヲナスヲ得ス

第六　旅人ノ頼ヲ受ケ物品ヲ入質シ又ハ之ヲ買イ入レ或ハ入質売買保証人タルヲ禁スル事

村内ノ者ト雖モ盗罪ノ為処刑ヲ受ケタル者又ハ賭博者ノ聞アル者ヨリ入質頼ミヲ受ケ又ハ買入レル事ヲ禁スルハ旅人ト同様タル可シ

盗人ヲシテ賦品ヲ売買セシメ是ヲ入質スルノ便ヲ得サシムル時ハ盗賊ヲシテ村内ニ足ヲ止メサセス仮令物品ヲ盗ミ得ルモ遠所ニ運ブ時ハ発露ノ恐レアル者タレハ自然盗ヲ少クス可シ

第七　第四以下第六迄ノ規約ヲ犯ス者ハ其違犯謝罪ノ為メ多少ノ金員ヲ差出サシム若違犯者ニシテ謝罪ノ実ヲ表セサル者ハ村内ノ交際ヲ絶ツ事

村内ノ交際ヲ絶ツトハ吉凶患難相救ヒ相助クル事及ビ神仏祭事共ニスル事金銭ノ貸借ヲナス事等ノ事ヲ言イテ全ク私権利ニ関スル者ナリ依テ公権利則チ戸長議員選挙権及刑法第二百六十七条ニ抵触セサル様注意ス可シ

第八　警察官吏ヨリ村内ノ景況尋問セラルル時ハ事ノ大小トナク告知スル事

追加

一、右ノ条々之内違背ノ人有之於テハ違約金トシテ金拾円其時々差出可申度事

但シ出金ノ節何カ苦情カ間敷義申立定約ニ違犯シタル人ハ謝罪ノ実ヲ表セサル者ニ付キ第七条ノ通リ交際ヲ絶ツ事

一、違約金出銅（納）ノ上ハ内金三部ハ通知人ニ相渡シ残リ金ハ極貧難ノ人且風災火災ノ難ニ万一相罹リ極難ノ人ニ協議ノ上何分カヅツ救助ノ為メ相渡可申因テ村中ニ儲蓄置キ然事

右之条々村中協議定約ノ義ハ堅ク相守リ可申因テ連署捺印如件

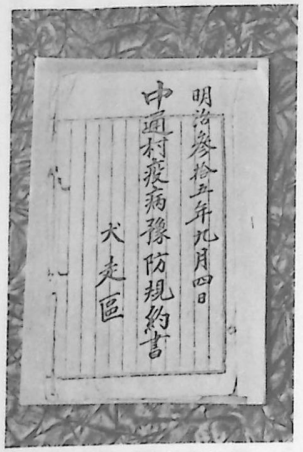

中通村疫病予防規約書

実にきびしい規約で、上部団体からの指導であることも歴然としている。

この他にも村内規約はいろいろある。

- 疫病予防規約　明治三十五年九月四日　犬走区
- 貯金組合規約　明治三十五年九月四日　犬走区
- 勤倹貯蓄組合規約　明治三十七年七月一日　宮野区

などは、コレラ、セキリ、天然痘などの疫病の流行に悩む農村、明治末年から大正にかけての農村恐慌等々当時をしのぶ貴重な資料である。

とくに目を引いたのは、大正九年制定の『犬走勤倹力行消費節約実行組合規約』である。これは、中通村全区が同一の規約をつくり、かの米騒動や小作争議までも引きおこすに至った農村恐慌に対処するための規約と思われる。

年末年始の贈答から始って、結婚に関する件、葬儀に関する件、初老の宴、大工見舞、盆祭り、軍人の入退隊祝、時間励行など十六項目にわたって規制している。

今日、山内町が申し合せている「新生活運動実践項目」と考え合せるとき、今も昔も変わらないこと、生活改善のむずかしいことを思わせる。

当時の農村の人たちは、「働きに追いつく貧乏なし」と仕事に精を出し、「努力は成功のもと」として、少年は夢を描き、青年は理想を追い、大望を抱いて、克苦勉励した時代でもあって、張りのある毎日を送ったのである。

ところで、農村の生活にも農村らしい楽しい生活もあった。原田角郎もその著『消えゆく百姓のことば』でいうように、農村ならではの醇風美俗を生み出していくのである。部落の集いに、近隣の交際に、友人・仲間の会合に、それぞれ違った味わいをもって、農村社会を形成していった。このことの内容については、民俗の項でふれるので省略する。

広渡法橋心海ノ墓碑

七、明治・大正の先輩たち

(一)　絵師の広渡家

広渡法橋心海は、山内町宮野の広渡万右衛門の子で、京に上って狩野派の絵師洞雲に絵を学ぶ。京都に滞在中「法橋」の勅許を得た。(元禄年中一六八八～一七〇四)時に心海六十九才である。(法橋というのは、絵師に与えられる僧位で、最高を法眼、次が法橋、そして法印の三段階があった。元禄時代の幕府の御用絵師狩野守信が法眼で、朝廷の御用をつとめていた心海が法橋だった。)

法橋心海の墓は、父万右衛門と共に、下西山の西福寺の墓地にある。

広渡心海良寛は、武雄の家臣加々良判兵衛の二子で、旧名を百松という。(文化三年(一八〇六)生)

十七才にして京に上り、幕府の絵師狩野良信について画を学び、六年にして帰る。

元禄の絵師広渡法橋心海に後嗣なくして、広渡家は、当時断絶していたので、領主は、加々良百松をして心海をつがせた。この人が広渡心海良寛である。

心海良寛の絵

武雄後藤家に仕え、七石を給せらる。二十八代茂義は、良寛について絵を学んだという。(墓碑撰による)

墓は、大野の瑞応寺墓地に、加々良一族および心海一統と共にある。

広渡心海三舟は、良寛の長子として、天保十二年(一八四一)宮野に生る。名を文太郎といい、静嘯と号す。安政五年、(一八五八)領主の命で全国を遍歴し、狩野派の妙致を極める。大正十三年、(一九二四)熊本における陸軍大演習の画を天覧に供し、特に御言葉と金品を賜る。(墓碑撰による)

広渡心海の家系については、前述のように、一時断絶したのを良寛が加々良家よりはいって後を嗣いだという。すなわち

広渡万右衛門――法橋心海――(養子武則)娘――権八……(再興)良寛

となる。

しかし、瑞応寺の墓地に、「八代心海潮音」「十二代心海一舟」の銘のある墓碑があり、『書画人名鑑』に一湖のことについて次のように述べてある。

寛文年中一湖という人あり、肥後の人なるも、心海と同族なるを以て、氏を改め広渡と称す。と。

また、心海良智の絵も現存するところから、家系としては前述のようであるが、心海という画系は、十二代の心海一舟に至るまで、連綿として続いていたものと思われる。すなわち

心海二舟の絵

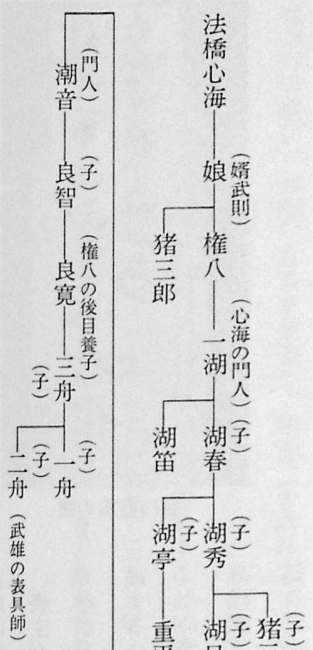

(二)　清水龍門と谷口藍田

清水龍門は、代々医術をもって邑主に仕えている清水家の人で、寛政六年(一七九四)に生まれる。名を豊といい、通称は駿平、龍門と号した。大野の人である。

幼くして弘道館に学び、さらに筑前の亀井昭陽に学ぶこと十年、学終えて武雄に帰る。

武雄においては、家業の医業にかえて、文学をもって邑主(茂順二十七代)に仕えたが、文政の初年、罪をえて、山内町大野にかえり住んだ。

文政三年(一八二〇)私塾をひらき、郷学をすすめた。

当時の私塾としては、黒髪山下坊(久間謙蔵)だけが武雄邑内にはあったようで、久間謙蔵の塾とともに、教学の先駆的役割をなした。

天保五年（一八三四）罪を許され、翌六年身教館の教授に任ぜられ、とくに、幼主茂昌（二十九代）の傅を命ぜられ、その勤仕中に卒した。年五十八才。（嘉永五年一八五二）

龍門は、とくに礼儀を重んじ、父母の孝養につとめたという。天保十四年、同郷の友人、平山醇左エ門、河原蟠平の処刑にあたり、その検使を命ぜられたが、同志の斬を見るに忍びず、これを辞退して再び罪に処せられた。また、書をよくし、易にも長じた。詩は興至れば忽ち賦し、文また巧みであったという。

立野元定は女婿であり、谷口藍田は甥である。

谷口藍田は、佐賀藩の有田陶署吏谷口惟清（陶渓と号す）を父として、文政八年（一八二五）に生まれる。母は大野の清水龍門の姉である。

十才にして伯父龍門の塾に学び、十七才のとき彦山にて易を学んだ。十八才のとき広瀬淡窓の門に入り、さらに江戸、京都を遍歴して学を修め、二十六才にして佐賀に帰り、弘道館の教授となった。

嘉永六年（一八五三）、二十八才のとき、有田において塾を開いたが、安政四年（一八五七）宮野の小路（館山寺跡）に移転し教授した。

谷口藍田の書

書生が遠近より集り来て、堂舎にあふれる盛況であったが、教授すること数年にして火を起こして塾を閉鎖するに至った。

ついで鹿島藩主鍋島直彬公の招へいを受けて、鹿島藩校弘文館の教授となり、廃藩後は義塾中学校、鎔造館などの教官として斯道の振興につとめた。

明治の中期は、京都、東京を歴遊し、明治二十六年（一八九三）熊本の第六師団長北白川宮殿下の招きに応じたが、その年大阪師団長に殿下が転任されたので、これに従って大阪に行った。さらに、東京の宮家邸に移って、同若宮殿下、久邇宮若宮殿下、小松宮殿下などに侍講した。

三十一年藍田書院を開いて、書を講じていたが、三十五年（一九〇二）八十一才をもって世を去った。

遺著は、「咬雪遊稿詠帰放言」、「周易講義録」など数多くのこっている。

㈢　歌人記者渋川玄耳

玄耳は、父を渋川柳左エ門、母を奥川嘉左エ門の女ヤエとして、明治五年（一八七二）四月、西川登町小田志に生まれ、本名を渋川柳次郎といった。

十一才頃、山内町宮野の定林寺の小僧として預けられ、ここで成長した。

長崎商業学校から東京法学院、国学院などに学び、高等文官試験、弁護士試験に合格して、熊本第六師団法務官として勤務した。

日露戦争に際しては、同師団の法務部理事として従軍し「従軍三年」という陣中記録を出版した。

明治四十年（一九〇七）、東京の第一師団に転勤したが、一年足らずで退官し、東京朝日新聞社に入社して、まもなく社会部長となった。

これから名社会部長としての彼の活躍が始まる。すなわち、新聞編集技術の改革、家庭欄の充実、山岳趣味の開発、記事の取材、記述の方法の改革などであり、薄幸な歌人だった石川啄木のために、朝日歌壇を設

けてその選者となした。

大正二年（一九一三）、朝日新聞社を退社して文筆に専念し、「閉耳目」「東京見物」「故郷他郷」など数多くの著書を出版した。彼のペンネーム「薮野椋十」で知られる名文筆家となった。

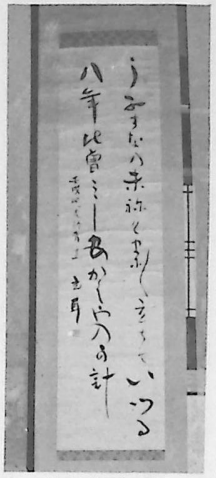

渋川玄耳の書

日独戦争には、「国民新聞」の従軍記者として青島に渡り、戦後は青島政署顧問となって滞在していたが、大正十年帰朝し、再び著作生活に入り、中国の珍書の蒐集や翻訳に従事した。

また玄耳は、多くの漢詩、短歌、俳句をつくっている。「玄耳歌存」という歌集はとくに有名であるが、これには与謝野寛と晶子が歌を寄せている。

一首ずつを挙げる。

・かの奇才玄耳ひとりを容れかねて
　旅にあらしむ小さき日の本　寛

・山東に母のなき子と荘子読む
　玄耳思へば寒き正月　晶子

・哀しみは堪へも忍ばむ此の恋を
　全くするには生きがたきかな　玄耳

玄耳の家庭的な私生活においては、あまり恵まれてはいなかったようである。

玄耳が、最初単身上京するときは、旅費を友人から寸借したほど貧乏していたらしい。

満州出征の留守中は、妻のイヨ子が女学校に奉職して、長男直樹（十一才）、二男正樹（九才）、三男貞樹（四男列樹は幼死）、長女雪子（四才）を守っていたが、明治の末期には、別居生活の心苦しい日を送っていた。

また、その頃玄耳は、熊本の名家の娘平山訓と相思の仲となっていたが同棲もできず、憂悶の日々が多かったという。

青島時代は、長女の雪子さんを呼びよせ、身のまわりの世話をさせたが、病を得て帰国した。

渋川玄耳の墓碑

帰国した玄耳は、千葉房州の海岸で療養を続けたが、貧乏で長続きせず、東京駒込林町の寡居で、大正十五年四月最後の息を引き取ったのである。その枕頭には、三男の貞樹と友人の夫人のみが見守っていたとか、誠に悲痛の最後であった。

墓は遺言により、黒髪山の全貌を眺観する宮野の下筒江にあり、永年別居していた夫人と一緒に、夫婦塔として建てられている。

㈣　仁医　神宮良一

神宮良一博士は、救癩に三十有余年を捧げ、その研究、診療はもちろん、療養所設置、患者の福祉など、わが国第一の先駆者であり、功労者である。

博士は、宮野の開業医神宮良明の一人息子として、明治二十五年五月三十日に宮野において生まれた。唐津中学校卒業後、住吉小学校、武内小学校に教員として勤務していたが、父の医業を継ぐため、熊本医科専門学校に学び、大正七年三月同校を卒業した。

大正七年卒業と同時に、関釜連絡船の船医となり、妻とみ子（大野出身）を伴って釜山に渡り、十年同地において婦人科医院を開業した。

釜山の名士であり熱心なクリスチャンでもあった桧垣直紀と懇意になり、神宮夫妻もキリスト教の洗礼を受けるに至った。

この桧垣氏の紹介で、熊本にあるライ療養所「回春院」の医務主任として勤務することになった。彼の救ライの仕事はこうして始まったのである。

回春院というのは、イギリスの貴族出身で、キリスト教の伝導師ハンナ・リデル女史が、熊本で、悲惨な患者を路傍に放置しているのを見て、財産全部を売り払って建てた病院である。

温厚であり、言葉少ない氏は、病理研究に熱心であり、クリスチャンとしての精神的な面と、趣味として雅号まで持つホトトギス派俳人椅堂としての面から、患者の中にはいって、献身的な努力を続けた。

大正十五年六月、回春院の院長となった。彼の研究と診療生活は、患者たちから慈父と敬われ、俳句を通じて師と仰がれ、テニスや野球をしては友と親しまれる院長先生であった。

昭和七年六月、彼の研究は学会の注目するところとなり、「博士」の称号を贈られた。

昭和八年十二月、国立療養所長島愛生園医官となり、同十三年四月国立邑久光明園園長となる。

国立の園長ともなれば、特に重患の治療とか、一日一回の巡視に終わりがちなのに、彼の医療検診は、昔日と変わることなく、さらに進んで、三重、和歌山、兵庫県下をくまなく歩いて検診するなど、献身的な診療生活が続けられた。

神宮良一博士

昭和三十一年七月、胃病を患い、岡山医大に入院して、切除手術をうけ、一か月で退院したが、三十二年八月再度入院し、十日脳出血を併発して死亡した。ここに彼の神のような生涯は終わったのである。

昭和四十四年、公立療養所創立六十周年記念式典が開催され、かつての療養所医官内田守氏が、神宮良一伝を刊行されるにあたり、医者、患者を問わず博士を知る人々は、おのおの、ありし日の博士をしのぶ文を寄せている。

また、今日に至っても、辺境の地山内町大野の墓地に参拝する人が絶えぬという。

【注】　この記事は「内田守著、仁医神宮良一博士小伝」によった。

現代

ほ場整備事業はすすむ
昭和47年より県営として施行され
近代化農業へ一歩前進した。

概説

大正十五年十二月二十五日、大正天皇が崩御されて、摂政宮だった陛下が践祚され、昭和と改元された。したがって、昭和元年はわずか七日間である。

それから五十年。世の人は「疾風怒涛」の時代という。それほどにめまぐるしく、かつ風雪厳しい波乱の半世紀だったのである。

この町史では、この昭和の五十年を現代として取り扱い、一庶民の立場から、この世代をながめてみたい。天皇は、大正十年十一月二十五日、摂政になられたので、実質的には、この日から「天皇としての公務」をとられたのである。この半世紀を越える昭和の時代は、元号の年数のうえで最長（明治四五、応永三五、延暦二五、正平二五、天文二四）の年数であるばかりでなく、天皇の在位年数（明治四六、光格三九、推古、花園、後花園各三七）でも最長である。

この長い世代に生まれあわせた喜びもさることながら、この歳月は決して平坦なものではなかった。有史以来、祖先の人々が遭遇したこともなかった苦しみを体験したのもわれわれであり、文明の恩恵を享受しつつ自由と福祉に生活を楽しんでいるのもわれわれである。

ところで、昭和の初期は、経済不況に見舞われ、世界的な大恐慌の渦に浮沈した。乞食が田舎に氾濫し、街に飢餓による犯罪が横行したのもこの時である。このことは、わが国におけるファシズムの進展となり、戦争突入の根因を形成していった。

十年代は、戦争一色に塗りつぶされ、「一億火の玉」「欲しがりません勝つまでは」と、あらゆる困苦を乗り越えて戦争遂行のために努力した年代である。

昭和二十年、日本全土焼土と化し、占領軍が上陸した。この時点で、いままでの日本は消えたといっても過言ではなかろう。

二十年代は、占領政治、変革による日本再建の基礎確立の時代で、ほんとうに混乱と頽廃の無法時代を招来した。

しかし、この泥沼の中から、日本再建の息吹は、はじまったのである。日本人の精神は健全だった。三十年代に入って、日本復興の努力はその実績をあらわしはじめたのである。

四十年代には、もはや敗戦国のみじめさなどはみじんもなく、世界の経済大国と呼ばれ、アメリカ・ソ連とともに世界経済を左右するほどの日本となった。再建日本の大目標である「平和な福祉国家」建設も、ようやくその緒についてきたのである。

この日本の変転は、そのまま山内町民の生活の変転にほかならず、国の繁栄は町の繁栄でもあるのである。われわれ町民が、世の進展におくれまいと努力している今日の姿が、われわれの生活なのである。

私は、この町史において、わが町民は、いかに生きてきたか、何をなしてきたかを語りたいのであるが、その思い出はあまりにも多く、あまりにも生々しくして筆舌の尽くすところではない。焦点を、戦争遂行、戦後の改変、現在の生活にしぼって、その大要を示すにとどめる次第である。

一、昭和の戦役

(一)　満州事変

昭和六年九月十八日、奉天郊外の柳条溝満鉄路爆破から満州事変は火をふいた。当時、この爆破は中国軍の仕業だという口実のもとに北大営の中国軍を攻撃した。これを合図に、満鉄沿線各地で爆弾が投げられたので、関東軍は居留民保護の名目で行動を起こし、翌十九日には長春、四平街、奉天などの要地を占領した。

この満州には、日清・日露の戦役で日本軍の骨が埋められ、血をもってあがなった幾多の権益がある。それが、張学良の排日政策によって、日に日におびやかされているときであり、日本の立場からいえば、満州事変はおこるべくしておこったものである。

政府は不拡大方針を決定したが、関東軍の軍事行動は拡大し、全満州を武力で占領し、清朝の廃帝傅儀を擁立して執政とし、満州国を誕生させた。軍事は関東軍が掌握し、官吏の主要ポストには日本人が就任して、日満一体の友交国とした。

その結果、中国の排日運動はますますはげしくなり、昭和七年一月両国軍が上海で衝突し、上海事変をひきおこした。

1、五・一五事件

昭和七年五月十五日、海軍の青年将校と陸軍士官学校生徒の一団は、首相官邸に乱入して犬養首相を殺し、他の一団は大臣邸、政友会本部、日銀、警視庁などへ手留弾を投げこんだ。他の一団は東京周辺の変電所をおそった。これは政党および議会政治の改善・確立を主張する軍部の凶変である。

本県出身の関係者は、三上卓中尉、黒岩勇少尉、古賀清志中尉、村山格之少尉の四名であった。

2、二・二六事件

昭和十一年二月二十六日の早暁、陸軍の一部の青年将校は、一千四百余名の兵を率いて反乱をおこし、首相岡田啓介、内大臣斉藤実、大蔵大臣高橋是清らの重臣を襲い、東京の街路に陣を構えて政府軍と待峙した。

東京には戒厳令がしかれ、都民は不安の日をおくること四日間、反乱軍の投降となって、この無謀なクーデターは収集されたが、これからは、軍部の政治的進出となり、政治は軍部の意向に左右されるようになった。

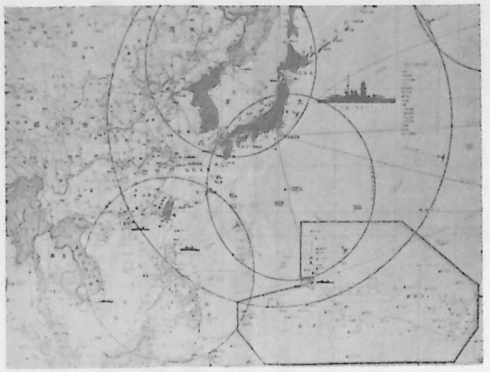

支那事変直前ごろのアジア東部

(二)　支那事変

大正デモクラシーの波に乗って誕生した政党内閣は、五・一五事件によって、わずか八年間で終わりをつげ、軍部の政治進出は大きくなり、二・二六事件の反乱鎮圧後も、軍部の政治への発言力は強化された。

一方、「王道楽土」・「五族協和」を標榜する満州で、日本軍は匪賊（抗日ゲリラ）に絶えずなやまされた。そこで、ゲリラの根拠地と考えられる華北を日本の支配下に入れるために、昭和十年、中国政府に要求して、第二の満州国として、中国から切り離すことをもくろんだ。これが中国民族意識を刺激し、中国の抗日民族運動はいっそうの進展をみせた。

日本軍に父（張作霖）を殺され、故郷の満州を追われた張学良とその軍隊は、蔣介石に中共と連合して抗日戦に立ちあがることを要求したのである。蔣介石も中共討伐を中止して張学良と同一歩調をとった。

昭和十二年七月七日夜、北京郊外の盧溝橋で演習中の日本軍の一兵士が行方不明となり、日中両軍は衝突して、砲火を交えることになり、支那事変の発火点となった。しかし、関東軍も、蔣介石を相手に本格的な戦争を仕かける気はなく、一発くらわせておけば、中国人の抗日も腰くだけになると軽く考えていたとおもわれる。北京の実権者宗哲元も、日本軍と本気で戦う気持ちはなく、七月十一日には日本軍の要求を入れて、

停戦協定が結ばれた。

ところが、その一か月前、関東軍の東条英機参謀長は「対ソ戦の準備のためには、いまのうちに中国に一撃を加えておく必要がある」と近衛内閣に進言している。

近衛内閣は参謀本部の強硬派の要求を入れて二個師団を内地から急派し、政財界、言論界の代表を招いて重大決意を表明した。それが停戦協定の結ばれた、七月十一日である。

この威嚇によって中国は屈服すると考えていたが、満州を奪われ、華北をおかされた中国民族は、ここで死に物狂いの抗日戦に立ちあがらぬかぎり、中国は滅亡するという認識に立って焦土抗戦の決意を固めたものと思われる。

日本軍は破竹の勢いで北京、天津を占領し、怒涛のような勢いで南下した。八月十五日には、海軍の飛行隊が首都南京を爆撃し、ついに「北支事変」は「支那事変」に拡大、日中の全面的な戦争に突入した。

昭和十二年十二月、首都南京が陥落したが、国民政府は武漢へ移り、抗戦を継続する。武漢を占領すれば中国は手をあげるという希望的観測からずるずると中国大陸に進入し、日本は二十四個師団の大兵力で武漢と広東を昭和十三年十一月、占領したが、中国の抗戦意識は一向に衰えず、国民政府は奥地の重慶へ移った。

日本軍の広大な占領地域は中共軍の遊撃戦になやまされ、長期戦の様相となった。

戦火が拡大しつつあるとき、北方では、ノモハン事件が起きた。

ノモハン事件というのは、昭和十四年五月十一日、満州と外蒙との国境ノモンハンで日本軍と外蒙軍とが衝突した事件のことである。

ソ連軍が外蒙軍を援助したため、関東軍の精鋭部隊はソ連機械化部隊によって、全兵力の七割三分にもおよぶ大損害をうけた事件である。四か月後の九月十五日、停戦協定を結んで事件は落着したが、日本軍は、ソ連軍の実力をいやという程知らされた一戦であった。

(三)　大東亜戦争

昭和十六年十二月八日、日本は真珠湾攻撃を敢行し、アメリカおよびイギリスに対して宣戦を布告して、大東亜戦争に突入した。

昭和七年二月二十九日、国際連盟のリットン調査団が来日し、その報告にもとづき、昭和八年二月二十四日、国際連盟総会にて、日本の行動を侵略と断定したので、日本は連盟を脱退、翌九年にはワシントン軍縮条約の廃棄を通告した。これは第一次大戦の勝利者である英米仏の現状維持に対する挑戦である。

欧州ではナチス、ドイツとファシスト、イタリアが現状打破に乗りだした。

昭和十四年九月、英仏はドイツへ宣戦、欧州大戦がはじまった。ナチス、ドイツは電撃的にポーランドを征服し、翌昭和十五年にはデンマーク、ノルウエー、オランダ、ベルギー、フランスを降伏させ、イギリスを空襲でいためつけた。

昭和十五年九月二十七日、日独伊三国は、軍事同盟を締結し、日本は援蒋ルートの遮断を口実に、戦略物資の入手と軍事基地の獲得のために南方へ進駐した。

だが、日本の指導者はアメリカの参戦はくいとめたかった。アメリカの経済力は、日独伊三国を束にしても、はるかにこれを上回っていたからである。ことに連合艦隊の燃料をアメリカの石油に依存していた海軍

は、三国同盟にも対米戦争にも慎重であった。近衛内閣は右手で三国同盟を結び、左手で日米関係の改善のため、アメリカとの交渉をはじめたが、アメリカ政府は中国からの撤兵その他を持ち出し、交渉は難航した。

ことに日本軍の南方進駐にともない、米英蘭の反撃は、日本人の資産を凍結し、日本むけの石油の輸出を禁止した。ここにおいて日米交渉継続派と、どうせやるなら石油のストックがあるうちにとの開戦派の対立となり、近衛内閣は倒れ、東条内閣となり、十二月八日、真珠湾攻撃で大勝利を得、南方海域を制圧したのである。しかし、翌年六月のミッドウエー海戦で大打撃をうけ、十八年にはサイパン、アッツ、キスカ島が玉砕し、東条内閣は倒れ、本土はB29の空襲にさらされた。同年九月にはイタリアが連合軍に無条件降伏、二十年五月にはドイツも無条件降伏し、七月には日本の無条件降伏、民主化、戦犯の処罰をきめた連合軍のポツダム宣言が発表された。

二十年四月一日には米軍が沖縄に上陸、六月二十三日には沖縄の日本軍全滅、八月六日にはアメリカは原爆を広島に落として二十数万の市民を殺傷、つづいて九日には長崎にも落とした。八月八日、ソ連は対日宣戦を布告し満州国へ進撃を開始、関東軍は総崩れとなった。

政府や軍部は論争に数日をついやしたが、天皇の聖断によって、ポツダム宣言の受諾を決定し、昭和二十年八月十五日正午、天皇みずから降伏の勅語を放送されて、大東亜戦争は終わりを告げたのである。

㈣　銃後の生活

1、非常時態勢

帝国在郷軍人会記念メダル
兵役のある全男子を会員とする
帝国在郷軍人会の動きも活発となる

大正時代に農村は、ランプ時代から電燈時代になったが、その時点から景気は下降線をたどり、満州事変のおこった昭和六年には、農産物が大暴落し、米価は一俵六円五十銭、蚕繭は百匁五十銭になった。これは昭和元年からみても半値以下であり、大正景気時の三分の一という農村恐慌時代となったのである。

特に養蚕は大正十年頃より急速に普及し、桑園の新設、養蚕室の設備と、養蚕組合における共同作業の段階にまで発展したが、繭の下落は「農村倒産」の声をきくにいたった。昭和二年に、桑園を普通畑として耕作したいという希望者に提供したら、桑の植賃として一本宛二十銭を支払ってくれたが、翌々年の四年に残り半分の桑園を前希望者に引渡したら、この時は桑一本二十銭宛のこがし賃（掘り取り作業代）として、逆に支払を要求された程の下落振りであった。

昭和六年は農村不況のどん底という時で、九月に満州事変が起こ

り、翌年一月には上海事変が起き、大陸での日本軍の動きが活発になって、このころから「非常時」という新しい流行語が生まれた。

「非常時」ということばは、強烈な危機感をあおり立てる。今にも日本が滅びてしまうような切羽つまった印象をあたえる。「軍事力を強化して日本をまもる体制をつくらなければならない」そんな気分がいつのまにかつくられてきた。

非常時には、国民の全エネルギーが有効に動員され、組織されなければならない。「挙国一致」というスローガンのもとに、国民生活にタガ（規制）がはめられた。はめられただけでなく、そのタガはだんだんしめつけられていった。

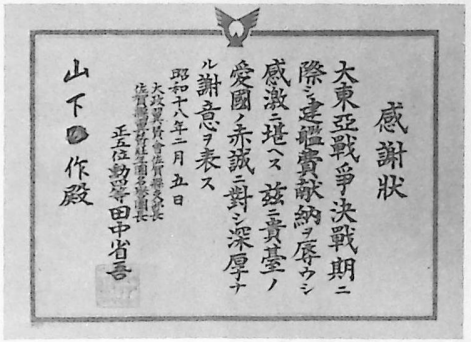
感謝状

大東亜戦争決戦期ニ際シ建艦費献納ノ辱ウシ
感激ニ堪ヘス茲ニ貴堂ノ
愛國ノ赤誠ニ對シ深厚ナ
ル謝意ヲ表ス
昭和十八年二月五日
大政翼賛会興亜生活運動委員長
陸軍省軍事課生活指導班長
陸軍歩兵少佐　田中省吾

山下　作殿

戦争遂行に協力した一例

政府も、軍の力に制圧されて、いよいよ軍国ムードとなり、大東亜戦争に突入してしまい「進め一億火の玉だ」というスローガンをかかげ、すべてを戦争遂行にかけたのである。

軍需生産は加速度的に増加しなければならない。その労働力として、学生たちは工場に動員され、中学生、女学生も動員された。

不急不要とみられる職業は廃業して、軍需産業への転移を強要された。

戦線がひろがり、そして戦死者も多くなり、その補充が必要になった。大学生が兵士となって出陣した。徴兵年令が一年引き下げられ、さらに男子は十二才から六十才まで、女子十二才から四十才まで国民登録がはじまった。日本人はそのまま兵士なのである。

戦争というものをひしひしと感じたのは、まず生活物資がつぎつぎに姿を消してゆく事実からであった。

昭和十三年より綿製品非常管理を発表し、純綿製品はもちろんのこと、綿が多少でも混ぜられたセンイ製品は、いっさいの販売が禁止され、供給されるセンイ品はスフだけになった。これより物資総動員計画によって、つぎつぎに統制された。切符制、配給制。その上に供出割り当て、貯金割り当て、いつのまにか国民は丸はだかになってしまった。

2、生活物資の不足

生活物資不足の実状は、言語に絶するものがある。「ないないづくし」の例をあげてみよう。

昭和十五年の五月京都の武徳殿へ行く途中、下関駅で急行券を購入するとき、マッチを横に置いて金を支払っていたら、もうマッチがない。駅の売店でマッチを買いたいと思ってたずねたら、下関中マッチを売る店はないとのこと。なるほど、だからマッチをすられたのか。マッチはするもの、すられるものと思い心の中で自分一人笑った。おかげで自分で煙草を吸うこともできなかった。

たばこの配給も、今までの習慣ではとてもたらない。配給のキザミを巻たばこに仕上げて、それをキセルで吸う人、それも三つ位に切って吸うのである。それでも足らずいちごの葉を干して吸う人、いちじくの葉その他いろんな代用煙草を吸う人もあった。

自転車のチューブ、タイヤもない。とうとう私の自転車もゴムホースを取り付けた。重い事、長距離はだ

めだった。

衣料品がない。それでもモンペや防空ずきんをつくらねばならない。子供の多い家庭では、大変であった。箪笥の中の衣類は減る一方で、嫁入りの時買ってもらった衣類もモンペや防空ずきんに化けてしまった。

糸もなく衣類修理もできぬ状態である。この時、大阪の東洋紡守口工場から、講演お礼にアメリカ向けカタン糸の見本をたくさんもらったので部落民へ分配して、大変喜んでもらった。木綿針、ミシン針も竹でつくって使用した。

時計のガラスふたがない。腕時計・懐中時計のガラスが割れたら、その代わりの品がない。ちょうど私の時計のガラスを割った時、飛行機の風防ガラスの破片をもらったので、砥石、小刀、ヤスリで時計のガラスに造りかえた。

履物がない。昔の草履、草鞋作りが行われたが、中には裸足主義者も出てくるありさまで、私の知人は竹林の中も裸足で平気で歩きまわった。

塩も配給では足らぬ。仲間で塩たきに行く人が多くなった。車力に薪をつんで、伊万里湾の山代方面に行く人が多く、私も仲間と山代に行った。現場に長方形の平釜を備えつけ、塩水汲み取り口の整備もしてあるのを借り受け、泊りがけでたいた。薪が無くなるまでたいたが、塩が結晶しかけたら面白い程塩が出来ていく。よい体験でもあった。

不足不足といっても非常時だ。勝つためには我慢が第一だと、不平をいう人はいなかった。それにしても一番苦しかったのは、食料不足であったと思う。しかし、都会の人の苦しみを思って農村の人は供出に協力した。そのために自分はさらに苦しむ。百姓自身が食べるものを持たなかったのである。

昭和十八年八月、北海道に行ったときのことである。大阪で下車し、米を出して弁当をつくってもらい再度汽車に乗ったが、弁当は一回食べたのみで腐敗し、丸一日欠食のまま青森駅についた。駅のホームにうどんを売ってある。一ぱい食べたところとてもうまい、もう一ぱいと思うが、百米位の列ができている。やむをえずあきらめていたら、リンゴを籠に入れて車いっぱい売りに来た。何分もかからず売り切れてしまった。私は一籠買ったが、うどんを食べようと列に並んでいる人は買うことができなかった。

食糧品を売った駅はこの駅一か所である。やがて連絡船に乗ったが、船室は外が一切見えぬように、窓は全部板でふさいである。海面一つ見ることなく、北海道に上陸した。ここでは、大きな駅には弁当牛乳が売ってある。別天地の感がした。農家には間食用にとうもろこしがむしてある。食糧増産のために内地の農学校の生徒が配置されていた。八月末帰って来たが、青森のリンゴも統制され、買うことできず、東京駅の食堂で黒いうどんを食べた。

昭和十九年には砂糖配給が停止された。麦芽をつくり、水飴作りもやった。摂氏六十度で麦芽を働かせることが秘訣である。学校でもくずいもで実習した。

武雄女学校の生徒はバッタ・カエルの料理実習をして、家にも持ち帰り、家族にも試食させたがとてもおいしかった。しかし、家ではやった人があったかどうか。

昭和二十年には、農村とはいえ食糧不足は極端に窮し、南瓜、芋かゆでは空腹を満たすに足らず、甘藷の葉柄も全部食べ、山のつわ、ふきも取りつくした状態で、毎日がつわめしであった。

野山は、毎日つわとりの人で大にぎわいである。宮野方面の人は大川内方面に進出する者が多かった。

3、出征と遺骨出迎

(1)　召集令状

昭和十二年の支那事変から、召集令状が矢つぎ早に来る。部落の人や知人に令状が来れば、部落民知人は伊万里の金比羅神社へ武運長久祈願に出ていった。いつの間にか若者の男は少なくなり、部落の氏神さまにおいて武運長久祈願をするようになった。それも数が多いため、黒髪神社上宮までお参りするのに、上り四十分、下り二十分という駆け足参拝をしたものである。

新聞ラジオは戦勝ばかりを報道し、映画館ではかならず戦勝ニュースがある。男は召集令状が待遠しい状態であった。出征の当日になれば、氏神さまに集合、三間坂駅まで見送りを受け、駅頭では元気一ぱいであいさつし、日の丸の旗で送られる力強い出征であった。

三間坂駅は中通・住吉・武内三か村民の出征駅である。部落では一人の応召者でも、駅に行けば、小旗を持った人で一ぱいである。皆見送りに来た人で、応召者も数人はいつもいる。それも知った人が多い。本人も家族の人も、不安は吹きとんで元気がでる。

愛国婦人会の人は出征軍人の方へ、千人針の腹巻を贈るために、人出の多いところへ、一人一針を頼んでまわられる。

(2)　遺骨出迎え

名誉の戦死を遂げられた英霊の出迎え。出征の時と同じ三間坂駅頭。「勝って来るぞといさましく」出征された人の無言の帰国！寂しい出迎えである。遺族の心情を思うとき、何んともなぐさめの言葉も出ない。

村葬の回数も数多くなった。家族の中の大黒柱の人ばかりである。

村葬のたびに出征家族の人の思いは、自分の子供は、自分の夫は今如何にと、戦線の上に走られたと思う。

4、諸　供　出

(1)　馬草供出

軍馬の飼料とおもえば、できるだけうまい草を刈りたいと、遠い所まで歩いたものだ。よその田の畦、畑の畦の草を刈っていると叱られる。叱る人も供出せねばならないのだから。また肥料のない時の堆肥づくりの主材料だから叱られるのもよくわかる。朝はやく家を出て草を刈りひろげ、午後の仕事を終わってから取り集めて帰る。一日の乾燥で軽くなっている。二～三日の乾燥で供出できるようになるのである。

(2)　金属供出

戦いに勝つためには、我が家の宝でも貴金属でも供出しましょうというので、仏具から記念品の品々、蚊帳のつり輪、火鉢や火箸にいたるまで、すべての家がおしげもなく供出された。個人としては、涙の出る思

いであったろう。

公共物では部落の浮立鐘、お寺のつり鐘、半鐘までも供出して、「鐘の応召」だと自らを慰さめていた。

建築後間もない住吉小学校では、各部屋の戸の引手に付けてあった真鍮の金具を、全部取りはずして供出した。

各学校の教具が、供出から免除されたことは幸いであった。

(3)　兎の皮供出

航空兵の防寒服の材料に兎の皮が必要というので、学校の先生の奨励で子供達が兎を飼育した。

武雄の郡役所の外庭で、兎の皮はぎの講習があった。私も参加した。左手で兎の両耳のつけ根をにぎり、細身の包丁の裏で耳のつけ根の一センチメートルばかり下を一撃すると兎は痙れんをおこす。それを両股にはさんで、胸部から心臓を一突して、血が出ている兎の後足をひろげてつり下げる。包丁を兎の後足の両股に入れて皮を切り、あとはメリヤスシャツをぬがせるように下に引くと、前足と頭部に包丁を使うのみで皮がとれる。胸部から腹部へ切開き、広げて釘づけする。これを干し上げて供出する。

一羽の兎を処理するのに五分でできるまでになり、講習しながら役場の庭で一日二百羽を処理したのが住吉村での記録であった。もちろん兎の肉は、内臓を取りのぞき、食用としたが、数多く飼育したものは塩をまぶし、みそ漬として貯えたものである。

(4)　松根油、松やね供出

戦地に行かぬ男が主になって松根ほりをする。山に入って松の切株を探す。松の大木で古いものほどほりやすい。古木になれば周辺は腐れてシンだけが残っている。これを引き出せば楽に出てくる。赤身の半透明の根が硬くて重い。これが最上のものであるがなかなか見当たらない。この松根から油を採るのである。

松やね採収は、松の幹に鋸目を入れて採収するもので、ゴム採収と同じ方法である。

こうして集められたものは、これをせんじあげて松根油として出された。

この松根油の製造は、旧中通は今の農協裏、旧住吉は宮野宿の河良で行った。

(5)　火薬の原料いもづる供出

昭和十九年の暮れには、秋の芋掘あとのいもづるを、焼いて灰になして供出せよとのことである。火薬の原料にするとのことで、学校生徒が中心になって芋畑の畦においてあるいもづるを集めて、校庭で焼いて灰にして供出した。

5、増産協力

(1)　食糧増産

召集、徴用が相いつぎ、働ける者は戦地や軍需工場へと出て行ってしまい、農村に残った者は、女と老人

子供だけの状態となった。しかも、肥料の金肥は少なくなり、昭和二十年には金肥の配給は一つもなくなった。

婦人の牛馬耕訓練も行われた。女も牛耕など男に負けぬ努力をされたが、肥料も少なく地力は減退し、病虫害駆除も思うにまかせず、収量の成果はあがらない。それでも、農民は、少しでも広く作付して収穫を増そうと、農道もせまくしたり、川の土手にも南瓜作りをしたりした。

肥料不足を補うには堆肥以外にないため、堆肥づくりにも努力した。私の知人は、三間坂駅から宮野までの道路にすてられた草履を拾い集めて堆肥材料にしたり、波佐見金山の古まぶに、こうもりの糞採集にも行ったりされた。

中等学校の生徒はもちろん国民学校の上学年生は、出征家族の農作業の手伝いに動員され、学校の授業も短縮、あるいは中止させられる状態にまでなった。

(2)　石炭木炭増産

エネルギー資源が不足して自動車・バスも木炭車にかわった。木炭も統制され、山間地帯は増産せねばならない。自家消費は自家製以外にはない。木炭業者の炭木運搬のために、学童までも協力を要請された。

石炭増産にも協力をというので青年に呼びかけがあった。私も経験はないが、大町炭坑へ実習生として坑内に入った。外は雪が降っていたのに地下は暖かい。現場では裸の人、シャツ一枚の人ばかり。声をかけても返事がない。一メートル位の炭層。立派な石炭。ベルトコンベヤーにスコップで石炭をつぐのが仕事である。

マイトオーライの声がする。聞いたものは皆マイトオーライとさけび、天井に杭木のあるところに待避する。一分位でマイトがボンボン連続して破裂する。まっ黒い煙が来るが、二～三分したらきれいな空気になる。マイトの爆破で、炭層の所が六十センチメートル位きれいに掘れている。幅は四十メートル位。現在位置は多久の下とのことである。

働いている人は大部分が朝鮮の人であった。この人達には一日主食五合（普通の人の二人分）の配給であった。一日働いて坑外に出て、風呂に入り、洋服に着替えて煙草一本吸ううまさはなんともいえず、案外と楽な一日であったが、キャップランプの重さは頭に残った。

石炭増産のために、諸々方々で試掘が行われ、小さな炭層も掘り出されることになった。わが山内においても宮野字綱ノ内の十センチメートル程の炭層も掘られた。住宅も急造された。中通村永尾、住吉村大野、武内村上古賀の三か所に本格的なボーリングがなされたが、成功しなかった。

永尾のボーリング跡は地下水の湧出で、戦後水源池として利用され、永尾区民は現在もこれを使用している。余水は武雄町上水道に補給している。

6、諸訓練

(1)　防火訓練

部落毎に防衛隊が組織され、防火訓練が始まった。婦人たちは、モンペに防空ずきん姿でこれに参加する。バケツ操作、梯子操作等々。わきみでもすれば防衛隊長さんに叱られる。佐世保空襲後は特に真剣味が加わ

った。

子供連れのご婦人は特につらい訓練であったようである。また、靴や地下足袋がなくて、草履をはく者が多くなり、草履つくりからしなければならなかった。

各家庭では、防火用水、砂袋、バケツなどを備えることが義務づけられた。

(2) 竹槍訓練

昭和十九年六月に、サイパン島、七月にはグアム島の日本軍が全滅した。米軍上陸ということで、本土決戦を覚悟して竹槍訓練が始まった。手ごろの竹約二メートル長さの一端を、二十五センチメートルから三十センチメートルを斜めに切り落とし、火で焼いて強くして竹槍とした。

「前へ、前へ、突け。」で「ヤー。」と突く。今考えるとこっけいのようであるが、その当時は真剣であった。

(3) 警報発令

昭和十九年になってからは、米軍は航空母艦より日本の軍需工場を目当てに空襲を開始した。

都会の人々の田舎への疎開が始まった。当地方にも佐世保方面から疎開者が多く、部落の青年クラブには、幾世帯も収容した。個人でも部屋の一部を提供した人も多く、学童も急増した。

学童には、常時防空頭巾を携帯させることになり、警報下の諸訓練が行われた。

部落では燈火管制が徹底され、防火訓練とともに強化された。防空頭巾全員着用、非常持出の準備、家族防空壕の設置も強制的になされた。

昭和十九年十一月二十四日のB29による東京空襲以後は、無差別空襲となり、その空襲も大規模となって二十年三月十二日名古屋、三月十四日大阪、三月十七日神戸、五月二十五日東京、六月十九日福岡、六月二十八日佐世保など焼野が原になった。

佐世保空襲の時には、山内町の上空にも数機が飛来したが、被害はなかった。佐世保上空は赤く色づき、当地方からも、火災のひどさが確認された。夜が明けたら多くの錫箔、降伏せよとのビラが、あちらこちらにまかれていた。

私は名古屋大空襲の時、大阪にいたが、警戒警報がでてから数分にして、空襲警報になり、ただちに敵の大編隊が上空を通過した。はじめは高射砲の音がしたがすぐに止んで全く沈黙している。日本の飛行機は至る所に飛んでいるが、全く反撃の様子はない。空には飛行雲が縦横にできているだけである。B29は名古屋から大阪方面へ飛び去った。

(4) 滑空訓練

椿原は、鳥海と梅野の中間部の高台で江戸時代には武雄藩の演習地になっていた。明治三十七年からは、武雄地区小学校の連合運動場でもあったところである。

昭和十九年になってからの戦況は、神風特攻隊、人間魚雷の登場などで、青少年に滑空訓練の必要がせま

られてきた。その訓練場として椿原が選定され、武雄中学校および青年学校が中心となり、国民学校の上学年も、中通、住吉、武内交互に地開きに出動された。また、地名も椿の花は落ちやすいというので、「鳥海が原滑空場」と改名され、急ピッチで進行したが、グライダーの試験的操作をした位で訓練とまでは行かずに終戦となった。

7、佐世保海軍準士官学校の疎開

佐世保海軍準士官学校は、戦局のひっぱくに伴い、佐世保木風国民学校に疎開していたのであるが、佐世保空襲により学校も被害をうけたので、住吉国民学校へ疎開してきた。七月一日総員七〇名、礼法室に入室されたが、全員が寝起きするにはせまいので士官の方は民家に分宿することになった。学校における訓練生活は規則正しいものであった。八月十五日の終戦により、翌十六日全員引き揚げて行った。

8、長崎原爆追憶記

八月九日長崎市に原子爆弾が落とされ、被災のときの模様を思い起こすと時折り涙が出ます。私は学問もありませんので心に迫るような文章は書けませんが、当時のことを思い出しつつ一筆したためてみたいと思います。

当時私は国鉄長崎機関区（爆弾落下地点から一・八キロメートル）に勤務し、機関車の検査係をしていま

した。当日は、十二時半頃発車予定の旅客列車を牽引する機関車の検査を始めるはずでしたが、その前に出る機関車の検査を終わり、十一時頃から検査を始めるべくまず五分間程休憩をと思って、機関車に積載する石炭置き場（地上約二メートルの石炭台。上は古い枕木を敷きつめたもの）に登る道（コンクリートの板張り）の下に腰をおろし、焼きつくような暑熱をしばらく避け、煙草（煙草は配給の粉を自分で紙に巻いたもの）に火をつけました。

そのとき雷雨のときのような稲光がして近距離に爆弾が落ちたと思いました。石炭台の上には高等小学校の二年生の子供（学徒動員）が三十人近くいて、石炭を機関車に積む仕事を手伝っていましたが、爆音の直前に上空を見て落下傘のようなものが落ちていると言って空を一斉に見上げて騒いでいる様子でしたが、警戒警報発令中で空襲警報は出ていなかったので、味方の飛行機であろうと思い私は見ておりません。その次の瞬間白色に近い閃光とほとんど同時に爆発音がして砂塵を巻き起こし、二、三メートル先は見えなくなりました。この地点から百メートル程の道路の向こうにガス貯蔵のタンクが二基あるので、その破壊で砂塵となったものと思いました。次の爆弾がある事だろうし、逃げてもむだと思い、手を合せて死を覚悟し目を閉じました。同席した吉村君はすぐ飛び出したため顔面にやけどを負い、十日程苦しみ、死亡しました。この瞬間に頭にちらっと来たものは故郷に疎開させた妻子のことで、別のことなど考える余裕はありませんでした。五分間もつぶっていた目を開いたら、周囲がやや明るくなりましたが、その付近には人影はありませんでした。防空壕等に避難したのであろうと思い機関区の外に出ました。

現在の長崎放送局のがけ下に大きな防空壕のある事を思い出し行ってみましたが、すでに負傷者で満員となっており、騒わぐ、泣く、うめく声ばかり。あきらめて東に走り本蓮寺（古い大きな日蓮宗の寺）と北側

の墓地との間にある雨天時だけ水が流れる溝（巾約二メートル深さ二メートル程）の中に一人飛び込んでぼんやりしていると、娘さん七、八人が一度に私の側に寄って来ました。私は君達はどこのものかと聞きますと長崎駅と答え震えていました。駅の女子職員であります。この娘達を殺してはいけないと、とっさにガス弾のことを思い出し「上の方に登るからついて来なさい。ガス弾があるかもしれん。」と言うと皆ついて来ました。二十分程で忠霊塔のある小高い所に着き、木蔭で休みました。十一時に爆弾が落ちてからもう二時間近くなります。落下地点から町の方に火災は次第に強く迫って来ます。山の上の人の数も多くなり、午後四時頃には長崎駅も燃え落ちました。見える電柱は柱の中程から燃え出し、手のつけようもなく、火を消す人もありません。

二十数万の市民は右往左往するばかり、日が暮れかかりますと山の上は、老人・女・子供で満員といった状態です。そのころ稲佐岳方面の海岸から小舟が数十隻も湾の外に向かって動き出しました。日が全く暮れても火災の火で良く見えます。やがてこの舟が爆発を始めました。在郷軍人らしい人の話によると「軍用のドラム罐入り油と軍用の罐詰め」とのことで、対岸の火災の熱気で破裂しているとのことでした。大砲と機関銃を続けて打ち出した感じです。山の上は親を呼び、子を呼ぶ声、その他の怒声でたとえようがありません。阿鼻叫喚（あびきょうかん）の巷（ちまた）と云うのはこの有様かと瞬間思いました。恐怖そのものです。

飲みもせず、食いもせず、夜が明けました。それでも空腹を感じませんでした。朝六時半頃皆一応職場に帰るように言い残し、私も職場へ帰りましたが、途中は倒れた家、焼け続ける木材瓦等、足の踏み場もない所を道をさぐりながら降りました。倒れた家の下から「助けてください。」と連呼している声を幾度も聞きましたが、今日汽車の運転をせねばと、そのことがいっぱいで、涙の出るのをおさえながら機関区に八時近くたどり着きました。

三々五々職員が集まりました。機関区内での即死者はありませんでした。浦上方面の居住者は家族もろとも一人も残っていないとのことです。列車の乗務員だけは無事らしいが、帰宅する所も無論ありません。職場は電話も通ぜず、汽車も動かず、皆ぼんやりですが敗けると言う声は一度も聞きませんでした。十一時頃道の尾駅（長崎機関区から約六キロメートル）から伝令が来ました。汽車は道の尾から折り返し運転中のため、検査係およびその道具給油具等を早急に持参するようにとのことです。私と水島検査係で準備して線路を徒歩で行くことにしました。機関区を出ると右も左も焼け残りの木材と死体ばかり、特に電車が運転しながら被爆した所は死体が二重三重と折り重なっていて、まだ一昼夜もたたぬのに悪臭を感ずるほどになっていました。その他の死体は手と足を延ばし、逃げる途中死んだことがはっきりしていました。大橋鉄橋に来たら（現在大橋球場の付近）警察で準備したオニギリ二個宛もらいました。地獄に仏とでも言いたいほど感激しました。橋の上では食えないし、四百メートル程の所に寺があり、その付近は山になっているのでそこまで歩き、二人でオニギリを喰い始めました。私達二人の声が高かったのか、山や藪の中から負傷者が髪を乱し転がるようにして幾人も降りて来るし、まだ後からもその後がらも助けを求めて出て来るので、喰うのを止め、逃げるようにして道の尾駅に着きました。疲れて仕事はできません。乗務の機関士にすべて頼み、ホームに寝て休憩し、やっとオニギリを食べました。夕方まで汽車の来るのを待ち仕事をしました。

この日の午後五時近く、白紙を八ツ切りにしたビラが空から飛んで来ました。数百枚はあったでしょう。文面は記憶しませんが、要旨は「天皇陛下に降伏を申し出でよ。国民の生命は保証する。」といったものでした。後難を恐れてかだれでも捨てたようです。

昼は仕事を続け、夜は職員の死体および家族等の死体を機関区に運び、枕木を積み重ねて火葬を三晩もやりました。十五日に終戦の玉音を聞き、一度に疲れが出て全く動けなくなりました。

その旨申し出で、子供の疎開先住吉村の筒江の兄宅にたどり着き、生き残ったことを喜んでもらいました。それから三か月、筒江で療養し職場に帰りました。余談になりますが、三間坂から徒歩で帰るとき、大野の○○さんの娘さんと同道し、四十才の私の荷物を持ってもらい、宮野まで送ってもらいました。このご厚意三十三年後の今日まで嬉しくて忘れません。お名前を知りませんが、当時二十二・三才の娘さんです。

三か月ほど休養の後、職場に帰り、丈夫になったようでしたが、昭和三十四年急に体がだるくなり、佐賀の好生館病院で受診、白血球減少症と言う病名で、厚生大臣の認定証をもらいました。今も白血球の減少するのを恐れながら、野菜や花などを作って余生を送っております。

【注】筒江にお住いの久保源市氏（七十二才）から、長崎被爆の体験談を寄稿していただきました。
当時をしのびつつ、罹災者および戦争被災者のかたがたにお見舞いを申しあげます。

(五)　終　戦

昭和二十年八月九日、杵島郡の各町村の国民軍指揮官的立場の人を集めて、江北小学校において、敵軍上陸に対する戦車対抗訓練、蒲団爆弾使用実地訓練が行われた。まず偽装して九時集合。(草や木の葉での偽装が多い。数人の人は水田の土を顔にぬったものさえいる。)

直ちに実地訓練がはじまる。十時頃に警戒警報が出た。引き続いて空襲警報が出た。まもなく飛行機の来

襲音が聞こえる。五分休憩の号令がとぶ。私は煙草を吸おうと校舎の中に行き、汗をふきながら煙草に火をつけた。瞬間鏡の反射光のような光が来た。それより約二分後どんという音がした。土間廊下へ集合の号令、上空には敵機が見える。教官は時間がないので今から、ここで諸説明をなすという。その時副教官緒方曹長は、多良岳上空の一つの黒点は拡大しますと報告、教官は緒方曹長に上空監視を命じ講義を進める。正午に散解したが、ラジオは長崎に新型爆弾が投下されたという。私は内心あんな上空で爆発して効果はあるものかと思ったが、それが原子爆弾であった。

八月十五日、正午重大放送があるというので、戦死者の初盆への御仏前を準備しながら待った。

終戦の詔勅であった。

ラジオの前に茫然自失。涙のみおちる。住吉村長がラジオがよく聞こえなかったからと、放送内容を説明してくれと来られた。また、中通校の坂口先生もこれからの処置打ち合わせに来られたので、私もお盆の御仏前もそのままに学校へ行って、戦時関係書類の焼却または疎開と三日で完了した。明日にも米軍進駐かと考え、女先生女生徒の登校を禁止し、男先生と男の上学年生をもって整理した。役場、農協も同様な処理がなされた。

二十一年になって二人のMPの巡視をうけた。校長不在のため、私が案内したが、各教室廊下床下まで探されたが何もない。最後に御真影を見せろという。その時、通訳の人が私に近より、最敬礼をしないようにと注意された。振り返りMPを見ると二人共ガムをかんでいる。私は奉安室の前に立ち、最敬礼もできぬのか、本当に日本は負けたのだと、一礼しながら涙が出た。

扉を開き御真影を出し、後退してMPに合図して側に立ちながらMPの動作を見守った。MPは、銃を置

き、作業手袋をはずし、ガムもはきすて、丁重に検査した。私は本当によかったと思った。もし、あの時のMPが乱暴な取り扱いでもしたら、私はおそらくMPに飛び掛かっていたかもしれない。

㈥ 招魂碑と忠霊殿

1、忠魂碑

旧住吉村においては、日独戦争後、大正十年、住吉村長松尾徳太、住吉村分会長杉森乙熊、住吉村青年団長神宮廣逸が発起人となり、村民の協力により、同年九月二十三日宮野字西原の観音山に建立された。

第一年次は、神官僧侶により祭典が行われたが、翌年より神式仏式交互に、毎年春、招魂祭として挙行されることになり、式典後は在郷軍人の銃剣術をはじめ、青年の相撲、小学生の剣道、浮立、荒踊り、芝居、踊りなど部落民の催し(宮野、立野川内、大字大野は三部落輪番制)で、終日にぎやかな一日であった。この村民総動員的行事も、昭和二十年八月十五日の敗戦により取りやめとなった。そのうえ、この忠魂碑まで取りこわしになってしまった。

戦後の混乱も静まり、民生安定もできたので、昭和二十八年、当時の村長樋口好馬は、村民とはかり、忠魂碑を再建した。場所は従来のところで、玉垣および忠魂碑のさおは往時のものを使用し、西南の役より大東亜戦に至る死没者および従軍者名を銅板に彫りこみ、昭和二十八年十二月竣功した。

なお、遺族会より、登り口に一対の石の献燈がなされた。

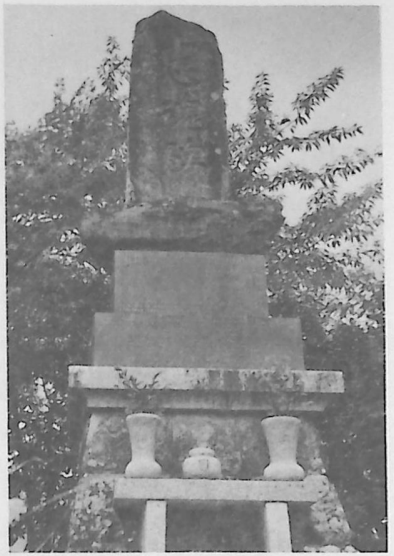

宮野観音山の忠魂碑

右側の一面には

安らかに眼れとぞ思ふ
君のため　命
ささげしますらをの友

左側の一面には

靖国のみやしろ深く
しつまるも　ときをり
かへれ母のゆめぢに

と彫字されている。

旧中通村においては、日清戦争直後の明治三十一年八月、牟田禎市外二十七名の従軍者が発起人となり、村内有志の寄進をうけ、東川登村永野の石工永石鶴三に依頼して「征清記念碑」を建立した。

四名の戦死者を「殉国軍人」としてその名を止めているのが印象的である。

各部落は部落で、明治、大正の各戦役毎に「従軍記念碑」「戦役記念碑」などを建立して、戦没者を祭っていたが、大正十一年五月、帝国在郷軍人会中通村分会、同分会顧問岩永巌が発起人となり、建設委員を選出して(村長中野仁市、分会長草場隆、分会副長松尾茂松、区長林定三、渡辺市郎、草場源市、山北八百三、福田又吉、古川常吉、兵事係川崎直彦、村民代表二十二名)小学校前の高台に「忠魂碑」を建立した。

碑文に曰く

明治至大正数有事於海外前征
前征彼多〇征徳大命一一将士赴
戦視死如帰〇則殉国以能揚国威
〇国光其忠勇壮烈彼人感奮興起
茲楠豊〇〇以祀〇於三役者〇〇教
薦慰英霊其忠烈於萬世伝爾

大正十一年五月
沢井千代人　撰並書

大正十一年五月建立

発起人
分会顧問　岩永　巌
帝国在郷軍人会中通村分会

建設委員
村長　中野仁市
分会長　草場　隆
分会副長　松尾茂松
区長　林　定三
渡辺市郎
草場源市
山北八百三
福田又吉
古川常吉
兵事係　川崎直彦
以下二十二名
石工　中通村鳥海
草場松市

中通村の忠魂碑

前記忠魂碑と並んで征清記念碑が建っている。その碑文は次のように彫してある。

征清記念碑
明治三十一年八月
郡博忍　撰書

殉国軍人
歩上　杉原国五郎
〃　外尾権太郎
〃　杉原弥次郎
輜重輸卒　朝長　儀八
石工　東川登村永野

中通村の征清記念碑

永石鶴三

発起人

牟田　禎市　都知木嘉年　岩永　厳　北川　慶三
古川　徳一　田島　末松　武山　虎雄　前田　栄作
梶原　熊市　平山甚左エ門　郡　執圭　草場　嘉助
岩崎　寛市　山口　栄作　草場　友三　坂口福太郎
伊藤　民市　福地　慶助　馬渡　吉次　牟田萬太郎
野田　又　杉原杢次郎　山口　九一　藤村　興
山田　源吉　坂本光太郎　山田　乙一　山口　弥助

2、戦死者

(1) 旧住吉村分

観音山の忠魂碑に銘記されている戦没者は次のとおりである。

西南の役戦没者　松尾藤四郎
日清戦役死没者　岩崎万之助、中山福次
日露戦役死没者　大渡八兵衛、草場七右エ門、久保国男、久保鹿市
日独戦役死没者　安永茂一

公傷死没者　宮崎鹿八、多久島琢馬
満州事変戦没者　森政雪
上海事変戦没者　樋渡勝次
大東亜戦没者

宮野　多久島力、田代布治右エ門、金丸一男、浦常雄、久保正次、山下明敏、馬場覚、前田陽一、浦辰雄、井手茂、中尾武好、松尾光二、坂口徳太、上滝又雄、坂口耕、田代竜一郎、山口実雄、神宮八郎、北川国義、鳥谷清司、川内金次、永田竹次、渋川岩五郎、中原大六、藤崎剛、久部秀美、山下源一郎、坂口春三郎、鈴山辰雄、浦真坂、藤崎国雄、迎茂一、前田竹光、前田森一、草場達則、浦政雄、草場正人、山下賢雄、上滝春雄、井手秀昌、山口龍一、山本松見、草場植太、橋口博、浦勝一、前田清人、一ノ瀬政夫、久部章、山口直、橋口武一、黒髪慶四郎、前田鶴雄、本城勝正、松本豊、北川鶴次、北川勝正、安永徳太郎、鈴山俊馬、井手清一、吉岡敏一、井手徳次、浦直次、土井下茂、久保鹿雄、久保廣作、土井下勝、山下岩俊、浦川浩、樋口鉄次、山下辰次、前田秀一、丸田鉄雄、神宮柱一、岡本石雄、藤崎常義

大野　江原貞雄、松尾直次、迎田清市、田崎秀雄、田崎岩吉、犬走喜一、松尾常雄、古瀬一雄、松尾徳一、中島鶴馬、山下繁光、中島末雄、力安三樹男、田崎繁夫、大渡勇、山下良彦、田崎義成、犬山高嘉、本城栄治、力安鶴馬、村島城太郎

今山　井手静馬、山口泰助、松尾仙一、松尾寿八、山口政雄、浦郷久男、杉山鶴松、井上司郎、松尾直杉原虎雄、山口政利、朝重功、山口朝一、浦川林市、朝重信二、井上勝二、杉山春義、知北宝一

下黒髪　浦香治、田中穂積、田代砂雄、浦川栄次、浦忠次、坂口敏夫、坂口実、中村愛治、八坂源吾、

坂口政雄、緒方増一、坂口藤雄、八坂慶次、杉原巌、浦川熊太郎、坂口貞、坂口秀次、浦川治利、永尾辰海、坂口敏見

立野川内　中尾猶介、中尾千男人、井手正樹、吉岡太郎、松尾正満、多久島虎雄、山口鉄雄、小野光次郎、田代岩雄、山口義雄、多久島照雄、森逸馬、山田鉄雄、山北厚市、小原四郎、向門栄一、瀬戸口正春、川久保七郎、松尾熊太郎、永田富雄、田代常次、副島岩雄、松尾竹仁、川内虎彦、江口武一、中山繁春、吉富英夫、藤崎静馬、梶山亀雄、栃木亀雄、栃木正、市丸繁、藤崎操、井手廣尚、中尾福一、浅井重之、大宅俊郎、武雄正人、田代廣太郎、森春雄、大串定、永尾達雄、外尾繁一、森琢馬、前田俊夫、外尾忠行、力安松次、多久島康義、中山久次、松本梅雄、森擴、中尾光夫、鬼柳克生、里善四郎、岡部十郎、犬山善兵衛、樋渡隆康、田代栄武、井手義敏、森武市、永田久松、中山勝義、鶴田秀雄、多久島政利、原田末雄、森山利幸、松尾彦四郎、副島一夫、樋渡秀雄、藤崎照次、中山博市、江原政雄、草場照次、多久島猶吉、森勝正、古賀文夫、外尾末雄、山口運二、

(2)　旧中通村分

戊申の役（羽州戦争）死没者　下　喜三

日清戦役死没者　朝長儀八、外尾権太郎、杉原国五郎、杉原弥次郎

日露戦役死没者　都知木未太郎、諸岡龍八、小柳常次郎、八田熊一、梶原平六、松本平八

日独戦役死没者　川内辰尾、八田哲次、山下静馬、

大東亜戦死没者

犬走　小林初次、松尾治好、古賀又茂、本多末治、山下昭二、山下操、山領治喜、浦川伊充、山領末雄、山領廣一、山領米一、福田好松、林早苗、有富益良、下田正義、牟田辰雄、田島四郎一、田島助一、古賀覚、古賀清人、前田五十男、牟田傳、林清九郎、八田俊太郎、八田巳世彦、江口鴻、田島善次、瀬戸口光男、深江民雄、高田武義、山領康夫、山領又雄、中村正秋、田島豊、田島貞次、福田初次、野口末喜、八田敬一、八田好眞、古賀正義、山領衛、山領七郎、山領末満、八田一、福田末喜、福田齊、福田壽雄、福田衛、川崎七郎、八田不美夫、福田秀一、八田善作、長岡覚成、

踊瀬　宮崎春實、山田定、福田千代司、山田悟事、山田徳一、梶原春男、徳永龍作、梶原太郎、山田常作、井手正司、彦坂善道

永尾　井手元二、田中清、山口繁馬、向門義文、梶原尚、森元賢治、向門貞男、森元貞廣、宮崎忠義、宮崎学、山田好雄、武山田代、福田松好、福田桂太郎、福田三郎、福田熊人、坂本猪作、宮崎隆、福本春雄、小野常馬、宮西貞人、山口敬太郎

鳥海　岩永好富、上田勇、上田末次、山口秀行、山口繁雄、下平寅雄、下平茂信、前田外一、前田又一、冨岡好雄、下平龍次、下平弘、野口英治、野口忠夫、平山伊惣次、村岡熊次、前田寛一、松尾英俊、大宅力、中川内春彦、草場里見、山口三夫、木須茂明、草場光男、千賀勝次、草場熊男、山口安市、草場十九三、草場熊人、草場勝一、草場茂實、山口敦一、山口政雄、坂口一男、草場小一、吉村勘次、山口時宗、木須宗一、吉原勝馬、吉原辰夫、山口正信、山口忠次、山口正直、稲田政茂、山口繁喜、徳永光春、加カ良俊夫、加カ良キクエ、釜谷政次郎、大江寅雄

三間坂　犬走治芳、水田義文、水田兼一、橋口辰雄、緒方清、久保四郎、久保数馬、久保弘光、鈴田多

熊、本城栄治、中野繁雄、溝上傳、橋口俊男、堀達夫、鈴田末好、鈴田勘一、森英太郎、森兼継、蒲地一雄、東島鶴吉、宮原政夫、東島敦次郎、小島敏春、小島俊雄、古川七夫、古川定夫、橋口熊太郎、樋渡安雄、杉原貞次、樋渡茂吉、力武俊治、瀬戸口幸一、永尾政彦、橋口兼三、東島富士夫、小野義英、公文繁彦、東島貞雄、東島義郎、都知木良雄、東島繁雄、東島横男、井手政廣、山口政雪、山口学、池田潔、平原貞夫、平原敦次、蒲地義男、伊藤勲、山本正光、松尾秀純、松尾津好、松尾静馬、山崎一郎、富岡好麿、力安保雄、永田作松、東島政藤、久保繁、中山政次、松尾休、松尾茂記、松尾政雄、松尾常馬、山口輝、松尾静男、中山辰巳、藤村武八、田中日代雄、小柳保利、松尾井一、下平八、福田保次、山北判二郎、松尾堅高、蒲地悟、井手辰哉、山口楊一、古賀博、七田芳次、東島利玄、本多末治、松本梅雄

船ノ原　坂口竹一、岩永廣好、大石好行、永尾藤家、永尾博保、松尾光次、山口繁松、永尾貞雄、力武辰己、永尾英雄、山北正敏、杉原春根、沢井格、杉原鶴松、永尾安馬、鶴田東七、永尾文次、下純男、諸岡末春、宮元熊吉、杉原定一、永尾清麿、杉原悟、樋渡勝好、橋口常次、橋口操、松尾馨

3、従軍者

旧住吉村分については、観音山の忠魂碑に刻名されているので、これを転記させてもらったが（転出入の問題で多少の相違がある）、旧中通村分については、全体的な資料がなく、調査も不十分で調べつくすことができなかった。現在判明している分のみを集載することは、かえって問題をかもすのではないかとも思われるがご容赦願いたい。

(1)　旧住吉村分

日清戦従軍者　一ノ瀬良市、石橋勇八、吉村良太郎、山下九助、山口初三、梶山常市、浦藤八、浦郷千八、土井下鹿右エ門、福田寛之助、中島泰三、中原喜佐エ門、中原助太郎、宮崎小三郎、森盛三

日露戦従軍者

宮野　杉森乙熊、樋口熊蔵、森増吉、久保市作、久保長作、前田政太郎、一ノ瀬良市、草場虎作、中原喜佐エ門、中原庄太郎、草場虎松、山口徳太郎、杉原又一、田中熊太郎、中尾喜市、吉村良太郎、前田政太郎、前田源一、山下豊市、丸田虎次、田中鹿市、山下時右エ門、田中常作、中島泰三、浦藤八、山下鶴一、廣渡呼三、北川兵四郎、中原助太郎、黒髪教寛、浦文一、馬場富一、丸田鹿一、迎和太郎、丸田六三、

立野川内　山口喜市、山北元助、中尾増市、森新吾、石橋小七、山崎宣晃、橋口忠市、外尾熊作、山崎キク、田代敬吉、田代弥一、川久保新蔵、梶山常一、井手常七、土許嘉兵衛、渋川清一、中原興四太郎、中山重市、中山太郎右エ門、松尾庄作、松尾忠太夫、田代武男、外尾勝三郎、森八之助、森茂一、多久島熊八、杉原善吉、多久島吉六、藤崎松市、宮崎小三郎、中山健之助、石橋勇八

今山　朝重奥太郎、松尾杢平、浦郷千八、朝重喜七、土井下鹿右エ門、知北弥六、知北吾一、松尾又次郎、井手本蔵

下黒髪　常盤杢右エ門、坂口儀一、坂口栄一、坂口伊兵衛、坂口鹿一

大野　力安貞市、山下助一、中島岩一

日独戦従軍者　杉森乙熊、山下時右エ門、久保徳市、田代源一、森山正、外尾勝三郎、渋川清一、山下鶴

一、浦文一、山口徳太郎、馬場金助、滝川佐平、鳥谷文八、樋渡与右エ門、田崎作雄、井上惣市、山崎宜晃、成松繁松、黒髪教寛、小柳重次郎、安永又次、久保力造、田崎文助、中山礼一、緒方七三郎、中尾善彦、井手光右エ門、松尾松太夫、松尾助太郎、山口治太郎、前田忠八、浦平一、松尾源吾、上滝豊作、森平吾、小野重平、常盤杢右エ門、山口實一、坂口伊兵衛、中原新一、橋口長九郎、多久島久七、坂口判三、川久保佐弥太、山下熊之助、浦川虎七、中尾嘉三、山口藤吾、浦川久吾、大渡幾三、中山要八、朝重奥太郎、草場藤三、溝上傳七、坂口万八郎、浦川休八、土井下判一、朝重二一、山口留蔵、中島福馬、浦川安一、坂口儀太郎、坂口安太郎、田崎大四郎、松尾又一、小野繁次、坂口栄一、井手要右エ門、大宅彦四郎、川崎文吾、上滝虎七、鈴山末次、坂井卯一、中原新一、中山福次、田中鹿夫、正木哲一郎、田崎定太郎、樋渡太平、井手常七、多久島徳一、久保文八、中山傳四郎、北川兵四郎、松尾又次郎、田代太八

大東亜戦従軍者

宮野　井手貞一、井手節次、一ノ瀬忠弘、一ノ瀬菊馬、岩崎静、池田光次、石橋守人、原武野、馬場静雄、馬場久馬司、馬場寅雄、馬場菊馬、馬場茂己、本城富繁、鳥谷鳥雄、鳥谷鷲雄、鳥谷弥三郎、小野春芳、小野強、小野常次、小野竹次、岡本毅、川内謙次、川内繁次、笠原政雄、金丸勝次、金丸勝馬、吉田次郎、多久島徳馬、田中五十男、田中一次、田中常男、林廣喜、副島乙五郎、僧我部正明、中島義雄、中島光次、中島輝雄、中島廣義、中原松次、中原儀七、中原悟、中原芳雄、中原登、中尾一二、中尾雄一、中尾一雄、中尾鹿一郎、永尾與一、永尾庄蔵、迎熊次郎、浦満政、浦勇一、浦忠次、浦熊雄、浦金吾、浦繁馬、浦保廣、浦一、浦辰馬、浦正治、浦四郎、浦頼義、浦岩雄、上滝貞一、野口定次郎、黒髪治則、黒髪教道、黒髪寛之、草場安幸、草場喜八、草場光芳、草場銀一、久保重雄、久保晴美、久保増男、久保藤

雄、久保元一、久保平、久保忠次、久保一二、久保篤、久保秀松、黒川犀八、黒川信春、久地石茂馬、久地石實、久地石貞義、安永鶴次、安永正次、安永義一、安永義松、安永福太郎、安永登、山口己一、山口作一、山口平馬、山口久米一、山口敬次、山口桑三、山口七郎、山口虎夫、山口勇、山口博、山口勇喜、山口馨、山口文雄、山口常吉、山口三次、山口末雄、山口静馬、山口恭正、山口光次、山口幸男、山口廣次、山口鹿雄、山口信男、山口又男、山口鹿夫、山口猶次、山口厚、山本利男、山本菊次、山下久武、山下雅幸、山下勝茂、山下虎廣、山下熊七、山下九州男、山下一夫、山下勝、山下充、山下勝、山下虎雄、山下家馬、山下茂八、山下安正、正木哲一郎、前田満次、前田修、前田敏幸、前田實、前田寅雄、前田勝己、前田一、前田国男、前田満重、前田政雄、前橋辰雄、松尾清次、松尾二郎、松尾直次、松尾一馬、松尾勝六、松尾今朝雄、松田繁雄、丸田良次、丸田繁順、丸田義行、丸田巽、丸田義若、古田貞吾、藤崎勝己、藤崎清徳、藤崎義光、藤崎茂雄、坂本政次郎、坂口保馬、坂口善次、坂口虎美、坂口元一、坂井熊雄、佐々木安夫、北川辰己、北川泉、北川義人、北川富雄、北川輝美、北川滝雄、北川隆義、北川万之助、北川敏雄、岸川初雄、島本貞哉、樋口辰馬、樋口正己、廣渡太郎、渋川松一、渋川武一、渋川亀雄、渋川常七、神宮九郎、神宮久芳、下平源一、杉森治、末次初男、末次文夫、鈴山正雄、鈴山成海、鈴山勝馬、鈴山春雄、鈴山繁一、杉原忠蔵、杉原鉄雄、杉原荒雄、神宮武雄

立野川内　石橋善五、石橋悦男、石橋豊次、井手光彦、井手春樹、井手政幸、井手久義、井手運太郎、井手治藤、犬走秋雄、犬走福一、犬走逸二、井崎義和、原政栄、原田嘉一、外尾又一、外尾安政、外尾長作、外尾秀雄、外尾熊雄、外尾惣五郎、外尾鴻、外尾乙二、外尾武二、江口利久、江口猛、江口安雄、江口秀雄、江口順八郎、江口秋雄、土許三郎、土井末年、栃木茂春、栃木正信、知北末八、大宅武彦、大宅

千萬亀、大宅正元、奥山博明、梶山辰馬、梶山勝義、梶山静雄、川久保秋雄、川久保鹿治、川久保新、梶原季一、梶原武春、門井博、金子正之、吉富勲一、吉岡次郎、多久島信義、多久島熊義、多久島繁義、多久島茂春、多久島鉄次、多久島熊作、多久島登、多久島隆、多久島虎七、多久島初次、多久島忠次、多久島梅次、多久島ヤスヨ、多久島俊行、多久島勝己、多久島松雄、多久島繁美、多久島進、多久島龍馬、多久島留雄、多久島七郎、多久島福一、多久島三郎、多久島朝雄、多久島勝馬、多久島栄、田代酉馬、田代虎之助、田代正、田代正行、田代忠士、田代虎作、田代豊、田代安男、瀧川岩人、中尾藤吾、中尾作次、中尾藤三、中尾章、中尾昌幸、中尾武市、中尾晃、中尾歳夫、中尾忠八、中尾昌興、中尾茂平、永田勲、永田武義、永田袈裟一、中山正喜、中山義春、中山貞雄、中山春次、中山政雄、中山熊人、中山福馬、中山治六、中原巌、永尾初雄、力安春繁、村尾藤八、浦川　雄、浦川信雄、野方茂平、山口鹿雄、山口末雄、山口悟、山口平一、山口静雄、山口作次、山口亀雄、山口賛、山口鶴雄、山口茂人、山口友一、山田九州男、山崎俊光、山崎英明、山領又次、松尾義満、松尾文雄、松尾忠雄、古賀巽、浅井秀敏、笠富春次、坂井繁雄、坂口虎八、木村直久、宮崎儀十、宮崎清人、樋渡健次、樋渡春雄、樋渡林三、樋渡勝雄、樋渡末夫、樋渡正行、森敏美、森岩一、森優、森勝人、森強、森淳、森忠、森一男、森武彦、森袈裟雄、森高信、森兵四郎、森初一、森堯春、森裏、森一敏、森義馬、東島貞美、森山茂雄、森山又雄、瀬戸口惣次、千住堯雄、山北繁明

大野　犬走徳次、林七雄、原口徳太郎、橋本喜一、本城清磨、大宅司、緒方甚助、大渡功、吉田栄、甲斐渉、田崎藤雄、田崎正光、田崎正信、田崎豊一、田崎繁康、田崎熊次、田崎勝、田崎佐一、田中磯雄、田中寅雄、田代次雄、中島俊夫、中島俊春、中島政俊、中島繁義、中島秋雄、中島信吉、中島又一、中島

良雄、中島松一、中島茂雄、迎田秀雄、迎田勉、浦光男、浦八二、草場種雄、山口熊一、山口鶴吉、山下正己、山下達磨、山下尚義、山下末次、力安剛、前田政平、前田盛光、前田高雄、松尾廉二、松尾春雄、松尾喜作、藤井作太郎、古瀬忠、小柳尚美、北川末雄、峰原勝馬、霜出重夫、樋口竹義、毛利晃元、杉原又雄、力安軍平、力安騎平、山口松雄、山口徳一、山口光男、馬渡瑞芳、馬場七郎、馬場一、朝重唯雄、朝重鹿雄、倉町秋次、倉町守、松尾信雄、松尾重彦、江原博、坂口鉄一、樋口達馬、日高善五郎、吉田栄、山北勝馬、山北市次

今山　井手鉄雄、井手宣一、井手秋二、井手明、井上勝一、井上武雄、井上数馬、井上英二、井上良行、井上冴、伊藤健一、八本木七郎、土井下一、朝重功、朝重力、朝重進、朝重実次、朝重寿人、朝重米一、知北治四郎、知北松太郎、知北常雄、浦郷兼次、浦郷順次郎、浦郷幸太郎、浦郷重幸、浦郷俊一、浦川辰馬、浦川光雄、浦川安雄、浦川輝雄、浦川春樹、草場哲海、草場登、草場貞次、草場虎雄、草場隆義、草場敏雄、山口喜一、山口常次、山口竹一、山口光太郎、山口朝一、山口繁一、松尾忠次、松尾良一、松尾末春、松尾正躬、松尾仙一、松尾貞七、松尾義幸、松尾廣雄、松尾忠一、松尾勇、杉原春己

下黒髪　緒方一男、緒方久松、大石隆堅、常盤郡一郎、吉田広行、田代春光、田代時春、吉田兼雄、田丸治作、中尾勤、中尾竜次、中尾鹿蔵、浦川俊郎、浦川輝義、浦川作太郎、浦川茂人、浦川義彦、八坂政己、八坂虎次、八坂武義、八坂菊雄、八坂忠信、松尾浅男、松尾浅男、田猛、古賀三治、坂口秀作、坂口十兵衛、坂口文次、坂口萬馬、坂口美磨、坂口源七、坂口孝、坂口吉三、坂口荒雄、坂口博、坂口重平、坂口辰吉、坂口良次、坂口藤治、坂口久夫、坂口常馬、坂口鉄次、坂口茂、坂口源一、坂口淳一郎、坂口政雄、坂口光義、宮副優

(2)　旧中通村分

日清戦従軍者

踊瀬　梶原熊一、山田栄作、山田源吉、山田竹作

永尾　山口弥一、坂本光太郎、福田弥八、武山佈雄

鳥海　外尾権太郎、朝永儀八、山口乙右エ門、草場喜助、平山竜三

日露戦従軍者

踊瀬　山田卯三、山田栄作、中川内徳松、梶原熊吉、中川内源一、大井手松久、片山弥一、中川内裕一、宮崎八之助、梶原定七

永尾　福田駒吉、山口佐八、田中猶太郎、山口松次郎、梶原福一、向門定七、渡辺利一、山口為一

鳥海　草場喜助、平山竜三、山口九市、木須作平、平山孫市、草場喜六、山口政市、平山忠市、木須喜太郎、山口喜之エ門、上田管太郎、山口長八、山口弥作、下平伊吉、山口軍八、松尾議七、松尾サワ

三間坂　牟田悌一、岩永巌、牟田熊彦、蒲地源六、岩永官市、蒲地部一、蒲地喜右エ門、宮原三次郎、松尾軍太郎、橋口好　、伊東民　、平山甚左エ門、東島竜三、北川慶三、蒲地新、伊藤与一、野中助一、藤井未作、田中雄一、平原卯三、都知木末太郎、古川常吉、平原五郎左エ門、犬走藤一、松尾市郎次、弦卯作、下政七、外尾虎治、松尾虎吉、北川孫一、井手卯太郎、鈴田庄三、田中虎八、八谷鉄一、蒲地定一、藤村藤吉、岩永美与吉、小柳千八、伊東七六、犬走信一、小柳九助、森兼太郎、浦川茂兵、北川栄三、橋口栄一、小柳常吉、公文国市、富岡栄作、都知木藤三、小野宥英、公文忠八、杉原末作、中山万八、弦

巻藤七、山口末松、藤村平助、川口俊一、橋口虎三、東島五助

船ノ原　諸岡竜八、坂口福太郎、馬渡吉六、野田又一、永尾熊次郎、朝重国作、橋口政一、瀬戸口与作、宮原吉次郎、永尾熊一、坂口力太郎、岩永熊一、永尾平九郎、杉原佈一、樋渡未三、杉原助作、朝重竹三、杉原熊一、樋渡善三、山北八百三、杉原徳一、橋口岩吉、中山儀一、杉原善吉、杉原安太郎、瀬戸口幸造

日独戦従軍者

犬走　山領兵作、八田辰一、林又一、有富森太郎、山領清八、川内因作、山下寅雄、円島円蔵、郡鑾圭、前田代三、江口静一、中村袈裟一、松尾助三、江口猶一、都知木大吉、原重次、福田米作、福田又七、山口儀蔵、堤九一、八田好雄、山領浜一、諸泉文三、山領辨次、山領惣右エ門、田島八百作

永尾　松本平八、福田彦充、坂本伸一、福田直

鳥海　山口軍八、松尾議七、山口佐一、山口巻太郎、田渕七郎、稲田文吾、山口多作、下平清二郎、草場末雄、上田倉之助、草場春一、福田九一

三間坂　岩永巌、牟田熊彦、蒲地源六、蒲地武一、犬走金一、犬走保、楢崎定一、久地井助大郎、松尾軍太郎、犬走亀太郎、松尾寅吉、野中運四郎、井手善雄、田中徳一、弦巻嘉一、橋口辰海、犬走次一、蒲地藤吉、橋口政雄、犬走忠作、浦川正直、川口俊一、平山理以智、橋口廣一、下勇、永田軍平、岩永勇七、田中源四郎、北川貞市、山口啓助、深江猛

船ノ原　山北八百三、杉原徳一、山北松一、浦川内兵作、永尾佈一、山北伊三、山北袈裟郎、杉原熊一、浦川内広作、杉原岩吉、杉原卯兵エ、杉原与四郎、杉原慶雄、永尾孫次郎、橋口恒作、松尾竜作、力武仙一、永尾鶴一

大東亜戦従軍者

犬走　山領村喜、山領管一郎、山下直茂、山下四郎、松尾宗好、山下謙次、古賀成次、山下七郎、山下昇、山下清次、山領貞夫、浦川保雄、浦川伊佐己、山下光次、山領繁春、山下昭二、山下米満、山下好満、高田武義、高田五男、高田嘉馬、山領康夫、山領正邦、中村一男、田島義人、田島猛、鶴崎栄次、川内利馬、都知木幸雄、仁戸田辰世、田島重次郎、江口虎茂、仁戸田正司、高田義馬、松尾清人、松尾未春、八田末雄、山領正二、棚町光次、岩永十平、中野定、山領雪、小林松次、仁戸田宗春、古賀春人、古賀勝馬、古賀千代次、林豊彦、牟田茂義、牟田宗四郎、古賀豊太郎、林美好、前田秋良、古賀徳保、林敬造、池田青太郎、古賀武光、田島政太郎、八田俊郎、田島次生、田島秋良、田島清継、福田政行、八田茂弘、保江森雄、松尾喜彦、保江鉄次、古賀鉄男、福田光男、八田儀一、福田松一、福田建一、福田治美、福田邦士、田代秀次、桑原政六、桑原好一、福田学、山下義治、山領近己、山領忠則、八田雪雄、浦郷八郎、津山信義、古賀八郎、山領兵作、山領豊、山領衛、山領亨、古賀勲、福田森之助、田島繁雄、田島貞行、田島末次、古賀栄、八坂重三、福田秀光、古賀実、古賀正人、中田時義、江口好行、下田国義、下田春夫、有富佐仲、林繁、本田太郎、下田重治

永尾　秀島勇一郎、宮崎雪太郎、宮崎岩次郎、坂根美好、中原末吉、福田光義、蒲地善次郎、山下勝、中村治平次、渡辺信敬、井手光次、山口明、向門浅雄、山口武義、福田金太郎、松尾宅馬、田中春馬、武山道尚、西首峯次、渡辺利男、山下国一、山口幸雄、山口悟、小野元一郎、坂本宅雄、福田米満、福田景信、福田安河、福田政春、梶原善郎、山口豊一、福田修、山口一男、梶原敏男、向門亀次、福田昇、田中好一、山口国寛、山崎孝之、宮崎辰次、梶原安行、宮崎巌、鳥屋孝夫、秀島繁蔵、渡辺政男、田中勝義、

大島力、渡辺啓一、福田強、大渡春次、坂本光政、渡辺久男、小野信博、山口常男、福田数夫、野中励、福田正孝、宮崎長次、梶山要、渡辺清、福田桂一郎、秀島秀海、宮崎元次、渡辺晃、清水正、福田健太郎、山口三郎、山口斧八、梶原道男、福田充郎、山口時雄、秀島広次、福田徳次

鳥海　稲田善八、福田俊吾、平山忠行、草場實雄、木須泉、吉原好雄、松尾好、松尾定、稲田松三郎、草場春男、平山孝信、松尾安治、木須岩男、松尾義孝、下平鹿男、田中勝義、杉原安男、山口重義、松尾寛直、木須安男、上田梯市、木須義治、上田虎一、草場鶴次、下平忠夫、坂口貞雄、稲田邦定、草場竹市、山口福馬、山口政春、下平亀雄、町田泉、山口辰馬、平山未春、草場繁、上田行次、大宅勝馬、下平辰馬、下平政澄、山口茂、草場謙次、水田敏男、稲田勧、竹村一男、平山定、山口廣男、平山竹一、木須定一、下平徳馬、水田政次、前田勝美、水田茂義、草場鉄男、御尉善三郎、野田恒次郎、山口繁定、藤瀬哲則、木須猛、草場昇、草場竹次郎、草場隆明、草場勝、前田春茂、山口鷹行、稲田初正、草場熊次、草場俊伸、山口勇、草場清、草場茂、草場袈裟雄、木須治次、冨岡貞信、稲田明、上田治馬、岩永好夫、古川武尚、木須舜作、木須学、松尾輝司、草場佈時、前川寛治、平山茂伸、瀬戸口勉、山口弘二、水田武、大宅肇、草場松良、堀満之助、原口俊春、前田英久、山口壮八郎、岩永勝夫、野田泉男、辻田茂右エ門、山口竹吉、松尾茂生、草場栄、渡辺寿久

船ノ原　永尾平四郎、杉原勇一、永尾和吉、諸岡志津馬、永尾又二郎、吉牟田恒市、諸岡信八、力武熊彦、松尾佈六、杉原広二、坂口謙一、杉原武信、橋口岩男、坂口竹次、杉原光彦、岩永伊佐男、樋渡一男、樋渡熊雄、山北吉治、永尾良一、朝重傳、杉原九五、山北司、杉原七郎、山頭繁一、杉原武夫、松尾博、永尾千百十、吉牟田九一、橋口正義、橋口強、浦川内末男、松尾国保、永尾一、杉原勝次、松尾克己、松

尾正樹、橋口甚七、友広虎吉、橋口兼三、永尾正義、山領正彦、永尾研吉、杉原袈裟馬、杉原清市、杉原初雄、松尾善次、杉原末太郎、庄島義雄、橋口助、永尾武次、力武俊治、永尾勝彦、橋口常雄、浦川内熊四郎、永尾傳吾、杉原辰己、永尾文男、浦川繁、浦郷猛磨、永尾熊彦、大石又次、諸岡松崎、栗原利孝、杉原満正、永尾岩人、下秀和、浦川内佈四郎、松尾正久、栗原春佐、杉原光次、杉原末夫、樋渡鹿雄、力武淳、永尾重三、杉原清六、岩永太郎、杉原秀雄、杉原鉄雄、松尾富士雄、杉原末雄、坂口茂雄、松尾賢次、吉牟田一郎、坂口順、杉原徳雄、杉原由行、永尾忠、山北実雄、松尾俊生、力武数明、杉原熊次、松尾章、永尾正彦、松尾隆、樋渡猛、諸岡善作、田島茂秋、大原茂、松尾竹由、山北享、樋渡和雄、永尾栄、樋渡良人、浦川内紅笑美、松尾亀男、瀬戸口隆、杉原徳松、杉原熊雄、樋渡悟、金子貞治、杉原竹彦、栗原勝馬、永尾城次、杉原岩美、坂口伍平、諸岡十四郎、山北鹿男、永尾忠次、田島實、樋渡富雄、山頭英雄、杉原忠明、山北好市、栗原政己、杉原正二

部落別、戦役別、戦死および従軍者数（空欄は不詳）

事項 / 部落	戦死者数				従軍者数(戦死者を含まず)			
	日清戦争	日露戦争	日独戦争	大東亜戦争	日清戦争	日露戦争	日独戦争	大東亜戦争
犬走	0	1	3	54			23	107
踊瀬	0	1	0	11	4	10		
永尾	0	0	0	22	4	8	4	73
鳥海	1	0	0	50	6	17	12	100
三間坂	1	3	0	84		59	31	
船ノ原	2	1	0	27		26	18	126
今山	0	0	0	18		9		58
下黒髪	0	0	0	20		5		49
大野	0	1	0	21		3		79
宮野	1	3	1	75		35		189
立野川内	1	1	1	78		32		170
計	6	11	5	460	14	204	88	951

4、忠霊殿

昭和三十年三月十六日、草場実雄村長は臨時議会を召集し、忠霊殿建設の件を提案した。その趣旨説明を次のようにしている。『議事録による。』

戦後十年を経過した今日、中通、住吉の両村は合併して山内村という新村が誕生し、その前途を大いに期待するものであるが、現今の世情は、日本精神のたい廃、混迷が甚だしく、日本民族の正しき道統の自覚が失われんとしている。

ここに、忠霊殿を設立して、戊辰の役以後における本村出身者の英霊を奉斉して、愛国心の作興を図り、全村民の精神統合の聖地としたい。

なお、建国祭、天皇誕生祭も復活したい。

三間坂権現山に建てられた忠霊殿

とのべている。

村議会は、満場一致で可決して、三間坂の権現山に建設することに決定し、諸種の手続きを経て、四月十六日地鎮祭を挙行した。

昭和三十年十月十一日、忠霊殿落成式並慰霊祭を挙行す。

経費十万円という廉価さではあるが、写真に見るような見事な社殿である。

この新社殿に戊辰の役に戦死された下喜三氏をはじめ四八三名の英霊が鎮られて、山内町に加護を垂れていただいている。

慰霊祭も毎年の秋九月、神式、仏式交互に厳粛壮厳に執行されて現在に至っている。現在では、戦没者の慰霊祭や建国祭を挙行するところがでてきたけれども、山内村で始めた当時は全国にただ一か所であって、「日の丸村」「日の丸村長」と呼ばれて、全国に山内村の名を馳せたものであった。世の冷笑をも意に介せず、いや、ますますその重要性を再認識して、毎年の慰霊祭を忠霊殿の神前において挙行し、本年は第二十二回目を四月二十六日に施行した。

各部落は部落で慰霊祭を挙行し、婦人会は部落内の戦没者の墓参・法要をするなど、護国の英霊として奉斉している。

なお、建国祭、天皇誕生祭も毎年挙行していることを付言しておく。

町忠霊殿における慰霊祭

犬走における慰霊祭

二、戦後の変革

鳥海区は、大東亜戦争の遺訓を忘れぬために昭和41年天満宮境内に記念碑を建立した。

わが国は、ポツダム宣言を受諾し、連合軍に無条件降伏をした。

敗戦国、被占領国として受けるであろう苛酷な運命を思い、また、わが身と自らの家族の上にふりかかってくるであろう運命に思いを馳せて、暗澹たる気持ちであった。

敗戦は、軍需工業を主体としたわが国の全産業を崩壊させた。これによっての失業人口、罹災者、かつての植民地からの引上者等々による人口の膨脹と極端な食糧不足のため、無法時代が出現したのである。

(一) 人口の変動

終戦と同時に軍人の復員や移民の引き揚げが始まった。予告もなにもない。もちろん出迎えもできぬ、復員も自由勝手の人もあれば、軍需物資を車に積んで帰って来る人もある。

学徒動員の生徒も、泣きながら終日歩いて帰ってくる。都会からの疎開者も、それぞれの郷里へ引き揚げて行く。海外における移民や軍人は、捕虜的取り扱いを受けたり、抑留されたり、言語に絶する大混乱である。しかも、復員帰国は大変遅れた。特にソ連に抑留された人達の中には、一定の思想的教育を受けた人が多かったという。

中にはソ連抑留をのがれ、満州内戦に参加した人もある。また、私の知人で、戦死の公報があり遺骨も受け取り、公葬もあり、遺族の妻子は戦死した夫の一回忌も済ましたところで、人のすすめで他家に再婚しているのに、突然復員した人がある。長期にわたり海外で働き財をなした人、高い地位にあった人も、裸同様で引き揚げて来る。家族もばらばらで引き揚げなければならなかったのである。ともに、皮肉な運命のいたずらとは言いきれぬ深刻な当時の世情であった。

さらに都会から、被災地から、本籍地へと引き揚げてくる人などによって、国内の人口は急速に増加した。佐賀県の人口は、終戦前はおおむね七十万人台で、この数が約三十年間もつづいた県である。すなわち、自然増加人口は県外に流出していたのであるが、終戦と同時に帰郷者が多く、昭和二十年には八十三万人に増え、二十五年には九十四万人、三十年には九十七万人となり、戦前の七十万人に対して約三割もの増加である。

他の府県も、おおよそ同じ傾向をしめし、しかもその増加人口は職のないものであったので、昭和二十一年の全国失業者数は七百万人を越えていたといわれる。

山内の人口動態も、県の動きと同じ傾向を示している。その詳細については、表によってその実態を明らかにしたい。

世帯人口及就業人口

年度＼事項＼地域		総人口	世帯数	1世帯当り人口	就業人口	1世帯当り就業人口
昭和25年	全国	83,199,637	16,580,129	5.02	35,625,790	2.15
	県	945,080	176,603	5.35	401,916	2.28
	山内町	11,155	2,015	5.54	5,361	2.66
昭和30年	全国	89,275,529	17,958,284	4.97	40,026,550	2.23
	県	973,749	181,468	5.37	410,329	2.26
	山内町	11,318	2,026	5.59	5,258	2.60
昭和35年	全国	93,418,501	20,656,234	4.52	43,691,069	2.12
	県	942,874	190,063	4.96	409,443	2.15
	山内町	10,647	1,994	5.34	5,170	2.59
昭和40年	全国	98,274,961	24,081,803	4.08	47,609,694	1.98
	県	871,885	191,425	4.55	391,219	2.04
	山内町	10,013	2,011	4.98	4,862	2.42
昭和45年	全国	103,720,060	27,869,674	3.72	52,948,241	1.90
	県	838,468	199,755	4.20	410,874	2.06
	山内町	9,463	2,026	4.67	4,976	2.46
昭和50年	全国	111,936,894				
	県	837,680	213,133	3.93		
	山内町	9,357	2,158	4.34		

山内町年令別、階層別人口表

区分＼年令	昭和25年 男	女	計	%	昭和30年 男	女	計	%	昭和35年 男	女	計	%
0－4	792	784	1,576	14.1	751	716	1,467	13.0	550	511	1,061	10.0
5－9	634	639	1,273	11.4	755	716	1,471	13.0	705	653	1,358	12.7
10－14	640	648	1,288	11.5	607	615	1,222	10.8	734	679	1,413	13.3
15－19	594	562	1,156	10.4	543	536	1,079	9.5	438	437	875	8.2
20－24	457	508	965	8.7	434	438	872	7.7	295	404	699	6.6
25－29	334	399	733	6.6	404	422	826	7.3	363	368	731	6.9
30－34	285	321	606	5.4	312	382	694	6.1	334	364	698	6.5
35－39	239	328	567	5.1	281	307	588	5.2	283	350	633	5.9
40－44	268	291	559	5.0	231	314	545	4.8	266	297	563	5.3
45－49	246	282	528	4.7	245	270	515	4.6	206	299	505	4.7
50－54	232	277	509	4.6	238	272	510	4.5	223	256	479	4.5
55－59	183	206	389	3.5	206	261	467	4.1	214	246	460	4.3
60－64	134	184	318	2.9	157	186	343	3.0	188	239	427	4.0
65－69	129	153	282	2.5	110	157	267	2.4	134	171	305	2.9
70－79	137	201	338	3.0	152	221	373	3.3	134	213	347	3.3
80以上	17	51	68	0.6	26	53	79	0.7	34	59	93	0.9
計	5,322	5,833	11,155	100.0	5,452	5,866	11,318	100.0	5,101	5,546	10,647	100.0

区分＼年令	昭和40年 男	女	計	%	昭和45年 男	女	計	%
0－4	424	394	818	8.2	366	333	699	7.4
5－9	529	506	1,035	10.3	430	389	819	8.6
10－14	695	661	1,356	13.5	556	510	1,066	11.2
15－19	535	474	1,009	10.1	525	466	991	10.5
20－24	215	314	529	5.3	281	387	668	7.0
25－29	246	305	551	5.5	210	244	454	4.8
30－34	321	340	661	6.6	243	285	528	5.6
35－39	342	354	696	7.0	321	339	660	7.0
40－44	270	336	606	6.0	310	341	651	6.9
45－49	251	283	534	5.3	272	331	603	6.4
50－54	199	287	486	4.9	234	274	508	5.4
55－59	201	235	436	4.4	181	264	445	4.7
60－64	182	221	403	4.0	185	210	395	4.2
65－69	154	209	363	3.6	152	201	353	3.7
70－79	157	234	391	3.9	193	297	490	5.2
80以上	55	84	139	1.4	39	94	133	1:4
計	4,776	5,237	10,013	100.0	4,498	4,965	9,463	100.0

老人（65歳以上）人口の推移

年度	男子			女子			計		
	人口	65才以上	%	人口	65才以上	%	人口	65才以上	%
25	5,322	283	5.3	5,833	405	6.9	11,155	688	6.2
30	5,452	288	5.3	5,866	431	7.4	11,318	719	6.4
35	5,101	302	5.9	5,546	443	8.0	10,647	745	7.0
40	4,776	366	7.7	5,237	527	10.1	10,013	893	8.9
45	4,498	384	8.5	4,965	592	11.9	9,463	976	10.3

※ 老人人口比率は増加

山内町地区別世帯数と人口　（S.50）

地区	世帯数	人口	男	女
計	2,158戸	9,357人	4,501人	4,856人
犬走	150	713	345	368
踊瀬	77	293	144	149
永尾	79	316	153	163
鳥海	189	826	391	435
三間坂	496	2,108	1,021	1,087
船ノ原	160	729	345	384
上戸	5	24	13	11
今山	112	479	243	236
下黒髪	65	285	126	159
犬野	167	768	383	385
宮野	302	1,292	611	681
立野川内	356	1,524	726	798

一戸当り家族員の推移

年度	人口	戸数	世帯人数
25	11,155	2,015	5.54
30	11,318	2,026	5.59
35	10,647	1,994	5.34
40	10,013	2,011	4.98
45	9,463	2,026	4.67

戸数は増加人口は減
一家族人員は減

(二) 戦後の帰(営)農事業

戦後急増した人口の大部分の人は、失業者であり、住む家もなく、かつ飢えに苦しんだ。こうした混乱のなかで打ち出されたのが、緊急開拓事業であった。これは、戦後のこの飢餓打開の応急対策として、あるいは失業対策として、一人でも多くの者を未墾地に送りこむ帰農事業であったのである。しかし、ほとんどの人は未経験者であるため、訓練の必要上、県は、金立の佐賀基地農場と山内町立野川内の農兵隊あとに設置した佐賀県修練農場との二か所を県立の訓練所とした。

1、佐賀県修練農場

この訓練所の農場は、三間坂駅に近いため三間坂の修練農場と呼ばれた。

第一回の訓練は、昭和二十一年一月九日から一か月間、百七十名ほどの入植希望者を集めて行われた。敗戦の食糧危機の時代とはいえ、まだ正月の屠蘇気分の抜けない、正月九日の入所であった。しかし、厳格な訓練生活に屠蘇気分はふっとんだ。旧軍隊の「階級とビンタ」がないだけで、全く内務班と同じであった。「毛布七枚の配給をうけたが寒さで夜はふるえた。」「来る日も来る日も薄い雑炊でひもじかった。」訓練を受けた入植者は、当時をこのように回想しているが、激しい訓練と貧しい食生活に苦しみながらも、やがて大地に鍬をおろす日を思って歯をくいしばってがんばったのである。

入植者は、開墾の要領や立木伐採の方法、営農にかんする初歩的知識を学んだ。炭焼きについても実習した。多くの入植者にとっては、未経験な農業に対する最初の試練であって、若干の脱落者も出た。だれにとっても一か月の訓練期間は長かったことであろう。しかし、この試練に耐えなければ、開拓地にはいれなかったのである。

二月に、第二回生一〇〇名、三月に第三回生一〇〇名が入所した。昭和二十一年にこの修練農場を巣立った訓練生は、北茂安、三田川、切木、日南郷、北方、大浦、七浦、金立、波多津など九か所にそれぞれ入植した。（一か月の訓練を行ったのは三間坂の第三回生までで、あとは十日間に期間が短縮された。）

当時三間坂の修練農場の鍋島正実場長は、「当時の入所生には、弁護士や検事、教員、佐官クラスの軍人など、かつて社会的地位の高い人が多かった。皆さん大変だったと思うがよくがんばってくれた。県から食糧の特配もあったがとても足りず、職員は食糧確保に苦労した。」と語っている。

修練農場では、昭和二十一年はこのように、開拓入植者の一か月間または十日間の短縮訓練を行ったが、昭和二十二年からは、一か年の長期訓練生を公募し、訓練を終えた卒業生を県下の開拓地に送り込んだ。一か年訓練の第一回卒業生は七名であった。昭和二十四年三月第二回卒業生は八名であったということである。

この修練農場の前身農兵隊は、昭和十六年頃できたと思うが記録がない。二男三男を集め、満州開拓民を養成するもので、軍隊式訓練で、兵舎も丸木造りで、屋根もかや藁ぶき、部屋は中央に土間があり、両側は板張りになっていて、数十名を楽に収容できるものが二棟あったと記憶している。当時は松林が多く、これを伐採開拓をしながら、訓練は規則正しく行われていた。

この卒業生たちは、現在どうしておられるであろうか。痛ましくも懐かしい思いがする。

2、開拓団の入植

所在地　山内町大字犬走字上戸

入植年度　昭和二十一年、十七戸、（現在七戸）

現在耕地　一、六〇〇アール、内水田四〇アール・茶園一、五〇〇アール・みかん六〇アール・山林四六〇アール、役牛二頭、鶏四万羽

入植当初の状況

当地区は、県境の標高四四七メートルの神六山の頂上近くにあって、土壌は安山岩埴土である。昭和二十一年九月一七戸が入植したが、離農が相継ぎ、現在七戸が残っている。交通不便と水不足で、毎日が悪戦苦闘であった。その上電燈はなく、長い間石油ランプの生活が続いた。

営農と生活の推移

上戸の組合員は良くがんばり、昭和二十七年に皆で話し合って茶を栽培することに決めた。今までの普通作物から全部茶一本に切り換えた。茶に切り換えたあとも、相変らず苦しい戦いの連続であった。その間、国・県には機会あるごとに電燈問題をお願いし、昭和三十四年にやっと待望の電燈がついた。長い間の夢がかなえられ、この時ばかりは、組合員は何ものにもたとえようのない喜びようであった。

現況と今後の方向

入植以来今日までの長い苦しい開拓生活を経て、今日ではどうやら人間らしい生活がおくれるようになっ

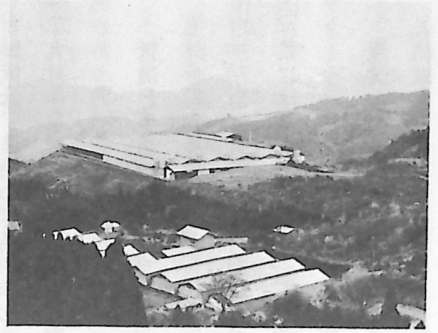

上戸の養鶏場と茶園

たと、入植者自身が語る。各組合員はこの喜びをかみしめながら、ますます生産意欲を燃やして、今日では茶園十五ヘクタール、それにブロイラー養鶏、種卵用養鶏をやっている。茶の肥料にこの鶏糞を生かしている。県および関係当局のお骨折りによって、昭和四十四年には四六〇万円をかけて製茶工場と製茶機四セットを導入し、りっぱな茶工場ができた。三十年間をふり返って、苦しかった生活も夢のようだ、と、組合員も完全に立ち直り、茶一本の営農にて幸せな毎日を送っている。

終わりに、上戸におけるこの間の事情は、先年発行された『佐賀県開拓農業三十年史』に詳述してあるので、参考に資していただきたいことを付言しておく。

3、九州酪農講習所

●沿　革

当所は、酪農業の普及発達をはかるため、中堅農家並びに酪農指導者の養成を行うと共に、酪農家の経営技術全般について指導をなすことを目的として、昭和二十四年三月県議会において設置を決議され、杵島郡住吉村の県立修練農場（旧農兵隊）跡の敷地に、同年四月設立開所の運びとなり、業務を開始した。

同年五月本県並びに九州各県その他の県より講習生を入所させ、第一期生の講習を開始以来、毎年多数の卒業生を第一線に送り出したが、昭和四十四年に佐賀県研修学園が設置されたのを機に、同学園畜産専門課程研修生を受け入れて研修してきた。

さらに昭和五十一年四月に同学園が、佐賀県農業大学校として新発足したため、同校畜産専門課程学生の研修に当たることになった。

一方、昭和四十九年度から佐賀県畜産試験場の整備事業が施行され、当所内に移転拡充することになり、年次計画に基づき、五十三年度完成を目標に、基盤整備事業・畜舎並びに附属建物の設置等着々整備されつつある。なお、現在までの卒業生は七三三名である。

●位置および交通

佐賀県杵島郡山内町大字宮野二五五〇三番地、国鉄佐世保線三間坂駅下車　西方一・五キロメートル、徒歩十五分

●用　地

総面積　五一、四六八アール

水田一、七一四アール　飼料園五、九九〇アール　牧野七、七〇〇アール

山林・原野二一、六八八アール

建物・道路敷地外一四、三七六アール

●建物（一、一一七平方メートル）

事務所・講堂＝木造二階建瓦葺二八六平方メートル

佐賀県畜産試験場

研修寮＝鉄骨コンクリート二階建六二二平方メートル
乾燥舎＝木造平屋セメント瓦葺二八平方メートル
乾燥収納舎＝軽量鉄骨平屋スレート葺一一五平方メートル
給飼場＝軽量鉄骨カラー波鉄板葺四〇平方メートル
飼料倉庫＝木造平屋セメント瓦葺二四平方メートル

●業務の概要

イ、農業大学校生に対し、畜産に関する講習並びに実地指導
ロ、県内畜産業者に対し、畜産に関する講習並びに実地指導
ハ、家畜人工受精の講習及び実地指導
ニ、農畜産物の生産払下
ホ、飼料作物の栽培と普及指導
ヘ、牧野改良の実施

酪農講習所卒業生の年度別（期別）県別実績表

県別＼年度期	24 (1)	25 (2)	26 (3)	27 (4)	28 (5)	29 (6)	30 (7)	31 (8)	32 (9)	33 (10)	34 (11)	35 (12)	36 (13)	37 (14)	38 (15)	39 (16)	40 (17)	41 (18)	42 (19)	43 (20)	44 (21)	45 (22)	46 (23)	47 (24)	48 (25)	49 (26)	50 (27)	計
佐賀	9	10	6	5	10	8	14	10	12	14	13	20	29	15	24	7	9	16	13	19	20	20	16	11	13	14	10	367
長崎	3	1		1	4	2	3	1	5	2	2	2			7	3	6	6	2	1	2			3		2		58
福岡	1	3		4	1	4	4	2	2		3	2		2	2		1			1	1	2						35
熊本		1	4	3	4	4	5	5	3	6		1	2	3	5	4	3	7	3	4	1	2	4					74
鹿児島		3	9	5	4	4	3	3	5	6	5	1	3	3		5	4	1	5	4	8		1	1			1	84
宮崎	1	3	3	2	1	2	1	3	3	4	2						1	1	1	1								29
大分	1	2	7	2	4	3	2	6	6	2	1	2				1	1	2	1		1							44
山口		1		1	2	2		2	1	1																		10
島根					1	1																						2
広島		1		1																								2
和歌山					1																							1
神奈川																												1
香川		1																										1
愛媛								1		1																		2
徳島						1																						1
計	15	26	29	24	33	31	32	33	37	36	26	28	34	23	39	20	26	32	24	30	33	24	21	15	13	16	11	711

㈢　食糧不足

昭和二十年、産米は三千万石（四百五十万トン）台という未曽有の大凶作であった。戦前の平年作が六千万石台であったことを考えれば、半作である。この年は、終戦の混乱に加えて肥料の配給もなく、その上九月と十月に二回も暴風雨に見舞われたためで、農村でさえもひどい食糧不足であった。

さらに終戦と同時に海外邦人の引き揚げによる人口増加は、食糧不足に一層の拍車をかけ、一日一人二合一勺の配給さえも完全にはできないというひどい状態であった。

民衆は政府にたよってはいられなくなった。家庭の主婦や仕事を休んだ労働者は、食料買い出しに出かけたが、日々に貨幣価値の下がるインフレの下では、現金だけでは食糧を手に入れることはできなくなって、衣類などを持ち出し、物々交換がはじまった。

大都市には飢死する人が増加するので、幣原内閣はＧＨＱに食糧輸入をたのみ込んだが、供出計画も実行できていないではないかと拒否された結果、昭和二十一年二月十七日「食糧緊急措置令」が発せられた。

それは主食の供出割り当てを完納しないものには、収用令の強権を発動して、差し押え、強制買い上げを強行するというものであった。

しかし、いくら強権が発動されても、米は出てこなかった。ある村で、強制収用のため農家に踏みこんだ警官たちが、そこで見いだしたものは、かくされた米麦ではなく、野草を食べて栄養失調にあえいでいる老人や子供たちであった。

もちろん農家のなかには、食料のヤミ売りで、これまでつかんだことのないカネをつかんだ人もあろうが、それは数少ないものである。

ヤミ買いの中には、専業とした人もあるが、家族の食糧を得るために奔走したものが多い。一升瓶の中に玄米を入れ、棒で精米する姿もよく見受けた。

ヤミ売りの方も自己の消費米を人情的に分けてやるというものが大部分で、なかには他の生活物資を得るために売ることもあったが、自己消費は極端に切りつめたものである。

1、供米日本一

杵島郡西部の山間山麓地帯の中通、住吉、武内、若木、西川登の五か村は米作農民一丸となって、食糧危機突破のため、供米割り当てを一日も早く完遂すべく努力した。その結果昭和二十一年産米供出において、武内村が日本一になった。全国的にその名を挙げたことにより、日本一の一番乗りは少なくとも三か年は続かせるべきだとして、昭和二十二年・二十三年と武内村の完遂を見て、住吉村はその翌日に完遂、数日の中に中通、若木、西川登村も完遂し、早期供米完遂をなしたものである。

供米完遂のためには各農民の作況を検見把握し、公平なる割り当てをなすことが一ばん大切である。その責務が生産組合長にかかってくる。部落生産組合長は自己検見から、相互検見と合同検見とをなし、不公平にならぬようつとめたのである。

平坦地と山間山麓は異なり、土質の変化が多く、また潅漑水の条件も異なる。部落農民の大部分は他部落

にも耕作している。しかも台帳面積通りはゆかぬところもある。

同一条件でも作況は施肥手入により異なり、病虫害の程度も異なる。駄農と精農の賞罰も考える。

公平の中に不平のない、合点のゆく割り当てをするには各農家の実体を把握して割り当てをせねばならぬ。

役場、農協、部落一丸となり、供出優先自家消費後廻しとして、稲刈後旬日にして供出数量を部落で一か所にまとめる。農協のトラックが来て、供出完遂となる。

当時の供出方法は、役場、農協には部落毎に、供出割り当て量を明示し、毎日供出数量を記入するよう指導されていた。すなわちこの供出状況一覧表を一見すれば、供出割り当てに対し、部落別に供出の進行を知ることができたのである。

昭和二十二年産米供出のときであった。住吉村役場、住吉農協には、この供出進行一覧表を掲示してなかった。米軍政部の供出促進隊が巡回した時これを知り、かんかんに怒り、役場に乗り込み、村長をよべと、叱りつけたそうである。村長は今小学校に行っているといえば、今すぐ呼んでこいという役場職員の急使により、役場にきてみれば、隊長は、村長室の机の上に土靴を投げ出している。私村長ですといえば、例の一覧表が出してないと叱る。

「農協には一台のトラックしかありません。そのトラックを部落にやればその部落は完遂します。トラック巡回は部落の希望でなく、役場、農協の計画により、籾すり計画にあわせて、指示しています。籾すり、トラックは農協作業能率を最大にするためと、混雑を防ぐために部落農民も了解の上で、最大の協力をしてくれています。そのため供米順位はつけられません。同日完遂とすることも了解の上のことで、現在農民は供出割り当て量分だけを調整しています。以上の理由で一覧表はありません。なお自家消費米は供米完遂後

になるために、余裕ある分の超過供出分は遅れます」と説明したら、了解了解と非常に喜んで、部下の二人に何か命じていたが、ジープに行き、二人して冷凍リンゴを持参した。隊長はまた何か命じた。今度は罐詰を持ってくる。隊長は机上のたくさんのリンゴ、罐詰を指さし褒美ですとくれて行った。

天皇陛下の行幸（昭和24年5月23日）　乳牛も奉迎す

机上に土靴を投げだした隊長、昨日の敵は、日本人の食糧危機を救う努力、人間としての友愛からの威かくであったのだ。涙が出た。生まれて初めて食べた冷凍リンゴの味は格別にうまかった。役場の職員はどうなるのかと心配したことであろう。うまいリンゴを食べながら、笑顔で昨日の敵は今日の友と言葉がはずんだのであった。

供米日本一は昭和二十一年、二十二年、二十三年と武内村にゆずり、二、三、四、五位は杵島西部で独占した。

昭和二十四年からは、全国的に順調となったが、県下では杵島郡西部が常に上位を維持した。

2、天皇陛下御行幸

供米日本一の名は全国的に宣伝され、中通、住吉、武内、若木、西川登村の五か村に対し、天皇陛下九州

行幸のとき、お立ち寄りになることになり、場所を中通村中通小学校と定められた。

昭和二十四年五月二十三日午后三時中通小学校校庭において、五か村農民一同が参集して天皇陛下を奉迎した。

そのとき、奏上した奏上文は次のようなものであった。

奏上文

謹んで五ケ村民を代表して奏上致します。此度は遥々九州に行幸になり、本日はこの山間僻地に御立ち寄り戴いて咫尺の間に、龍顔を拝することの出来ますことは、年来今日の栄ある日を御待ち申し上げていた私達一同唯歓喜と感激の極みで御座います。昨年九月十一・二日の當地方豪雨災害に対しては、忝なくも御見舞金を賜わり村民一同御仁慈の程に感激して居ります。其後災害復旧に力め今七割程度の進渉を見て居りますが一日も早く完成して大御心に対え奉る覚悟で御座います。中通、住吉、武内、若木、西川登の五ケ村は、九州での植物学上の宝庫である県立公園黒髪山を西にひかえている山間山麓地帯で御座いまして生業人情等殆と同じで御座います。生業は概ね農業を主とし林業藁細工竹細工養蚕農窯業等を併せて生計を樹立して居ります。主たる農業は田畝合せて農家一戸平均六段歩余の耕地で米麦蔬菜を主とし戦時中からその増産に努力しましたが地力が平坦地に及ばず五ケ村の生産高は米約三万石、麦約一万石、甘藷約百万貫、馬鈴薯約十五万貫その中供出量は米約一万四千石、麦約四千五百石、甘藷約三十一万貫でありまして生産高に対して米麦約四十六%、甘藷馬鈴薯約三十%で御座います。戦後の食糧事情の逼迫は真に憂慮すべきものがあり、全国民は夫々の立場に於て努力を績けて参りましたが、当地方の人々はこの實情に対し働く者の義務として昭和二十一年度に卒先供出を完遂して図らずも

国内に大いなる反響を呼びました。爾来五ケ村は終始連絡提携老若男女挙村一丸となり、収穫後旬日を出でずして供出を完遂するという熱意を示し、農民としての責務を果しています。当五ケ村民の大部分は零細農家で御座いますので田畝の耕作だけでは生計が困難でありますが幸に住吉村に九州酪農講習所も開設され将来畜産方面に努力し、又その他の副業を盛にして郷土の振興を図りたいと存じて居ります。今般の経済九原則の實施に伴ってその影響は甚大なるものがあると思いますが、耐乏生活と生産増強につとめて新日本建設に邁進し御聖慮を安んじ奉りたい覚悟で御座います。

沿道は、奉迎する村民の打ち振る日の丸の小旗に埋まり、化粧した乳牛も中通小学校々庭に出迎えて、戦後の苦しい生活の中で、陛下にお目にかかることができた喜びに、感激の涙を流したのであった。

(四)　農地改革

1、農地改革の内容

連合国の占領政策の一つである「日本の民主化」のためには、軍国主義の基盤となっている日本の地主制度を、財界や官僚の制度と同様、根本的に破壊し改変せしめねばならぬ、とする連合国側の強い意向をうけて、農林省内において農地改革案の検討が進められた。

これをうけて、昭和二十年十一月二十四日、「農地制度改革要項―農地改革第一次案」が閣議決定された。その要旨は次のようであった。

健全なる農家の育成により、農業の生産力の発展を図るは食糧生産確保の要諦たるのみならず日本再建の基盤なるに鑑み、自作農創設の強化、小作料の金納化等の措置により農業停滞の要因たりし農地制度を根本的に改変せんとす。

これが刷新、促進のため、市町村農地委員会の刷新を行う。

十二月五日、「農地調整法中改定法律案」が衆議院に上程され、十二月九日には、連合国総司令部より「農地改革についての覚書」が政府に寄せられた。

このような情勢下において、十二月二十八日「農地調整法中改正法」が公布された。われわれは、これを第一次農地改革と呼んでいる。

しかし、この改正法には幾多の不備と不徹底さが認められ、総司令部の覚書にもそわぬ点が多かったことからんで、内外の強い批判をうける結果となった。

その内容の一例を挙げると、地主の保有面積は、全国平均五町歩（北海道は十九町歩、大阪、奈良、佐賀は三町歩）としたが、これでは解放農地が少なく、自作農創設とはならない。佐賀県に例をとれば、三町歩以下の所有者の面積が、全耕地面積の七三、五パーセントを占め、三町歩以上の貸付地を有する農地所有者は、貸付地を有する全農地所有者の三パーセントに過ぎない。したがって、この法律によって解放される小作地は、あまり期待できない。というのである。

以上のような理由に加えて、衆院の解散、公職追放、総選挙などの国内事情とからみ、この法律の二月一日からの施行は足踏みの状態となってしまった。

連合国側は、日本の農地改革を議題とする対日理事会を前後四回も開催して、改革試案を作成した。

しかし、総司令部は、農地改革の影響の重大なるを考えて、指令とすることを避け、日本政府の自発的立案施行とすることを希望して二十一年六月七日日本政府に勧告の形ちで通告した。

その勧告は次のとおりである。

第二次農地改革に対する勧告

連合国総司令部

一、小作地の保有限度は内地平均一町歩、北海道四町歩である。保有面積は世帯単位で計算し、隣接市町村に居住する場合は不在地主として取り扱う。

二、自作農の所有する農地面積は、内地三町歩、北海道十二町歩とする。

三、農地改革は昭和二十年十一月二十三日現在で実行する。

四、保有限度以上の農地は強制買収する。

五、買収された小作地は、二十年十一月二十三日現在の小作農が優先的に買い取ることができる。

六、地主保有地の小作人は自作買収分を買い取る機会を与えられる。

七、農地の買収売渡は、買受人の田畑の均衡を図るよう注意する。農地交換分合を可及的に行う。

八、全国農地委員会を設け、土地移譲計画を監督する。その構成は、農林大臣、小作農、地主及び全国的な民主的農業団体の代表者、公衆の代表者である。都道府県農地委員会もこれと類似の構成である。市町村農地委員は地主及び小作の代表者から構成する。市町村農地委員会は買収すべき農地を決定する。都道府県農地委員会はこれを承認し、市町村農地委員会の決定に対する異議の申し立てを受ける。委員会の会議は公開である。

九、土地移譲計画が都道府県委員会により承認されると、これに基いて政府は土地の所有権を取得し、これを小作人に売渡す。

一〇、農地改革事業は法案が総司令部より承認されてから二年間に完成される。

一一、農地価格は政府案を承認する。地主に対する支払いは年利二分五厘以内、三十年年賦で支払われる。買収される自作地についてのみ報償金が交付される。

一二、小作人の政府に対する支払いは前項と同様である。小作人の年賦金は、地租公課を加えて年生産物の価格の三分の一を超過しない。必要の場合は政府は年賦金を減額し、または延期する。

一三、小作料の統制及び金納化を承認する。農産物価格が下落する場合は、金納小作料は、水田については年農産物価格の二五パーセント、畑については一五パーセントを超えない。

一四、小作契約は文書化される。契約書には小作料及び小作期間が規定される。文書化は日本政府が起案し、総司令部の承認を受けた模範契約による。

一五、本計画により小作人が購入した土地は、三十年間政府が認める特例を除いて、処分を禁止される。

一六、小作地の取上げ及び農地の所有権の移転は今後禁止される。

総司令部の「勧告」を受けてから約二か月、七月二十六日には「農地制度改革の徹底に関する措置要綱」が閣議によって決定された。この要綱は、いうまでもなく「勧告」を骨子として作成されたものであるが、日本政府と総司令部との数次の交渉により、その諒解のもとに相当の修正が行われている。その主なる点は次の諸点である。

一、在村地主の範囲が若干拡張された。

二、農業経営を目的としない法人、その他団体の所有する小作地、その他認定買収を認め、反面内地三町歩、北海道十二町歩を越える自作農も適当と認めたら買収から除外する。

三、特別事情による一時小作地などの買収除外を新たに設けた。

四、採草地、宅地、農業用施設なども認定により買収しうることとした。

五、昭和二十年十一月二十三日以降に行われた農地の取り上げ、売買でも、適法且正当なものは認める。

六、開墾用地も農地に準じて国が買収しうるとした。

七、最高小作料田は二割五分、畑一割五分以内で、「中央農地委員会の定める割合」として余裕を持った。

以上のような修正を加えて、九月七日衆議院に上提され、十月十一日貴族院を通過して、十月二十一日「農地制度改革改正法」が関連する諸法令とともに公布された。

われわれは、これを「第二次農地改革」と呼んでいる。

2、農地改革遂行機構

第二次農地改革の発足に当たり、その性格と事業分量とから、官庁の機構の整備が必要となった。

中央では、農林省に農地部が新設され、県でも農地部を新設して、久間健一を初代部長とし、その中に農地課、開拓計画課、開拓事業課を置いた。

3、農地委員会

官庁の機構整備とあいまって、中央（全国）、県、市町村に農地委員会を設置した。

昭和二十一年十二月二十三日、佐賀県下の市町村農地委員の選挙が行われた。

その選出方法は階層別に、小作五、地主三、自作二計十名を公選とし、中立委員は三名以内で、公選委員の同意を要すとされた。また、その会長は、委員の互選によるというのである。

山内地区は、住吉、中通両村とも全階層無投票で委員が選ばれた。第一回の農地委員当選者は、次のとおりである。

住　吉　村

山口伍八、江口源一、犬走関次、田代三次郎、草場松市、多久島俊一、田中義輔、古賀友喜、田中常作、樋渡伊太郎、山下善吾、樋渡与右エ門、松尾一馬、北川駒一

中　通　村

八田仁科、宮崎岩次郎、山口源吾、下健一、杉原徳松、八田民三、草場与一、鈴田静夫、古川倭雄、力武友吉、八田辰一、中川内竹一、草場一良、堀源平、水田荒一、永尾又次郎。

4、農地買収

買収価格は、田は賃貸価格の四〇倍、畑は四八倍として計算し、土地保有については、小作地保有面積平均九反歩（第一地区一町歩、第二地区八反歩～山内地区は第二地区‖山間、山麓地帯）として、二十二年三月三十一日から買収をはじめた。

しかし、手続き上の問題、土地台帳、その他基礎資料の問題、地主と小作人のトラブルなどがあったが、この困難な大事業も二十五年七月をもって一応の完了を見たのである。

農地解放実績集計表

区分		住吉村	中通村	計(山内村)	県
昭和20年11月23日現在農地面積	自作地	町 272,9120	町 328,5914	町 601,5104	町 39,458,9
	小作地	133,9227	139,9224	273,8521	26,934,6
	計	406,8417	468,5208	875,3625	66,393,5
買収済面積		92,6820	84,8903	177,5723	19,228,5
所管換済面積		2,6302	1,9029	4,5401	2,048,5
計		95.3122	86,8002	182,1124	21,276,9
買渡済面積		93,8501	86,0312	179,8813	21,122,2
昭和25年8月1日現在農地面積	自作地	333,3320	414,6226	747,9616	59,379,1
	小作地	71,5009	53,8912	125,3921	7,002,6
	自小作入らぬ面積				5,5
	計	404,8329	468,5208	873,3607	66,387,2
農地を買収された地主の戸数	個人地主 在村	31	121	152	20,926
	個人地主 不在村	147	181	328	20,664
	法人団体 在村	31	31	61	6,091
	法人団体 不在村	2	1	3	477
買渡を受けた戸数		479	514	993	67,566
農家総数		672	830	1,502	81,002
貸付地を有する農家数		11	226	490	22,773
純小作農		11	24	35	3,106
貸付地面積		50,6	57,4	108,	6,614,2

自小作農家数の推移

年次	自作	自小作	小作	計
昭和13年	446	509	196	1,151
昭和24年	795	639	60	1,494
昭和25年	862	595	51	1,508
昭和31年	1,140	310	50	1,500
昭和35年	1,065	401	26	1,492
昭和40年	1,071	330	23	1,424
昭和45年	1,041	325	19	1,385
昭和50年	1,135	200	10	1,345

地区別自小作別農家戸数（昭和50年）

地区	自作	自小作	小作	計
犬走	105	33	0	138
踊瀬	40	5	1	46
永尾	43	9	1	53
鳥海	112	23	0	135
三間坂	200	13	1	214
船ノ原	126	22	2	150
今山	79	13	1	93
下黒髪	51	3	0	54
大野	76	13	0	89
宮野	161	36	3	200
立野川内	142	30	1	173
計	1,135	200	10	1,345

地区別経営広狭別農家戸数

年次	昭和31年							昭和50年						
広狭 / 地区	10a未満	10a～30a	30～50	50～1ha	1ha～1.5	1.5～2ha	計	10a未満	10a～30a	30～50	50～1ha	1ha～1.5	1.5～2ha	計
犬走	1	28	25	95	7		156	4	17	25	54	27	11	138
踊瀬	3	6	3	31	2		45	4	6	6	12	13	5	46
永尾	2	12	18	25	3	1	61	1	10	10	25	4	3	53
鳥海	5	26	38	76	10	1	156	2	24	30	59	16	4	135
三間坂	11	60	65	90	14	1	241	10	49	60	76	16	3	214
船ノ原	1	27	45	79	7	1	160	2	14	24	66	22	22	150
今山		15	23	68	2		108	1	12	24	43	11	2	93
下黒髪		8	15	33	10		66	2	9	11	20	9	3	54
大野	4	20	27	39	4		94	7	19	21	36	4	2	89
宮野	6	36	41	91	38	2	214	4	41	37	63	41	14	200
立野川内	7	44	46	92	8	2	199	6	41	41	60	19	6	173
計	40	282	346	719	105	8	1,500	43	242	289	514	182	75	1,345

5、小作料

当地方における小作料は物納で、米をもってまかなっていた。これを料米、あるいはカチキ米と呼んでいた。その割合は、二毛作田においては、表作の五割程度、一毛作田においては四割程度が大体の標準とされていた。

大東亜戦争がはじまって、国家総動員法が公布されると、これをうけて、昭和十四年に小作料統制令を制定して、小作料の基準を決め、これを越える小作料は基準以下に引き下げることとした。その基準は次の表のとおりである。

耕作別 / 田の種別	上田	中田	下田
二毛作田	四割五分	四割	三割八分
一毛作田	四割二分	三割七分	三割五分

戦争の進展にともない、昭和十五年米穀管理規制法を公布し、地主価格と生産者価格とを区別して、二重価格制度を採用し、生産者奨励金が交付されることになった。しかも、その奨励金は次第に大きくなったために実質小作料は低下していったことになる。

その推移を見ると次の表のとおりである。

事項／年度	反収	小作料	小作料の割合
物納時代	2石	1石	50％
16年度	98円	44円	45
18年度	125	47	38
20年度	600	55	9.1
21年度	1,100	75	6.8
22年度	3,400	75	2.2

このような推移から、現物納の小作料は金納となり、前述の農地調整法の規定によって小作料引き上げも禁止された。

さらに、農地調整法の第二次改正によって、田は年間生産価格の二五パーセント、畑は一五パーセントを越えてはならないことになった。しかし、その後のインフレの進行によって、米価の上昇ははなはだしく、耕地に対する課税額も急増したが、小作料だけは増額にならなかったために、地主と小作人の間に対立が起こり、地主の中には生活にさえ支障をきたす者があらわれるようになった。

昭和四十六年になって小作料も引き上げられ、五十年に再度改正されて、ようやく均衡を保つことができるようになった。改正された標準額、最高限度額は次のとおりである。

	昭和四十六年改正		昭和五十年改正	
	標準額	最高額	標準額	最高額
上田	一〇アール当 一八、〇〇〇円	一〇アール当 二二、五〇〇円	二六、〇〇〇円	三二、五〇〇円
中田	一六、五〇〇円	一九、八〇〇円	二二、〇〇〇円	二六、四〇〇円
下田	一二、〇〇〇円	一三、二〇〇円	一七、〇〇〇円	一八、七〇〇円
上畑	八、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円		
中畑	七、〇〇〇円	八、四〇〇円	一〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
下畑	五、〇〇〇円	五、七五〇円		

三、産　業

(一)農　業

本町の耕地面積は、総面積の三〇パーセントにも達せず、零細農家で兼業者が多い。米作が主体であるが、畑作においては変化が多い。昭和の初めは桑園が多くなり、農協（当時組合）には養蚕指導員を常駐させ、家も養蚕室に改造したり、部落によっては稚蚕共同飼育室まで建築するなど盛大であった。昭和六年蚕繭下落によって桑園は次々に堀り起こされ、普通畑になった。

戦時下になって、マオランが相当な広地域に植え付けられ、永尾の加工場も活躍したが終戦とともに姿を消した。

戦後は、食糧不足を補うために甘藷畑にかわり、食糧が安定するにともない、煙草栽培に移行した。山の落葉を入れ、雑草一つない見事な煙草畑ができた。部落毎に乾燥室もでき、反収もよかったが、連作を嫌う茄子科のため長続きせず、今度は温州蜜柑へと移行した。しかし、これも適地だとはいえぬ処もあり、成績不良の所は自然的に淘汰されつつある。山内町は、このように移り変りの激しいところで、変化のないものはお茶と、しょうがである。これこそ山内町の特産物である。これは特産物として別記する。

1、水　田　作

戦時中は、労力も不足、肥料も不足、農薬はなしで、推肥を主体にした農業であった。稲の品種よりも増産一点張りで、病虫害が発生して大被害をうけたものであった。

終戦によって労働力は増した。また一方では、農業の様相が急テンポで変化して行く。すなわち、今までなかった農薬が、次々と出てくる。肥料も十分に手に入る。脱穀機、動噴機、耕うん機、テーラー、トラックと、農業の機械化は急速に進み、今は大農式農業に移行する段階までになって圃場整備が進行している。

昭和四十七年より県営の圃場整備事業が進められ、現在では、三間坂、宮野、船ノ原を残すだけとなった。山内東農協は、鳥海の小越にライスセンターを、三間坂の小村にはミカン処理場を建設して、農民の利用に供している。山内町農業の実態を、数字であらわせば次のとおりである。

山内町ライスセンター

地区別面積（単位 ha）

昭和50年11月現在

地区	田	畑	山林	原野	宅地	道路その他	合計	割合 %	耕地割合 %
犬走	83.5	60.0	167.1	19.0	7.7	145.6	482.9	11.8	29.7
踊瀬	18.3	32.9	48.5	4.0	2.7	46.9	153.3	3.8	33.4
永尾	25.4	24.2	62.5	2.8	3.1	51.8	169.8	4.2	29.2
烏海	67.5	32.3	104.3	7.9	8.6	95.0	315.6	7.7	31.6
三間坂	95.6	54.9	146.6	19.1	19.0	145.5	480.7	11.8	31.3
船ノ原	93.7	72.1	194.5	23.6	8.6	172.8	565.3	14.0	27.9
今山	44.5	26.6	85.3	5.5	6.0	72.7	240.6	5.9	29.5
下黒髪	31.8	20.4	41.6	1.7	3.4	42.0	140.9	3.4	36.9
大野	40.6	18.4	48.7	2.0	5.6	49.4	164.7	4.0	35.8
宮野	119.2	64.3	305.4	13.8	13.1	223.3	739.1	18.1	24.8
立野川内	75.3	61.0	269.7	14.3	14.1	188.7	623.1	15.3	21.9
計	695.4	467.1	1,474.2	113.7	91.9	1,233.7	4,076.0	100.0	28.5
割合	17.1	11.5	36.2	2.8	2.3	30.3	100.0	—	—

農家人口

（人）

		40年	45年	50年	40年を100とした増減率 45年	40年を100とした増減率 50年
農家人口		7,803	7,119	6,487	91.2	83.1
農業就業者	総数	3,839	3,940	3,913	102.6	101.9
	専業	1,982	1,742	1,337	87.9	67.5
	第1種兼業	477	432	353	90.6	74.0
	第2種兼業	1,380	1,766	2,223	128.0	161.1
農業以外の就業者		295	273	200	92.5	67.8

農家戸数

（戸）

		40年	45年	50年	40年を100とした増減率 45年	40年を100とした増減率 50年
農家総数		1,424	1,385	1,347	97.3	94.6
専農業家別数	専業	130	93	55	71.5	42.3
	第1種兼業	535	353	184	66.0	34.4
	第2種兼業	759	939	1,108	123.7	146.0

経営規模別農家数

（戸）

区分		30a未満	30～50	50～70	70～100	100～200	200以上	計
40年		283	331	301	310	190	9	1,424
45年		296	288	263	286	231	21	1,385
50年		287	289	250	264	237	20	1,347
40年を100とした増減	45	104.6	87.0	87.4	92.3	121.6	233.3	97.3
	50	101.4	87.3	83.1	85.2	124.7	222.2	94.6

経営耕地面積

（ha）

区　分	45年	50年	増　減	増減率
総　数	908	885	△ 23	97.5%
田	591	596	5	100.8
畑	171	144	△ 27	84.2
樹園地	146	145	△ 1	99.3

農用機械

（昭和50年8月現在・資料：農業委員会）

名　称	台　数	名　称	台　数
農用トラクター	20	農用三輪トラック	5
耕耘機、ティラー	1,175	籾摺機	28
発動機	589	刈払機	900
脱穀機	1,206	動力噴霧機	190
移動脱穀機	4	コンバイン	1
乾燥機	206	カッター	16
田植機	215		
稲刈機	391		
農用トラック（軽四を含む）	153		

2、特産物

(1)　犬走生姜

犬走生姜（しょうが）については、近代～大正期の農業の項でも簡単にふれたのであるが、その原点は明らかでない。犬走に伝わる口碑に、犬走の百姓「万兵衛」が江戸時代の初めごろ諫早から種生姜を持ってきたという話がある。また、『佐賀県農業史』には、万治年間（一六五八～一六六〇）に新種をとり入れて在来種の改良に努めた、という記述がある。この二つの話は、同一のものかどうか不明であるが、ともかくも犬走生姜は三百年以上の歴史をもつことだけは信じてよいのではなかろうか。

犬走のしょうが畑

前記農業史は、犬走生姜を大正中期においての佐賀県の特産蔬菜として大きく取り上げ、その栽培戸数五六〇戸、作付段別一三町歩で、その販路は、近県はもちろん新潟、朝鮮、満州までも移輸出しているると報じている。

県内における生姜の生産地は、山内町、西川登町、東川登町、武内町（いわゆる犬走の四周）に集中して全県の九十パーセントを占め、藤津郡鹿島市の九パーセント、東松浦郡の一パーセントという数字を次表が示している。

生姜作付面積と収穫量（県農林水産統計年報による）

項目 ＼ 年度	作付面積 ha	収獲量 t
昭 39	102	1,090
40	114	1,460
41	117	1,210
42	113	458
43	84	722
44	87	1,050
50	66	877

四十四年度産の八七～一、〇五〇の内訳は次のとおりである。

項目 ＼ 郡市別	作付面積 ha	収獲量 t
杵島武雄	77	960
藤津鹿島	8	60
東松浦	1	6
その他	1	24
計	87	1,050

県農産物の特産物中の特産物として、長い歴史と伝統をもつ生姜栽培には、非常に困難な問題がある。その一つは天候に左右されること、いま一つは価格の変動が激しいこと、第三は余剰品（売れなかった場合）の処理が一般農家ではできないことである。

生姜栽培が、遅々として発展しないのは、このような問題点があって、個人としては手の施しようのないものであり、したがって、栽培農家としては不安でならないのである。にもかかわらず、生姜栽培が三百年の命脈を保ち得たのは、いかなる理由によるものか。それは土地の適性（種生姜保存も含めて）以外には考

えられない。他のいかなるブーム的農産品も、この生姜にくらべるとき、極少にして短期間の域に止まっているのである。

以上のような生姜栽培の実情ではあるが、山内町においては、農業経営の主要な位置を占め、農家の生計を支える重要な柱となっている。農業水産統計年報によって農業形態をうかがってみる。

山内町における農産物の粗生産額順位（県農林水産統計年報）

年度 ＼ 生産価格順位	一位	二位	三位	四位	五位	六位	七位	八位	九位	十位
昭和四十四年	米	みかん	しょうが	豚	牛乳	役牛	鶏卵	小麦	ばれいしょ	だいこん
昭和四十六年	米	みかん	しょうが	豚	鶏卵	肉用牛	牛乳	茶	だいこん	たまねぎ
昭和五十年	米	野菜（しょうがを含む）	鶏	みかん	豚	役肉牛	牛乳	工芸作物	苗木	いも類

右の表はわが山内町農業の実態を遺憾なく物語っている。全般的な考察をやめて、眼を生姜に向ける。

「しょうが」が、山内町の農業における地位、ウエイトがいかに高いものであるかが一見しても明らかである。米を別にすれば、山内町農民から切り離すことのできない農産品目の第一位である。その栽培戸数、栽培面積を想像するとき一層この感を深くする。

しょうがは、三百年の歴史と伝統をもつ品目の貫録を示して、急昇したり下落したりせずにその地位を守っている。これは、山内の土地の適性を示すものであろう。

みかんが急カーブで下落しているのに対し、養鶏が急昇している。しょうがに対しても強力にして積極的な施策を望むものである。

現在における山内生姜の取り扱いは、そのごく一部を、山内東、住吉の両農協において行っているのみで町農政のとどかぬ所に放置されているのではないかと心配するものである。町としての施策はないものであろうか。

(2) 山内茶

茶は、山茶科に属する潅木で、温暖地に族生する。この葉を、嗜好品として使用しはじめたのは、いつごろからであるのか不明であり（建久二年一一九一栄西禅師が栄より持ち帰ったとも伝う）、多量生産のために栽培しはじめのも年代不詳である。

県内第一の茶の産地として有名な嬉野においては、明暦三年（一六五七）に吉村新兵衛という人が、不動山に茶種を播いたのが始まりだとしている。この吉村新兵衛が播種したものが成育し、残存したものだという大茶樹が不動山にある。天然記念物に指定（大正十五年十月）されているもので、根廻り三八～二九センチメートルくらいの枝が地上から三十五本に分岐して、樹高四メートル、枝張りは八メートル以上に及ぶ大茶樹である。

わが山内町における茶の原点は不明であるが、古老の口碑に、朝鮮の役（文禄・慶長）に従軍した人が茶の種子を持ち帰えり、神六山の大陣と小陣の間の平坦地（現在の町道上戸線と竹古場線の分岐点付近）に播いたのが始まりだという。朝鮮からの帰還が終わったのは慶長三年（一五九八）だから、嬉野不動山の播種よりも、山内における播種は五十八年も前のことになる。

この口碑を裏付けでもするかのように、船ノ原区長の継承する古文書の中に、江戸時代の検地帳がある。

その中の『元禄十四年（一七〇一）の検地帳』に、茶園はすべて上水田と同等とみなして計算し、その課租も上水田と同じく、米八斗としている記録がある。当時の反当八斗というのは相当な高率で、普通畑は、船ノ原においても三斗から最高四斗七升までであるので、茶園がすでにそれだけの収入をあげていたことになる。

※　各村の田の地米高は、反当大野村八斗五升、宮野村八斗七升、立野川内村六斗九升、船ノ原八斗七升、今山村五斗、三間坂村七斗六升、鳥海村七斗、永尾村七斗二升、犬走村九斗一升、下黒髪村五斗四升、踊瀬村四斗二升として計算した。

嬉野において初めて種を播いたという年から四十四年後の元禄十四年に、山内（船ノ原）においては、前述のような実績をあげていたのである。嬉野（不動山）よりも茶の起源は古いといってもよいのではないかとさえ思われる。

このような嬉野茶は、一進一退、幾多の試練を受けながらも、今日の隆盛と名声をかちえたにもかかわらず、山内茶は自家消費的経営の域を脱しえず、販売するにしても嬉野の名を借り、あるいはその陰にかくれて山内茶らしい茶というものは皆無に等しい状態であった。

しかし、第二次大戦後の農業経営の大転換にあたり、茶園の造成、新品種の導入、経営の改善などを行い、山内の茶業は大躍進を遂げて、今は県内二、三位を争う茶の産地となった。

『佐賀県農林水産統計年報』によって、数字的に見れば次表のとおりである。

山内茶の生産状況（県農林水産統計年報による）

年度	生産計 t	緑茶 おおい茶 玉露	かぶせ茶	てん茶	緑茶 せん茶 普通せん茶	玉緑茶	番茶	紅茶
昭47	53.9	0.1				51.7	2.1	
48	69.7	0.7	0.5			65.6	3.1	
50	60.8	0.6	0.5			57.7	2.0	

船ノ原における茶園造成

地区別、年度別、茶栽培状況（県農林水産統計年報による）

基山町	北波多町	塩田町	嬉野町	山内町	藤津郡	杵島郡	佐賀県	地区別＼年度	
					521	58	842	栽培面積 ha	昭和四十年
					3,810	243	5,818	生葉収獲量 t	
32	40	47	474	57	544	67	978	栽培面積 ha	昭和四十七年
211	426	321	3,357	255	3,799	278	6,649	生葉収獲量 t	
33	69	47	493	59	563	69	1,057	栽培面積 ha	昭和四十八年
226	493	328	3,611	320	4,061	347	7,248	生葉収獲量 t	
							1,090	栽培面積 ha	昭和四十九年
							6,046	生葉収獲量 t	
32	69	49	519	60	592	68	1,100	栽培面積 ha	昭和五十年
217	512	270	3,007	303	3,384	322	5,990	生葉収獲量 t	

県内五大産地

山内の茶を語る場合、見落すことのできないのは上戸の茶である。

上戸は、神六山頂近くの標高四百メートル内外の土地で、昭和二十一年開拓団として十七戸（現在七戸）の人が入植された。あらゆる悪条件を克服して、現在では一六ヘクタールの耕地が見事に出来上がっている。

『佐賀県開拓農業三十年史』によれば、全員協議の結果、茶栽培を主体として、養豚・養鶏を併用することにして、開墾地に茶を播種した。現在十五ヘクタールの成園が見事な景観を呈し、昭和四十四年には、七名協同の製茶工場も完成して、生産量のみならず品質の向上に努力しているといっている。

上戸の茶園

この上戸地区が、前述した約四百年もの前にはじめて茶を栽培したと口碑に伝える場所と、はからずも一致していることは、なんだか因縁を感ぜずにはいられない。

上戸茶園の大成功は、眠りつづけた山内茶業をゆすぶった。町内いたるところに茶園が造成され、茶園の管理に熱が入り、茶種の改良につとめ、製茶の品質向上につとめてきたのである。

山内における茶品評会審査風景

山内中学茶つみ風景

上戸について語り草となるのは中学校の茶園である。大正十五年、中通村公民学校生徒の実習園として、七十アールの山地を開墾して茶園を造成した。それ以来、青年学校、中学校と引き継がれて現在に至っている。毎年生徒たちがザルを手に、七十アールの新緑の茶園に汗を流す風景は、町民なじみの美しい景色である。これがNHKによって全国放送され、全国の山内出身者が故郷をしのぶ機会となったのも再三である。

このような山内町茶業関係者の努力によって、昭和三十九年（一九六四）第十八回全国茶品評会において玉緑茶の部で優秀産地賞を獲得するなど、山内茶の名をあげつつある。

現在の町内における製茶工場は、組合立として上戸工場、船ノ原上組合工場、山内東農協工場、住吉農協工場の四工場があり、個人のものは、船ノ原の杉原清六、馬渡和雄、沢井平三、三間坂の藤村幸雄、水田麻男、山口元一郎、鳥海の山口正次郎の七工場、計十一工場があって、前表にみるような成績をあげており、さらに将来の躍進を期して努力を続けている。

また、山内町農業構造改善の一環として、船ノ原においては、昭和五十年までに新たに七、四一ヘクタールの茶園を造成する計画である。

なお、品種の改良にもつとめ、ヤブキタ一八二、七五〇本・カナヤミドリ四八、一〇〇本・サヤマミドリ六二〇本・計二三、四七〇本の苗木を導入し、一二、二三ヘクタールの面積に植栽して、「山内茶」の振興発

展を期している。

(二) 林　業

山内町の山林面積は一、四七四ヘクタールで、総面積の三割六分にあたり、耕地面積より広く、国有林はなく、すべてが民有林である。他町村と異なるのは陶都有田窯業の燃料産出地になっていたことで、松山の一番多いところであった。しかし、三百年以上の連植地で、すでに松の嫌地になっている所が多く、松の生育は不良で、十数年もすれば根元にこけがつく、半病人のような松を多くみたものである。

昭和四十年頃から、松の立ち枯れが伝播し、急激に広がって、数か年にして全松山が枯死全滅ということになってしまった。この立ち枯れしたものは樹脂がなくなり、材木にはもちろん燃料にもならないため、そのまま放置されているところが数多く見受けられる。

また、手数のかからない雑木林は、木炭の需要が激減したために、木炭業者も影をひそめ、まったく無価値なものになってしまった。

十年ほど前から杉桧の植林に切り換えてきてはいるが、若人の植林熱は薄く、多くは老人の仕事におわっている。

現在では、薪取る人もなく、下刈りなどの手入れも行き届かずに、山の小道は閉塞されている状態のところが多い。

山内町の山林経営は薪炭林からの転換期を迎え、幼樹林が多いのであるが、製材業を営む業者が六名もいるということは、山内の山の根強さを示すものではなかろうか。

(三) 畜産業

昭和当初までの畜産業は、牛・馬・豚・鶏・山羊など、農業の一助としての飼育であった。牛馬がその最たるもので、農耕用として飼育され、一部は運搬用（馬車引、木材出しなど）にも使用されたが、今では昔語りになってしまった。近時、肉牛の飼育が始められつつあるが、老人の余暇飼育を脱していない。

九州酪農講習所

乳牛は、明治末期に、原田種孝が、綱ノ内において四～五頭を飼育し、牛乳を伊万里の森永に送っていた。これが、山内における乳牛の祖始であるが、程なく廃業してしまった。

昭和七年、乳牛十三頭を千葉県、長崎県より導入し、各部落の篤農家や中通小学校において飼育したのを再起の基として、後述するような「佐賀県西部酪農業協同組合」にまで発展して現在におよんでいる。

この間において、県立修練農場跡につくられた県立九州酪農講習所が、山内酪農を指導、援助してくれた功績は見逃せない。なお、この講習所は、県立畜産試験場として再発足すべく、その整備を急

いでいる。今後も山内畜産に裨益するところが大きいと思う。

養豚も専業化して、一千頭をマークしたが、養鶏業は急に大発展を来して下表のようになった。近時まで思いもよらなかったブロイラーの出現は、一大偉観でさえある。犬走の養鶏場では、十二万羽の飼育で、五〇日間で出荷するという。

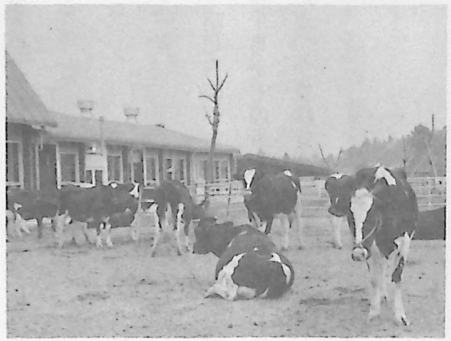

畜産試験場の牛舎と乳牛

区分	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	羽数	農家数	羽数
40年	73	164	733	816	184	836	782	5,230	2	103
45年	76	250	500	656	74	532	238	10,746	3	9,100
50年	42	172	270	695	35	757	21	9,946	7	※215,000

(51年)

乳牛	225頭	18戸	
肉牛	1頭	166戸	
	2頭	37戸	
	3～4頭	17戸	
	5～9頭	14戸	
	10頭以上	8戸	
	30頭	1戸	
計	519頭	243戸	

養豚業

赤田	1戸	300頭	
上原	1戸	300頭	
踊瀬	1戸	300頭	

其他は小数飼育

養鶏

犬走	1戸	12万羽	肉用
上戸	5戸	4万羽	〃
〃	1戸	2万羽	卵用
立野川内	1戸	1万羽	肉用
今山	1戸	3千羽	〃

其他は小数飼育

佐賀県西部酪農業協同組合

昭和七年、中通村を酪農村に育て、農家所得の基本にしたいとして、千葉県、長崎県の島原より乳牛十三頭を導入し、各部落の篤農家に飼育させた。中通尋常高等小学校の高等科生に乳牛を飼育させて、後継者の養成にも努力された。当時は生産された牛乳は森永伊万里工場に原料乳として、一日平均約六斗四升、馬車によって出荷していた。当時の乳価平均一升十三銭一キログラム七銭であった。

昭和十二年酪農家は三〇名に増加し、乳牛頭数五十頭、一日平均乳量二石五斗となったので、中通産業組合において処理加工を始めた。この牛乳を「中通牛乳」として、嬉野、佐世保両海軍病院に納入、余乳は市乳として有田・武雄・中通地区に販売をはじめた。

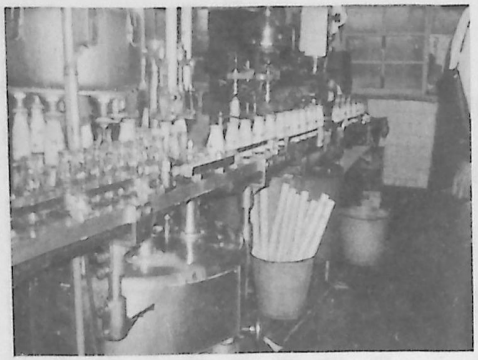

西酪牛乳処理工場

昭和二十四年五月二十三日天皇陛下巡幸の際中通牛乳を献上する。

昭和二十四年佐世保地方酪農業協同組合と統合し、余剰乳を佐世保地方酪農組合に納める。

昭和二十六年、県の補助五万円を基に、中通・武内の両酪農組合が合併して、名称を杵島郡西部酪農業協同組合とし、組合長草場一良、専務理事山口源吾氏を置く。合併当時は武内酪農組合は乳牛八〇頭牛乳四石（七三〇キログラム）を生産していた。

昭和三十年五月二十六日、中通村大字三間坂甲一二三六九番地より中通村大字鳥海九九五八番地ノ一に事務所工場を移転し、第一回総会において出資金成牛一頭当たり最高一万円、牛乳一升当たり五

円ずつ差し引き、保留払込期間向こう三か年とした。そして右の計画によって目標五十万円の出資金をつのり、出資総額五十四万八千円となった。

昭和三十四年、名称を「佐賀県西部酪農業協同組合」と改称し、自動洗壜機、真空壜詰機などを設備して一時間四千本の壜詰ができるようになり、一日販売数量一万四千本の西酪牛乳を市乳、学校給食用として出荷した。余剰乳は佐世保雪印牛乳工場に搬入した。

五十一年度現在生産者五十一名、乳牛総頭数四百三十八頭、一日生産乳量三千五百キログラム、出資金も一戸当たり三万円以上となり、現在九百七十一万円となっている。年間販売高約一億六千万円である。乳価一キログラム五十年度平均九十七円六十二銭、五十一年度平均百七円八十三銭である。

組合長馬場増田外職員十三名、理事五名、監事三名で、順調な経営を続けている。

㈣　商工業

事業所得調査資料によれば、町内は、製造業七八、卸売小売一一四、建設業九八、サービス業二一、其他九一、運輸通信八、計四一〇となっている。

商店としては特筆すべきものはないが、工業部門の窯業は、町産業の上で重要な地位を占めている。

高麗窯、百間窯をはじめとする窯業は、隣町有田と共に数百年の伝統を誇っている。

窯業界の消長は、産業界では激しいといわれるが、山内の窯業界もその例にもれず、幾多の変遷を経て今日に至っている。現在、有田焼工業協同組合（通称十社）をはじめ、個人経営の窯元が十九窯以上もあって、

有田焼工業協同組合

一般日用品、花器、民芸品など、それぞれにその特色を発揮している。中でも樋渡陶六の作品は、全国的にも有名で、人間国宝だとの声も出ている。

なお、陶器商を営む人も多く、窯業関係を家業としている戸数は六十戸以上もあって、町民の窯業従事者は、相当数におよぶ。

昭和四十三年、窯業界のモデルケースとして、有田焼の窯元十社が、協同して一工場を建てた。そして、各社がその特色を生かしながら、協同できる分は協同していこうとする新しい企業形態をつくった。これが、「有田焼工業協同組合」である。最新式の設備と協同の力によって順調な発展をとげ、従業員二〇〇名、年間十億近い製産額を誇っている。

鉄工業部門では、清本鉄工佐賀支社が、昭和四十六年鳥海の椿原に、武雄町から移転して「山内工場」を開業した。製鋼、鋳造を主業としているので、今後の発展を期待している。

特殊なものとして、真珠岩採掘がある。

大正年間に、下関の江藤秀吉という人が、「真珠岩は、空気中のラジウムを吸収し、これを放出するので、いろいろな病気に効く。」といって採掘し、「ラジウム石」として売り出した。佐賀市でも「黒髪山ラジウム湯」の営業まで行われるほどに、一時は繁昌したが、現在は高層建築用の軽い練瓦材料として採掘されている。

山内町商工会

明治十一年、「商工業状勢の調査研究を目的に」商法会議所制度が発足し、さらに二十三年、商業会議所条令が公布された。そして、昭和八年には商工会法を制定しようというところまでに商工業者の意識は発展していった。

三間坂の商業者を中心に「三間坂商工会～会長大宅駒四郎」が発足したのもこの頃である。

大東亜戦争が起こって、戦時統制令が公告され、その自主的活動は不可能になったが、昭和二十一年四月、山内三村生活必需品商業協同組合（理事長松尾茂松）を設立して活動を開始した。

山内町商工会館

二十五年七月、中通村商工会を設立し（会長松尾茂松）、事務所を村役場内において活動を行ってきた。

二十九年、住吉・中通の合併によって、山内村商工会と改称し、三十五年十月十日、法制上の商工会として新発足をし、順調な発展を遂げ、昭和四十五年には会館を新築して強力な活動を行っている。

会員数二二〇名で現会長は山口虎次である。

主たる事業は、町内商工業者の金融の斡旋、税務申告の指導、経営の診断、経理の講習、取り引きの斡旋など幅広い活動をし、福地弘男経営指導員をはじめ同補助員、および記帳指導職員の努力は、大きな実績を挙げている。

四、民生福祉

㈠　新戸籍法の誕生

昭和二十二年十二月二十二日、法律二二四号をもって戸籍法が改正され、二十三年一月一日から施行されることになった。

従来の戸籍は、いわゆる家の登録であって、戸主を中心にして、これとともに一家を構成する家族を一つの戸籍として編成していたものであるが、この家族制度を改めて、各個人の身分関係を公証する公文書としたのである。このために、日本特有であった縦の家族制度が姿を消して、横の関係の家というものが生まれることになった。

また、昭和二十七年七月一日から住民登録法が施行された。これは住民の居住関係を公証し、日常生活の便利をはかる目的で制定されたもので、本籍地、寄留地などのわずらわしさがなくなった。

㈡　国民健康保険

昭和初期における農山漁村の疲弊救済の一環として、「国民健康保険法」が、昭和十三年四月一日公布され、同年七月一日から施行された。

わが山内では、中通村が十六年四月七日、住吉村が十八年五月一日に開始し両村とも農協で経営運用した。ところが、終戦後の貨幣価値の変化が激しく、保険証による医療は不可能の状態になったため、保険組合の解散が続出した。

住吉村は二十二年十月十五日、中通村は二十三年四月一日、健康保険組合は解散してしまった。

昭和二十三年七月一日、国民健康保険法の改正が行われ、市町村公営で強制加入制度になり、同年十月一日より実施と定められた。

住吉村は、この新法によって、二十四年四月一日に再発足したが中通村は未発足のまま両村合併を迎えた。

昭和三十年九月一日、山内村国民健康保険として、新しく出発した。すでに保険料も保険税として徴収され、国庫負担も増額されていた。

その後たびたびの法改正があり、被保険者の負担も三割負担となり、乳児の十割給付（佐賀県では山内町だけ）、七十才以上の十割給付となって、国民健康保険の目的を果たしつつあるとはいえ、医療費、保険税の関係において、問題が生じつつある。

国民健康保険状況

区分＼年度	26	33	38	41	43	45	47	49
世帯数戸	838	1,902	1,514	1,400	1,367	1,271	1,222	1,166
被保険者円	4,540	10,487	6,441	5,392	5,051	4,524	4,278	3,834
保険税円	1,740	3,487	3,733	9,475	13,302	16,091	20,135	29,126
一人当り保険税円	321	632	877	2,460	3,600	4,521	5,752	8,858
一人当り医療費円	588	1,741	3,645	4,933	7,506	11,098	15,333	27,997
総医療費千円	2,670	18,258	23,477	26,599	37,911	50,208	65,595	107,389

国保制度の主なる改正経過

S 13. 7. 1　国保法施行
23. 7. 1　市町村公営と強制加入
26. 4. 1　保険税となる
30. 8. 1　事務費10割医療費２割国庫負担
34. 1. 1　国民皆保険
S 36. 10. 1　世帯主の結核精神病７割給付
37. 4. 1　医療費の２割５分国庫負担
38. 10. 1　世帯主の７割給付４割国庫負担
40. 1. 1　世帯員の７割給付４割国庫負担
43. 1. 1　全国保７割給付
70才以上10割給付

町内の医療機関

名称	病床数	医師	看護婦	主な診療科目					
				外科	内科	婦人科	眼科	小児科	歯科
山領医院	19	1	2	●	●		●	●	
藤瀬〃	9	1	2	●	●			●	
仏坂〃	27	1	6	●	●		●	●	
毛利病院	43	2	14	●	●	●		●	
杉森医院	－	1	1	●	●			●	
南里歯科	－	1	1						●

住民登録人口動態

（各年12月末現在）

区分 / 年度	出生	死亡	結婚	離婚	養子縁組	養子離婚
昭和40年	152	89	件	件	件	件
41	139	73				
42	153	101				
43	130	100	63	6	14	0
44	139	101	65	8	11	2
45	124	86	78	5	9	1
46	133	73	78	7	14	2
47	127	85	85	6	12	2
48	123	100	74	6	9	3
49	136	88	60	5	5	1
平均	135	89	71	6	10	1

死因別死亡者数

区分 / 年	脳卒中	心臓疾患	がん	老衰	気管支炎	事故死	自殺	高血圧	結核	その他	計
42	25	19	14	4	5	11	2	3	8	15	106
43	21	14	18	9	2	12	1	11	3	12	103
44	25	18	12	3	3	6	2	7	2	24	102
45	20	13	16	5	0	9	2	1	3	20	89
46	19	11	13	4	1	5	3	4	3	16	79
47	26	14	22	3	2	2	0	4	2	12	87
48	22	15	15	5	4	11	4	3	2	20	101

㈢　国民年金制度

国民年金法は、昭和三十四年四月十六日、法律一四一号によって公布された。

この法は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、老令、廃疾または死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを、国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。と第一条に示してある。

これは、家族制度の改革と家族的経済単位の細分化に伴う老人扶養の問題を解消しようとしたもので、山内町の実態は、次の表のとおりである。

各種年金受給者数

年度	老令福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	敬老年金	
				人員	給付額
45	547人	73人	12人	人	円
46	577	77	7		
47	627	81	6	47	141,000
48	772	82	5	58	174,000
49	717	83	3	178	515,000

国民年金加入状況

強制加入対象者(A)	加入者			(B)/(A) (%)
	総数	強制加入(B)	任意加入	
1,525	2,313	1,505	808	98.7

国民年金加入者の推移

（昭和50年３月現在）

年度	強制加入者	任意加入者	総数
45	1,646	620	2,266
46	1,672	622	2,294
47	1,652	658	2,310
48	1,652	658	2,310
49	1,505	808	2,313

犬走長寿会、優良クラブとして表彰さる
県老人クラブ、演芸大会で最優秀賞を受賞
（昭和52年９月11日）

(四) 福祉

福祉国家、福祉社会の建設は、戦後日本再建の大目標である。このために、それぞれの法律を制定して、その実現に努力している。生活保護、身体障害者福祉、児童福祉、母子福祉、老人福祉、諸援護等々、各々その法律の趣旨にしたがって積極的な施策を講じつつある。

山内町において、とくに特色あるものとして、母子福祉の立場から、昭和三十九年、母子健康センターを建設し、四十四年には町民グラウンド、四十八年には町民プールを建設して町民の健康の保全、増進につとめている。

老人福祉の面からは、老人クラブの育成、黒髪大学の開講、児童福祉としての保育園の設置援助、社会福祉法人立くろかみ学園の誘致など見るべきものが多い。

保育園は、鳥海区立の鳥海児童館、立野川内区立の立野川内保育園、町立の犬走保育園、私立（法人立）の山内保育園、三間坂幼稚園、芳華保育園と六園も開設され、すでに卒園児四、〇〇九名にのぼり、現在三九三名の園児が保育（教育）されている。

(五)　簡易水道の建設

世界の驚異とまでいわれるわが国の戦後の復興は、国民の生活を豊かにした。田舎の山村である山内町民の台所を見るとき、一層その感を深くするものである。かつては巷にあふれていた乞食も今はいない。生活苦どころか、家族での、部落としての、グループとしてのレジャーを楽しんでいる。

衛生思想も発達し、施設もほぼ完備され、伝染病による大被害もなくなった。

ここで特筆したいのは、簡易水道の建設である。平時においてさえ飲料水にもこと欠く状態から解放されて、旱魃を知らない今日の町民の喜びは、何物にも替え難いものがある。

1、永尾簡易水道

永尾部落には、戦時中に貝島炭坑が試掘したボーリング口から、地下水が湧出している。その湧水量は非常に多く、大旱魃時にも変化がなく、部落の井戸水が枯渇した時は、この湧水に依存するようになった。これを知った武雄市水道課は、渇水期にはこの余水をもらいに来るようになった。

永尾区では、区内八十戸の水源としては充分だとの確信から、四十二年末から配管工事に着手し、四十三年から簡易水道として給水を開始した。これが山内における水道施設の第一号である。

なお、余水は、現在でも武雄市に分与している。

2、東部簡易水道

町当局は、文化生活、保健衛生、防火などの点と考え合わせて、簡易水道の建設を決めた。

水源ダム建設地　大字犬走字平野
貯水量　十二万三千トン
給水区域　山内町東部地域
給水人口　四千九百人
給水量　一日最大九百トン（一人一日一五〇リットル）
用地買収　六五、二九七平方メートル
工事期間　自昭和四十六年六月十八日
　至昭和四十七年七月三十一日
総工事費　二億八千五百万円

工事は順調に進捗して、八月一日給水を開始した。このために、町内の工場、事業所はもちろん、飲料水不足に悩まされた町民の喜びは大変なものである。

犬走の平野ダム

3、西部簡易水道

住吉川を境とする西部地域にも、四十八年四十九年の継続事業として簡易水道を建設することになった。

水源ダム建設地　大字宮野字水尾
貯水量　五万トン
給水区域　町西部地域
給水人口　四千人
給水量　一日最大八百トン（一人一日一五〇リットル）
用地買収　二二、六七七平方メートル
工事期間　自昭和四十八年九月二十日
　　至昭和四十九年八月三十一日
総工事費　二億八千四百万円

昭和四十九年十月給水を開始して現在にいたる。

水道利用の状況は次のとおりである。

宮野の水尾ダム

地区別給水戸数及び給水人口（昭和50年３月資料）

地　区	全戸数	給水戸数	率	給水人口	1戸当り使用量	1戸当り使用料
犬　走	149戸	63戸	42％	288人	7.0㎥	971円
踊　瀬	66	45	68	193	8.4	1,130
鳥　海	194	121	62	495	18.8	1,192
三間坂	490	315	64	1,310	8.3	664
船ノ原	169	13	7	65	6.6	507
今　山	113	77	68	347	4.9	516
下黒髪	65	53	81	255	6.6	561
大　野	172	176	102	714	5.7	452
宮　野	300	232	77	1,015	5.4	521
立野川内	346	303	87	1,342	8.8	628
計	2,064	1,394	67	6,024	平均 10.6	平均 718
永　尾	81	80	99	240	6.0	450

教育

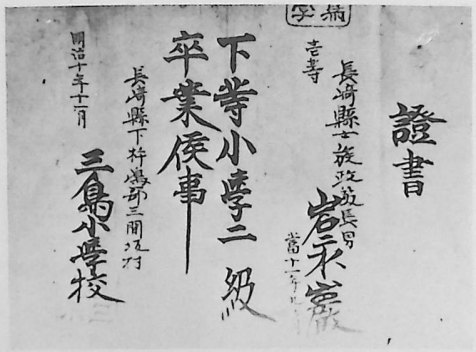
證書

吉等

長崎縣士族

岩永宗

下等小學二級
卒業候事

長崎縣下杵島郡三間坂村
三鳥小學校

概　説

明治維新は、政治・経済・社会の全般にわたるわが国史上の大改革である。維新政府は日本のおくれを取りもどし、国力を備えるには庶民教育の振興を図らねばならないとして、維新直後から教育改革に取り組んでいる。

明治元年（一八六八）、学校制度の立案に着手し、明治二年には、すでに一般子弟のための小学校開設を指示している。これは、廃藩置県以前のことであり、全国的な動きにまではなり得なかったが、維新政府の教育にかける意気込みが感じられるところである。明治四年七月に文部省が設置され、全国の学校を統轄することとなったが、文部省の長官として江藤新平が文部大輔に任じられ、間もなく大木喬任が文部卿となった。ともにわが佐賀県出身であり、後の大隈重信（早稲田大学創設者）とあわせて、明治教育界の首脳部を佐賀県人で構成している。

明治五年（一八七二）八月三日、太政官の布達をもって「学制」が発布され、「自今以後一般の人々（華士族、農工商及び婦女子）必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す……」とあるように、村には学校に入学していない家がなく、家には学校に行っていない者がないようにという学校教育の大方針がうち立てられた。全国に小学校を開設し、つづいて中学校、女学校、教師養成のための師範学校が設立された。教育のしかたは、江戸時代から寺小屋で行われていた個人教授の方法から、学級編制による一斉教授

に変わっていった。このような教科書中心の教育法は、師範学校の教師として招かれたアメリカ人スコットが伝えたペスタロッチ教育法であった。

学制から十年代の教育内容は、文明開化思潮の動きもあって、西洋文明崇拝の傾向が強くなり、その方法や文化・風俗・習慣に至るまで欧米風になっていった。これに対して、日本古来の伝統や文化の良さを忘れ、東洋道徳の根本である「仁義忠孝」の徳性が失われていくことを憂慮する考えも起こってきた。

明治十九年、森有礼が文部大臣に任命されてから、学制以来の教育全般にわたる制度・内容について検討がなされ、太政官布告による「教育令改正」によって修身を教科とすることが決定され、更に、明治二十二年には、天皇の御真影が全国の小学校に頒布された。そして、明治二十三年（一八九〇）十月、「教育勅語」が発布されて、教育において徳性を高めるための教育方針が次第に確立されていった。

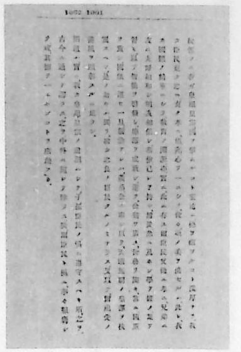

教育勅語の写本

日清戦争の勝利によって国民の教育は国家興隆の根源力として再認識され、近代教育制度を整備する方策が次々に発表された。そしてこれらが明治三十年から第二次世界大戦終結までの、約五十年間にわたるわが国の学校法令の基本条文となったのである。小学校にあっては、明治四十年の小学校令によって、尋常小学校の修業年限が六か年に定められて義務教育年限が延長された。また、この時期は中等教育の整備振興が実施されたときでもある。明治三十二年に中学校令が公布され、「中学校ニ於ケル教授ハ常ニ訓育ト相待チテ

高等普通教育ノ目的ヲ達センコトヲ期スベシ」と規定して、中学校の性格を実業的性格から分離するようにした。このために、同年実業学校令によって、実業学校を工業教育のための学校として、中学校と区別し、外国に立ち遅れていた工業の発達に寄与できることを期待したのであった。更に高等女学校は、中学校の高等普通教育と同様の性格をもち、修業年限は四か年と定められた。

大正八年（一九一九）頃から起こった新教育運動によって、合科学習、自学自律学習、体験教育、作業教育等々の研究が活発に展開された。しかし、このような個性尊重、自由主義といったいわゆる大正デモクラシーを基調とする新教育の理念は、国定教科書の内容ばかりでなく、教科書を国定として一種類のものにすることを否定する結果ともなったが、昭和初期のわが国のファシズム思潮の広まりによって次第にその芽をつまれていった。

日華事変を境として、国民教育は戦争勝利のための教育となり、国民精神を強調し、皇国の使命に対する自覚を徹底させた。

小学校は「国民学校」と改められ、修身科、武道科に力点がおかれた。音楽では「ド・レ・ミ・ファ・ソ・ラ・シ・ド」は西洋のものとして「ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・イ・ロ・ハ」に統一されたことなどは記憶に新しいところである。

中等学校では、生徒たちは出征兵士の家への勤労奉仕に行かせられたり学徒動員令によって軍需工業の労働力として派遣されたりして、授業時間の確保ということより、戦争遂行体制と即応する文教政策がとられた。現在の清本鉄工のある椿原には武雄中学校生徒によって「滑空場」が整地され、「鳥海が原滑空場」と命名されて、飛行技術の修練に使用された。これが「戦時下の教育」であったのである。

昭和二十年（一九四五）の敗戦は、わが国の政治、経済、文化、社会のすべての面にわたって、いまだかって見なかった深刻な変化をもたらした。敗戦とそれに続く占領、生活の窮乏と混乱によって、しばらくはこれがどのように拾収されるのか見通しさえつけられない状態になった。

こうした中で、教育も占領軍によって管理されることになり、戦時教育体制に終止符をうつために三つの重要な指令が出された。その主旨は次のようなものであった。

① 軍国主義思想の普及を禁止し、軍事教練を廃止すること。

② 職業軍人、軍国主義者を解職すること。

③ 軍国意識を高めるような教科書の箇所を除くこと。（このため、各学校では墨で黒く塗らせて使用させた。）更に、速やかに新教科書を作って現行のものと代えること。（ザラ紙に小さな文字で印刷された表紙もない袋とじの薄いものがつくられた）

昭和二十二年三月、教育基本法と学校教育法が公布されて、新憲法の主旨（教育を受ける権利、教育の機会均等、義務教育の無償）と合わせて、新しい教育制度が確立した。この新しい制度がいわゆる「六・三・三・四制」といわれるものである。こうして小学校六か年、中学校三か年の男女共学による義務教育、高等学校三か年、大学四か年の次表のような学校体系が整った。

昭和19年

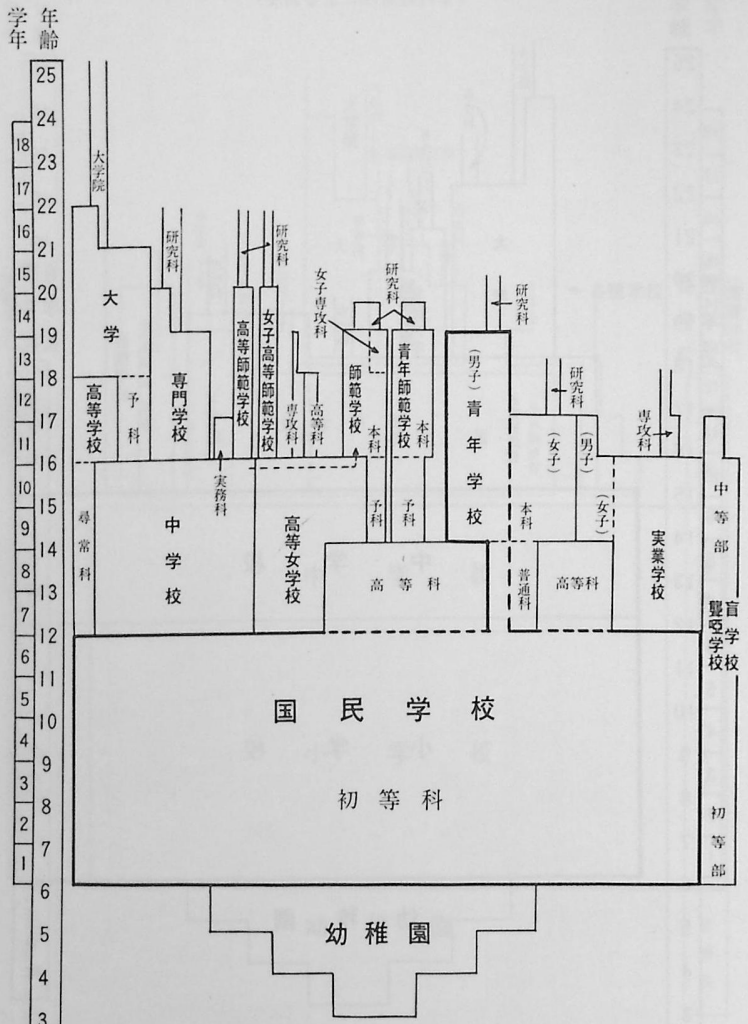

昭和24年

（学校教育法による制度）

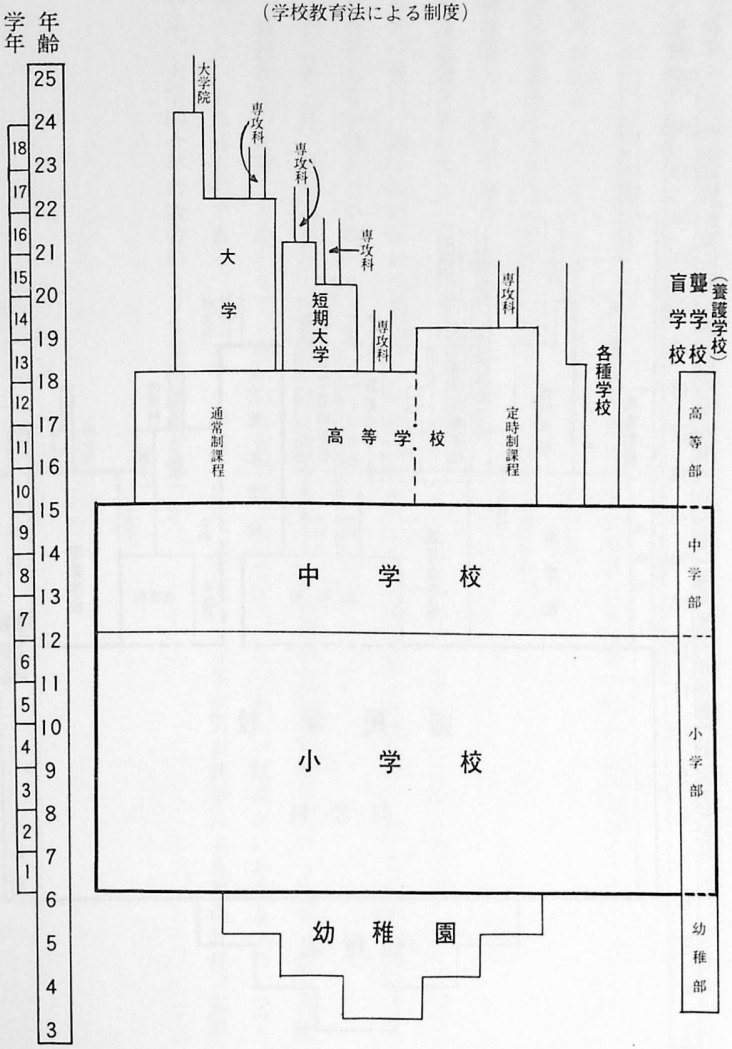

昭和47年

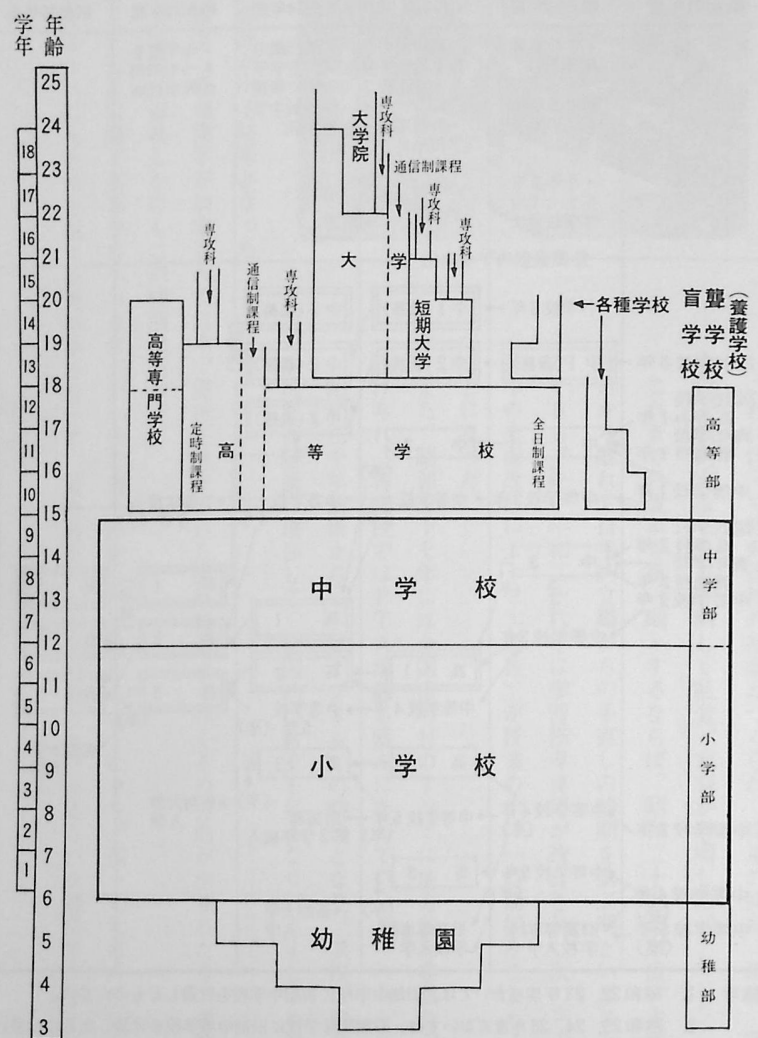

新学制実施の経過一覧

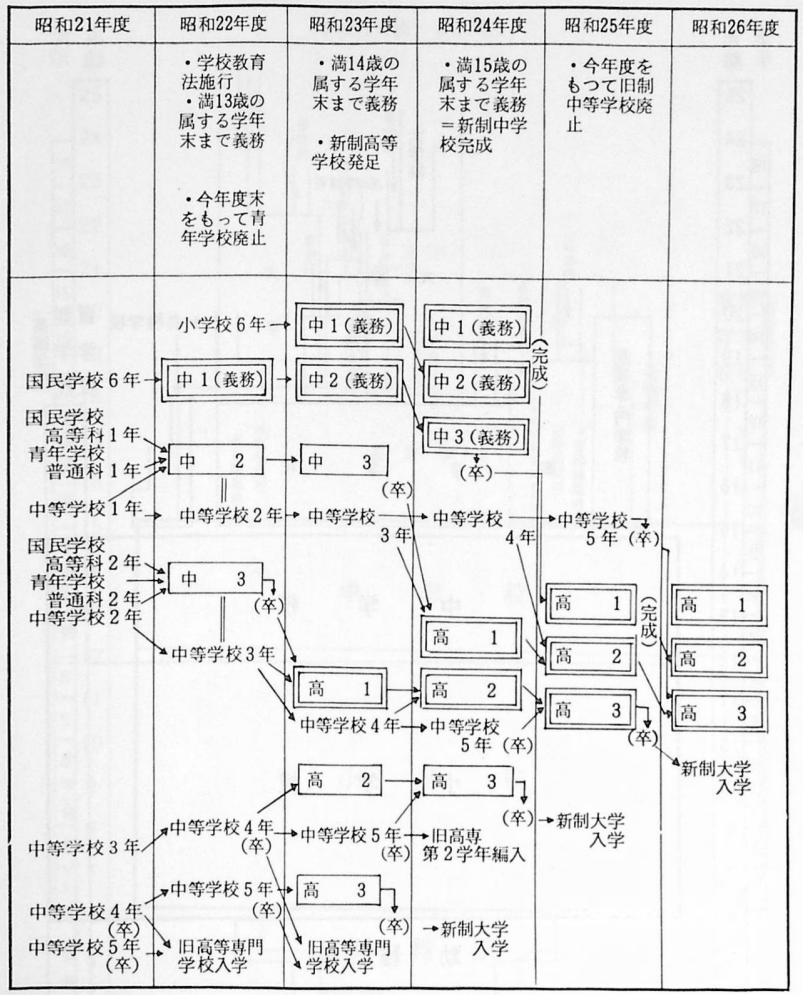

備考　1. 昭和22，23年度においては、旧制中学校に新制中学校を付設したものが多い。
2. 昭和23，24，25年度においては、旧制高等学校に旧制中等学校を付設したものが多い。

山内中での給食風景

これに伴って教育課程の基準がつくられ、従来の修身、地理、国史の三教科がなくなり、新しく社会、家庭が登場した。

これまでの改革を第一期とするならば、昭和二十七年以後、占領政策から離れて自主的立場からの手直しの時期を第二期ということができる。先ず昭和二十六年に学習指導要領が改訂され、次の三十三年の全面改訂によって「道徳」が授業の中に一時間組みこまれることになった。

また、昭和二十七年には全国市町村のすべてに地方教育委員会が設けられ、各学校ではＰＴＡ活動も盛んになっていった。

昭和三十年前後から「ベビーブーム」の時代となり、学校は児童生徒数が急激に増加して、全国的に教室不足となり、「すしずめ教育」の悪評が出る結果となった。

当用漢字、教育漢字が制定されて以来、混迷を続けていた国語科がようやくその方向が示されたり、学校給食が全国的に普及したのもこの時期である。

昭和三十五年以降、高等学校への進学者が中学卒業生の七十％を越えるようになり、四十年代は八十％台、五十年代はついに九十％を越える進学率となって、義務教育の九か年で教育を終えるという時代ではなくなった。

一、学制のうつりかわり

(一) 学制発布のころ（明治十二年まで）

明治五年（一八七二）に発布された「学制」から明治十二年の教育会までの期間は、いかにして近代教育を制度化するかを模索したときである。明治維新政府のこの施策は府県・市町村まで徹底するまでには至らず、いわば基礎工作の時代であった。

「学制」では、全国を八つの大学区に分けて大学校を一か所置き、一つの大学区を三十二の中学区とし、一区毎に中学校を一か所置いたので、二百五十六か所に中学校が設置された。更に中学区を二百十の小学校区に分けて、一区毎に小学校を置くことにした。佐賀県では人口六百人に一つの小学校を設置することとされたようである。

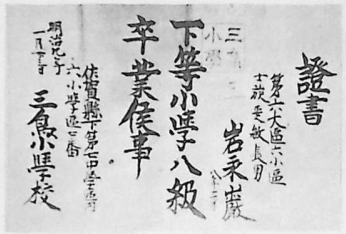

明治９年の卒業証書

九州は、第六大区といい、長崎県、佐賀県、八代県、白川県、美々津県、都城県、鹿児島県、小倉県、大分県、福岡県、三潴県の十一県によって組織され、長崎県を大学本部とした。

小学校の規程についてみると、小学校は教育の初級であって、だれでも必ず学ばなければならないものとし、六種類の学校に分けられた。尋常小学は上・下二等に分け、この二等は男女とも卒業しなければならなかった。

村落小学は、辺地の農民に教科内容を少し省略して教え、貧人小学は、貧しい家庭の子どもを入学させるために設け、小学私塾は、小学教科の免状を有する者が私宅で教えるものであり、女児小学は、女子の手芸を教え、幼稚小学は、六歳までの小学入学前の予備教育であった。

小学教則概表（明治５年11月10日 文部省布達番外）

小学	学	下等	下等	下等	下等	下等	下等	下等	下等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等
毎級六か月	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
年齢	六歳	六歳半	七歳	七歳半	八歳	八歳半	九歳	九歳半	十歳	十歳半	十一歳	十一歳半	十二歳	十二歳半	十三歳	十三歳半
一週間三十時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時
綴字	六	六	六	六	六	六	四	四	二							
習字																
単語読方	六	四	六	六	六	六	四	四	二							
洋法算術	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
修身口授	三	二	二	一												
単語綴字	四	四	六													
会話読方			四	四	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
単語書取					四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
会話読本																
会話論語						六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
地理読方																
養生口授						二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
会話書取																
読本輪講									欠	六	六	六	六	六	六	六
文法																
各科温習																
書牘									二	二	六	六	六	六	六	六
地理学輪講																
究理学輪講									四	四	四	六	六	六	六	六
細字習字																
書牘作文											二	二	二	二	二	二
史学輪講																
細字速写																
罫画																
幾何																
博物																
化理																
生理																

授業料は、減免措置がとられ、また許可を受ければ納めなくてもよかったが、一か月の授業料は大学校が七円五十銭、中学校が五円五十銭、小学校で五十銭であった。この金額は当時の貨幣価値（当時の米価、一俵60kg一円三十銭程度）からみると相当な金額であった。

(二) 教育令時代（明治十二年教育令より明治十九年まで）

「学制」はわが国の国民教育を創始した画期的なものであったが、「邑に不学の戸なく、家に不学の人なき」を期して理想高遠で広大な規模のものであったので、その頃のわが国の国力、民情、文化の程度からしてとうてい全国的な普及徹底とまではいかず、また、元来その計画が欧米、特にフランスの教育制度を範として定められたものであったので、実際的なものでなかった。そこで、明治十二年（一八七九）九月太政官布告をもって「教育令」が発布され、同時に「学制」は廃止された。

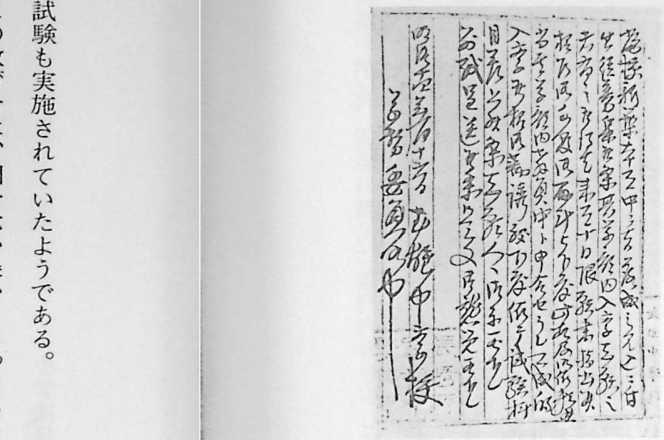

「長崎県武雄中学校印」のある明治14年の入学募集の文書

教育令では、学校を小学校、中学校、大学校、師範学校、専門学校その他各種の学校と分けている。明治十三年武雄小学校内に変則中学科を置き、明治十四年二月二十六日、今の武雄市役所のある所に長崎県武雄中学校が設立され（武雄高校の前身の県立武雄中学校とは直接関係はない）、生徒募集が行われたが、そのときの文書によると、試験科目言々（うんぬん）の文句からして入

学試験も実施されていたようである。

この教育令は、四十七か条からなっていた「学制」からすれば、条文も少なくきわめて簡単なものであった。それは、教育令は教育制度の根本について規定したもので、細則については別に定めることとしたためである。しかも、その中の多くの条章が小学校に関するものであったが、それは、当時のわが国の国力が、中学校以上の施設を設置する実情になかったこともあって、小学校を整備することによって、国民教育の基礎を確立しようとしたためである。

小学校の設置については、学区制を廃止したり、運営についても幅をもたせて、地方の実情に即したものとするなど、ある程度自由なところがみられたので、「自由教育令」とよばれた。このため、今まで相当に無理して設置した小学校を、地方によっては経費節減のため廃校したので、小学校の数は減少し、生徒の就学率も低下していった。こうして強制教育論と自由教育論とが対立することとなり、結局この教育令を改正しなければならなくなった。

そのため、翌明治十三年十二月「改正教育令」が制定された。特に小学校の運用に関する内容が厳格になり、生徒の就学については県議会に強い干渉権を認めたので、就学率は次第に向上していった。また、下等小学校、上等小学校各四年の八か年の就学年限を、初等三年、中等三年、高等二年と改めて、初等科の三年間はすべての生徒を就学させることとした。

(三) 義務教育四か年時代（明治十九年小学校令から明治三十九年まで）

明治十九年（一八八六）四月、文部大臣の森有礼は勅令をもって学校令（小学校令、中学校令、師範学校令）を発布し、「学制」以来の大改革を行ったが、その後幾度かの改正を経て、第二次世界大戦までの約五十年にわたる日本教育制度の根幹をつくった。

その内容をみると、「児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齢トシ父母後見人等ハソノ学齢児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス」「父母後見人等ハソノ学齢児童ノ尋常小学科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムベシ……」と規定して小学校を尋常・高等の二段階とし、就業年限を各々四か年とした。特に尋常小学校の四か年（六歳から十歳）を義務教育とし、父母にその義務を負わせた。小学校の経費は主として授業料と寄付金によることとし、もし不足のときは、区町村会の議決によって区町村費から補足することにした。学科は「小学校ノ学科及其程度」を公布して、教科内容をきびしく統一した。これによると尋常小学校の学科は、修身・読書・作文・習字・算術・体操とし、土地の状況では図画・唱歌を加えることができるようになっていた。高等小学校は修身・読書・作文・習字・算術・地理・歴史・理科・図画・唱歌・体操・裁縫（女子）であった。

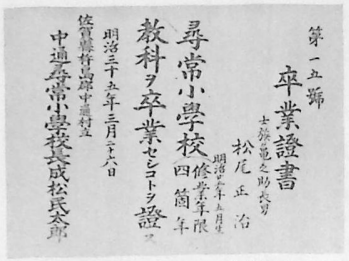
第一五號
卒業證書
士族 菊之助 殿
松尾 正治
明治十年九月生
修業年限 四箇年
尋常小學校
教科ヲ卒業セシコトヲ證ス
明治三十九年三月二十六日
埼玉縣北埼玉郡中通村立
中通尋常小學校長 成松民太郎

義務教育４年の卒業証書

小学校尋常科の義務教育化のきびしい方針によって、従来より就学率は

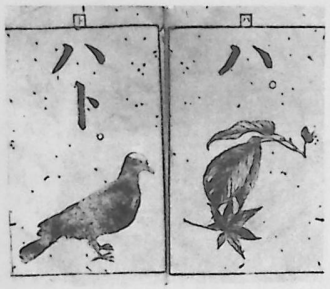

明治30年頃の教科書

次第に高められてはいったが、これまで無学でも直接生活上の支障をきたす程のことがなかったことや授業料徴集（一か月二銭五厘ないし五銭であった）などのために、制度に規定されていたような就学率はみられなかった。

明治二十三年の小学校令の改正によって、小学校を尋常小学校と高等小学校の二つとし、義務教育を三か年もしくは四か年とした。明治三十三年八月の勅令で更に小学校令が改正されたがその主なものは次の点であった。

- 従来授業料を徴集することを原則としたのを、徴集しないことを原則とした。
- 義務教育を四か年と明確にした。
- 読書、作文、習字を国語の一科とした。
- 漢字を制限して字音仮名づかいをやさしくした。

明治三十六年（一九〇三）の勅令で小学校の教科書は国定とし、教育内容を国の統制によって決定した。教科書の国定によって価格が安くなったことや授業料を徴集しないことで就学率は急速に高まり、更に、明治三十七・八年の日露戦争の時でも、明治天皇の「教育のことは一日もゆるがせにしてはならぬ。教育の任にある者は一

層精励せよ」との御沙汰によって、教育の充実は政府の中心行政施策であった。

ちなみに義務教育就学率をみると、「学制」実施後二十年にしてようやく五〇％をこえたのであるが、明治三十八年には九五％以上に達した。これは、政府の教育普及への努力とともに、特に国民の教育に対する理解と熱意によるところが大きかった。就学率は次の表のとおりであった。

年次	男	女	平均
明治24	66.7	32.2	50.3
25	71.7	36.5	55.1
26	74.8	40.6	78.7
27	77.1	44.1	61.7
28	76.7	43.9	61.2
29	79.0	47.5	64.2
30	80.7	50.9	66.7
31	82.4	53.7	68.9
32	85.1	59.0	72.8
33	90.6	71.7	81.5
34	93.8	81.8	88.1
35	95.8	87.0	91.6
36	96.6	89.6	93.2
37	97.2	91.5	94.4
38	97.7	93.3	95.6
39	98.2	94.8	96.5
40	98.5	96.1	97.4
41	98.7	96.9	97.8
42	98.9	97.3	98.1
43	98.8	97.4	98.1
44	98.8	97.5	98.2
45	98.8	97.6	98.2
大正 2	98.7	97.5	98.2
3	98.8	97.7	98.3
4	98.9	98.0	98.5
5	99.0	98.2	98.6
6	99.1	98.4	98.7

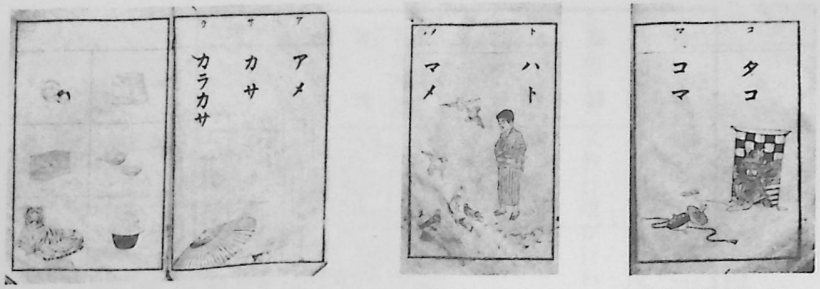

明治42年頃のもの　大正７年頃のもの　明治37年頃のもの

小学１年国語教科書

(四) 義務教育六か年時代（明治四十年から昭和六年まで）

明治三十七・八年の日露戦争後、わが国の国際的地位は一躍して世界の文明国の仲間入りをすることとなった。それに伴って、国民文化の向上、国力の充実を図らねばならなくなったのであるが、それは国民の基礎学力の向上によるところが大きいと考えた政府は、明治四十年（一九〇七）三月、小学校令を一部改正して、従来の尋常小学校の修業年限を六か年に延長し、これを義務教育とした。また、修業年限の延長によって、教科目は修身・国語・算術・日本歴史・地理・理科・図画・唱歌・体操となり、女子には裁縫または手工を課した。尋常小学校の各学年の時間配当は次の表のとおりであった。

教科目＼学年	修身	国語	算術	日本歴史 地理	理科	図画	唱歌	体操	裁縫	手工	計
第一学年	二	一〇	五	一	一	一	四	一	一	一	二一
第二学年	二	一二	六	一	一	一	四	一	一	一	二四
第三学年	二	一四	六	一	一	一	三一	一	女一	一	女二八 男二七
第四学年	二	一四	六	一	一	一	三一	一	女二	一	女二九 男二七
第五学年	二	一〇	四	三	二	男二 女一	二三	一	女三	一	女三〇八 男二
第六学年	二	一〇	四	三	二	男二 女一	二三	一	女三	一	女三〇八 男二

教科目＼学年	修身	国語	算術	日本歴史 地理	理科	図画	唱歌	体操	裁縫	手工	農業	商業	英語	計
第一学年	二	八	四	三	二	男二 女一	二	三	女四	男二 女一	二	二		女三三 男二二 〇八
第二学年	二	八	四	三	二	男二 女一	二	三	女四	男二 女一	二	二		女三三 男二二 〇八

(五)　戦時教育時代（昭和七年頃から終戦まで）

昭和六年の満州事変以後は、国の方針は非常時体制となり、教育面では特に近い将来に戦争が起こることを予想した文教行政が行われていった。

昭和十二年（一九三七）七月、支那事変が起こり、戦火がひろがるにつれ、戦時下教育という考え方が強く示されるようになった。各学校には奉安殿が造られ、児童は登校・下校の際は最敬礼をして通ることになっていた。また、二宮尊徳像も建てられ勉学の手本とした。また、海軍志願兵、少年航空兵など小学校を卒業した若い者への呼びかけが強くなっていった。

住吉国民学校時代の奉安殿

昭和十三年、国家総動員法が公布され、十五年には大政翼賛会が結成されて、大東亜の新しい秩序をつくりあげるための教育体制の強化がすすめられていった。

昭和十六年三月、小学校令を改正して「国民学校令」が公布され、「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」という国民学校の目的が示された。この基礎的錬成の内容として五つのことがあげられている。

- 国民精神を体認し、国体に対する確固たる信念を有し、皇国

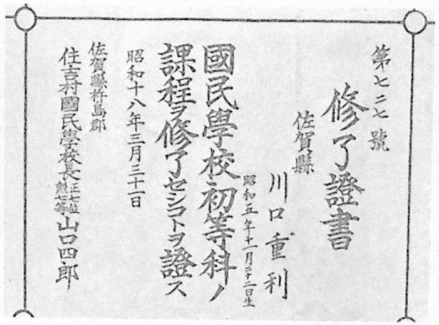
第七二號
修了證書
佐賀縣
川口重利
昭和五年十一月二十日生
國民學校初等科ノ
課程修了セシコトヲ證ス
昭和十八年三月三十一日
佐賀縣神島郡
住吉村國民學校長正七位勲七等
山口四郎

国民学校初等科修了証書

の使命に対する自覚を有していること。

- 透徹せる理知的能力を有し、合理創造の精神を体得し、もって国運の進展に貢献し得ること。
- 活達剛健な心身と献身奉公の実践力とを有していること。
- 高雅な情操と芸術的、技能的な表現力を有し、国民生活を充実する力を有すること。
- 産業の国家的意義を明らかにし、勤労を愛好し、職業報国の実践力を有していること。

国民学校令によって制度上の改革点として特に注目される点は次の五つである。

- 義務教育年限が八年に延長されたこと。
- 初等科六年、高等科二年としたこと。
- 高等科二年を修了した者に、更に一年の特修科を置くことができること。
- 養護施設を講じて就学義務の徹底を図ったこと。
- 校長、教頭（新設）を奏任待遇としたこと。

義務教育の八か年延長については、戦争遂行に追われて、その実施は延期のまま終戦を迎えることになった。戦局の不利とともに、学校教育も勤労作業、食糧増産に労働を強いられ、学業はだんだんおろそかになり、鉛筆、ノートも自由に手に入れることができず、運動靴、洋服などは「クジ」引きで配給された。

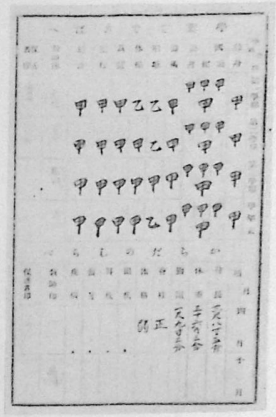

学業の評価については、これまで甲乙丙丁でつけられていた通知表が秀、優、良、可、不可で表わすようになった。

昭和十九年には学徒動員令、女子挺身隊令が公布され、昭和二十年（一九四五）三月、「決戦教育措置要綱」を決定して、「国民学校初等科ヲ除キ、学校ニ於ケル授業ハ昭和二十年四月一日ヨリ昭和二十一年三月三十一日ニ至ル間、原則トシテ之ヲ停止スル」こととし、戦時下教育は戦争遂行のための労力を提供する場となった。しかし、全面停止までには至らなかったようである。

また、戦時中の学校教育において忘れることのできないものの一つに、終戦直前の学童疎開がある。山内の中通・住吉両国民学校に合わせて四十名程度の疎開転入学があったものと思われる。

つぎに、学制のうつりかわりを学校系統図としてあらわせば次のようになる。

明治6年

（学制による制度）

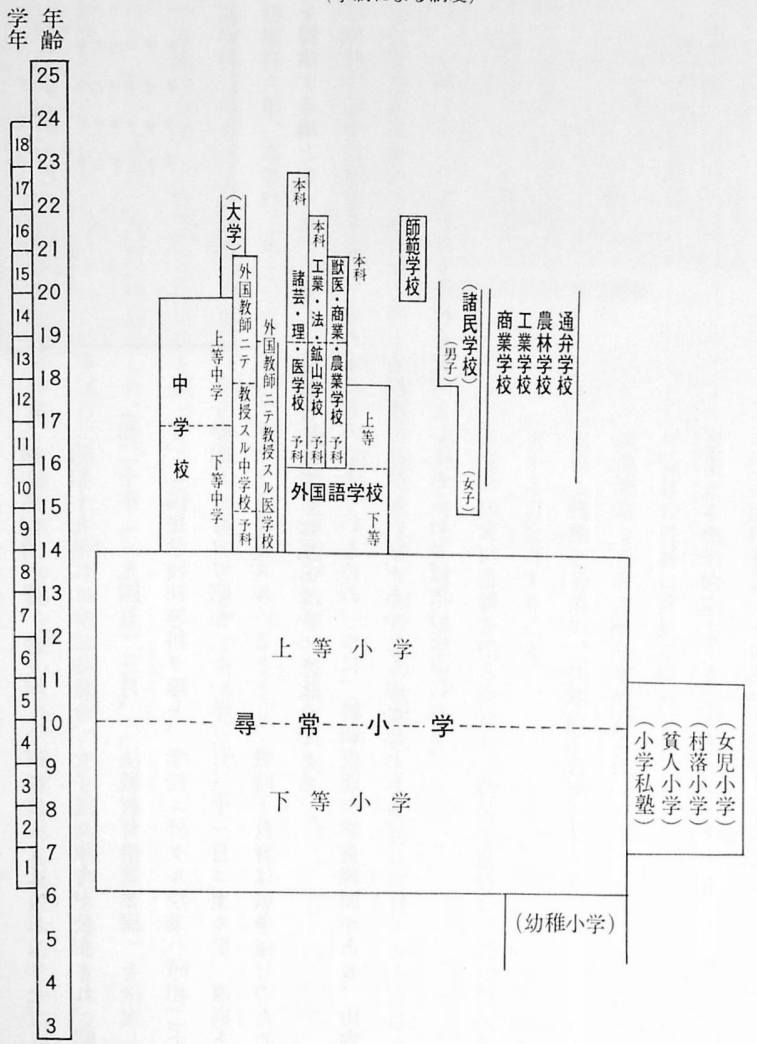

明治14年

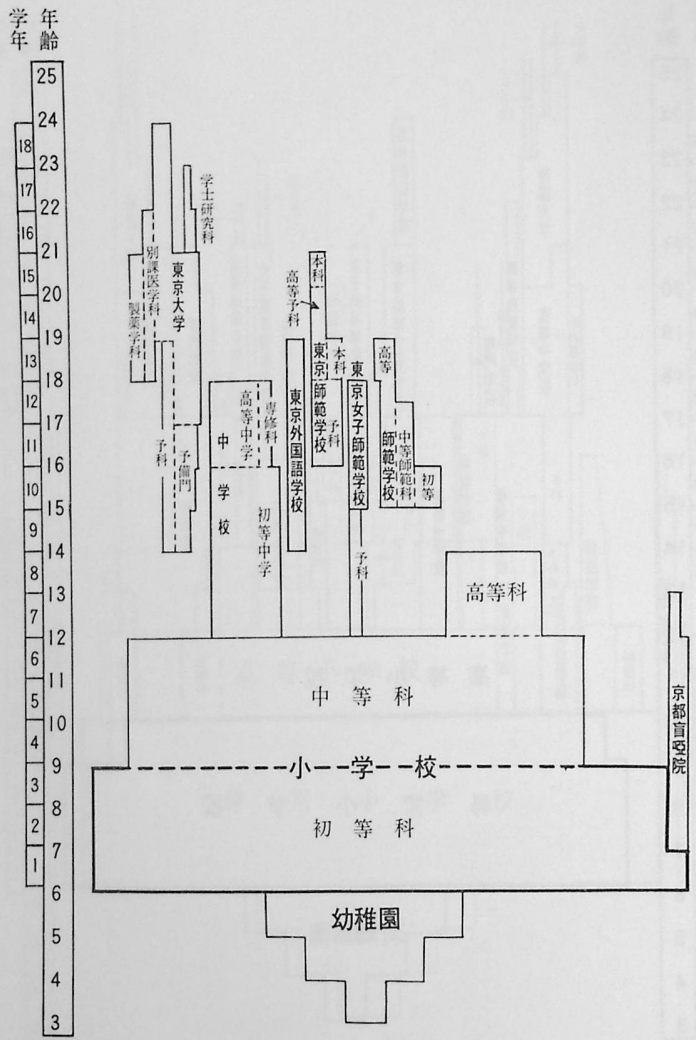

明治25年

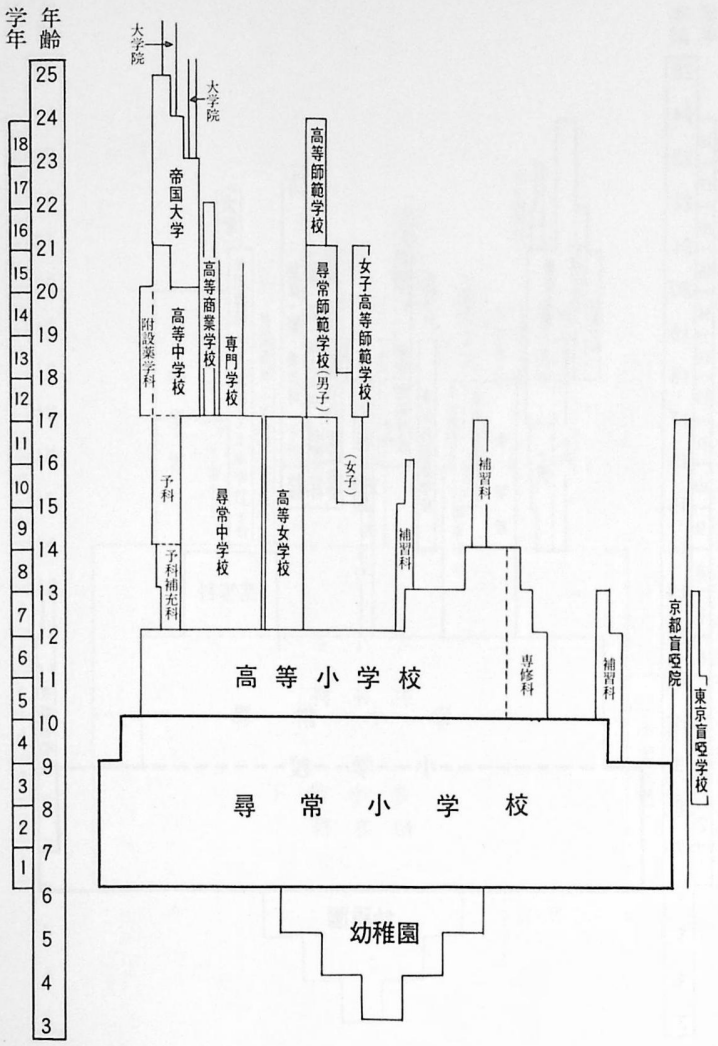
年齢
学年
大学院
帝国大学
高等中学校
附設薬学科
子科
子科補充科
高等師範学校
尋常師範学校（男子）
女子高等師範学校
（女子）
高等商業学校
専門学校
尋常中学校
高等女学校
補習科
専修科
高等小学校
尋常小学校
幼稚園
京都盲唖院
東京盲唖学校

明治33年

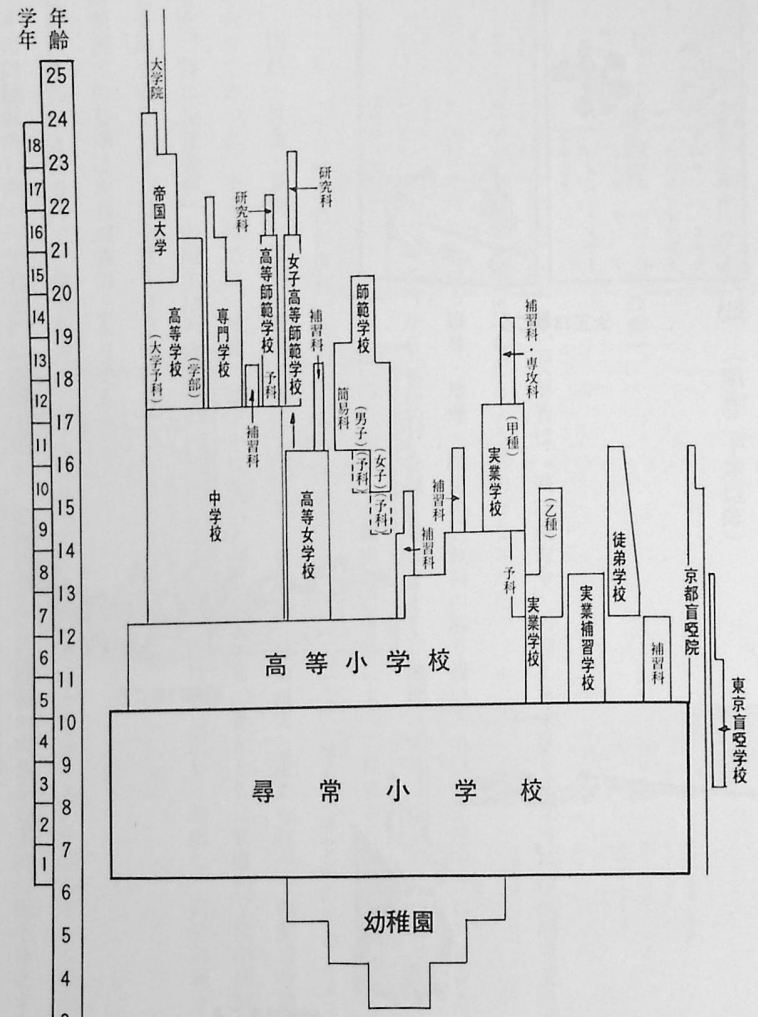
年齢
学年
大学院
帝国大学
高等学校
（大学予科）
（学部）
専門学校
研究科
高等師範学校
子科
補習科
女子高等師範学校
中学校
高等女学校
師範学校
簡易科
（男子）
（女子）
子科
補習科・専攻科
実業学校
（甲種）
（乙種）
子科
補習科
徒弟学校
実業補習学校
補習科
高等小学校
尋常小学校
幼稚園
京都盲唖院
東京盲唖学校

大正、昭和、戦後の小学校２年の国語教科書

大正13年ごろ

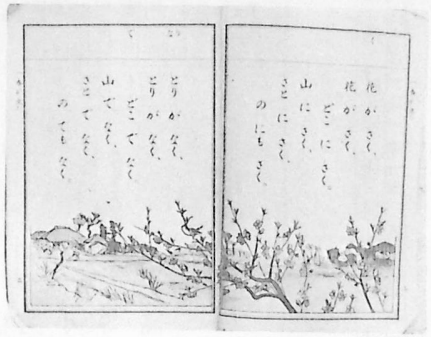

昭和13年ごろ

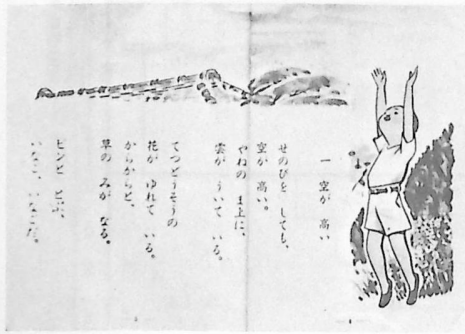

昭和22年ごろ

(六)　新教育制度の発展　（昭和二十年以降）

1、初等教育　（小学校教育）

昭和二十年（一九四五）八月二十一日、文部省は「戦時教育令」の廃止を決定し、九月には疎開児童の復帰を指示して、国民学校の授業が平常にもどるよう努力がなされた。

特に問題となった国民学校における修身・地理・歴史の三教科の取り扱いについては速やかに対策をたて、修身に代わるものとして二十一年九月から「公民科」を課することとし、地理は朝鮮・台湾等について配慮した暫定教科書を、日本歴史についても「くにのあゆみ」を編集してそれによって授業が行われた。

昭和二十二年、「小学校の教科課程、教科内容及びその取り扱いについては、学習指導要領の基準による。」とされて、国語・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭・体育・自由研究と定められ、その配当時間は別表のとおりであった。小学校では、地理、歴史を社会科として発足させ、男女ともに家庭科、自由研究を教科とした。特に「社会科」の誕生は戦後教育の特色で、児童が自分の社会に正しく適応し、自分の属する共同社会を進歩向上させ、社会性・社会的能力を養うこととした。

その時間割当の基準は次頁の表のとおりである。

教育課程の改善にともなって、学習指導の方法も改められてきた。児童が自分たちの生活の中から問題をとらえ、その問題解決に向かって自主的に学習を進め、児童の望ましい経験の成長を効果的に促そうとする

単元学習や、個性を尊重し、児童の個人差に応じてその能力を伸ばす目的で能力別グループ学習などが行われるようになった。学習の成績についても、国民学校時代の「優、良、可、不可」の評定から「五段階評定」（5、4、3、2、1）にかわった。テストも作文形式から客観テストを重視して、いわゆる○×式が多くなっていった。

昭和二十七年度入学の新入生から、国語、算数の教科書が無償で配布されるようになり、現在は小学校、中学校の児童、生徒に全教科無償配布されるようになった。三十年度からはひらがな先習いの国語科となった。

昭和三十三年の教育課程の改訂によって、「道徳」が一年生から六年生まで一週一時間組み入れられた。

小学校の教科とその時間配当の基準

（昭和22年4月）

教科＼学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
国　語	175(5)	210(6)	210(6)	245(7)	210－245（6－7）	210－280（6－8）
社　会	140(4)	140(4)	175(5)	175(5)	175－210（5－6）	175－210（5－6）
算　数	105(3)	140(4)	140(4)	140－175（4－5）	140－175（4－5）	140－175（4－5）
理　科	70(2)	70(2)	70(2)	105(3)	105－140（3－4）	105－140（3－4）
音　楽	70(2)	70(2)	70(2)	70－105（2－3）	70－105（2－3）	70－105（2－3）
図画工作	105(3)	105(3)	105(3)	70－105（2－3）	70(2)	70(2)
家　庭	—	—	—	—	105(3)	105(3)
体　育	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
自由研究	—	—	—	70－140（2－4）	70－140（2－4）	70－140（2－4）
総時間	770(22)	840(24)	875(25)	940－1,050（28－30）	1,050－1,190（30－34）	1,050－1,190（30－34）

（注）1　1年間の総時間数である。
　　2　かっこ内は毎週平均時間数である。

小学校の最低授業時数

（昭和33年9月施行）

区分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科	国語	238（7）	315（9）	280（8）	280（8）	245（7）	245（7）
	社会	68（2）	70（2）	105（3）	140（4）	140（4）	140（4）
	算数	102（3）	140（4）	175（5）	210（6）	210（6）	210（6）
	理科	68（2）	70（2）	105（3）	105（3）	140（4）	140（4）
	音楽	102（3）	70（2）	70（2）	70（2）	70（2）	70（2）
	図画工作	102（3）	70（2）	70（2）	70（2）	70（2）	70（2）
	家庭					70（2）	70（2）
	体育	102（3）	105（3）	105（3）	105（3）	105（3）	105（3）
道徳		34（1）	35（1）	35（1）	35（1）	35（1）	35（1）
計		816（24）	875（25）	945（27）	1015（29）	1085（31）	1085（31）

（備考）1　この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
　　2　かっこ内の授業時数は、年間授業日数を35週（第1学年については34週）とした場合における週当たりの平均授業時数とする。
　　3　第24条第2項の場合において、道徳の外に宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。

改訂の主旨は次のようなものであった。

- 道徳教育を徹底すること。
- 特に国語、算数の基礎学力を充実すること。
- 科学技術教育の向上を図ること。
- 各教科の目標および内容を精選し、基本的な学習に重点をおくこと。

などであった。

昭和四十三年の改訂は、経済、社会、文化のめざましい進展に伴い、このような時代に対処できる国民の育成をめざすものであった。その基本方針としては次のことがあげられる。

- 小学校の教育は、人間形成における基礎的な能力の伸長を図り、国民育成の基礎を養うものである。
- 望ましい人間教育のうえから、基本的な知識や技能を習得させると

ともに、体力の増進を図り、豊かな情操や強い意志の素地を養い、国家および社会についての正しい理解と愛情を育てる。

・　指導内容を精選する。

2、中等教育（中学校教育）

戦後の新しい学制改革の大きな特色は、新制中学校の三か年義務制の発足である。

昭和十六年の「国民学校令」で二か年の義務教育延長が規定されて、十九年から実施の予定であったが、戦争の激化のために延期されていたので、事実上の義務教育の延長は、昭和二十二年（一九四七）四月からの新制中学校の発足からである。

新制中学校の教科は、必修教科と選択教科とに分けられ、その時間数は次表のとおりである。

新制中学校の教科と時間数

（昭和22年）

教科＼学年		第7学年	第8学年	第9学年
必修科目	国語	175(5)	175(5)	175(5)
	習字	35(1)	35(1)	
	社会	175(5)	140(4)	140(4)
	国史		35(1)	70(2)
	数学	140(4)	140(4)	140(4)
	理科	140(4)	140(4)	140(4)
	音楽	70(2)	70(2)	70(2)
	図画工作	70(2)	70(2)	70(2)
	体育	105(3)	105(3)	105(3)
	職業（農業、商業、水産、工業、家庭）	140(4)	140(4)	140(4)
	必修科目計	1,050 (30)	1,050 (30)	1,050 (30)
選択科目	外国語	35～140（1～4）	35～140（1～4）	35～140（1～4）
	習字			35(1)
	職業	35～140（1～4）	35～140（1～4）	35～140（1～4）
	自由研究	35～140（1～4）	35～140（1～4）	35～140（1～4）
	選択科目計	35～140（1～4）	35～140（1～4）	35～140（1～4）
総計		1,050～1,190（30～34）	1,050～1,190（30～34）	1,050～1,190（30～34）

（注）1　本表の学年は小学校からの通算である。
2　時間数は年間総時間数である。
3　かっこ内は1年間を35週とした場合の毎週平均時間数である。

こうして発足した新制中学校も、実際面からの改善が行われ、二十四年に至って、体育は保健衛生も含めて指導することとし、これを「保健体育」と改め、必修科目の職業科は農業・商業・水産業・工業・家庭の五分野のうち、一ないし二以上を学習することとしていたのを、栽培・食品加工・手技工作・経営記帳・調理等の十二項目に分け、名称も「職業・家庭」と改めた。自由研究については、特別教育活動を設けることによって廃止された。

昭和三十三年の改訂では、次のような点が改訂の主旨とされたが、このころから中学校教育の重要性が特に配慮され、生徒の学力も相当な伸びを示すようになっていった。

中学校の教科等と授業時数

（昭和47年４月施行）

区　分	必修教科の授業時数								道徳の授業時数	特別活動の授業時数	選択教科等に充てる授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭				
第１学年	175	140	140	140	70	70	125	105	35	50	140	1,190
第２学年	175	140	140	140	70	70	125	105	35	50	140	1,190
第３学年	175	175	140	140	35	35	125	105	35	50	140	1,155

（備考）１　この表の授業時数の１単位時間は、50分とする。

２　選択教科等に充てる授業時数は、一以上の選択教科に充てるほか、特別活動の授業時数等の増加に充てることができる。

３　選択教科の授業時数については、外国語は各学年105を標準とし、農業、工業、商業、水産、家庭又は中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科は、それぞれ、第１学年および第２学年にあっては35、第３学年にあっては70を標準とする。

４　第３学年の選択教科等に充てる授業時数については、農業、工業、商業、水産、家庭又は中学校学習指導要領で定める。その他特に必要な教科を外国語とあわせて履修させる場合等学校において特に必要がある場合には、175を標準とする。この場合において、総授業時数は1,190を標準とする。

- 「道徳」の時間を特設して道徳教育の徹底を図ること。
- 基礎学力を充実すること。
- 科学技術教育の向上を図ること。
- 地理・歴史教育の改善・充実を図ること。

昭和四十四年の改定は、科学技術の国際的競争化に伴って、教育内容が今まで以上に高度になり、特に数学、理科が著しかった。「集合論」なる内容が小学校、中学校で問題になり、「落ちこぼれ教育」とか「積み残し教育」とか言われるように、学校の学習指導に非常な困難性が生じた。

そこで昭和五十一年には教育課程審議会が「ゆとりある教育」の方策について教育内容の改善を答申した。

二、教育行政

(一)　学務委員制度

明治五年の学制発布とともに、各中学区に「学区取り締まり」を置いて学区内の就学督励、学校の設置、保護、経費等についての学事に関する事務を担当させた。明治十二年の「教育令」によって学区取り締まり制度を廃止し、各戸長役場に「学務委員」を置いてその任に当たらせた。

明治十八年「教育令改正」によって、労務委員を廃して戸長がこれに代わっていたが、明治二十五年になって再び任期四年の労務委員制度が設けられ、村長の教育事務を補佐するようになった。明治三十四年から

は助役や校長が兼任し、昭和十一年以降は村会議員の中からも任命された。

中通村および住吉村の『吏員名簿』によれば、明治三十年ごろの学務委員は次のようであった。

・中通村学務委員

中川内政吉（大字犬走）
平山　宗孝（大字鳥海）
福田　米作（大字犬走）
諸岡　米作（大字鳥海）
山領　松市（大字犬走）
永尾　太作（大字鳥海）
松尾亀之助（　〃　）

・住吉村学務委員

中尾　龍一（大字宮野）
丸田伊兵衛（　〃　）
松尾善右エ門（大字大野）
清水佐吉郎（　〃　）
福田寛之助（大字宮野）
吉岡嘉太郎（　〃　）
森　判三（　〃　）

(二)　教育委員会の発足

1、設置までの経緯

教育委員会発足の経緯は、昭和二十一年の米国教育視節団の報告書を基礎にして、教育刷新委員会が出した建議によるが、その要旨は次のようなものであった。

・従来の官僚的画一主義と形式主義の是正
・教育における公正な民意の尊重
・教育の自主性の確保と教育行政の地方分権
・各級の学校教育間、及び学校教育と社会教育間の緊密化
・教育に関する研究調査の重視
・教育財政の整備

この方針に基づいて、教育委員会法の制定にとりかかり、昭和二十三年（一九四八）成立した。

2、教育委員会の性格

教育委員の選出は公選制であり、都道府県、五大都市には教育委員会が設置されて、二十三年十月五日に委員の選挙が行われた。市町村では二十五年が設置期限とされたが、それまでに設置されたのは全国で四十数市町村にすぎなかったので、設置期限を更に二か年延期して二十七年度設置とした。

その骨子は次のようなものであった。

・地方公共団体の機関であり、かつ会議制の独立的な機関である。
・都道府県ならびに市町村に設置する。ただし、町村は連合して組合とすることができる。
・都道府県の委員は七人、市町村の委員は五人とし、そのうち一人は地方議会より選び、他は住民の投票で選ぶ。

- 任期は四年で二年ごとに改選する。
- 教育・学術・文化に関する事務を管理・執行する。小・中学校教員の人事権は市町村教育委員会の所管とする。
- 教育長をおき、委員の中から選ぶ。

3、山内町教育委員会

山内町（当時は中通村・住吉村）は教育委員会法の設置期限に従い、昭和二十七年（一九五二）に発足したのであるが、当初は教育委員会の性格が十分理解されず、運営面でいろいろな問題が生じた。

山内町では、中通村教育委員会、住吉村教育委員会として発足したが、町村合併によって昭和二十九年四月一日より山内町教育委員会となった。

教育委員の氏名及び就任期間は次のとおりである。

（氏名の○印は教育長就任者）

(1)　中通村教育委員会委員

草場　実雄	昭二七、一〇、五～二九、	三、三一
桑原　政六	昭二七、一〇、五～二九、	三、三一
福田　ツゲ	昭二七、一〇、五～二九、	三、三一
山領　恭一	昭二七、一〇、五～二九、	三、三一
堀　源平	昭二七、一〇、五～二九、	三、三一
○山口　敬一	昭二七、一一、一～二八、	三、三一
○浦川　正敏	昭二八、四、一～二九、	三、三一

(2)　住吉村教育委員会委員

毛利　源三	昭二七、一一、一～二九、	三、三一
森　宣次郎	昭二七、一一、一～二九、	三、三一
山口　四郎	昭二七、一一、一～二九、	三、三一
山下　安正	昭二七、一一、一～二九、	三、三一
江口　源一	昭二七、一一、一～二九、	三、三一
○坂口　美磨	昭二七、一一、一～二八、	三、三一
○浦川　正敏	昭二八、四、一～二九、	三、三一

(3)　山内町教育委員会委員

毛利　源三	昭二九、四、一～四三、	九、三〇
森　宣次郎	昭二九、四、一～三六、	八、二八
堀　源平	昭二九、四、一～三一、	九、三〇

福田　ツゲ　昭二九、四、一～三六、三、三一
桑原　政六　昭二九、四、一～三一、九、三〇
○浦川　正敏　昭二九、四、一～四五、九、三〇
下　義雄　昭三一、一〇、一～四三、九、三〇
福田　祐一　昭三六、一〇、一～五〇、九、三〇
丸田キクノ　昭三六、四、一～四一、三、三一
浦郷　英子　昭四一、四、一～四八、九、三〇
東島　肇　昭四三、一〇、一～五一、九、三〇
○古賀　三治　昭四五、一〇、一～五一、九、三〇
黒髪　教道　昭四五、一〇、一～四九、三、一〇
○浦郷　八郎　昭四八、一〇、一～
杉森　功　昭四九、一〇、一～
公文　信男　昭五〇、一〇、一～
緒方　一男　昭五一、一〇、一～
馬渡　恒蔵　昭五一、一〇、一～

三、山内の私塾

武雄に身教館という学校があった。享保二年（一七一七）第二十四代領主鍋島茂正が創設したものである。この身教館は、明治二年の火災によって廃校されるまでの百五十年以上の間、侍の子弟の教育の場であった。侍の子弟は八歳から二十歳に達するまで、ここで学問をすることになっていたが、遠隔地の子弟は、十五歳までは地方の私塾で教育を受けることを許されていた。

山内町にあった私塾の大半は、この本館である身教館へ通えない年少者のためのものであったようである。石井良一氏の「武雄史」などの史料をもとに、山内町の私塾で判明するものは次のようなものである。

中通地区では、弘化元年（一八四四）馬場宝太夫が鳥海村で開塾し、安政五年（一八五八）岩永貞左エ門の弟の牟田右エ門佐忠行が岩ノ口に尺蠖塾を開いた。明治になって、山口昂が鶴ノ原、江口俊二が鳥海で塾を開き、更に東光寺の慈観和尚が寺で三鳥塾を開いた。明治五年には犬走の蓮和に犬走塾が開かれた。そして、県立開成学校を卒業した平吉信道が犬走塾・弟の牟田忠行が三鳥塾の塾長となった。明治八年学制発布によって開校された犬走小学校、三鳥小学校の前身である。

住吉地区では、文化年間（一八〇四から一八一七）に久間謙蔵、安政元年（一八五四）に黒髪常陸が黒髪山下坊に開塾し、更に、文政三年（一八二〇）清水龍門が大野で開塾したが、嘉永四年（一八五一）に没したので、安政四年（一八五七）に有田から移り住んだ谷口藍田が蜂ノ巣の定林寺（鬘山院という）で龍門の弟子を塾生として教育した。藍田が鹿島（弘文館）に移ったので、清水由敬が大野でその塾生の教育を引き

継いだ。これを蚊菜軒といった。

このように、山内地区における私塾の開設は多数におよび、武雄領内では断然他にぬきんでていた。これは、地区内の向学心を誘い、明治期初頭における人材の輩出となって現れるのである。

四、山内町の学校

(一) 中通小学校・山内東小学校

沿革の概要にもあるように、明治八年（一八七五）開校から明治二十七年の中通尋常小学校の発足までの約二十年間は、三鳥小学校、船立小学校、犬走小学校、鳥海小学校と分離合併がおこなわれ、明治三十六年、中通尋常高等小学校として統合発足すると同時に、犬走校、船ノ原校は分教場となった。

山内東小学校

1、学校沿革の概要

年度	
明八	立野川内悉地院に船立尋常小学校開校。
	東光寺に三鳥尋常小学校開校。
	犬走尋常小学校開校。
明九	船ノ原は立野川内と分離して三鳥尋常小学校に入る。
	鳥海と永尾が合併して鳥海庵校舎となる。
明一〇	鳥海庵が火災となり鳥海小学校を新築。
明一五	三間坂樋口に三鳥小学校新築。
明一九	尋常犬走小学校新築。
明二〇	尋常船ノ原小学校できる。
明二七	三鳥、鳥海校合併して中通尋常高等小学校新築（工費八、三二〇円）
明三七	椿原で山内四校（中通・住吉・武内・若木）の運動会はじまる。
大　五	就学出席率進歩賞を郡長より受く。
大一一	学制発布五十周年記念式典を行う。
昭一六	校歌制定。

犬走分校

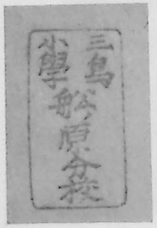

船ノ原分校の校印

中通国民学校となる。
相撲道場落成。
昭一七　学制発布七十周年記念式典。
昭一八　奉安殿建立。
昭一九　県指定軍人援護教育研究発表会。
昭二二　中通村立中通小学校となる。
昭二三　週五日制の県指定実験校となる。
ＰＴＡの発足。
昭二四　天皇陛下の行幸。
昭二八　校歌改訂。
昭二九　山内村発足に伴って山内村立山内東小学校となる。
船ノ原分校移転新築。
学校図書館県コンクール努力賞を受く。
昭三〇　創立八十周年記念式典。
山内四校県指定研究発表会を開く。
昭三四　緑化コンクール受賞。
昭三五　山内町制により山内町立山内東小学校となる。
県教育研究指定校（算数・二か年）となる。

船ノ原分校

牛乳給食開始。
昭三九　完全給食開始。
昭四一　子供信用組合県連表彰を受く。
昭四二　プール完成（六二五万円）　運動場拡張。
全教室にストーブ設置。（ＰＴＡ）
昭四五　体育館新築。（約二千万円）
昭四六　理科教育で科学技術庁長官賞を受く。
プール脱衣室竣工。
昭四七　全教室にテレビ放送機器完備。（ＰＴＡ）
杵島地区国語研究大会を開く。
昭四八　県統計教育研究指定校となる。（三か年）
子供信用組合大蔵大臣表彰を受く。
なわとび競技会でＮＨＫテレビ全国放送。
昭五〇　統計教育研究発表会を開く。
県統計教育優秀校、県統計グラフ最優秀校となる。
創立百周年記念式典を開く。
希望が丘児童園をつくる。

2、校章・校旗・校歌

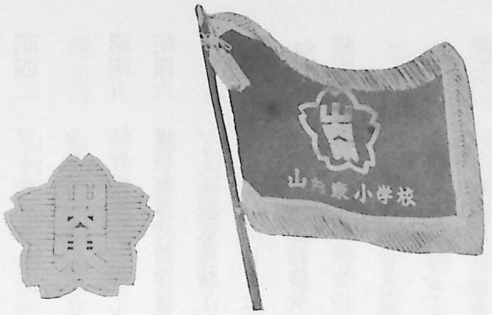

校　歌

松島　率作曲
射手矢貞三作詞

♩＝112 快活に

一、若草もゆる神六の
　山ふところの学び舎に
　この幾春を迎えつつ
　平和日本の子と育つ
　（みな孝順の子と育つ）
　われらが幸のゆたけさよ

二、八束穂わくる鳥海川
　水上清き学び舎に
　この幾秋を送りつつ
　明るく直き道学ぶ
　（みな忠良の民となる）
　われらが業の楽しさよ

（　）の部分は昭和十六年制定のときの詞

3、歴代校長

初代	牟田　忠行	明　六、	四～明二三、八	二代	小川彦之進	明二三、	八～明二八、三
三代	吉岡	明二八、	四～明三六、三	四代	成松民太郎	明三六、	四～明三八、七
五代	神宮　広逸	明三七、	八～大　二、三	六代	樋渡三右エ門	大二、	三～大　五、三
七代	清水　好市	大　六、	四～大　八、三	八代	小芦一之助	大　八、	四～大　九、九
九代	吉原太左エ門	大九、	一〇～大一四、三	一〇代	下　義　雄	大一四、	四～昭一五、三
一一代	東　島　隆	昭一六、	四～昭二一、三	一二代	福田　祐一	昭二一、	四～昭二二、三
一三代	前田　清馬	昭二二、	四～昭二四、三	一四代	平山　正義	昭二四、	四～昭二七、三
一五代	諸岡　隆次	昭二七、	四～昭二八、九	一六代	浦郷　八郎	昭二八、	九～昭三一、三
一七代	野　中　巽	昭三一、	四～昭三四、三	一八代	坂口　輝磨	昭三四、	四～昭四一、三
一九代	片渕威都美	昭四一、	四～昭四二、三	二〇代	旗島　陽一	昭四二、	四～昭四七、三
二一代	緒方　一男	昭四七、	四～昭五一、三	二二代	竹村　一男	昭五一、	四～

4、児童数の変遷

項 / 年度	尋常小学校				高等科	合計
	本校	犬走分校	船ノ原分校	計		
明治36	408	49	34	491	107	598
37	326	96	56	388	139	527
38	335	54	52	441	150	591
39	336	51	50	437	159	596
40	315	65	42	422	170	592
41	430	68	44	542	73	615
42	498	56	40	594	67	661
43	555	50	42	647	66	713
44	597	47	35	679	80	759
45	591	44	34	669	67	736
大正2	576	50	39	665	60	725
3	595	58	42	695	80	775
4	578	56	42	676	87	763
5	591	51	48	690	98	788
6	593	49	33	675	99	774
7	581	46	38	665	98	763
8	559	46	38	643	89	732
9	562	48	29	639	123	762
10	560	52	28	640	125	765
11	552	45	27	624	127	751
12	552	50	32	634	110	744
13	539	48	34	621	123	744
14	547	43	26	616	135	751

項 / 年度	尋常小学校				高等科	合計
	本校	犬走分校	船ノ原分校	計		
大正15	543	34	30	607	147	754
昭和2	550	46	31	627	141	768
3	557	43	23	623	124	747
4	563	48	32	643	129	772
5	567	52	28	647	134	781
6	588	48	31	667	135	802
7	602	48	38	688	127	815
8	617	48	31	696	149	845
9	650	51	26	727	162	889
10	633	46	26	705	175	880
11	643	40	21	704	179	883
12	458	35	17	510	169	679
13	620	35	26	687	189	876
14	597	44	29	670	196	866
15	598	43	24	665	198	863
16	610	43	24	677	193	870
17	684	39	22	745	177	922
18	649	40	21	710	167	877
19	725	44	26	795	172	967
20	813	44	27	884	195	1,079
21	797	44	35	876	210	1,086

項目 / 年度	本　校	犬走分校	船ノ原分校	計
昭和22	803	53	34	890
23	812	58	24	894
24	780	58	29	867
25	786	57	36	879
26	803	47	33	883
27	766	39	28	833
28	748	42	30	820
29	766	49	54	869
30	769	53	59	881
31	804	56	59	919
32	826	60	65	951
33	867	56	60	983
34	869	57	53	979
35	942	51	46	1,039
36	819	41	46	906
37	756	36	41	833
38	698	36	40	774
39	676	31	44	751
40	624	30	33	687
41	593	32	33	658
42	542	26	32	600
43	525	27	30	582
44	485	29	31	545
45	456	27	30	513
46	467	26	29	522
47	467	25	27	519
48	470	24	28	522
49	477	20	20	517
50	466	21	24	511
51	454	19	24	497

・学校沿革史による

(二)　住吉小学校・山内西小学校

1、学校沿革の概要

年度

明　七　宮野尋常小学校創設。

明　八　船立尋常小学校創設。

明　九　大野に校舎を建築し、住吉尋常小学校と称する。

明一九　宮野・大野両校を合併し、宮野尋常小学校とし、大野校は分校とする。

明二〇　立野川内尋常小学校を尋常立野川内小学校と改称する。

明二五　立野川内尋常小学校と改称。

明二六　宮野尋常小学校が再び分離し、宮野尋常小学校と大野小学校となる。

明三二　宮野尋常小学校を住吉尋常小学校と改称。

明三四　二小学校を合併し、住吉尋常高等小学校と改称。

山内西小学校

明三七　住吉校、立野川内校が竣工、新築落成式を行う。
明三八　立野川内校が立野川内尋常高等小学校となる。
明四三　立野川内校に農業補習学校が附設される。
明四五　立野川内校の高等科は住吉校へ通学。
大　三　住吉校の校旗寄贈、農業補習学校設立。
大　五　住吉校で剣道教育はじまる。
昭　五　黒髪山にて林間学校をはじめる。
昭　九　住吉校と立野川内校とを合併して住吉尋常高等小学校とす。
昭一〇　新校舎を起工。
　農業青年学校設立。
昭一一　新校舎落成、立野川内校は分校となる。
昭一三　奉安殿ができる。
昭一五　紀元二千六百年記念行事として、中庭を造園。
　相撲場を造る。
昭一六　住吉村国民学校となる。
昭一七　県指定援護教育発表会を開く。
昭二二　住吉村立住吉小学校となる。

帽　章

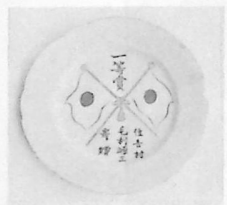
大正15年部運動会で贈られた額皿

立野川内分校

昭二六　奉安殿とりこわし。
昭二九　両村合併により山内村立山内西小学校となる。
　創立八十周年記念式典。
昭三五　県研究指定校（国語・二か年）。
昭三九　完全給食開始。
　子供信用組合大蔵大臣、日銀総裁より表彰。
昭四〇　特殊学級を設ける。
　くろかみ学園落成。
昭四一　くろかみ学園三学級で発足。
昭四二　校旗寄贈（金丸辰一郎氏）さる。
昭四三　全教室にストーブ取り付け。
　皇太子殿下くろかみ学園へ行啓。
昭四五　プール完成（一、二〇七万円）
昭五〇　百周年記念式典。

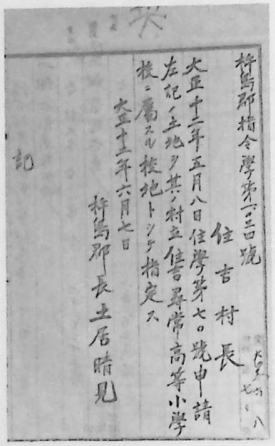
校地として許可された指令文

大正15年度卒業生

2、校章・校旗・校歌

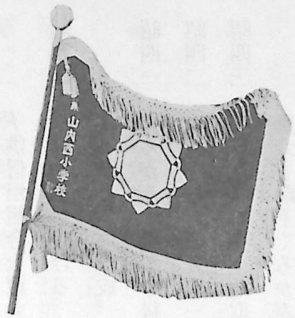

3、歴代校長

初代からの校長名は確かな資料がないので、三校合併以後の歴代校長名を記することとする。

(1)　住吉小学校（合併前）

長沼	利郷	明三四、	四～明三七、	三	山口	仙一	明三七、	四～明四一、	一二
力安徳太郎		明四一、	一二～明四二、	九	西川	利八	明四二、	九～明四四、	四
山崎鉄一郎		明四四、	四～大 二、	三	神宮	広逸	大 二、	三～大一一、	三
森	勝政	大一一、	三～大一五、	三	大串	正八	大一五、	三～昭 四、	三
馬場	金吾	昭 四、	三～昭 五、	三	緒方	広太	昭 五、	三～昭一〇、	三

(2)　立野川内小学校（合併前）

樋渡三右エ門		明三七、	四～大 二、	三	早田	祐恒	大 二、	三～大 四、	三
森	豊太郎	大 四、	三～大 五、		久原	瑳録	大 六、	三～大 八、	三
津山	彦七	大 八、	三～大一〇、	三	納富	長太夫	大一一、	～大一三、	三
緒方	広太	大一四、	～昭 五、	三	吉岡	喜助	昭 五、	三～昭 七、	三
岩永	覚二	昭 七、	三～昭 九、						

(3) 住吉小学校（合併後）

山口	四郎	昭一〇、	三～昭一八、 三
宮崎	繁樹	昭二一、	四～昭二二、 三
山口	正義	昭二四、	四～昭二九、 三
山口	与志雄	昭三四、	四～昭四〇、 三
田中	善作	昭四一、	四～昭四五、 三
国平	正男	昭四八、	四～昭四九、 三
原田	友雄	昭一八、	四～昭二一、 三
平山	正義	昭二二、	四～昭二四、 三
松尾	政好	昭二九、	四～昭三四、 三
樋渡	正暲	昭四〇、	四～昭四一、 三
馬渡	恒蔵	昭四五、	四～昭四八、 三
川内	龍馬	昭四九、	四～

4、児童数の変遷

住吉尋常高等小学校児童数

項目 / 年度	尋常科 男	尋常科 女	尋常科 計	高等科 男	高等科 女	高等科 計	合計
明 36	197	243	440	78	22	100	540
37	150	171	321	76	22	98	419
38	149	170	319	82	28	110	429
39	148	168	316	71	26	97	413
40	166	152	318	80	20	100	418
41	208	154	362	27	7	34	396
42	217	183	400	27	5	32	432
43	204	209	413	30	3	33	446
44	202	239	441	26	6	32	473
45	191	213	404	41	12	53	457
大 2	170	203	373	53	16	69	442
3	180	194	374	60	16	76	450
4	181	201	382	47	14	61	443
5	185	193	378	42	23	65	443
6	198	177	375	36	23	59	434
7	196	176	372	41	23	64	436
8	187	191	378	56	20	76	454
9	169	191	360	77	23	100	460
10	161	178	339	73	23	96	435
11	157	177	334	61	22	83	417
12	153	179	332	73	33	106	438
13	164	193	357	30	45	75	432
14	174	187	361	51	25	76	437
15	190	176	366	49	42	91	457
昭 2	200	192	392	58	42	100	492
3	203	211	414	64	35	99	513
4	195	201	396	64	37	101	497
5	204	201	405	66	41	107	512
6	205	202	407	62	48	110	517
7	208	206	414	56	47	103	517
8	213	196	409	60	49	109	518
9	201	190	391	57	68	125	516

住吉、立野川内、両小学校合併後（立野川内分校も含む）

項 / 年度	尋常科			高等科			合計
	男	女	計	男	女	計	
昭10	312	304	616	71	58	129	745
11	315	301	616	83	60	143	759
12	301	305	606	94	61	155	761
13	292	303	595	91	52	143	738
14	305	311	616	85	58	143	759
15	315	298	613	75	63	138	751
16	307	282	589	81	71	152	741
17	318	274	592	92	63	155	747
18	318	273	591	75	60	135	726
19	338	295	633	68	63	131	764
20	301	296	597	93	77	170	849
21	338	350	688	94	73	167	855

※　昭和20年度の立野川内分校の尋常科82人の男女別不明につき表の人数に加えていない。

新制小学校以後

年度	男	女	計	年度	男	女	計
22	342	365	707	37	380	358	738
23	312	357	669	38	375	349	724
24	341	344	685	39	362	333	695
25	333	342	675	40	354	306	660
26	319	341	660	41	339	300	639
27	312	311	623	42	322	282	604
28	298	284	582	43	314	262	576
29	319	295	614	44	301	254	555
30	342	324	666	45	288	242	530
31	371	334	705	46	264	232	496
32	409	346	755	47	244	226	470
33	441	379	820	48	234	217	451
34	440	411	851	49	222	216	438
35	435	393	828	50	206	214	420
36	427	379	806	51	210	205	415

※　くろかみ学園を除く

5、教育予算

教育予算については、現在の組織、運営と異なる点が多いので比較対照とすることは困難であるが、終戦前後の住吉小学校の予算を村予算と比較するとつぎのようである。

単位　円

年　度	村　予　算	小学校予算
昭和16	31,280	6,626
17	47,548	7,473
18	38,115	7,069
19	50,166	5,212
20	49,866	8,579
21	54,772	9,211
22	357,709	58,583
23	1,511,282	161,979
24	3,020,258	279,614
25	4,498,080	560,634

※　学校改革史による

(三)　山内中学校

1、山内中学校の沿革の概要

(1)　中通中学校の沿革（山内東中学校を含む）

年度

昭二二　中通中学校開校。
昭二三　五教室新築落成。
　　週五日制研究の県指室を受く。
昭二四　天皇陛下の行幸を受く。
昭二七　村営プール（河川利用）開きと水泳大会。
昭二八　校歌制定。
　　優良子供信用組合として県信連の表彰を受く。
昭二九　山内東中学校と校名変更。
昭三二　創立十周年記念式典挙行。
昭三三　統合により山内東中学校を廃止。

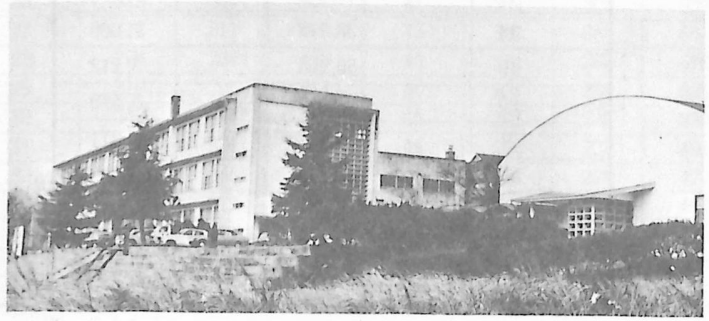

山内中学校

(2)　住吉中学校（山内西中学校を含む）

昭二二　住吉中学校開校。
昭二三　県委嘱研究発表会。
昭二四　天皇陛下の行幸を受く。
昭二七　校舎建築起工式。
昭二九　山内西中学校と校名変更。
　　県指定研究委嘱を受く。
昭三二　創立十周年記念式典挙行。
昭三三　統合により山内西中学校を廃止する。

(3)　山内中学校

昭三四　開校式。（旧山内東中学校を東校舎、旧山内西中学校を西校舎と呼ぶ）
昭三四　校舎建築起工式。
昭三五　校舎竣工。（五、七六六万円）
　　衛生統計指定校となる。
昭三六　体育館落成。

給食準備

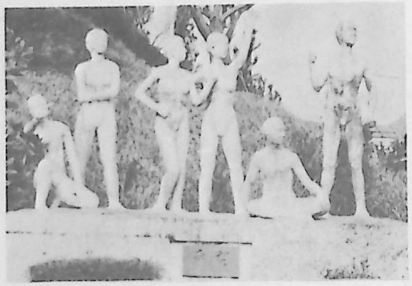

希望の像

昭三七　校歌制定。
昭三八　給食室完工　給食開始。
　　緑化コンクール優秀校表彰。
　　希望像完成。(卒業記念)
昭三九　給食センター設置により、校内調理をやめる。
昭四一　特別教室落成。(四四〇万円)
昭四二　特殊学級開設。
昭四四　県指定研究委嘱を受く。(社会科)
　　ＰＴＡ県表彰。
昭四五　教職員による宿直廃止、警備員制となる。
　　県指定研究発表会。(社会科)
昭四九　日宿直代行員制度を廃止し、ガードマン制となる。

2、校章・校旗・校歌

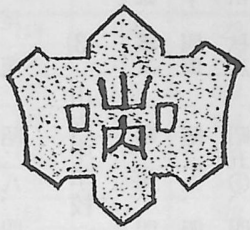

校　歌

中島哀浪作詞
陶山　聡作曲

力強く堂々と　♩＝104～108

一、朝日さす希望の光
　われらを招く神六の
　山が励ます朝の声
　今日も学ばん鳥海川
　流れてやまぬ水のごと
　不断のちから身にしめて
　行け学習の道楽し

二、うらわかき名も黒髪の
　山の子われら皆強し
　呼べばこたえる山のごと
　共にきたえん雲を呼ぶ
　天童岩の声をきけ
　その逞しさ身に享けて
　行け鍛錬の道峻し

三、おのずから山の花咲く
　人にたよらぬ信念の
　句をこめしちからもて
　共に進まんかたよらぬ
　希望が丘の名に負いて
　山内中学栄えあれ
　行け修養の道遠し

3、歴代校長

(1) 中通中学校

福田　祐一	昭二二、四～昭二五、三	
諸岡　隆次	昭二八、九～昭三四、三	

(2) 住吉中学校

高田　俊治	昭二二、四～昭二五、三	
松尾　茂	昭二八、四～昭三四、三	

(3) 山内中学校

武雄　鐵次	昭三四、四～昭三六、三	
山下　四郎	昭三九、四～昭四八、三	
小川　秋次	昭五〇、四	
高田　俊治	昭二五、四～昭二八、九	
浦川　正敏	昭二五、四～昭二八、三	
東島　肇	昭三六、四～昭三九、三	
馬渡　恒蔵	昭四八、四～昭五〇、三	

4、生徒数の変遷

年度＼項	中通中学校			住吉中学校		
	男	女	計	男	女	計
昭和22	142	153	295	118	104	222
23	190	190	380	165	137	302
24	204	213	417	167	145	312
25	208	215	421	183	160	343
26	205	204	409	165	170	335
27	213	191	404	159	185	344
28	222	192	414	151	178	329
29	227	205	432	184	145	329
30	214	216	430	172	175	347
31	209	211	420	174	174	348
32	209	210	419	169	159	328
33	196	190	386	149	141	290

年度＼項	山内中学校		
	男	女	計
昭和34	333	314	647
35	372	363	735
36	423	417	840
37	483	451	934
38	485	425	910
39	481	409	890
40	441	407	848
41	432	391	823
42	412	379	791
43	365	343	708
44	330	340	670
45	309	320	629
46	316	306	622
47	314	292	606
48	306	256	562
49	286	247	533
50	260	224	484
51	264	238	502

・くろかみ学園は除く

・学校沿革史による

五、社会教育

(一)　社会教育の歩み

1、通俗教育時代（明治十九年ごろから大正十年ごろまで）

社会教育ということばが一般的に使われ出したのは大正末期のことである。教育を学校教育、社会教育、家庭教育の三面から考えるならば、社会教育は「学校」という組織以外での教育ということができる。

明治維新後は、文明開化による欧化主義と、それに反発する国粋主義など、一般国民に対する啓蒙運動や教化活動がさかんになった。

明治十年代にはそうした教化活動を「通俗教育」とよばれるようになった。

通俗教育とよばれた時代に、積極的に取り組んだのは、義務教育を了えた青少年に対する教育であった。一つは実業補習学校制度であり、もう一つは青年団体に対する指導である。

明治二十六年（一八九三）の実業補習学校規程の公布によって、「小学校教育の補習と職業に要する知識技術」を授けるために、工業・商業・農業のいずれかの科目を指導することになっていた。

青年団体については、江戸時代からの若衆組、若連中の伝統を受け継いだので、どの地方にも何らかの形で青年の組織はあった。特に農村では「夜学校」の教育が行われた。明治四十三年には全国から二、〇〇〇

名の青年が名古屋に集まって全国青年大会が開かれている。

大正時代にはいると、実業補習学校、青年団活動は全国的に普及すると共に、他の成人団体の活動もさかんになった。また、大正十年から「通俗教育」ということばが「社会教育」と改められた。

2、戦前の社会教育（大正十年ごろから昭和二十年まで）

大正十年（一九二一）に文部省官制が改正されて、はじめて「社会教育課」が設けられたのであるが、その時の事務分掌によると次のようになっている、

- 図書館及び博物館に関すること。
- 青少年団体及び処女会に関すること。
- 成人教育に関すること。
- 特殊教育に関すること。
- 民衆娯楽の改善に関すること。
- 通俗図書認定に関すること。
- 特殊教育を別にすると、今日の社会教育の内容に近いものとなっている。これ以後社会教育の発展は次第に進められるのであるが、昭和四年に「社会教育局」として昇格し、その所掌する事務内容は次のとおりであった。
- 青少年団体関係に関する事項。

- 青年訓練所に関する事項。
- 実業補習学校に関する事項。
- 図書館に関する事項。
- 博物館その他観覧施設に関する事項。
- 成人教育に関する事項。
- 社会教化団体に関する事項。
- 図書の認定および推薦に関する事項。
- その他社会教育に関する事項。

昭和六年（一九三一）の満州事変を契機として、国状は軍国主義、国家主義の方向に傾き、日華事変によって戦時体制の色合いが強くなった。各種団体は、国民精神総動員運動の推進を担うこととなり、諸団体の長には知事、郡長、学校長がなった。特に婦人団体の活躍はめざましく、大日本連合婦人会、愛国婦人会、大日本国防婦人会が大同団結して大日本婦人会が結成された。

3、戦後の社会教育

太平洋戦争後の社会教育は、学校教育の振興のようには進まなかった。とくに経済・社会の混乱によって成人の学習活動の場が失われたのであるが、青少年団体、婦人団体など団体組織の活動はいち早く起こっていった。

そうした中で、文部省の指導によって「公民館」の設置が進められ、ここを拠点として成人教育がなされたのであるが、以前の部落常会の場としての意識が強く、教育の場とするには相当の年月を要した。

戦後の団体としての特色は「ＰＴＡ」の全国普及である。本来の目的にそった活動が続けられているとは言えない面もあったが、しだいにその役割に目ざめていった。

昭和四十年代に入って、社会・経済・文化の変化によって社会教育の様相も変わっていったが、四十六年の「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」の答申によって、社会教育の重要性が叫ばれるようになった。従来のように義務教育を終了したときの知識、学力では、激しい社会構造の変化に対処できなくなり、人間は生涯にわたって学ばねばならないとする、いわゆる「生涯教育」の必要性が認められるようになったのである。

今日の社会教育は、成人教育としての、婦人団体の活動、家庭教育、ＰＴＡ活動、高令者教育、同和教育や「青年学級振興法」による青年学級、子どもクラブ、少年団体の活動など、その学習活動の分野は広く行われるようになった。

佐賀県ＯＬパーマネント・コース
（出発点・黒髪神社下宮社）

(二)　山内町の社会教育

1、子どもクラブ

戦前は、少年の団体は大日本少年団という名でよばれていたが、それは非行防止対策としてのものであった。

鳥海児童館の玄関

戦後、山内町は、いち早く子どもクラブの結成につとめ、部落単位の子どもクラブが誕生した。もちろん、それは子どもクラブ本来の目的である学校教育でなし得ない少年の教育としてではなく、防犯協会とのつながりの強いものではあったが、指導をする親の苦労は大変なものであった。

宮野子供浮立

中でも、宮野子どもクラブは、地域に古くから伝わっている銭太鼓と荒踊りを伝承しようとつとめ、長年の活動が認められて数々の表彰をうけている。また、鳥海子どもクラブは、読書運動によって非行を防止しようと、鳥海天満宮境内に「児童館」を設立して、子ども読書活動、あいさつ運動等を続けている。その活動によって、

昭和四十八年に毎日新聞社より表彰された。

現在は七十七部落の全ての子どもクラブが、クラブ旗をつくり、夏休みの海水浴、キャンプ、毎月の例会、誕生会など実施している。

2、青年教育

(1)農業補習学校

小学校教育を終えた者に対しての教育は、小学校教育の補習としてばかりでなく、職業上の知識技能の修得という点から必要視された。明治の初めから各部落に青年夜学校が設けられて、小学校の教員などがその指導にあたったが、成績をあげるところまでには至らなかった。明治三十五年の文部省令によって、実業補習学校（山内の場合は農業補習学校）の設立がすすみ、大正時代になってほとんどの町村に設立された。

山内町の場合の設立状況・運営等については資料がなく確かなことを記すことはできないが、『佐賀県教育五十年史下編』（昭和二年発行）によると、杵島郡の町村数二十三に対し、二十三の学校が設立され、生徒数一、七九六人、経費九、九九〇円であったという記録があるので、中通、住吉ともに大正初期にはあったといわれているが、くわしい資料がない。（立野川内校には明治四十三年、住吉校には大正三年に農業補習学校を付設したという。）

(2)青年訓練所（公民学校）

青年教育に真剣に取りくみはじめたのは日露戦争後のことであった。実業（農業）補習学校の普及発達は大正年間に入って更に進んだ。大正三年（一九一四）第一次世界大戦後の青年の精神的不健康さを憂慮し、また、国際的緊迫から「青年の心身を鍛練して国民の資質を向上せしむるを以て」という目的で大正十五年に設立されたのが青年訓練所（公民学校）である。

四か年の間に、修身、公民科一〇〇時間、普通学科二〇〇時間、職業科一〇〇時間、教練科四〇〇時間というものであった。しかも修身、公民科と教練が必修とされ、教練修了者には、軍隊期間短縮の特典が設けられていたことは軍事教育の出発でもあった。住吉農業補習学校、公民学校時代の教練指導員の中には、力安剛、樋渡太平らがいた。

(3)青年学校

これまでの青年教育は、実業補習学校と青年訓練所とが両立し、どちらも同じ年齢の青年を対象としていたため、二重学籍をもっていた者が多かったので、これを一本化して教育を一段と強化するため、昭和十年（一九三五）「青年学校令」が公布されて実業青年学校が誕生した。（学校令として新設されたものであったが、文部省では社会教育の一部としていたので社会教育の分野に位置づけた。）

その課程は、普通科二年、本科男子五年、女子三年とし、研究科一年、専修科（年限なし）の四段階に分かれていた。尋常小学校卒業者は普通科、高等小学校卒業者は本科に入れた。普通科は修身、公民科、普通

学科、職業科、体操科であったが、本科になれば、体操科に代わって教練科（女子は家事、裁縫）が実施された。昭和十四年からは、普通の第一学年から年を追って一学年ずつ義務制とされた。

この実業青年学校は、両村とも小学校に併設して、校長は小学校長の兼任とし、教諭は専任をおいたが、不足分は小学校訓導を兼任させて補足していた。また、実業青年学校として企業内青年学校もあったが、両村の青年たちは有田で勤務する者もいたので、香蘭社などの青年学校を卒業した者も多い。

山内町青年祭（昭和51年）

3、青年団

農村では若者を「わっかもん」といって、冠婚葬祭や風俗、習慣による伝統的な行事に、この「わっかもん」が従事していた。明治の終わりに、各部落に青年クラブができてからは、そこで寝起きを共にしていた。この各部落ごとの若者衆を村全体のまとまりとして連合させたのが青年団である。結成当時のことは、『佐賀県教育五十年史下編』によると次のようである。

団名	創立年月	団員数	支部数	団長 氏名	団長 職名	経費	備考
武雄町青年団	大正元、九	一六八	一一	本山壮三郎	村長	七〇、年円〇〇	
朝日村　仝	大正三、一〇	一八二	八	森　豊太郎	校長	五〇、〇〇	
若木村　仝	四四、四	一二八	一一	太豆直一	仝	七〇、〇〇	
武内村　仝	四五、七	二四五	六	力安徳太郎	仝	一八七、一三	
住吉村　仝	四五、二	一四五	五	森　勝政	仝	四〇、〇〇	
中通村　仝	四五、四	二八〇	六	吉原太左エ門	仝	七〇、〇〇	外ニ会費ヲ春秋二期各人ヨリ十銭宛徴集
西川登村仝	四三、八	二五〇	七	清水好市	校長	三〇、〇〇	
東川登村仝	四四、五	二三〇	五	馬場喜代次	仝	一一二、〇〇	
橘　村　仝	大正二、一	二四六	一二	田代要一郎	村長	七〇、〇〇	

この表にもあるように、町村長や小学校長が団長になったが、これは青年団活動の重要性とあわせて、青年団を教化団体として、思想の統一をはかる意図もあったのである。

大正、昭和にかけての青年教育の場は、部落ごとにあった青年クラブであった。先輩・後輩の道もここで自然のうちに教えこまれたし、部落夜警などの活動も行った。更には、冠婚葬祭の下働きなども青年の任務とされ、結婚式の進行や、「長持歌」や「かまぶたかぶせ」なども青年の手で行われた。

戦後の青年団は、いち早く結成されたが、『杵島郡便覧』（昭和二十九年）には次のような記録がある。なお、その後の活動記録は不明である。

◎住吉村青年団　住吉村大字宮野　電話二三乙

創立　明治三十五年一月十五日、（終戦後の改組は昭和二十二年と思われる）

性格、使命、事業概要前掲仝様省略

組織　団長1　副団長4　会計2　部長4　団員196　計307

団長　大宅孝、副団長松尾重保、仝坂口竹次郎、会計浦春男、体育部長松尾光義、産業部長森次男、文化部長多久島司、婦人部長朝重百合子、各支部（七支部）に支部長を置く

◎中通村青年団、中通村大字鳥海中通公民館内

創立　昭和二十二年四月

組織　団長1　副団長2　会計2　部長5　支部長6　監事2　団員180　計201

団長　松尾誠、副団長中野麓、仝吉原光代、会計橋口泰、仝大野行江、総務部長中野麓、文化部長溝上富一、体育部長前田英久、産業部長山下仁次、婦人部長山領美代子、監事藤井敏雄、仝秀島梅子、支部長犬走中野麓、仝永尾梶原十郎、仝踊瀬梶原正信、仝鳥海前田英久、仝三間坂都知木隼人、仝船ノ原永尾又次

※　戦前の創立は両団とも明治四十五年という説もある。

4、女子青年団

戦前の青年団は男女別々に結成されていた。とくに女子青年団の活動目的は、結婚前の婦徳の道を学ぶことであったが、家事、調理の実習なども行われた。また、女子青年団員の結婚のときは、結婚式の下働きはもちろんのこと、男子青年団と同じく式の進行も行った。

戦前の女子青年団員の結婚式では、次のような賞状形式の婦徳心得を新婦に告辞として渡していた。

両村合併以後の歴代団長は次のとおりである。

初代	大宅　孝	昭二九、四～二四、三
二代	山下　実	三四、四～三五、三
三代	樋口定男	三五、四～三六、三
四代	知北一男	三六、四～三七、三
五代	馬場辰次	三七、四～三八、三
六代	小島厚美	三八、四～四〇、三
七代	中山正敏	四〇、四～四二、三

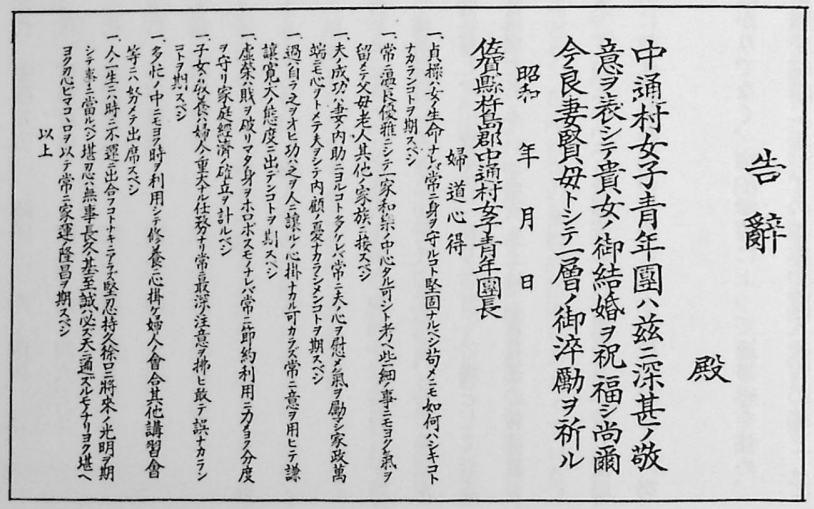

告辭

殿

中通村女子青年團ハ茲ニ深甚ノ敬意ヲ表シテ貴女ノ御結婚ヲ祝福シ尚爾今良妻賢母トシテ一層ノ御淬勵ヲ祈ル

昭和　年　月　日

佐賀縣若鄙中通村女子青年團長

婦道心得

一、貞操ハ女子生命ナレバ常ニ身ヲ守ルコト堅固ナルベシ苟モ如何ハシキコトナカランコトヲ期スベシ

一、常ニ慎ミ恭倹雅シテ一家和楽ノ中心タル可シト考ヘ些細ノ事ニモヨク氣ヲ留メテ父母老人其他家族ニ接スベシ

一、夫ノ成功ハ妻ノ内助ニヨルコトタルヘバ常ニ夫ノ心ヲ慰メ氣ヲ勵シ家政萬端ニ心ヲトメテ夫ヲシテ内顧ノ憂ナカラシメンコトヲ期スベシ

一、過ヲ自ラ之ヲ改メヒ功ハ之ヲ人ニ譲ル心掛ケ可カラズ常ニ意ヲ用ヒテ謙譲克ク人ノ態度ニ出デンコトヲ期スベシ

一、虚栄ニ賊ヲ啓リマタ身ヲホロボスモノナレバ常ニ節約利用ニ力ヲヨク分度ヲ守リ家庭經濟ノ確立ヲ計ルベシ

一、子女ノ教養ハ婦人重大ナル任務ナリ常ニ最深注意ヲ拂ヒ敢テ誤ナカランコトヲ期スベシ

一、多忙ノ中ニモヨク時ヲ利用シテ修養ニ心掛ケ婦人會合其他講習會等ニハ努メテ出席スベシ

一、人ノ一生ニハ時ニ不遇ニ出合フコトナキニアラズ堅忍持久徐ロニ將來ノ光明ヲ期シテ事ニ當ルベシ堪忍ノ心無事長久ノ基至誠以テ夫ニ通ズルモノヨク進ヘヨク忍ビヨコロヲ以テ常ニ家運ノ隆昌ヲ期スベシ

以上

八代　森　章　昭四二、四～四三、三
十代　坂口隆教　四四、四～四五、三
十二代　浦　竜馬　四六、四～四七、三
十四代　杉原鶴雄　四八、四～四九、三
十六代　牟田泰範　五〇、四～五一、三
九代　中原邦広　昭四三、四～四四、三
十一代　梶原政美　四五、四～四六、三
十三代　水田信也　四七、四～四八、三
十五代　杉原豊喜　四九、四～五〇、三
十七代　坂口竹春　五一、四～現在に至る

5、永安道場

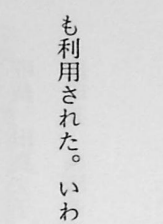

永安道場の標札（戦後は中通中学校の門札となった）

昭和十四年（一九三九）、ときの下義雄中通小学校長らが中心になって、犬走馬場野にあった中野氏の私宅を、今の希望が丘児童園の南側に移して、青年の「宿り学習」の場としてつくられたのが永安道場である。「永安」とは二宮尊徳の報徳教の中にある「永安」をとってつけられたものである。

当時の中通村は、「経済更生指定村」「教化指定村」になっていたので、各部落の実行組合を学校、役場、農協が三者一体となって指導して廻っていたのであるが、特に教化運動推進のために、小学校の教師らの努力によって「永安道場」はつくられたのであった。

青年たちは、この道場で講義を受けたり討論したりするばかりでなく、宿泊学習によって連帯感を強め、挙国一致の精神を教えられた。そのほかにも、村落の風俗習慣や結婚についての指導や成人教育の場として

も利用された。いわば今日の公民館のようなもので、戦前の社会教育の施設として画期的な存在であった。

6、婦　人　会

婦人の団体が組織化されたのは昭和六年頃からはじまった「主婦会」が最初である。主婦会は、当時の小学校との結びつきが深い。小学校上席女教員が庶務会計を司どり、母親教育の全般的指導にあたっていた。主婦会の主な行事としては、講話会、家庭教育懇談会、衣食住改善、学校参観、孝子節婦表彰などであった。

昭和十二年の上海事変を境にして、戦時体制となり、主婦会も「愛国婦人会」にきりかえられ、その活動として皇軍慰問、軍人遺家族慰問、慰問袋や千人針づくり、戦傷病院労力奉仕などが盛んに行われ、男子の出征のあとの銃後を守る中心として大きな力を発揮した。戦争が激しくなるにつれて、呼び名も国防婦人会となり、竹槍を持って訓練を受けたり、消火バケツリレーの訓練をしたりすることが日常の活動となった。

終戦と新憲法によって、女性の社会的地位が大きく前進するとともに、婦人会の活動も社会奉仕、慰問といった他とのつながりだけでなく、自己研修を目的とするようになった。戦後の婦人会は他地域より早く結成されたのであるが、『杵島郡便覧』によるとつぎのようになっている。

◎住吉村婦人会　住吉村大字大野
創立　昭和二十二年四月一日発足
使命
1　会員の教養を豊かにし相互の親睦をはかる。

2　社会福祉事業その他諸団体との連絡を密にしその活動に協力する。
3　家庭生活並びに社会生活の研究につとめ生活改善の実をあげる。
4　女性の地位を高め平和な文化国家の建設につとめる。

事業概要

1母親学級　2幹部学級　3時局講演会　4料理講習会（農事、衛生、和裁洋裁講習会）
5養老院孤児院慰問　6成年式　子供の日　老人の日の料理接待　7招魂祭　母の日
8ボロの回収

会長緒方ヤス　副会長樋口ヒサ　同古賀ノブ子　同多久島スエ
支部長樋口ヒサ　毛利加代　浦山アツヨ　中尾サワノ　馬場タエ子　会計古賀ノブ子　樋口ヒサ
副支部長丸田キクノ　田代文子　森某　永石ハル　松尾トミ　坂口ミワ　朝重ミネ
会長1　副会長3　会計2　部長5　班長5　会員710　計726

◎中通村婦人会　中通村中学校内電話乙二七
創立昭和二十一年八月
使命　本使命は各町村とも主旨は大同小異につき省略
事業概要　右に同じ

会長　福田ツゲ　副会長　江口ふぢ子
班長　田島文子　同山田エイ　同向門トシエ　同木須ミツエ　同木寺スミ子　同杉原ウヨ
副班長　大塚タカ子　同山田ミサエ　同山口スエ子　同稲田　同犬塚チエ子　同樋渡信子

婦人会料理講習の実習風景

会長1　副会長1　会計1　部長ナシ　班長6　会員1019　計1028

愛国婦人会が厚生省、内務省の管下であったのに対して、戦後の婦人会は文部省の管下になり、社会教育団体として活動するようになった。

両村合併以後の歴代会長は次のとおりである。

初代　緒方　ヤス　　昭二九、四～三一、三
二代　福田　ツゲ　　三一、四～三三、三
三代　丸田キクノ　　三三、四～三七、三
四代　大宅アキノ　　三七、四～三九、三
五代　丸田キクノ　　三九、四～四一、三
六代　山下スミ子　　四一、四～四三、三
七代　弦巻　ノブ　　四三、四～現在に至る

7、ＰＴＡ

戦後の民主化教育の線にそって、学校教育は、教師のみの力でなく、社会全体が十分な理解をもち協力することが望まれるという趣旨から「父母と教師の会」すなわちＰＴＡが結成された。その活動としては、

・　会員相互の研修

・青少年育成
・学校教育環境の整備

という三本柱を立てて、学校教育の協力母体となっている。山内町の小・中学校ともＰＴＡの援助によって幾多の教材教具や施設設備が整えられ、その功績は大きいものがある。

各学校別の歴代会長は、次のとおりである。

東小学校

初代	原田安男	昭二二、四～二四、三	二代	郡　邦雷	二四、四～三五、三
三代	松尾虎六	三五、四～三八、三	四代	山領　豊	三八、四～四六、三
五代	福島　登	四六、四～四八、三	六代	毛利陽子	四八、四～四九、三
七代	仏坂　忠	四九、四～現			

西小学校

初代	毛利源三	昭二八、七～三二、三	二代	川口熊雄	三二、四～三五、三
三代	黒髪教道	三五、四～三七、三	四代	坂口美磨	三七、四～三九、三
五代	前田　実	三九、四～四〇、三	六代	土許三郎	四〇、四～四一、三
七代	丸田義行	四一、四～四七、三	八代	樋渡　寛	四七、四～五〇、三
九代	中山得雄	五〇、四～五一、三	十代	川口重利	五一、四～現

中学校（合併後）

初代	草場一良	昭三五、四～三六、三	二代	川口熊雄	三六、四～四〇、三

三代	古賀邦男	昭四〇、四～四一、三	四代	吉田　栄	四一、四～四二、三
五代	知北直起	四二、四～四三、三	六代	黒髪治則	四三、四～五一、三
七代	樋渡　寛	五一、四～現			

8、公民館

公民館は、昭和二十一年「公民館の設置運動について」という文部省次官通達によって設置が進められていった。

黒髪大学（山内町高令者学級を「黒髪大学」と命名、各部落の役員がその生徒となっている。

最初のうちは、部落の集会所を巡回しての映写教育が行われたが昭和二十四年に「社会教育法」が誕生して、社会教育主事の規定が設けられ、山内町でも条例によって設置されるとともに、各界代表による公民館運営審議会が発足した。『杵島郡便覧』によると公民館役員及運営審議委員は次のようである。

住吉村			
館　長	樋口　好馬	分館長	山下　安正
分館長	山口　四郎	〃	力安　剛
分館長	井上　鶴馬	〃	坂口　善八
委員長	樋口　好馬	〃	浦川　正敏

神社・寺院

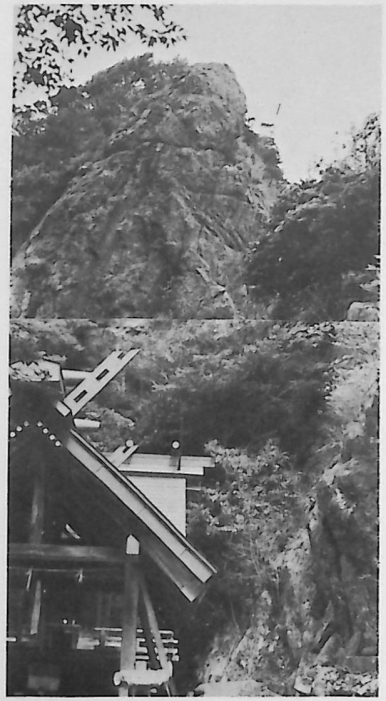

黒髪神社上宮

小学校代表　山口　正義　　中学校代表　松　尾　茂

中　通　村

館　長　草　場　隆　　分館長犬走　川内　岩雄　　踊　瀬　橋口　儀一

永　尾　秀島勇一郎　　鳥　海　木須　常次　　三間坂　犬走　忠作

船ノ原　沢井　寅雄

運営審議会委員

委員長　木　須　泉　　副委員長　山口　敬一　　学校代表　諸岡　隆次

学校代表　浦郷　八郎

団体代表　松尾正治、井手繁一、樋渡一男、松尾寅六、山口虎次、鈴田静夫、松尾　誠、福田ツゲ、藤瀬哲則、郡　邦雷、浦川正敏、山領恭一、堀　源平、下　健一、

永尾公民館（永尾区は町内で最も早く〔S.43.4〕近代的に新築した。）

現在の公民館は、浦郷八郎教育長が館長を兼任し、社会教育主事を置いているが、その活動領域は社会教育団体としての婦人会、PTA、青年団、子どもクラブの指導や公民館事業として、高齢者に対しては「黒髪大学」講座、主婦に対しては家庭教育学級、電化学級、青年学級、更には社会体育と多岐にわたっている。

公民館活動の活発化に伴い、各部落においては、公民館分館を新築するなどしてその活動に協力している。

神社・寺院

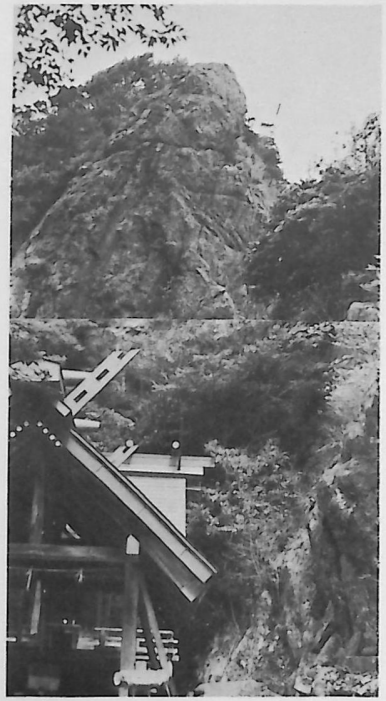

黒髪神社上宮

小学校代表　山口　正義　　中学校代表　松　尾　茂

中　通　村

館　長　草　場　隆　　分館長犬走　川内　岩雄　　踊　瀬　橋口　儀一

永　尾　秀島勇一郎　　鳥　海　木須　常次　　三間坂　犬走　忠作

船ノ原　沢井　寅雄

運営審議会委員

委員長　木　須　泉　　副委員長　山口　敬一　　学校代表　諸岡　隆次

学校代表　浦郷　八郎

団体代表　松尾正治、井手繁一、樋渡一男、松尾寅六、山口虎次、鈴田静夫、松尾　誠、福田ツゲ、藤瀬哲則、郡　邦雷、浦川正敏、山領恭一、堀　源平、下　健一、

永尾公民館（永尾区は町内で最も早く〔S.43.4〕近代的に新築した。）

現在の公民館は、浦郷八郎教育長が館長を兼任し、社会教育主事を置いているが、その活動領域は社会教育団体としての婦人会、PTA、青年団、子どもクラブの指導や公民館事業として、高齢者に対しては「黒髪大学」講座、主婦に対しては家庭教育学級、電化学級、青年学級、更には社会体育と多岐にわたっている。

公民館活動の活発化に伴い、各部落においては、公民館分館を新築するなどしてその活動に協力している。

一、神社

(一) 神社のおこり

われわれは、自然の偉大さや自然現象の不思議さに、畏敬の念を起し、あるいは感謝し、時には憎悪したりするものであるが、とくに原始社会においては、天地自然界において人間の力を超越するもの、異容な形やとくに大きなものに対して畏れ敬う心を起すものである。

このことから、これらの中に内蔵し、あるいは傍にあってこれを司どるのかと思われる大きな「力」を感じて、これを「神」と呼んで「崇める」いわゆる原始宗教が発生した。

また、霊魂の存在を信じ、更に拡大して、すべての物に霊魂を感じて粗末にしてはいけないと思い、とくに人間は、肉体は亡びても霊魂は亡びないと信じて、その加護を祈ったものである。

こうした「神への信仰」は、農民は「農業神」として崇め、「祈り」と「感謝」の行事（マツリゴト）が行われるようになった。

この祭りに、すでに弥生時代から「呪術」や「占い」なども加わって、個人から家、部落、村と、一体化した（連帯感の上に立った）祭りへと発展していった。

この祭りの場、村民集会の場が「社」であったのである。

また、こうした神（遇像神）のほかに、人間の霊魂不滅の考えから、自分の先祖はいつも自分に加護を垂

れ給うとして、氏族の祖を祭り（氏神という）、あるいはまた、あの大先輩は、われらの部落を守ってくれるとして神とあがめた（鎮守神という）。

これらの神は「現人神（あらひとがみ）」といわれるもので、前にのべた「遇像神」とは、根本的な立場や考え方は違うけれども、わが国においては皆一様に「神」として敬い奉仕してきたのである。

六世紀のはじめ仏教が伝来したが、在来の神々に対する崇敬の念は増しこそすれ、神えの信仰は失われることなく、仏教の信仰と共に伝えられ、「本地垂迹」の思想を産んで神仏混淆の世となった。

豊臣秀吉は、朝鮮の役の費用調達のため、神社の社領を召し上げたりした。徳川の江戸幕府は、秀吉程の虐待はしなかったけれども、一向に「おかまいなし」の態度であった。しかし、明治の世になって、大転換が起った。

明治政府は、天皇を「現人神」の頂点としての地位を確立し、もって中央集権の実を挙げるがために明治三年（一八七〇）「神仏分離」を令した。（近代二―㈡―1、神社と寺院の分離を参照）

同四年には、各地の神社を官幣社（別格・大・中・小）、国幣社（大・中・小）、県社、郷社、村社、無格社などの格付を行い、維持費の全額または一部を補助して、これを庇護した。まさに、「神仏分離」というより「廃仏毀釈」だといわれるもので、日本神道の再生となったのである。

しかし、第二次大戦後は、国家神道の打破と、個人の「信教の自由」の立場から、特定宗教に対する政府、自治体の援助の一切を打ちきり、祭例・祭典への強制参加を禁じて、各宗教を同じ条件のもとにおくことになった。ここに国民は、完全に「信教の自由」を得、いかなる宗教、神社、寺院からも強制的、割当的束縛をうけるようなことがなくなって現在に至っている。

㈡ 町内の神社

黒髪神社。（元郷社）

祭神　伊弉冊尊、速玉男尊、事解男尊

大祭　十月二十三日

由緒　『黒髪山本記』によれば、人皇十代崇神天皇の十六年、権現の尊号を賜わり、「黒髪三所大権現」と唱えた。と、いっているが、崇神天皇の時代を弥生時代と想定しても、その当時「権現」の称があったとは考えられない。（権現とは、仏、菩薩が衆生済度のため、その方便として権（かり）に形を現すということである）したがって、その創始は不詳とするほかはない。（中世の項参照）

黒髪神社秋の大祭（下宮社にて）

しかし、山岳信仰の霊山として、山伏や修験者たちの場として大智院とともに、少なくとも奈良時代には創始せられていたと思われ、鎮西に重きをなしていた神社である。とくに江戸時代は、武雄領主の尊崇を厚くし、当山発行の「御札」は山内十六か村に配布することを許された。

明治三年（一八七〇）大教宣布の詔によって、西光密寺と分離し、中宮および下宮とを合して黒髪神社とすることになった。

黒髪山からは「牛王宝印（ごおうほういん）」が発行されていた。このことは、紀伊の熊野神社、筑前の英彦山、日向の鵜戸

神宮、肥後の阿蘇宮などと共に、数少ない牛王宝印の発行神社であったということで、黒髪山の真価を証するものである。

牛王宝印というのは、熊野神社の祭神スサノヲノ尊を牛頭（ゴヅ）大王と称するところから「牛王」をとり、それに「宝珠」を「印」するところから牛王宝印というのである。戦国の武将や当時の大官たちの交わす重要な契約書には、必ずこの用紙を用い、若し違背するときは、一門眷族にいたるまで神罰を蒙るというのである。

黒髪山の牛王宝印は、「黒髪山宝印」の五字を主体とし、黒の字には宝珠五個を配し、髪の字には烏三羽を、山の字には宝珠一個、宝の字には宝珠一個と烏二羽、印の字には宝珠一個と烏三羽を配し、下部には蓮台がある。印刷は皆黒刷りである。

後藤貴明が大河野城主鶴田因幡守勝へ送った起請文、唐津の波多三河守親から龍造寺政家に送った起請文など、この黒髪山牛王宝印を使用してあるという。

本山は、武雄領主の祈祷所として知行を与えられていた。慶長七年（一六〇二）の知行調べには知行百石とあるが、江戸時代の「社寺寄附並社人山伏給録」には、大智院六十石、黒髪山十石、黒髪山大宮司九斗六升、黒髪山下坊一石八斗六升、松原社十五石となっている。

武雄の名匠初代丹宗沖右エ門の建築になったといわれる本堂、仁王門、宝殿。その子丹宗沖右エ門の手になる上宮宝殿、中殿、拝殿がすべて焼失してしまったのは残念である。

なお、十月二十三日の大祭には流鏑馬が行われるが、このことについては、上巻「近世二―(五)専任の射手」を参照されたい。

鳥海天満宮。（元村社）

祭神　菅原道眞

祭日　七月二十四日、十一月二十五日

由緒　天正五年（一五七七）、大河野城主鶴田因幡守勝が武雄の家臣として移住してきたので、武雄領主貴明（十九代）は、采地として鳥海村に百八十町歩（二三一二石）を与えた。

同十二年、因幡守は守護神として菅原道眞を奉祀したのがその開基である。当時の鳥海村の鎮守社は、八幡宮であったが、大河野より随従して来た家臣の平山兵部の孫平山筑後守常房が、元和七年（一六二一）に社殿を改築して鳥海村の鎮守社となした。

明和八年（一七七一）知行三石を与えられ、武雄領主の御紋章使用を許可された。

明治維新に至るまでは十一月二十五日の例祭には、武雄領主の代参があっていたという。

文化三年（一八〇六）建立の第二鳥居の額字は、二十七代茂順の筆である。

拝殿の献額に、荒踊りの絵がある。縦一六〇・横二〇〇センチメートルの大額で、明治二十四年献納のもので、重要な文化財である。

明治二十五年（一八九二）村社に列せられ、同三十三年菅公一千年記念事業として、宝殿並拝殿の造営をした。

鳥海天満宮拝殿の献額（荒踊りの絵）

平山筑後守の墓は、鳥海村字古子にあり、有名な砲術家平山醇左エ門はその子孫である。

なお、鎮守社であった八幡宮（石小倉）および慶長年間に勧請したといわれる山神（自然石）も、天満宮に合祀してある。

犬走天満宮

犬走天満宮。（元村社）

祭神　菅原道眞、武雄心命、武内宿弥

祭日　七月十八日、十二月十九日

由緒　鎮守社としての犬走明神社と信仰神としての天神社の二社があったが、大正六年、佐賀県指令第三九七八号を以って合祀許可を得、大正七年（一九一八）現在地（犬走字森）に新築移転して現在に至っている。

この合祀の際、中郷の不動尊、薬師如来、蓮和の観音菩薩、森の弥勒菩薩、川内の観音菩薩、谷の阿弥陀佛、小林の地蔵尊、岡方の薬師如来も合祀してしまった。

明治三年神仏は分離せられたのに、ここにまた合祀せらるるという、犬走部落の特殊性がうかがわれる。

合祀される以前の**犬走明神社**は、犬走の住人犬走弥太エ門（慶長の役において、虎狩りの名人として勇名を馳せた）が願主となって、武雄神社より武雄心命を祭神として勧請し、慶長六年（一六〇一）犬走村字森に建立して、その氏神とした。当時の氏子二八四戸であったと記されている。

犬走弥太右エ門の墓は、一族と共に三間坂の原中にある。

犬走天神社は、山下新左エ門が願主となり、貞享四年（一六八七）犬走村平野に菅原道眞を祀る。

三間坂鎮守大権現に武雄鍋島家から奉献せられた手水盥（宝暦四年）

第一鳥居の扁額「天満宮」は、二十七代茂順の筆であり、鳥居の銘は、享和三年（一八〇三）武雄の儒者久間主礼盛善の撰・書である。

明治三十年村社に列せらる。

山下新左エ門の墓は、犬走字蓮和にある。

三間坂鎮守大権現。（元村社）

祭神　伊弉冊尊、速玉男尊、事解男尊、武内宿弥、菅原道眞、天照大神

祭日　七月十六日、十二月十七日

由緒　明治四十五年（一九一二）一月、東光寺の権現社と津々良の津々良大明神及び各所に散在する雑社（前ノ原の天満宮、山浦の天満宮、八っ田の大神社、白水の金比羅社、茅場の大神社）とを合祀して、権現山に新社殿を建立して鎮守大権現と称し現在にいたる。

昭和十年村社に列せられた。

鎮守大権現は、東光寺の住職堯盛法印が、大壇主である武雄領主茂和（二十二代）の命により、黒髪山大権現を勧請して祀る。明暦二年（一六五六）十一月のことである。

明治三年の神仏分離によって、現在地に移転し独立した。本地仏である阿弥陀如来、薬師如来、観世音の三尊は東光寺にある。

津々良大明神は、伝説によれば、景行天皇の十八年（弥生時代の末期）津々良に巣窟する土蜘蛛「津頬」

を、武内宿弥が退治してくれたので、土地の人は鎮守の神として武内宿弥を祀ったという。（武雄本社記にもこの記事がある）

武神として尊崇あつく、東三間坂の氏神であった。

また、同時に合祀されたと思われる菅公の石小倉がある。（宝暦三年一七五三建立）その石祠の前に並ぶ小さな狛犬は、製作の年代は不明であるが、相当に古い作と思われ（恐らく石祠と同時ではなかろうか）、その出来ばえは美事なものである。

この境内には、武雄鍋島家から奉寄進された宝暦四年（一七五四）の石の手水盥や明和三年（一七六六）の鳥居をはじめ庚申塔や各種記念碑が数多く建立されている。

権現社に合祀された管公祠の狛犬

権現山の裏手の岩壁に、東光寺の法印某が、延宝九年（一六八一）に記したという「謁文」があり、文化十年（一八一三）に建てられた二十一体の石仏が、風雨にさらされて居並んでいる。

踊瀬天満宮。

祭神　菅原道眞

祭日　八月二十五日、十一月三十日

由緒　慶安四年（一六五一）東光寺五世堯盛が、鎮守の神として菅原道眞を勧請し建立したという。

境内に延宝八年（一六八〇）二月建立の皇太神宮碑がある。当時の「お伊勢参り」を想像させる。

永尾権現社。

祭神　伊弉冊尊、速玉男尊、事解男尊
（磐余彦命、輪遇実智命、宇賀魂命）

祭日　七月十五日、十二月十五日

由緒　東光寺住職覚義法印が、黒髪山大権現を勧請して、当地の鎮守神としたという。（東光寺記録）近くに七郎権現社あり。磐余彦命を祀る。

船ノ原鎮守神社。

祭神　菅原道眞、武内宿弥、應神天皇

祭日　七月三十一日、十二月十六日

由緒　黒髪山の末寺理智院に、天正十五年（一五八七）鎮守神として武内宿弥を祀る。

天和三年（一六八三）、船ノ原の住人橋口忠次郎長矩が菅原道眞を祀る天神社を創建した。

この二社に、宮地嶽大神宮（文政十年建立）と八幡宮（建立は不詳であるが文政四年建立の献燈がある）とを合して、明治四十一年（一九〇八）天満神社として新境内を造成し、社殿を新築した。

毎年、秋祭りには、県重要無形文代財「かんこ踊り」が奉納される。（かんこ踊りについては史話・伝説の項で詳述する）

大野天満宮。

祭神　菅原道眞

祭日　八月二十五日、十二月十七日

由緒　大野天満宮に関する記録が見あたらず、由緒不明であるが、その境内にある天照皇太神宮の碑は、承応三年（一六五四）建立で、町内では最も古い伊勢講碑である。宝殿と中殿は、武雄の名匠五代丹宗沖右エ門光重の作で、拝殿は、六代丹宗沖右エ門光貞が文化十四年（一八一七）に建てたものであるといわれるが、現在の社殿は改築されてその面影は残っていない。

黒尾神社。

祭神　伊弉冊尊、速玉男尊、事解男尊

祭日　八月一日、十二月

黒尾神社

由緒　下黒髪は、黒髪山の社領のあるところで、嘉禄二年（一二二六）黒髪大権現を勧請して堂宇を建立す。黒髪山第一の末社で、町内における現存する神社、寺院のうちでは、黒髪神社、大智院につぐ古社である。

一説には、武雄市朝日町の黒尾神社（祭神は武内宿弥の生母景媛）と同じだともいわれるが、祭神が全くちがうので同系の神社とは考えられない。

立野川内八幡神社。

祭神　八幡大菩薩

祭日　八月二十日、十月二十三日

由緒　悉地院二代住職尊胤法印が、万治三年（一六六〇）八幡大菩薩を勧請して、既に廃寺になっていた

安養院趾に社殿を建立したのが創始である。以来、悉地院が代々その祭祀を管掌して来たが、明治三年（一八七〇）神仏分離の令によって、八幡神社として分離独立した。

境内には、りっぱな太神宮碑（元禄十一年一六九八建立）が建っている。

以上各部落から一社をとりあげたが、この他に小部落の社があるところもある。それぞれに由緒、因縁、伝説もあろうかと思われるが省略する。

二、寺　院

(一)　仏教の流れ

宣化天皇（二十八代）の二年（五三八）、百済の聖明王は仏像、経典を天皇に献上した。

ここに、印度に興った仏教が中国、朝鮮を経てわが国にも伝わったのである。（一説には、欽明天皇の十三年五五二ともいう）

当時わが国には、前節神社の項でも述べたように、原始宗教などから発展した「神への信仰」が行われ、神の祭りは国の政（まつ）りだとして、これを「マツリゴト」と唱え、祭政一致を国是としていた。

このようなときに、仏教の教えがはいってきたので、国民の驚きもひどかったが、反面、浄土へのあこがれから欽びも大きかった。そしてそのことは、中央の実力者間における意見の相違、権勢的な対立となって、さまざまな混乱をひきおこしたのである。しかし、大多数の一般国民は、この仏教の教えを割合いにスンナ

リと受け入れて信奉したのである。

やがて朝廷は、国政統一の手段に、仏教の教えをひろめることとし、仏教を庇護するばかりでなく、積極的な仏教興隆の政策をとった。

その最も顕著なものが、天平十三年（七四一）の「国分寺、国分尼寺建立の詔」である。大和国奈良の東大寺をはじめとする全国各国々の国分寺建立が、わが国において仏教の華を咲かせる礎となったのである。

敏達天皇の七年（五七七）には、すでに経典だけではなくして、律師、禅師、仏工、寺工まで渡来していたのであるから、この国分寺建立で、仏教は短期間のうちに全国に拡まり、仏教文化の開化となったのである。

肥前国（現在の佐賀県、長崎県）の国分寺（僧寺）と国分尼寺は、佐賀郡の大和町に建てられた。昭和四十九年から二度にわたる発掘調査で、金堂、講堂はもとより境内規模からも日本最大クラスの寺院であったことが明らかにされ、その出土品は当時をしのぶ貴重な遺品が多いという。現在、国府との関係を調査中である。肥前の国分寺が、なぜ日本最大級につくられたのかは、今後の研究にまつほかはない。

このころになると、行基が唱えた「神仏同体説」が主論となり、やがてこれは、「本地垂迹説」へと発展していく。（平安時代の中期頃から）

本地垂迹というのは、日本の神は仏教でいう仏が変化してあらわれたもので、仏は神の本地であり、神は仏の教えを拡めるために、この世に現れたものである。というのである。

このことは、日本の神々よりも仏教の仏たちのほうが優位に立つことになり、また各地に於いて、寺院が神を勧請して祀ったり、神社が仏殿を建立するなどして、神官と僧侶は同居することになり、いわゆる「神

仏混淆の世」となった。

わが山内においても、黒髪山に神殿ができ（後の黒髪神社と西光密寺）、東光寺に黒髪山大権現を勧請し（現在の東光寺と鎮守大権現）、あるいは悉地院に八幡宮を祭祀（現在の悉地院と八幡神社）するなど、神仏の習合が行われた。

こうして仏教は発展興隆をとげ、教義は勿論、美術、工芸、建築などにいわゆる仏教文化の華を咲かせたのである。

室町中期頃からは、山内町内にもたくさんの寺院が建立され、あるいは小部落毎に堂宇を建立して仏・菩薩を祭り、仏教信仰の根深さをあらわしている。

黒髪山中宮趾に建てられている仏石「南無阿弥陀佛」の碑（応仁三年一四六九）をはじめとして、二十三基にもおよぶ六地蔵の石像、神社・寺院の板碑、仏碑、あるいは諸仏像に、町内における仏教の推移をうかがうことができる。（上巻町内見学㈣碑石紹介参照）

天文十八年（一五四九）キリスト教宣教師フランシスコ・ザビエルの来航は、わが国に「キリスト教の伝道」ということになるが、これがまた、単に宗教界のみならず、風俗、政治の面に大きな影響をおよぼしたのである。しかし、仏教ほどの発展は見られなかった。

とくに徳川幕府の「キリスト教禁令」によって大迫害をうけ、明治新政府も徳川幕府のキリスト教対策を承け継いだがために、キリスト教は決定的打撃をこうむったのである。

このことは、仏教ことに寺院にとっては、逆に幸いをもたらし、お寺は裕福になり、仏教は繁栄した。

明治三年（一八七〇）「神仏分離」により、神社神道は政府の保護するところとなって、神社と寺院は、

その位置を入れ替わることになった。

第二次大戦後は、仏教も、神道も、新興宗教をはじめとするすべての宗教が同一条件のもとに再出発することになったが、長年にわたる庇護に甘えて来た仏教や神道の立ち遅れが目立ち、自立経営が困難となって、他の職業と兼務したりして、副業的になっている者も多い。

(二) 町内の寺院

大智院は、佐世保に転出したが黒髪山の寺跡には「西光密寺奥ノ院」として一堂宇が現存する。

黒髪山大智院西光密寺。（準別格本山）

御本尊　薬師如来、阿弥陀如来、千手観音、
宗　派　真言宗（大覚寺派）
開　基　弘法大師（大同元年（八〇六））
由　緒　『黒髪山本記』『黒髪山大智院略史』によれば、延暦二十三年（八〇四）僧空海が、渡唐に際して黒髪山に登頂して祈誓し、大同元年（八〇六）帰朝するや再び登嶺して祈願成就を奉告し、不動尊像を爪刻し銅仏千体を鋳造して安置した。また黒髪山三所権現（伊弉冊尊、速玉男尊、事解男尊）の本地仏として薬師如来、阿弥陀如来、千手観音を奉祀し、第一仏弟子快護をして祭らしめた。

快護は、さらに中宮の神祠を建て、その下の平坦地に仏殿、護摩

堂、坊舎、厨庫を構えて西光寺と号し、真言密教の道場としたと伝えている。（空海の巡錫、登頂には、その証する証拠がなく伝説の域をでないけれども、山伏、修験者たちの修験場であったことはまちがいない。）

中興の祖といわれる法印尊覚は、京都嵯峨大覚寺宮尊性法親王の書講をつとめて親任を篤くし、大智院の称号を下賜された（正保二年一六四五）。そこで西光寺は、末寺八十余か寺を挙げて大覚寺の末派となった。これより当寺の住持を院家（いんげ）と称することを許され、その院家は法親王の格式をもって遇せられるようになったのである。

明治三年黒髪神社と分離し、同十一年火災に遇い、明治三十九年佐世保に移転して現在に及んでいる。

大智院趾にある堂宇は、現在奥ノ院と称する篭り堂と太師堂であるが、現存する仏像、仏祠、仏石などに当時の繁栄をしのぶことができる。

現在においても末寺二十三か寺を有し、この間幾多の傑僧、名僧が輩出し、町民との絆（つな）りも深い。

現在の末寺は次のとおりである。（二十三か寺）

杵島郡山内町宮野	定林寺	杵島郡山内町立野川内	悉地院
仝　三間坂	東光寺	仝　下黒髪	無動院
武雄市武内町梅野	福生寺	武雄市橘町潮見	感応院
仝　橘町大渡	勇猛寺	仝　朝日町上滝	光明寺
杵島郡北方町杉岳	大聖寺	杵島郡北方町大崎	聖恩寺
仝　志久	高野寺	仝　大町町福母	神宮寺
佐賀市大財町清心	清心院	多久市多久町東原	聖光寺

多久市北多久町茂原　天徳寺
伊万里市東山代町脇野　宝積寺
西松浦郡西有田町大木　竜泉寺
唐津市西寺町　大聖院
長崎県東彼杵郡波佐見町　東前寺

伊万里市大川内町平尾　報身寺
仝　山代町西分　天福寺
唐津市東寺町　聖持院
藤津郡嬉野町吉田　大定寺

なお、明治の廃仏毀釈までに廃絶された末寺は、次のとおりである。（廃絶の年代不順、三十四か寺）

黒髪山麓館山寺、立野川内殊載院、立野川内安養院、立野川内正覚寺、宮野瑞福寺、宮野浄土院、船原理智院、鳥海長福寺、犬走文殊寺、梅野吉祥寺、池平建福寺、武雄岩泉寺、下西山寿福寺、上西山本堂寺、川良赤尾山、富岡覚王寺、上滝荘厳寺、上滝猪熊山、鳴瀬陽保院、川上妙福堂、川古大聖寺、川上毘沙門堂、川上観音堂、川上地蔵院、川上地蔵寺、内田西光寺、花島聖賢寺、永野大円寺、高瀬宝積寺、溝上遍照寺、杉岳長照寺、神辺威光寺、五町田普門寺、伊王島長福寺

また、もと末寺であったものが、西光密寺をはなれて他宗の寺となって現存しているものも多数ある。

このように、末寺の数からも、大智院西光密寺の往時の盛況をしのぶことができる。

住吉山定林寺。

御本尊　阿弥陀如来
宗　派　真言宗（大覚寺派）
開　基　不詳
由　緒　初創当時は今の小路（古寺という）にあって創始の時期は明らかではないが、明暦二年（一六五六）には尊助法印が入寺したという（中興第一世とす）。

当寺は、黒髪山大智院の住持、僧侶ならびに一般民家の滅罪廻向（送葬儀）の寺として今日に至っている。

現在も大智院の末寺になっている。

寛文十三年（一六七三）蜂ノ巣に移転、明治四十一年（一九〇八）現在地（大智院下坊趾）に移転した。

当寺に、天正二十年（一五九二）と銘する「三如来像」がある。

寺伝では、黒髪神社下宮の本地仏と伝える。また、永禄六年（一五六二）後藤貴明発意の立願文（木板）などもある。

定林寺

東応山悉地院。

御本尊　薬師如来
宗　派　真言宗（大覚寺派）
開　基　不詳
由　緒　草創は明らかではないが、南北朝時代の元中元年（一三八四）には成窮法印住し、永禄年中（一五五八～一五七〇）は阿延法印あり、天正年中（一五七三～一五九二）快門法印住すという古刹である。

快門が黒髪山に転住したため、しばらく荒廃したが、珠載院の住

悉地院

職尊胤が、当地の代官樋渡刑部左エ門の援助を得て寛永八年（一六三一）再興したという。快門を一世、尊胤を二世として現二十世山崎俊光となっている。

万治三年（一六六〇）八幡大菩薩を勧請して安養院趾に堂宇を建ててこれを祀る。（現在の八幡神社）

大智院の末寺として現在に至っている。

なお同寺には、天正元年（一五七三）の寿銅製の燈篭をはじめ、延宝四年（一六七六）の経箱、仏具箱、元禄十六年（一七〇三）の四世円融法印自筆の版木「薬師秘法簡悉地院」など貴重な文化財が保存されている。

東光寺本堂

三間山東光寺。

御本尊　薬師如来

宗　派　眞言宗（大覚寺派）

開　基　僧正阿忍〔弘治二年（一五五六）〕

由　緒　弘法大師が巡錫されて大智院を創立せられたとき、その末寺として創建せられたというが、中興初代住職阿忍僧正をもってその開基としている。

当寺は、武雄領主の尊崇深く、仏像を献じ仏殿を修復し、江戸時代には祈祷寺として定米三石を給されていた。

明暦二年（一六五六）二十二代領主茂和の命により、黒髪山大権現を勧請して之を祀ったが、明治三年の神仏分離によって分離独立

した。（現在の東光寺と鎮守大権現）

本尊薬師如来は、安阿弥の作と伝えられ、天文十六年（一五四七）に十八代領主後藤純明が奉献安置したものである。

十九代貴明は仏殿を造営寄進し（元亀三年一五七二）、二十三代茂紀は仏像の修復につとめた（寛文七年一六六七）。

菊の紋章

「弥陀無量仏」
泉　釈　判作（永禄13年４月）

当寺に安置してある「不動明王像」および「愛染明王像」「愛染明王絵像一幅」は、ともに弘法大師の作を、五世法印堯盛が高野山登山の砌り求めて来たものであると寺伝ではいっている。

また、兼好法師撰、小倉山京極定家筆の「眞髪山紀事」という古文書がある。弘法大師と黒髪山との関係を知る重要な参考資料である。

阿遮山無動院。

御本尊　不動明王

宗　派　眞言宗（大覚寺派）

開　基　大阿闍梨成増法師〔長享元年（一四八七）〕

由　緒　黒髪山大智院の末寺として開山したが、成増法師入寂（永

正八年一五一一）以後廃寺となる。

大智院の十一代住持覚尊は、寛文七年（一六六七）これを再興して空逼をして住持たらしめた。それ以来、当寺は、大智院の隠居寺として存続してきた。

本堂裏に奥ノ院という小社がある。高野明神ともいう。瓦には、十六弁の「菊花紋章」がついている。大智院の関係であろうが、町内唯一の菊花紋章の使用者である。

また、山門近くに元亀元年（一五七一）建立のすばらしい六地蔵像がある。町文化財として指定している。

宝林山瑞応寺。

御本尊　千手観世音菩薩

宗　派　曹洞宗

開　基　琢外良圭＝伊万里家利

由　緒　天正四年（一五七六）伊万里城主伊万里兵部少輔家利は、龍造寺隆信に攻め落され、一族二百余人とともに武雄領主十九代貴明を頼ってその家臣となる。貴明は、大野、宮野、神六の地に三百石の知行を与えて、大野に居住せしめた。

家利は剃髪して良圭と号し、宝林玄珠大和尚（円応寺五世）に師事す。また、仏殿を建立して瑞応寺と称し、その菩提所とした。

家利の墓はその境内にある。天和九年（一六二三）没す。

十三仏の板碑

近くに「十三仏の板碑」が建っている。天正十四年（一五八六）家利が建立したもので、特定の地域（近畿、北陸、四国など）にのみ流布されたといわれる真言密教系の仏像で、佐賀県内では珍しい板碑である。土地の人は「十三仏さん」と呼んで、今も祭りを行っている。傍に数基の石仏がある。

また、当寺裏の墓地には、武雄領内第一の絵師（狩野派）広渡心海一族の墓碑が建っている。

西教寺本堂

長岡山西教寺。

御本尊　阿弥陀如来

宗　派　浄土真宗（本願寺派）

開　山　覚明＝長岡佐渡守〔永禄二年（一五五九）〕

由　緒　長岡佐渡守覚明は、細川越中守忠興の一門であるが、船ノ原に遁世して草庵を結び西教寺と号した。細川氏の家紋は九曜の星で、西教寺も同じ九曜の星である。姓も長岡姓を襲用している。西教寺が本願寺より公許されたのは、寛永十七年（一六四〇）のことである。

覚明は、天正三年（一五七五）弓野の原山に、慈光山徳円寺を創建したりして布教につとめた。

慶長四年（一五九九）武雄領主茂綱の命により、武雄町宮野町に移転し、明治三十三年（一九〇〇）犬走の現在地に移転して現在に至る。

本堂は、武雄の名匠、丹宗沖右エ門光重の建築になるものである。

大悲山常念寺

御本尊　阿弥陀如来
宗　派　浄土真宗（本願寺派）
開　山　平常徹＝郡伊豫守（天文十一年（一五四二））
由　緒　郡伊豫守入道平常徹は、戦乱の世をのがれて犬走の地に隠世して常念寺を創建す。

常　念　寺

徳川幕府の一向宗対策により、領主茂綱の命により慶長四年（一五九九）武雄宮野町に移転、明治二十五年（一八九二）開山の地犬走に帰ったが、大正五年（一九一六）三間坂の現在地に移転し今日に至っている。

十四世博忍教師は明治三十四年（一九〇一）、軍港として発展した新開地佐世保に、常念寺出張所を開設して布教伝道につとめた。（現在は佐世保常念寺として分家独立している。）

肥後国五箇荘では、郡家（常念寺）を肥前の殿様として、一門の総師とあがめ、「上羽蝶の紋」（実は常念寺の紋章）を大切にしているということである。

大悲山佛心寺。

御本尊　阿弥陀如来
宗　派　浄土眞宗（本願寺派）
開　山　明治十一年（一八七八）
由　緒　もともと当今山の部落民の多くは眞宗本願寺末寺の門徒であったが、領主の命により一時眞言宗に改宗せしめられていたという。

明治九年（一八七六）当時の区長の発起により再び改宗して、眞宗本願寺の直門徒となり、明治十年管長明如上人の染筆を戴き、明治十一年三月堂宇を建立して本願寺今山説教所と称す。

以来管理者を置いて維持してきたが、大正十年（一九二一）寺号を認可されて「大悲山佛心寺」となった。

部落を挙げての信仰の場であり、部落民の心の寄りどころとなっている。

佛　心　寺

このほかに、単体の仏・菩薩を祭り、庵をむすび、堂宇を建設したりして、小部落の信仰の対象になっているものが多い。またいろいろな宗派・宗旨もあるが割愛さしていただく。

以上、町内の寺院について、ごく概略を述べたが、武雄の正法寺、明宗寺、西福寺、武内の東禅寺、大村の宝円寺などのように、はじめ山内町内に在ってあとで移転して行った寺院も多く、現在においても、壇家寺として町民との関係を保っている。

なおさらに、長い年月のうちに廃寺になったものがとくに多く目立つ。この廃寺になった寺で、その遺構、遺物が現存していて、当時をしのばせるものも数多い。なかには文化遺産として貴重なものもある。

しかし、これを取り上げる紙数をもたないので、部落別にその名を掲げることでお許しを願いたい。

犬　走　円明寺、文珠寺

踊　瀬　禅久寺、清正寺、願行寺
永　尾　大慈庵、霊泉寺、真眼寺、禅林寺
鳥　海　長福寺、悟心庵、妙仙寺、光照寺、昌樹寺、瑞雲寺、元亨庵、明泉寺
船ノ原　理智院、宝重寺、東禅寺
三間坂　宝蔵院、円寿院、常徳寺
宮　野　館山寺、瑞福寺、浄土院、本応院、修学院、正法寺、明宗寺、西福寺
大　野　本寿院
今　山　海全坊
黒　髪　本城院
立野川内　安養院、正覚寺、殊蔵院

次に小字名で、寺院、神社に関係する名前を列記する。（　）は神社関係の地名である。小字名でなく、土地名（地所名）として残っているものも多いが省略する。

犬　走（神山）
踊　瀬　清正寺、百堂、堂手、赤坊
永　尾
鳥　海　悟心庵、期泉寺、元亨庵、寺の前
船ノ原　油釣坊
三間坂　猿坊、（古宮ノ下、宮ノ上、宮後）

宮　野　（黒髪岳、馬場出）
大　野　信宗寺、寺下、薬師前、明覚、阿拾利、十二神
今　山　（宮ノ前、宮ノ元）
立野川内　尼面、堂ノ原、（宮ノ元、乙宮）

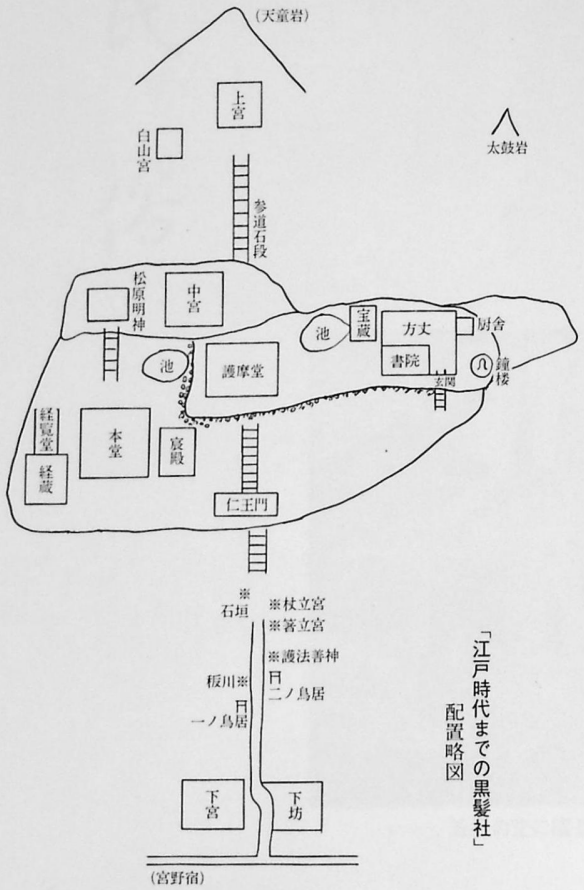

「江戸時代までの黒髪社」配置略図

民俗

五月の空に躍る鯉幡

一、宮野浮立

(一) 宮野浮立の種目

「せりあい」（犬走天満宮）

武雄地方の古事を集録した『笹川考章』に、次のような一節がある。

浄功様（茂明公、宝暦年間）、江戸御参勤の砌り、三州岡崎を御通り遊ばされ、浮立という土地の踊りを、お忍びで御覧になり、ことのほか御機嫌。御帰国の上、家来御差立。伝授せしめられ候。山内風流の始めに候。……

「本囃し」というのは、浄功様御工夫の舞いで、麻の裃をつけて舞うなり。

この『笹川考章』からすれば、当地方の浮立（風流）は「山内風流」というべきであろうが、かつての御城下であった宮野では、「宮野浮立」といい伝え、現在まで伝承されている。

このことに関して、黒髪神社に、「宮野浮立の巻物」というものがある。昭和三十九年（一九六四）、縁あってこれを見せてもらい筆写させてもらった。

この巻物は、奉書様の巻紙で、幅四寸五分（一四、八センチメートル）、長さ一丈一尺九寸（三九三センチメートル）もある長い巻物で、最初の部分はちぎれたように破れていて、初めの部分は読みづらいが、多分御神撰と書かれたものではなかろうか。なかには重複した名もあるがそのまま写し取った。

一般に宮野浮立三十三番といわれていたけれども、ここには四十四番がかかげられている。その四十四番は次のとおりである。

（黒髪神社宮司蔵）

宮野浮立の巻物　一九六四年一月廿一日写

神撰

一、三番　一、式三番　一、才蔵
一、岡崎　一、猩々　一、七人猩々
一、紙鳶浮立　一、長刀浮立　一、奴
一、競場浮立　一、番内勘平戦　一、角力取浮立
一、江戸浮立　一、綾浮立　一、錵太鼓
一、馬浮立　一、與太郎浮立　一、恵美須浮立
一、武者浮立　一、千本道行　一、猿廻
一、御蔭参り　一、宇治川先陣　一、宇治川先陣
一、山姥猿熊金時狐　一、矢之根五郎　一、廿四孝

宮野浮立

一、浦嶋太郎　一、倉馬山天狗　一、宮城野信夫
一、團七敵討　一、無間鐘　一、馬浮立一ノ谷
一、虎浮立　一、鎌倉山　一、綾取
一、越後獅子　一、與一兵衛　一、九條橘
貞九郎
一、鵺浮立　一、花笠　一、岡崎崩
一、蛇浮立　一、大江山

一般に名前のしめす通り、踊浮立の分類に入るのだろうが、町民の間では宮野の狂言浮立と呼びならわされていた。

なお、別に日本紙の横綴じとなっている一冊の本がある。この本は各浮立の衣装を書いたものであった。前記巻物の附属物であったのではなかろうか。

表紙および、書名はないが、著者は黒川政六と署名してある。その内容は、次のようになっている。

一、御神　右ハ、はちまき　たび　袴　三ぼう　たいこ　ばち
一、三番　たてえぼし　三番きもの　ながばかま　たび　てぬき　すず　せんす
一、式三番　同
一、才蔵　ささ　せんす　袴　ふりそで　たび　手ぬき　「猴」ごぺい　さるめん　たび　えぼ

一、岡崎　し　あかじばん　手ぬき　ももひき
一、猩々　なりばち　ゆかた　はだき　まえはり　手ぬき　たび　たつき
一、七人猩々　ひしゃく　あかしやくま　ひのはかま　あかぢばん　手ぬき　たび
同　外ニ扇子
一、岡崎崩　ゆかた　はだき　まえはり　きやはん　手ぬき　手のごい　扇子　たび
一、長刀　ゆかた　はだき　たつき　たび　まえはり　きやはん　手ぬき　うしろばちまき　なぎなた　さげを
一、奴　くろはっぴ　まえはり　きやはん　ねぢをび　わらじ　さいのけ（けやりのこと）　たび　手ぬき　手のごい
一、江戸　ゆかた　はだき　たつき　はかま　しやくま　てぬき　たび
一、馬立　ゆかた　はだき　たつき　うま　うしろばちまき
一、與太良　ゆかた　はだき　たつき　手ぬき　まえはり　てのごい　きやはん
一、恵美須　よこへほし　ひただれ　はかま　わらじ　きやはん　てぬき　つりさを　たい　たび　せんす
大黒　ゆかた　はだき　はかま　たからぶくろ　うんてんこつ　ひよたん　さかづき　扇子
弁財天　ふりそでできもの　手ぬき　扇子　たび
一、綾浮立　ゆかた　はたき　たつき　まえはり　きやはん　てのごい　あやのばち　たび
一、銭太鼓　ゆかた　はだき　たつき　はかま　てのごい　てぬき　しやくま　銭太鼓　たび

一、武者　ゆかた　ぢばん　まえはり　きやはん　たび　わらぢ　よろい　かたな　びんさがり　はちまき　てぬき
一、千本道行　ゆかた　まえはり　しろじばん　たび　ももひき　やこめん　てぬき　かさ　つえ　ふりそで　てぬき　かさ　つえ　つつみ　扇子
一、猿廻　ゆかた　はだき　た津き　まえはり　きやはん　たび　てぬき　かさ　ささらはちまき　猿あかぢばん　ももひき　ごへい
一、紙鳶　ひろそでゆかた　まえはり　きやはん　たび　手ぬき　せんす二本
一、御蔭参り　ふりそで　てぬき　きやはん　はなかご　てのごい
一、宇治川先陣　ゆかた　はだき　たつき　馬　かたな
一、山姥猿　金時　熊　狐　かけのきもの　ふりそで　たび　てぬき　ゆかた　はだき　江戸　むねあて　はちまき　よき
一、矢之根五良　ゆかた　はだき　たつき　や　はかま　きやはん　わらぢ　たび　てぬき
一、廿四孝　ひろそできもの　はだき　た津き　まえはり　きやはん　たび　手ぬき　わらぢ　くわ　かさ　みの　はちまき
一、浦嶌太良　かたぎぬ　ゆかた　まえはり　たび　てぬき　きやはん　そめきもの　せんす　つりざを　めん
一、倉馬山天狗　りんはをり　ゆかた　はかま　たび　てぬき　やい　なぎなた　うしろばちまき　こ　ろも　ゆかた　まえはり　きやはん　てぬき　たび　せんす　わきざし

一、宮城野　津ぼそできもの　はだぎ　た津き　てぬき　たび　長刀　くさりがま
　　信夫
一、無間鐘　かけのきもの　ふりそで　たび　てぬき　たばこほん　きせる　ちょすはち　ひしやく
一、一ノ谷　ゆかた　とつぼぢばん　よろいかぶと　わきざし　扇子　うま
一、虎　右ハらしよもん　いしよ　りんはをり　ふみこみ　りんかさ　わらぢ　だいしよ　たつき　源左門
一、鎌倉山　う志ろばちまき　ぢんばをり　わらぢ　はかま　きはん　てぬき　ゆみ　や　たてへぼし　だいもん　ながばかま
一、花笠　ふりそで　てぬき　たび　てのごい　かさ二ツ
一、綾取　ゆかた　はだき　たつき　てぬき　たび　きやはん　あやばち壱本　たてへぼ志だいもん　ながばかま
　　源三位頼政
一、鵺泣立　てぬき　扇子　だいしよ　たいまつ　よろい　かぶとう　たっ津け　たび　きやはん
　　弓弥　猿虎蛇

(二)　浮立師匠の系譜

1、黒川氏三代

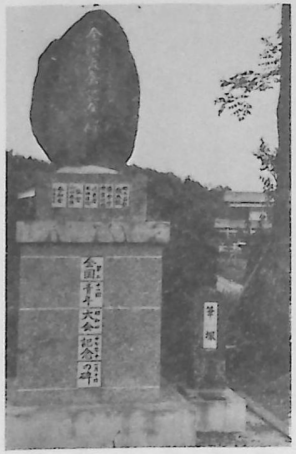

全国大会記念碑（鳥海銭太鼓）
昭和47年全国大会に於て最優秀賞をうける

民俗の中の浮立の言葉は、平安朝時代の風流からきたものと言われ、その出生由来についてはいろいろと説かれている。

率直に言って、全くの素人であり、研究者でもない筆者が、特に宮野の郷土芸能について筆を取ろうと思ったのは、前に掲げたこの浮立の巻物が、郷土研究の過程に於て、私だけが見せられたからである。誰彼となく浮立の関係者に尋ねても見た者がない。しかし芸能は残っている。浮立の基本は笛であるが、笛の楽譜はない。「ピーヒァイロヒァイロ」と、かたかなで書いたものを心覚えに練習しているのを見たことはあるが、これも譜と言えるものではない。音楽というものは心の中で楽譜をもっているらしい。三味線にしても同じで、人から人へと伝えられるものである。門外不出の物を発表するからには、そこに因縁ともいうべきものを感じたからである。

近頃、宮野浮立の師匠の墓が蜂ノ巣の墓地にあることが有名になり、この墓を見て、前掲の巻物を見せて

もらったという他所の研究家から電話がかかってくることがある。本人は、この地方の浮立とは何のかかわりも持たないけれども、郷土芸能、民間芸能の研究調査などをしておられるのであろう。

私も浮立ができるわけではないから、その一人かもしれない。もっとも、子供の頃からなんべんとなく浮立は見ている。社の澄みきった青空の下に、浮立の笛と太鼓や鉦の響が聞こえてくると、何か身にも心にもジーンと迫ってくるものがある。この感じは、少年のときも青年のときも老人となった今も変わらない。これが郷愁というものだろうか。

感傷はさておいて、ここらで、私の小学校時代の同級生の一人に登場してもらおう。

黒川政雄君である。今は故人だが小学校時代の彼とは、同じ蜂の巣の隣同志であった。

毎朝の登校時に「オーイ、政雄しゃん行こーい」と、いうと、「うーん」と言って、家から一旦走り出てくるが、「ちょっと待っとんやい、チッチばのんで来っけん」と、また家の中に入って、一見婆さんとも思える母親のしぼんだ乳房に、立ったまま吸いついてから、安心したような顔で戸口を出て来るのが常であった。これは二年生位まで続いたと思う。やせぎすの、生白い、ほおのこけた、眼の大きい、手足の長い子供であった。

このエピソードは、浮立の系譜にとって、決して笑い事ではないのである。黒川君は、学校の成績もよかった。特に習字の上手なことは、級中誰もかなう者はいなかった。

彼が小学校の三年か四年頃と思う。桃色の大きな襷をかけて、手足が長いからか大振りな踊り方で太鼓をたたいていたのを記憶している。彼は前掲の巻物を書き残した黒川政六の孫だったのである。父は長一と言った。二代目の師匠である。政雄君は、その一粒種で、父の晩年の子供であったらしい。前のエピソードが

示すように独り子の甘えん坊だったわけである。

私は小学校を出てからは会わなかったが、青年時代は弁舌にきいて、話など上手であったらしい。長じて、唐津市で所帯を構えたが、夫婦共若くして死去し、子供はなかったという。

彼が、宮野に住まず、早死したので、三代目の師匠は絶えたのであるが、前掲の巻物は、彼が所持していたもので、縁故の関係から黒髪神社に残ったというわけである。

力武弥三郎の墓碑

2、力武弥三郎

太鼓型の墓碑の下に眠っているのは力武弥三郎（顕阿義勇信士）（明治十一年寅旧十月三日）である。彼と黒川政六との伝承、つながりは判然としないが、近郷きっての大師匠であったらしい。各地域において浮立の伝授をするには、この力武氏の許可が必要であったという。この墓碑には建立者と見られる伝承者の名前と村名がほってある。それらの各村々の名前から、この時代の宮野浮立の普及の範囲を知ることができる。

御料唐津邑

牧瀬邑　戸石川邑　立川邑

波瀬邑　山口邑　川西邑

楠邑　佐里邑　提川邑

田頭邑　長戸田邑
平山邑　井手口邑
駒啼邑　　以上である。

蜂ノ巣の往還からもとの定林寺の方へ入る北東角に「勘爺さん」という老夫婦がいて、紺屋であった。藍瓶の数個があり、藍の香りがそこを通るとプーンとしたものである。この人達が、浮立師匠の墓を祭っていると近所の人は言っていたが、力武姓であったかどうかわからない。

現在においても、東松浦郡厳木町の波瀬、牧瀬部落の浮立に、「宮野流」「三間坂流（花島流ともいう）」の二派があるということが、佐賀市の金子氏の調査（昭五一、七）で明らかにされている。力武氏の流れであることは明白で、その影響のいかに大きかったかがうかがわれる。

3、宮野の師匠たち

黒川政六の師匠が、この力武弥三郎であったかどうかは、年代的に推定するより以外に方法はないようである。墓碑の明治十一年と政六の息子の長一との年代とを考え合わせると、私は十分に肯定していいように思う。

さて、政六については、姓が黒川であることから、多分筒江出身ではないかと考えている。後に系譜を述べる所で判明するように、その後の師匠、笛吹は、すべて筒江、赤田部落出身者である。

二代目の長一は、明治三十五・六年頃は十八歳位いであったと話してくれた人があった。私は小学二年（大

正三年）に、船ノ原の神六山に遠足したことがあるが、そのとき「あまくぼさん」という堂の中で暮している長一を見た記憶がある。

さらに、「長一ちゃんのきゃーまぐれんさったけん、来ておくんさい。」といって、医者の父を呼びに来る往診依頼の言葉を、私は舌のまわらない五つ六つの頃によくまねていたと家族から聞かされていた。長一には一つの持病があったことは事実である。船ノ原の「あまくぼさんのおこもり」も病気療養のためであったのであろう。「きゃーまぐれる」というのは「気を失う」ということである。長一の浮立の師匠としての活躍時代は、以上のことから、明治の後期から大正の初めにかけてのことということになる。

有田の黒牟田地方に、長一から、青年時代に、宮野の「狂言浮立」を教えられたという七十五・六才の老人がいる。「狂言浮立」という言葉に注意してほしい。「踊り浮立」などと、近代的な分類語は使わなかったのである。

長一の後継者達は、山下又一（赤田）、北川國松（筒江）などである。荒踊りの方には坂口又一（筒江）などがいて、みな同時代の師匠達である。次の時代には田中辨次（赤田）がいる。ここらまでが三十三番を皆知っている師匠達であり、その後に北川滝雄（赤田）がいたが若死された。全部の浮立は知らないがという北川國松の孫北川隆義（筒江）は、現存者の師匠の筆頭である。

宮野荒踊の師匠の系譜は、私の友人久保久義が昭和時代を継いでいたのであるが、数年前逝去して、今は師匠という人はいない。久保久義の先代は、前に書いた坂口又一で、坂口又一の師匠はわからない。（長一氏と考えた方がいいだろかと私は思っている。）孫になる坂口保馬も、その母堂も知っておられない。書き残された文書もなく、久義から聞き出していなかったことを口惜しく思うが、後悔先に立たずである。又一の

弟子には山下九助（小路故人）がいた。また、鈴山熊市は自分も師匠であると言っておられたが今は故人となられてしまった。

荒踊りは、宮野子どもクラブの事業として、五十数名の小学生（四・五・六年生を対象）に教えた。その子等が中学生になって、運動会に自分達で踊ろうとしたが、やはり忘れた所が多く、さらに幾日も教えに行って、本番を出したという話を久保久義がしていた。やはり、一度や二度の練習ではだめで、数回祭のときに連続して出て、しかも「もっしょ」をした者でないと憶えてはいないようである。さらに久保久義は、三名の壮年者の名をあげて、「この人達ならば、自分はいなくても、荒踊りはできる。」と話してくれた。久保氏の後継者というべきであろう。私は、彼の言葉を信じている。どうか、荒踊りの復興をお願いしたい。

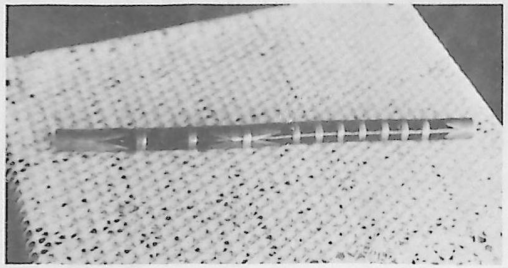

浮立笛（金具は銀製）

宮野浮立における笛吹きには赤田の川内嘉市がいた。彼は大正時代から昭和中期まで、頭笛を吹き、長くその頭領であった。川内氏は、同じ赤田の田中鹿太郎から習ったという。

師匠の系譜に、筒江、赤田の人が多いということは、江戸時代に繁盛した筒江焼の窯が、盛んに煙を吐いていた頃、ここへ来て生活した芝居役者（いわゆる狂言師）の手が、浮立の中に入っていることを思わせる。筒江焼の盛大な時は二百戸もの戸数があり、夜は三味線、太鼓の音が絶えなかったとも伝えられている。この事を浮立研究家の花山院さん（現在奈良の春日神社宮司）に私は述べてみたことがあったが、先生も「でしょうね。」とそれを肯定された。

岡崎「オッカザッキー」と発音する浮立があるが、この浮立は、参勤交代の時に藩主浄功様（茂明～宝暦年間）がその途上で見て伝習させたとかいう、『笹川考章』の一節が示すように、時代的には江戸時代に完成されたものである。

宮野浮立師匠の系譜

力武弥三郎═黒川政六──黒川長一═黒川政雄

山下又一═田中辨次

北川國松──北川滝雄──北川隆義

坂口又一═久保久義

山下九助

鈴山熊市

笛

田中鹿太郎═川内嘉市

渋川常一═渋川武一═安永　登
　　安永義一
　　安永義松
　　上滝郡八
　　坂口隼人
　　草場貞一
　　鳥谷晉雄

もりゃーし
北川鶴一═北川万之助

船ノ原の浮立巻物

最近になって、船ノ原の「浮立巻物」が見つかった。

この巻物は、幅一八センチメートル、長さ五〇三センチメートルもある長い巻物で、「浮立巻物」という題字の下に、著者のものであろうと思われる押印がしてある。

内容は、踊浮立三拾三林と外六番、踊浮立太鼓の打方にわけて、その衣裳と踊り方をくわしく述べてある。

この巻物は、船ノ原の浮立師匠馬渡国三が持っていたものを、浮立弟子である馬渡三一氏（実は甥）が受け継いだものである。

しかし、この巻物についての研究が、時間の関係でできていないので、このような巻物があるということを紹介しておく。

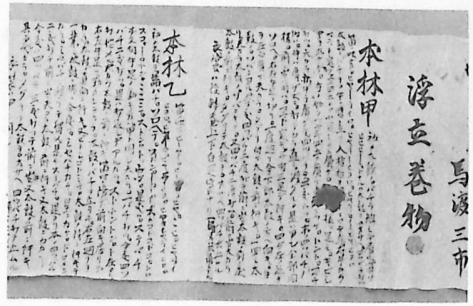

船ノ原の浮立巻物

宮野浮立

二、宮野蛇浮立

㈠　構　成

○笛吹～神社の正面。頭笛を右端に五・六人。
○小太鼓（モリャーシ）～五・六個。
○鉦～大小数個。（一番鐘を上位にし、以下順に並ぶ）
○大太鼓～中央に位置す。
○万寿姫～十二単衣に正装。左手に水晶の数珠。右手に法華経の経巻。太鼓の上に座る。
○盲僧（開正坊）～小さな座頭琵琶を負う。
○宝珠使い～金の宝珠をもつ。
○大蛇～角のある赤い眼の青い蛇腹をした大蛇。蛇頭に一人、胴体に二人、蛇尾に一人。
○村人～数人。
○為朝～鎧、甲冑に身を固め大弓を持つ。

㈡　あらすじ

おのおのその部所についたところで笛を吹きだす。これに合せて鉦・太鼓・モリャーシが一斉に鳴りだす。

宝珠使いの金の珠に誘導された大蛇は、奏でられる音楽に憑かれたかのように、大きな口をあけ、真赤な大きな長い舌を出しながら踊り狂う。

大蛇は、太鼓の上の万寿姫を呑もうと、大きなカマ首を上げるが、姫の誦する法華経の魔力に負けてか呑むことができない。

そこに、鎧・甲冑に身を固め、大弓に大矢を持った為朝があらわれて、狂わしく踊り廻わる大蛇を射る。ねらい違わず、矢は大蛇の眼を射抜く。大蛇は死にもの狂いにあばれ廻る。(笛・囃は急調子となる)

大蛇の乱舞と囃の乱調子がややおさまるころ、盲僧がでてくる。

盲僧は、「ヂャーワク」と、いったん恐れおののくが、気を取りなおして、懐中する九寸五分の短刀で大蛇にとどめをさす。

笛をはじめすべての囃が止む

「盲、蛇に怖ず」の「オチ」で蛇浮立は終わる。

㈢　蛇浮立の伝承

1、全国青年祭に上演す

昭和三十八年、宮野青年団の諸君が、戦後絶えていた「宮野蛇浮立」を復活して、県青年団の「郷土芸能コンクール」に出場しようと猛練習を開始した。

全国青年祭に出演した団員たち

かねて、宮野浮立の伝承に心を痛めていた区民は、これを高く評価し、最大の協力を惜しまなかった。

そのかいあって、県大会においては最優秀の成績をおさめ、県代表として、東京における「全国郷土芸能コンクール」に出場することになったのである。

ところが、このことは大変なことなのである。青年団の一支部や一部落の協力で、できることではない。衣装や諸道具から旅費まで多額の費用を要する。

宮野区長を先頭に、区民たちの費用調達の活動がはじまった。幸いにして、町長はじめ町当局、町議会、町内区内の有志の方々から、予期以上の理解と協力を得ることができた。

これに感激した団員は、東京の晴れの舞台で、思う存分の技を発揮して、上位入選の栄をみやげに帰郷した。

氏名を記して労を謝す。

師匠　（踊）中島光次、（笛）安永　登
踊　吉岡照嗣、山下豊、浦幸男、山口初美、下平鉄也
笛　丸田富馬、上滝郡八、草場貞一、坂口隼人
太鼓　中島康行

宮野浮立保存会の幡（後につづくは子供荒踊）

モリャーシ　坂口マサエ、久保ツネヨ、中島○○、山口光子

なお、当日は演劇も披露した。その出演者は次のとおりである。

小野実、吉岡正弘、山下文雄、前田享、中原邦弘、北川武子、山口カメ子

2、宮野浮立保存会の結成

昭和三十九年、宮野区内有志で、「宮野浮立保存会」をつくる議がまとまり、次の役員を決定した。

会　長　杉森功、
副会長　田中義輔（区長）、黒髪治則

監事　川内嘉市

当面の直接事業目標として、小学校児童（四・五・六年生）に、宮野浮立（男子は荒踊、女子は綾取）を教えて、九月に完成を予定している観音山の児童運動場の完成祝賀会に発表することとした。

資金については、幸い、先年東京に派遣した折りの浄財が若干あったので心配はなかったが、各部門の師匠、特に笛の師匠およびその統一に苦労した。

浮立師匠～北川隆義、馬場茂己、副島務、山口徳馬
綾取師匠～安永ヨシ
荒踊師匠～久保久義
笛～頭笛安永登、安永義松、上滝郡八、草場貞一、鳥谷鷲雄
小太鼓（モリャーシ）～北川鶴一、北川万之助

指導陣は以上で勢揃いできたが、いよいよ練習というと、これまた、大変なことであった。

五十数名の児童は、夏休みの全部をつかって、毎日の午後練習するのである。

暑い盛りではあるし、水泳、野球を好む者が出る。子供クラブ会長の黒髪教道氏、宮野出身の西小学校の山下虎広、鈴山成海両教諭、保存会の役員諸氏の心痛は一方ならぬものがあった。

しかし、苦労のかいあって、落成式当日は、まことに立派なご披

宮野子供浮立（御神）

露ができたことを喜んでいる。

ところが、こうしてできた「宮野小供浮立」も長くは続かなかった。児童個人の問題、費用の問題、練習に関する問題、指導陣の問題等々、伝承の困難さは、予想以上に大きかった。

次の年の黒髪神社の秋祭りに、第二回目の上演を最後として再び絶えてしまった。

簡単なようではあるが、伝承のむずかしさをつくづく思い知らされている現在である。

三、浮立考

○浮立には「しきたり」がある。

まず第一に、場の構成が決っている。

笛吹団の位置およびその順序、鉦・小太鼓の位置、大太鼓の位置およびすえ方にいたるまで、一定のきまりがある。部落によっては小差があるかもしれないが、笛が上座をしめ、その横に鉦、下座にモリャーシが位置し、大太鼓が中央に鉦の方を向いてすえられるのが通例である。

次に、出す種目に順序がある。

「打ち込み」といって場外から、笛にあわせて鉦、太鼓を鳴らしてはいって来て、前記の構成に位置してから浮立ははじまる。

まず「御神」浮立は、神様に奉納するものだからであろうか。衣装から違う。しかも、これを舞う人（伝

鳥海の銭太鼓（昭47．全国青年祭において最優秀賞）

承者）は、昔はその家柄を云々していたようである。「笹川考章」にいう「本囃」なので、このようなしきたりとなったのだと古老はいう。もっとも、「御神」とはいわないで、「本囃」といっている部落もある。

次が「三番」で、これが終わると、いろいろなものを順序なく出していく。

休憩ちかくなると「中詰」といって、一定の型と権式のある人が打って、休憩となる。

休憩のあとに「シャギ」といって、即興的な浮立が踊られる。お神酒に酔いのまわった、あるいは風流人の「飛び入り」浮立がこの「シャギ」である。

全くの素人が引き出されて、太鼓の撥をはじめて持ったという踊りがこれで、笛も鉦もあったものではない。ただ「トントン、トンカラ」と打つだけである。ところが、シャギはシャギでも名人がいる。今は故人となった山本増太郎など名人中の名人であろう。笛・太鼓・鉦・人の四者がとけあって、一つの芸術を奏でるすばらしい演技を見せてくれたものである。

シャギが一しきりしたところで、本番にかえり、当日の出し物が終わって「後詰」が打たれて浮立が終わる。

○浮立にも「系譜（流派）」がある。

人が造り、人が行うものには、その人その人に「流、流」がある。お茶、生花、舞踊など、皆流派を立てているが、笛、鉦、太鼓、人と四者が織りなす一つの舞いである浮立は、とくにこの流派の違いが画然とするようである。

隣り部落同志である宮野、立野川内にしても大きな違いがあるし、前述したように東松浦郡厳木町に、今もって「宮野流」「三間坂流」といわれる浮立の流派があることがその証左である。

○浮立の伝承をいかにするか。

師匠の系譜の項で述べたように、笛・踊りともに師匠難である。宮野浮立四十四番をマスターしているものは今はいない。

踊りの種類別にでもして師匠は得たとしても、それを誰に教えていくのか。その訓練、練習はいつ、どうしてやればよいのか。個人的な演技でないだけにさらにむずかしい問題である。

近頃、他地区では続々と復活している。宮野もできないことはあるまい。幸いにして、山内町は浮立に関心が強く、十一の各部落が何等かの形で伝承し、演技されている。(各部落の氏神に毎年奉納している)十一の部落が話し合い、たすけ合って、わゆる山内浮立(宮野浮立)の伝承方途を図らなければならない。

四、荒踊発生の新異説

国の重要無形文化財として、保存指定をうけた「高瀬の荒踊」「宇上手の荒踊」「川良の荒踊」など、武雄邑には、多くの地区にこの「荒踊」が伝承されている。もちろん、山内町にも三間坂、宮野、犬走などで踊られている。

そして、その荒踊りの発生説として、いろいろの説が唱えられている。

『笹川考章』に、

高瀬の荒踊り

「浄円様(純明)、陣ノ尾御勝利の砌、足軽共荒踊りなさり申し候」

また、永禄六年(一五二三)として、

「自運様(貴明)、有馬御越の節、荒手をおすぐり被遊、「武雄踊り」を一覧に供せんとて、中門に招き入れられ候、踊りの途中、見物に出られ候を、中に取り巻き立ち帰えり申候」

という条がある。また、『後藤通鑑』『後藤軍記』にも、前の「笹川考章」と同じ趣旨のものを、もっと具体的に、物語的に叙述してある。

これが、現在までの「荒踊発生」の根拠とされ、後藤通鑑にある「貴明の条」をもって定説となされている。(史話・伝説の項参照)

前記資料は、いずれも江戸時代後期の作と思われるが、目をこの資料から離して考察するとき、黒髪山との関係がはっきりしてくる。

ここに「荒踊発生の新異説」をたてるゆえんである。

疑問を覚えた理由の第一は、この踊りについている歌詞は、前掲の物語りとは、何等関係はないということである。はじめの一～二節は古い型のもので、後のほうのものは新しい形(江戸時代のものか)の歌詞である。荒踊りの原形となったといわれている「かんこ踊」の歌詞も、踊りとは全く関係がない。

第二の理由は、「かんこ踊」と「荒踊」の仕ぐさ、手振、地を踏みならす所作、見えを切る形など、共通点はあるが、物語りとの関係とは思われないということである。(後述)

もっとも、高瀬荒踊りは、物語りと関係しているかに見えるが、それは、物語りをあらわす意識的な演出というべきではなかろうか。とくに「後モッショウ」の退場場面など「してやったり」と、得意満面に踊りながらの退場は感激的ですらある。しかし、これは、後世に振り付けられた演出としか考えられない。

第三の疑問の理由は、武士階級から発生したもので、このような芸能はほとんどないということである。歴史的に見ても、武士階級は芸能や踊りは、軽蔑こそすれ、自らのものとしてはやっていない。前述した「師匠の系譜」からみても、荒踊りの師匠は、武士階級でも平侍でもない。純明説にせよ、貴明説にせよ、侍たちが踊りはじめたと見たのは、衣装や持物の刀に眩惑されたためではなかろうか。

船ノ原のかんこ踊り

このように見てくると、荒踊りの原点は、ほかのところにありそうに思える。したがって、もうすこし探索を続けてみることにする。

東北地方の「鬼剣舞」や平戸の「剣舞神楽」など、荒舞いといわれるものは、修験者の「神前の祭の舞」から発生したものである。とは、民族芸能研究者たちの一致して主張するところである。

三隈治雄著『さすらい人の芸能史』は、修験者、山伏の呪術～荒踊について詳論している。それによると、修験者～山伏たちは、災厄の原因は自然現象ではなく、亡魂の怨念にあると考える。ゆえに、念仏を唱えて怨念を晴らし、迷える霊魂を極楽に送りとどけるのだ。という。

この人たちが、「念仏上人、聖」たちであり、その所作が、「念仏踊

り」の発生となるのである。

平安時代以降、この「御霊信仰」というものが、都にも地方にも流布され、何か異変、凶事があれば、すぐにその前に現れ出て、「これは何のたたり、これは何の霊のせいだ。」と説き、「その因縁を解き除いて、霊を慰めねばならない。」といって、念仏を唱え、呪をしてやったのである。

このような呪術者の中で、とくに農山漁村に人気のあったのが、いわゆる「修験者・山伏」であった。彼等は、その名の示すように、山に起き伏し、苦行を積み、体得した験力をもって加持祈祷を行い、人々の苦しみを救ってやるというのである。

わが国に仏教が伝えられると、いちはやく仏教者になり、真言密教の呪法を身につけて、大和の山（蔵王権現）や紀州の山（熊野権現）を修行の主たる場所とし、本地垂迹の思想が普及すれば、「熊野」をもって「阿弥陀如来の浄土」に擬して、浄土を見たければ熊野山へ参詣せよと説いた。

これによって、上は天皇から下は百姓町人に至るまで、貴賤を問わず「蟻の熊野詣り」といわれるほどの熊野詣りとなったのである。

山伏たちの、神秘的だとも思える呪術、高圧的で威嚇的な態度、読経、足踏、跳躍などの荒々しい呪法は、それが激しければ激しいほど、一般民衆には、尊く、また霊験あらたかなものとして受け入れられたものであった。

山梨県の山間部落において行われる、部落民の延命息災、五穀豊穣を祈願する山伏による祭典では、白衣、白袴の三人の山伏が、小太鼓、太刀、竹棒をもち、大太鼓と鉦の囃子にのって激しく旋廻して舞うという。

こうした猛烈な太刀まわりや跳躍、足踏みは、中世から近世にかけて、国中の山野を駆けめぐった山伏修

験者たちの独特の技芸で、これは、単なる呪法の一つとして行われただけでなく、太鼓、鉦、笛（ほら貝も含めて）などの伴奏による「何々の舞」「何々の曲」という形で、人々に見せるために行われたのである。

前記山梨県の祭典は、まさに、この舞いである。

また、東北地方にも山伏の集団のいる部落があって、年末から年始にかけて神楽団を組織して、日頃縄張りとしている地域（霞とよぶ）を巡歴し、この荒々しくも豪快な舞を社などに奉納するという。

そして、その演技には四方固め、四方踏み、タタ足（足拍子）、九字の手、車扇、車太刀などがあり、それらの型を踏まえての豪快な「見得」を切る場面がある。また「武士舞」と称して、剛毅な武士に扮して、前述のような舞も舞ったという。

ともあれ、この荒舞いは、土地・家・人にたたりをなす怨霊、悪霊を退散させようとする山伏修験者の呪術の舞踊化なのである。

このように見てくると、山内に伝承される「かんこ踊」「荒踊」に対する、冒頭にかかげた三つの疑問がすべて解けたような気がする。

黒髪山は、「熊野神」を祭る修験者の山であり、西国一の霊山とたたえられた山なのである。

山伏修験者による「荒舞い」が盛んに踊られたであろうことは、想像に難くない。また、かんこ踊りが伊勢のかんこ踊りと同じであるといわれる所以も、日本第一の修験者の山「熊野山」を思い起こせば、明々白々である。

「平家の落人たちが、京で習い覚えた踊りを、つれづれなるままに踊った」という「かんこ踊」も、意外に身近な「黒髪山の山伏」にその起源があったように思われてならないのである。

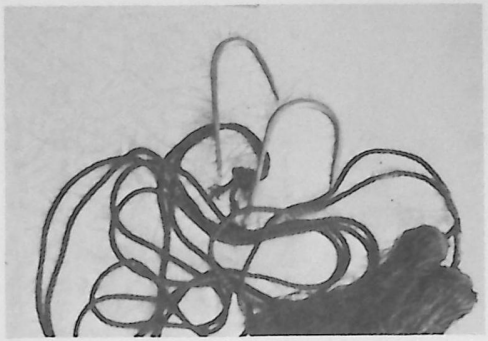

三間坂足軽のもっていた鉤索

また、中世時代の戦陣の間に生まれたという「荒踊」は、その範を「かんこ踊」にとったというが、この山伏たちの「荒舞」そのもののようにさえ思われる。武士たちに踊り始められた時期や機会は別としても、その範は、「かんこ踊」よりも「山伏の荒舞」とすべきではなかろうか。

さらに、この結論を裏づけするかのように「鉤索」の問題がある。鉤索というのは、釣針のように曲げられた七～八センチメートルの金属製（鉄やしんちゅう）の鉤に、二メートル程の細綱をつけたものである。

この鉤索は、山伏の七つ道具の一つともいわれる。ところが、三間坂の荒踊りは全員が携帯することになっており、宮野でもモッシヨウだけは携帯する。武雄市川良の荒踊りでは、踊りのはじめに「鉤索問答」をして、それから踊りがはじまると『武雄市史』で真名子氏は述べておられる。佐賀大の黒木教授は、その著『肥前武道物語』で、不動明王に関する山伏問答（鉤索問答ともいうとして）を紹介しておられる。

不動明王など明王系のものを、修験者たちは信仰対象にしていたことは周知のとおりである。

もともと士分でない者が、足軽姿をして、鉤索を持ち、大小の刀二本を差して「将に模して」（模将）踊りを舞う山伏の「荒ぶる舞い」を考えるとき、「かんこ踊」も「荒踊」も、無理なくここにはいってくると思われるのである。

ここに、荒踊発生の新異説として、「山伏の荒舞」説を提起し、かんこ踊も同類だと主張するものである。

「神　子　踊」の歌章

一、言葉　あなたの垣の　ひょつくり
　　ひょつないろ
　こなたの垣の　ひょつくり
　　ひょつないろ　ひゅしたんぶい
　ホイ（注　ホイと言ひながら腰をたたいて歌い出す）
歌　あすこはこんだの　いでくさそろえ
　　三日月なりの　かもがも二つ
　君も共に草を刈る　へや草を刈る
　　へやかんこかんこ　こうかんこ
　ちょーちょーからから
　　うんどしゃつきりしゃ
　えんえええんのえ

二、言葉　千成か　万成か
　　幾つも習ふて心得えて
　いへへ　いへへつと成った
　ひゅーたんぶい
　ホイ
歌　ここはあげざい　あけずは戻ろ
　　さいたる太刀に露がうつ
　へや露がうつ
　　へやかんこかんこ　こうかんこ
　ちょーちょーからから
　　うんどーしゃつきりしゃ
　えんえええんのえ

三、歌　ホイ
　わが里に雨が降る
　　雲が立つお暇もしていざ戻ろ
　　さいざ戻ろ
　さーとんとん　えーとんとん
　　えーとんとんとんとん
　そこーそこーそこ
　　とつちゃんとつちゃん
　　とつちゃんちゃん
　　ちゃんとんとんのえ

四
　ホイ
　前の木にこれのお庭
　　見申せばこがねこくさ
　さしかめく　さしかめく
　　さーとんとん　えーとんとん
　えーとんとんとんとん
　　そこーそこーそこ
　とつちゃんとつちゃんとつちゃんちゃん
　　ちゃんとんとんのえ

五　言葉　京で一番金絵の屏風
　　歌　ホイたんだ一重ではいまわいた

六　言葉　京からくだる小山ぼーし
　　さーえ肩にからかさお手に数珠
　　腰にほら貝　たもとに鯉の玉ふさ
　　おん客僧うけたまふ
　　歌　ホイ柴垣ごしに物語りしょ

七　言葉　去年六月神まつり　棚に油が一茶わん
　　酒とおもって　ずるやった
　　そーこつのそーこつの
　　そーこつそーこつそーこつの
　　歌　ホイえいやととえ

八　言葉　吾は山田の　大つがね
　　へや大つがね
　　ちゆう足はつ足　龍顔の天に上げ
　　歌　ホイ天竺の天竺の　天の川の井手落す
　　井手を落せば雨が降る

「宮野荒踊り」の歌詞

○　こいの心は　おわかれ故候らえ
　「イヤソコイ」あのまつ上臈のふりかかる
　寝てもさめても　忘れじ忘れじ
　「ヨイヨイサ　ヘイヘイヘイハ
　　ヘイヘイヘイサーヘイ」

○　藤原姓とある身は　いつまでも
　　情の未の言の葉は　忘れじ忘れじ

○　松の松の葉ごしに月見れば
　　しばし曇りてまた晴るる

○　秋の　秋の宮島廻れば七里
　　浦は七浦七恵比寿

○　中に　中にござるは龍宮さまよ
　おかげ　おかげてござるは
　　天の下

○　長い長い刀は空でさす
　そなたなければからになる

五、照葉樹林文化からみた民俗

(一)　照葉樹林文化

宮野に古場という地名がある。全国各地にも古場、木場、○○木場などの地名がいたるところにある。町内の字名を見ても、上古場（永尾）平古場、柿古場（船ノ原）、平古場（三間坂）、牛古場、猿古場（鳥海）、古場田（大野）といった類である。

これらの土地では、木場作という農法を、後代までやっていたためで、地名となったものであろうと思われる。

木場作というのは、焼畑農業のことで、戦前までは全国に焼畑農業地が残存していたのである。

私は、終戦直前に英彦山の裏側である上秋月の山の上に疎開して、この焼畑農業の実習をするはめになった。郷里の山内では、まったく見たことも聞いたこともない農法なのである。農村出身の私は、自分で鋤鍬こそ持ったことはなかったけれども、他の一般の自由業の人たちよりも、農業に対する認識も理解も持っていると思っていたのに、実際にやらされて一驚したものだった。

焼畑農業というのは、材木を伐採したあと、または炭焼きするための雑木を切ったあとに、残された小枝や生葉をその跡地で焼いて、土地をほぐし、（山内の野焼きとか山焼というものに似ている）そのあとに作物をつくる農業のことである。中国の本に、「火で耕す」といっているが、農具のいらない原始農法である。

この焼き跡で数年間作物を作った後、また他の土地を焼き、そこに移住していく。自然の照葉樹林地帯を次々に焼いては作物をつくって生活していく原始農業を焼畑農業というのである。

この焼畑には植林するのであるが、植林までの四・五年間、あるいは、すぐ植林しても農作の可能な数年間は麦・蕎麦・陸稲（主としてもちごめ）、野菜類、等を栽培する。

私は疎開地の農林業から「狭い日本の土地利用、山地の農地としての利用」を知らされて、敗戦の中の小さい島国の生きる一つの道を見たような気がしたのだった。

原始農法の焼畑農業が、照葉樹林帯を転住したといったが、照葉樹林というのは、カシ類、シイ、クス、ツバキ、茶、サザンカなど、葉が濃緑で、葉の表面の角皮層が厚く、太陽の光りに照り輝く喬木の森林のことである。

この照葉樹林地帯は、西南日本から、中国の中南部、北ベトナム、ラオス、アッサム、ネパール、カシミヤに至る一帯で、従来まで広葉樹林帯とか闊葉樹林帯などといわれた地域と大体一致する。

近時、この照葉樹林帯という気候植樹地帯を分類想定して、その地域の共通的な文化を探索し、ここから日本文化の深層に入っていこうという学問が生まれた。この文化を「照葉樹林文化」と称している。

こうした一連の立場から日本文化を考えるとき、稲作以前の問題が続出する。茶・コンニャク・ウルシ、絹、カゴの木（織物の繊維、紙の原料）サトイモ、ヤマイモ、さらに、稲作の起源、家の構造、神様など、一つの文化セットとして考えられるのである。

こうした立場から、現在山内にのこる民俗行事の二―三をのぞいてみたい。

(二)　照葉樹林文化から見る町の行事

1、正月飾り

重ね餅を三宝にのせ、ウラジロ、ツリシバ、干柿、ミカンをその上につけて床の間に飾るのは、全国あまり変わらないが、山内郷には、別にもう一つ変わった飾り方がある。

それは、白米の上に「八つ頭（さといもに芽のついたもの）」という薯頭をのせ、野菜、木炭（唐炭？）を三宝に盛って飾るものである。

薯を飾るというのは、縄文時代初期にあった根栽農業の名残で、いもを主食とした時代からの飾りを、今日でも正月飾りとしているのではないかと思う。

五千年もの前には鍬はなかったが、堀り棒さえあれば、この棒で穴をあけ、その穴に種芋を入れて土をかぶせるとサトイモはできる。畑はいわゆる焼畑であるので鍬はなくてもよかったのである。前記上秋月で経験した木場作農業（焼畑農業）では、植林して五年目くらいまでサトイモをつくっていたが、このサトイモつくりこそ、照葉樹林文化の始まりではなかったかと思う。

『万葉集、巻一』の開発第一にある御製に、

籠もよ　み籠持ち　ふぐしもよ　みふぐし持ち
この国に菜摘みます子　家告らせ　名告らさね……

この「ふぐし」は堀串という菜を摘む道具で、農具の一種である。棒とか材とか原始的な道具の名称はいろいろあるが、私は、この菜を摘むためのへら状の道具（ふぐし）の大型のものが、魚猟時代からの根栽農業に用いた農具の最初のものではなかったかと想像している。縄文時代の言葉はわからないので、一切が考古学の対象であるが、こんなアプローチの仕方で五千年前の文化を理解することも一つの方法であろうと思う。ふぐしの発音も、万葉時代は今の発音ではなかったであろう。

土地を耕起する、即ち耕す（田返やす）ことをしない焼畑の農業は、鍬のない農業である。耕の字は、耒（すき）という道具が井田（昔の田）の井と会意してできた字で、水田を耕起する意である。なおついでながら、犁の字は、牛が鋤を引っ張っている字で、動物を使う時代になってからの字である。

焼畑のみでなく、稲作においても、この鋤を使用しない田作りの時期があったことを知らなければならない。このことは、稲作のはじまりを考えるのに大切なことである。中国の農書に「水で草切る」という語がある。乾燥地に生育する草なら、どんなにたくさんあっても水を湛えると草は枯死する。まさに「水で草を切る」のである。こうしてできた谷間の棚状の水田に、稲作がはじめられ、その水利の方法が平地部に伝わって耕起耕作時代に入っていくのである。

その頃はすでに弥生時代（鉄器時代）となり、いわゆる照葉樹林文化も消滅しているのである。

2、もぐら打ち

正月の「もぐら打ち」も、稲作以前からの民俗習慣の一つではないかと考える。

祝い申そう　かねもうそう
　こなたの家の　繁昌しますように

と、よその家に行って、その門口の地を直径五～六センチメートル、長さ二～三〇センチメートルのわらたばを先につけたしなう木の枝で叩きながら、その家を祝う言葉を唱える。この祝い言葉には、何も稲作に関する言葉は出てこない。このことは、他所の部落の複雑な祝い言葉も同じで、もぐらの害は、田圃にはないのだから当然のことだといえる。

しかし、子供たちは、畑や家に害をなすもぐらを叩きのめす仕草だと思っているかもしれない。ともかく、各戸を廻って、餅や柿、密柑、あるいは小銭をもらって楽しんでいるのである。

やはり、この行事は、稲作文化的な解釈では解けない行事であると思う。

3、地蔵祭り

宮野の蜂ノ巣部落に、八月二十四日の「地蔵祭り」という子供たちの行事がある。

場所は、蜂ノ巣部落の以前の葬式場のあるところで、入口には阿俊法印建立の六地蔵があり、正面奥に瓦葺きのお堂があって、石の地蔵さんが祭ってある二アールばかりの空地である。（もとの定林寺趾という）

八月二十四日の午後になると、

「コンニャーは、地蔵さんの燈籠かけヂャーケン、茶ドン、豆ドン、油ヂャードンあげんさい。」

と、各戸にふれ廻る。

日が暮れるといくつもの提灯に火がともり、献燈のローソクがともり、線香の香りが場内にただよう。浴衣がけの大人も子供たちに混って、夜おそくまでにぎわう。

子供たちに親しまれる地蔵尊の祭にふさわしい行事だと、私はほほえましくさえ感ずる。

子供の祭りがでたので、余談ながら、この地方に伝わっていた子守歌を紹介しよう。

ねんねこんぼ　ねんねこんぼ　ねんねこんぼう
　ねんねの子守はどけ行った
蜂ノ巣ばりゃあ　巣つくいやー　巣はつくいかけて　嫁ご見やあ
　嫁ごの名は　何んちゅうかん
　　紅（べん）つけ鉄漿（かね）つけ　花嫁ご

子供の頃、母が弟や妹を寝かしつけるときに口ずさんでいたのを、自然に聞き覚えたものである。

蜂ノ巣原とあるので、水尾だけの子守唄かと思っていたら、犬走にもあるということだし、郷土史家の福岡博氏の講演では、文句はすこしずつ違うが、佐賀県の方々で唄われているとのことである。

4、歩射祭（黒髪山由緒記付録より）

毎年の正月十七日に恒例として、神主が諸曹を率いて山神祠に詣り、狩り祭りを施行する。

祭りの日には、猪の牝牡二隻、野兎一隻、かささぎ二羽、タイ両尾を拝殿にならべて飾り、射礼を行うという行事である。

これは、狩猟はじめの祭りで、武雄神社では現在でも施行しているというが、他の神社では行われていない。

正月の狩猟はじめの祭りは、焼畑農業の地ではじめられた。縄文時代からの仕来りの一つであろう。私たちの幼い頃は、正月には数本の矢を買ってもらい、自分で作った弓で遊んだものである。近頃のように独楽ではなかった。現在では、破魔矢というものを神社から売り出したり、男の子への目出度い贈り物として、弓矢を贈ったりする。これらは、狩猟はじめの祭りの名残ではなかろうかと思うのである。

先人たちは、このように、事を始めるときには必ず神への願いとして、○○祭りを行ったものである。

5、しとぎもち

新築の家の棟上げのときに、家の前に集った近所の人々に、棟の上からほうりまく丸餅を「しとぎもち」という。私は、この「しとぎもち」というのは、このときの「蒔き餅」のことをいう特別の個有の名称だと思っていた。

ところが、辞書を見ると「粢、糈」とあり、朝鮮語の「Stŏk」と同源であると載っている。また、粢というのは、白浙の義で、米の粉で作った長卵形の餅のことで、神前に供えるものというのである。

しとぎは、餅は餅でも製法がちがうのである。ペッタンコペッタンコと杵でついた餅ではなく、糯を粉にして、水で練り、それを一つの形に成形して蒸すか煮るかして餅状にしたものである。現在でも市販されている白玉粉、寒晒粉、お新粉などで作ったお汁粉、粕餅、粽などの米の粉の餅である。

このような方法でつくられた餅の総称を昔は「しとぎ」といったものであろうと思われる。

現在われわれは、粳を炊いて日常の食物（ご飯）としているが、平安時代には、これを「姫飯」といって日常のご飯は「お強飯」というものであった。（とくに上流社会では）このお強飯というのは、粳のご飯ではなく、糯を蒸した現在の「おこわ」であったといわれている。

古い絵巻物を見ると、このお強飯を、木の椀に山盛りに盛って、二本の竹の箸をさして膳の上に供している絵がある。現在では葬儀（仏事）のときなどに、よく見かける風景である。

このようなことから考えると、平安時代から鎌倉時代にかけては、粳よりも糯を作る比率が多かったのではないかと思われる。米は、邪馬台国卑弥呼のときから、上納する税金であった。八世紀になったとはいえ一般庶民もみんな米飯を食べていたのであろうか。私は、疑わざるを得ない。

有名な歌人山上憶良の

『貧乏問答歌』というのがある。

〝藁の中に家族が所せましと寝ている〟

――竈には煙吹立てず、甑には蜘蛛の巣かきて、

飯炊ぐことも忘れて、ぬえ鳥ののどによい居る――

甑を持っているところからすると、時たまには強飯を食べたであろうが、口分田制による中央集権も行き詰った奈良末期における一般民衆の食生活が如実に歌われている。ここには「しとぎ」などは出てきそうにも思えないのである。

ここで、もう一度照葉樹林文化に触れてみる。

照葉樹林文化は、鉄器の時代（弥生時代から）が来ると終わりを告げているが、この照葉樹林文化の中において、稲作はどのようにして始められたか、そして、その稲作はどのように変わっていったのであろうか。照葉樹林文化の時代には、サトイモを主食にしていたであろうということは前にも述べたが、その時代から陸稲（多分糯米）がつくられ、これが棚田においては水稲にかわり、粳米作となり、漸次下流の平坦部の水田へと移行していったのではなかろうかと思われる。

このことについて渡部忠世氏は、タイ国の古代建築のレンガの中に混っている籾殻を調べて、イネの品種の時代的変遷を明らかにしている。その中で、モチ陸稲、モチ水稲、ウルチ水稲の順という研究結果の報告がなされている。

現在でも焼畑陸稲栽培を行っているといわれるラオスやビルマ東北部の山地では、糯陸稲である。もちろんこの地帯は、お強飯が常食なのである。

かつて上秋月に疎開していた当時は、一週に二、三回は餅を食べさせられたものであるが、官山の植林地帯では、その植林の若い時期には、陸稲を播きさえすればたくさんとれたのである。

こんな体験から考えるとき、お強飯、餅、しとぎを食べた時代が必ずあったものと思う。

ついでに赤飯のことについて触れておきたい。

ビルマの奥地に出征していた弟の話では、よく赤い米の飯を食べていたと言っていた。これが、昔からの赤飯で、赤い色をした玄米を炊いたものであり、お祝いのときに用いられたということである。今の小豆の入った赤飯は、この代用品である。

民俗の習慣というものは、どんどん変化していく。しかし、その反面、何千年もの長い間、一貫して変わ

らないものもあることを認めざるをえない。

なにか事のあるとき、目出度いお祝いをするとき、お願い（祈祷など）をするとき、葬送のときなどの習慣はいつまでも生き続ける。これが、民族（民俗）の歴史なのであろう。

6、中秋の「いも名月」

中秋（今は九月）の十五夜の月を「いも名月」という。月にいもや団子を供えて月を祭る、芋の収穫祭なのである。今では、よく「さつまいも」を供えるが、昔は「衣被（きぬかつぎ）」といって、里芋を皮ごと煮て供えたり、いも団子を供えたりしていたものである。

中国でも「月餅（エユビン）」といって、山内地方の石垣団子に似たもので、甘藷のかわりに野菜類をはさんだ団子で、両面を油で焼いたものを月に供えて、「仲秋節」をする。彼等は、門口に「聯」をかかげ、吉祥の文字を書き連ねて爆竹を鳴らし、ご馳走をしてお祝いをするという。

考えてみると、中国北支は、日本と同じく畑作農耕の土地である。「いも名月」と「仲秋節」とは、農耕期最初の照葉樹林文化に属する収穫儀礼の残存民俗習慣であると思われる。

私は、縄文時代の後、晩期に、水稲文化発生前の「根菜耕作の時代」（根栽農業時代）を設定するのが妥当だと思うものである。

7、郷土料理

帰去来夸（かえりなん）　大根熟す裏の畑

これは、わが山内が産んだ大ジャーナリスト渋川玄耳が、故郷の生家の裏の畑を思い出して詠んだ句である。

彼の生家は、宮野の筒江の里にあった。現在の筒江公民館の隣で、西北にあたるところにある空き地の所だというから、その畑も指摘できる。

私は、この句を読んで、すぐ「ふるさとの料理」を思い出した。

大根熟すというのは、「食べ頃だなー」ということだと思う。そしてそれは、「風呂吹き」であろう。風呂吹きというのは、大根料理のうちでは最も簡単なもので、ふっくらと水炊きにした輪切大根に、ヌタ味噌をつけて食べる。汁も吸う。このヌタ味噌に、その家その家の味があるのである。

一句だけで「風呂炊き料理」と断定するのは、あまりにも早合点のきらいもあるが、この句は大正二年の作であって、そのすこし前の明治三十九年に、彼は腸チブスにかかり、次のような句を詠んでいる。

病気漫吟

○神無月チブスの神に憑かれけり
○咽喉をうるほすはミルクとオモユのみ
○飢餓甚しければ一日の妄想は唯食はう飲まう

○風呂炊よやがて全治の腹を待て

玄耳は、よほど風呂炊きが好きであったとみえる。このことからも、前の断定が許されるのではないかと思う。

彼は、自分の生まれた郷土を愛し、遺言して墓を筒江（中島墓地）につくらせたほどである。

ついでに、彼が黒髪山を詠んだ歌を紹介したい。

○秋の日は雌岩のかげに薄れつつ
　夕風寒き黒髪の山
○風止みし一夜は明けて朝戸出の
　黒髪山に雪はつもれる

私は、彼がこの歌を詠んだ場所はどこだろう、筒江の道を歩きながら詠んだのにしては、どこかピンとこないと思っていた。ところが、前述の彼の生家の場所を教えられて、「あ、ここだ」と思った。この場所からは、雌岩雄岩はもちろん黒髪山全体が軒先きに見える。借景という言葉があるが、まさにそのものである。

彼の俳句の季題は冬である。冬の大根料理は風呂炊きが最適である。熱いのをふうふう吹きながら食べている玄耳の姿が眼に浮ぶ思いがする。

大根料理で思い出すものに「コグイ」がある。

これは、十月二十九日のお供日の料理で、小鮒を昆布巻にして、大根の輪切りといっしょに、長い時間味噌炊きにしたものである。以前は、甘味をつけるためにアメガタを入れて炊いたものだが、今は昔語りになってしまった。

もう一つ「カキャーエ」がある。

秋の取り入れもすんだところで、各部落部落では「祭り」がはじまる。この祭りの料理として欠かせないものの一つが「カキャーエ」である。

カキャーエは、掛合すというのであろうか、鰯の生ものをすごいてち切ったものと、生大根を大きい笹身にそいだものとを酢味噌でアエたもので、ふるさとの味を満喫させてくれる料理である。

六、山内ことば

「まずことばありき」ではないが、人の住むところには必ず「ことば」がある。ことばは、人の感情のあらわれであり、他へのはたらきかけであり、伝達のために人の発想によってつくり出されるものである。したがって、ことばは、人の生活、環境によって、時々刻々に生滅変化するものなのである。すなわち、生活が変われば、人の発想も変わり、感情のありかた、価値のおきかたも変わってきて、新しいことばが生まれる。反面、使いなれた今までのことばでは言い表せなくなって、そのことばは使用されずに消滅していく。「ことばは生きている」と言われるゆえんである。

また、「ことばは流れる」とも言われる。概してその流れは、政治の中心地からその周辺へ、経済的優位地から劣位地へ、高文化水準地域から低文化水準地域へ流れるものである。と志津田氏はいわれる。

このようにして、その地区その場所に、最もふさわしいことばが定着し言いならわされて、その地区のことばとなる。一般にこれを方言といっている。ことば自体からみれば、当然の帰着点であり現象なのであろう。

だから方言は、他の地域と異なった言語体系（アクセント、音韻、語彙、文法）をもっていて、共通語と無関係ではありえないけれども、比較的狭い範囲にのみ通ずることばである。

わが山内のことばは、「佐賀方言」といわれる範疇にはいる。その佐賀方言も東部と西部とでは相当な相異点をもっている。西部地区においては、室町末期の口語を中心としたことば（中には鎌倉・平安期の趣をもつもの）が藩治時代に入って定着したと思われるものがとくに多く、山内においては佐賀西部方言地区の中でも比較的古いことばを、より多く残存しているように思われる。

方言の研究は近時とみに活発になって、貴重な研究誌も多いが、佐賀方言については、佐賀竜谷短大の志津田先生が「佐賀の方言」として集大成しておられる。先生は、佐賀県の方言を分けて佐賀方言、唐津方言、田代方言の三方言とし、佐賀方言を東部、西部（杵島、西松浦、藤津、小城の一部の地区）に分けられる。したがって山内はこの佐賀西部方言地区に入る。以下先生の著書から抽出して佐賀の方言（西部を主として）を見てみたい。

㈠　佐賀西部方言（山内方言）の特徴

アクセント

佐賀県の大部分は一型アクセントであるが、武雄・嬉野・鹿島以西のいわゆる佐賀方言西部地区は二型アクセントである。すなわち

第一類（牛・鼻など）、第二類（川・橋など）は頭音式。
第三類（足・花など）、第四類（肩・箸など）、第五類（秋・雨など）は平板式である。

音韻

○ 長音化、拗音化が多い。

・「(1)イ、ウ」「(2)エ、ウ」「(3)ヨ、ウ」の三重母音は「ユー」と発音する。

(1)見う→ミュー、着う→キュー、
(2)消えう→キユッ、冷えう→ヒユッ、
(3)土用→ドユー、用事→ユージ、

・「(1)エ、イ」「(2)ウ、イ」は「イー」と発音する。

(1)食い物→キィーモン、
(2)吸い物→シィーモン、

・「(1)オ、イ」「(2)エ、イ」は「エー」と発音する。

(1)甥→エー、宵→エー、
(2)酔う→エー（エーくらい）

・「(1)イ、ア」「(2)ア、イ」は「ヤー」と発音する。

(1)鯛→チャー、野菜→ヤーシャー、祝→イワヤー、
(2)書いた→キャータ、焚いた→チャータ、

・「オ、ホ」「オ、オ」は「ウ」と発音する。

大水→ウーミズ、多い→ウーカ、猟師→リューシ、

・「イ、オ」と続く場合は「ヲー」と発音する。

来ている→キヲー、言っている→イーヲー、

○ イとキを区別し、「(1)ウ、(2)イ」と続く場合は「キー」と発音する。

(1)好いた→シキータ、敷いた→シイータ、
(2)食物→クキーモン、漆喰→シッキキー、

○ ダ行の「ヂ、ヅ」の区別が明瞭で、ザ行の「ジ、ズ」と区別して発音する。

水ミヅ→見ずミズ、藤フヂ→富士フジ、味アヂ→野次ヤジ、屑クヅ→数カズ、地図チヅ→匙サジ、筋スヂ→事件ジケン、授くサヅく→桟敷サジキ、

【注】 昭和二十一年十一月十六日内閣告示として「現代かなづかいの要領」が出された。これによると、「ぢ、づ」は、原則として使わないで「じ、ず」で書き表す。ただし、二語の合同音の連呼によって生じる「ぢ、づ」は「ぢ、づ」を使う。というのである。
それ以来、この要領による教育が行われてきたために、山内においても「ヂ、ヅ」「ジ、ズ」の区別がはっきりしないようになってきた。

○ 「クワ、グワ」と「カ、ガ」を区別して発音する。

菓子クワシ、絵画クワイグワー火事クワジ、

【注】 これも前項と同じ経緯をたどっているが、前記要領の第五項に「クワ、カ」「グワ、ガ」および「ヂ、ジ」「ヅ、ズ」を言い分けている地方に限り、これを書きわけてもさしつかえない。となっている。しかし、この語の消滅するのも間近いことであろう。

○「オ」と「ヲ」を区別して発音するが、これも前項と同じ経路をたどっている。
緒→オ、尾→ヲ、老松→オイマツ、桶屋→ヲケヤ、

○「シ」を「ヒ」を誤ることが多い。（東京は逆で人ヒトをシトという）
質シチヤ→ヒチヤ、七シチ→ヒチ、室シツ、ヒツ

○音節、音韻の脱落が多い。

・「ル、リ」が脱落して長音化する。
煙管キセル→キセー、鋸ノコギリ→ノコギー、起きる→オキー、取る→トー、降るまい→フッミャー、

・狭い母音「イ」[1]、重出する母音[2]は脱落する。
(1)未イマダ→マーダ、今一度イマイチド→マーイチド、
(2)ヨイアンバイ→ヨカンビャー、アブラアゲ→アブラゲ、ノウオマヘ→ノマイ、ナアナタ→ナター、

○ユがイになるときが多い。
醤油→ショイ、カユ→カイ、ユデ卵→イデ卵、

○母音がンとなる。
よその者→ヨソンモン、腫物→ハレモン、アノ人→アンヒト、コノ人→コンヒト、

○助詞「ハ」が母音に接続すると「アー」になる。
皿は→サラー、夏は→ナター、筆は→フヂャー、
風呂は→フラー、オマへは→オマヤー、

○撥音に助詞「ハ」が続くと「ナー」となる。

犬ンハ→インナー、本ハ→ホンナー、銭ハ→ゼンナー、

○撥音「ン」を押入[1]したり脱落[2]したりする。
(1)姉さん→アンネサン、おぢさん→オンヂサン、
(2)昆布→コブ、鉋→カナ、煎じる→セジル、香しか→カバシカ、

○子音「リ」[1]や「レ」[2]が「イ」となる。
(1)子守→コモイ、釣→ツイ、…バカリ→…バカイ、
(2)コレ→コイ、ソレ→ソイ、ドレ→ドイ、

○動詞に接頭語「ヒン、ヒッ、スン、スッ、ウッ、ツン、チー、チン」をつけて強意を表す。
ヒン脱ぐ、スン抜く、ヒッ切れる、ウッ叩く、チン逃げる、チー行く、ツン払う、

音韻に関することで、「イガ→イゲ」「ライネン→ヂャーシン」「行くまい→イクミャー」「チカット」「イッチョン」などと数えあげたら切りがないので省略する。ただ「応答のことば」がとくにおもしろいので列挙してみる。

○ナイ、アイ、ウン、アン、ウム、ナンテ、

○インニャ、インニー、

○ノー、ノーヤ、アノウ（ノウはとくにおもしろい。）
誘うとき→行こいノ、親にネダルとき→買うてノー、許しをうけるとき→カンニンノー、念をおすとき→ヨカノー、確かめるとき→ホンナコトノー、同意を求めるとき→オイヂャッタノー、呼びかけるとき→ノー○○○、

○　アリャッ、オリョッ、　○　サイバ、　○　コイコソー強意を示す、
○　ナンノ→容易を示す、　○　ナンカー→反抗を示す、○　コーツト→思案を示す。
○　アイドン、ナイドン、バッテン、ヂャイドン、

体言（名詞、数詞、代名詞）

物、事があれば、必ず、それを表す名がある。数を数えるにしても、相手を呼ぶにしても、その土地独特のことばが生まれる。したがって、方言が多い。いや、ほとんどが方言であるといってよいのではなかろうか。

助詞も方言が多く「チュー」「ビャー」「ヂャイロ」「ギー」「クサン」「ヤー」「ゼー」「ゾー」「バン」など、おもしろい語が多く使われているが、もはや紙数が足りなくなったので割愛する。

(二)　対話の様相

1、第一話

慶長六年（一六〇一）犬走明神社の建立に際して踊りはじめられたという「猪浮立」（史話・伝説八を参照）における犬付と猟師の対話の前半を紹介する。

○（犬付）猪の足跡を見つけて―テバシキャーモンニャー。
　　とても大きい　ものですネー

喰い荒した様を見て―テバシキャークリャーヨーバ、シタモンニャー。
　　たいへんな(ひどい)喰いよう　ですネー。

犬を呼ぶ―ハヨーハヨーコラコラ。　バンカバンカ。
　　犬をハヤス言葉

居りそうには　あるけれども　ちっとも
オローソウニャーアイドン、山ンシゲッテ、ネッカラシレン。　オリマスルゾー。

△（猟師）　フトカニャー。
　　大きいかネー
　　太う

○フトウゴザリマス

△ドコクロータカ
　　喰うたか

○わくどう（地名）クローテ天神山（地名）サシテゴザー

△踏ミアタードコカー。
　　あとは

○コッチゴザレ。アレゴロージライ。
　　おいでなさい　ごらんなさい

△クリャークチャードコカー。
　　喰い口は

○コーレゴロージ。

△テバシキャークリャーヨーバ、シタモンニャー。

○クロータモナイモ、ナイモカイモカイモトッテトイクイクリャマシテゴザル
なんでもかんでも取って取ってしまって喰べてしまいました
獲りましょうよ
△トローバイ、トローバイ。
獲らなくては…あなた　気を入れて、しっかりしなさい。
○トラーヂャオマヤー。オ前サンモオハマンサイ、オイモハマーケン。
これは　手の内のものであろうよ
△コリャー、手ノウチノモンヂャローダイ。
こればかりは
○コイゾコイバッカリャー、手ノウチノモンデゴザー。
うそなどは　言っているのではないかネー
△ネッカラシレン。スラゴトドマーイワンカニャー。
そらごとなど言っているときではありません　こんなに　居るのに
○サテモニャー。スラゴトノダンデゴザーカン。コヨン太カトノオートケー。
繰り出して　クモの巣　振り払って
コレ、目ドマークッテクイヂャーテ、コブンエドマーフッテフイハルーテ、ヨークゴロージライ。

―以下省略―

2、第二話

日露戦争に出征中の主人から軍事郵便がきた。家人に字の読める者がいないので、いつも隣りの人に読んでもらっている。今日も、そのために訪れたのである。（祖母の話しことばから想像して……）

家にご座ります
○ウチゴザッスンノー。
お出なさいました
△オイデンサイター。
気色よい程にひどい
○キショークナ雨でゴザンシタノマイ。
大変な
△チャーハンな降イヨウでゴザッタノー。
この間は　おかたじけない
コナイダー、オカタンシケン　ゴザンシター。
ございましたけれども　心ばかりの　ものですよ
○インニー、セイラシカモンでハヅカシューゴザッシタイドン、心バッカイタイノマイ。
あんなに　お金などは　つかわないで　よいものを
△アギャン、ゼンドマーツカワンヂーヨカトケー。
そんなに　いわれるものでは
○ナンテェー、ソギャンイーゴザートヂャーナカー。
いつでも（度々）　ございますけれども　父ったん（主人のこと）　見てはくだ
ゴットイノコトデ、イイニクーゴザッスッドン、マタ、トッタンの手紙バヤンサッタケン、ミテクンサ
さいますまいか
ンミャーカと思うて。
あなたのお宅では　どんなに　しておられるだろうか
△ヨカヨカー、ホンニオマエンカターゴクローサンノマイ、ドギャンドンシランサローカー。
達者には　しておりそうにありますよ　あなた　ございませんでありましょうよ
○タッショウはシトローゴターバオマイ。シカターゴザランタンター。オクニノタメヂャーモン。

△ホンニー、シカターゴザランノー。ドラドラ、今度は　どんな　ことを 書いていなさるでしょうか
コンダードギャンコトバキャートンサロカ、
……。……。
おかげさまで よく　ありました
○オカゲーユーワカイマッサッタ。メーヤクデガシター。
しかしながらよく 働いて　くださっている　これならば　勲章をもらうに価するのですよ
△アイドン、ユーキバッテクイヲンサーノマイ。コイナイバ、勲章モンタイノマイ。
そのようなものは どうでも　けがあやまち　なさいませんようにと　しておりましてございます
○ソギャンター、ドギャンデンヨカイドン、ヤマチドンバシンサランギーテ、セワシヲイマッスンゴザー。

△ホンナコテ〳〵。
のようなものは　失なわないように　なおして(しまいこんで)おかないといけませんよ
ソイカラ、コギャ手紙ンゴターター、ウっチョシナワンゴト、シモートカンバオマイ。
はいはい　大事に　していますお下りしましょう(さようなら)　見せようと思って
○ナーイ。ヂャージーシトイマッスー。カエンサッテカラミシュードンモテ。

△ソイガヨカ。ソギャンセンバ。
○ソイヂャー、オサイガッシュー。
なりましたでございます
オセワァーナイマッスンゴザンシター。
お帰りなさいますか　何事も(なんのもてなしも)
△モウ、オカエンサーノウ。ニャーゴトモナシーノマイ。

それでは　お働きなさい
ソイギー、ソロソロオシンサイ。

3、第三話

「農業は、雑草との戦いである。農民は、雑草への憎悪の念をつのらせながら、しらずしらずのうちに、雑草のような根性が培われて、農民魂を生んだ」とは、原田角郎著の『消えゆく百姓ことば』の中の一節である。

経済恐慌の嵐は、容赦なく農村にも吹き狂う昭和のはじめ、鍬もつ主婦の立ち話がつづく。

A アラッ、オヤンシャン(人名)は　オヤンシャンタチャー、マタ、デカケヲンサータイ。
B ユー、用事　ユージモアーモンノー。
A (小言で) アンフター、あの人は　他所へ行くのが好きだから　ヨソズキヂャーケン。
A・B フフフ。
A ドコユキヂャロカー。あろうか　立派に　装をこらして　リッパシューシヤエテー。
C (オヤンシャン) チョットソコマデ。

Bソギャンヤー、イッテオイデンサイ。

Aキューハ、ドコイキヂロカァ。
今日は

Bアア、ソウソウ、ソギャンユーギー、イマリー、
そんなに　言うと　伊万里に　お祝い　あると　言っておられたから　あイワァーのアーテイイヲンサイタケン、　そこにでは　ソッケヂャ

ナカローカ。

Aソイギイ、ソギァンパイ。イクラナンデモ、畑ドマーアギャンシテイッテーテ、デカケンサートヂャーケン。
それでは　そうでありましょうよ　あんなに　おいて　出かけるのであるから

Bドコン畑もオナジコッタイ。ウチンタークワノ木ヨイ、クサガタコウシトーバイ。
の　家のものは　桑ノ木　より　しておりますよ

Aオマエンター、リッパニシトウビャー。
あなたのものは　しているではありませんか

Bインニャッ。麦ンナカドンミテミンシャイ。
いいえ　見てみなさい

Aホンナコテー、クサートイキランモンノー。
草は　取り除いてしまうことはできませんものネ

Bイクラガスマンヂーテモ、デクッシコヂャーモン、ボツボツヤローデー。
気をもみあせっても　できるだけのこと　であるから　いたしましょうよ

Aホーラ、オンチャンノヨビヲイゴザーバイ。
叔父さん　呼んでおられますよ

自分一人では　働きたくないので
Bワガフトリャーキバイトウナシャーノー。

Aソイギイ、オキバンサイ。

Bオキバンサイ。

七、釜ぶたかぶせ

(一)　ある出来事

忘れもしない昭和三十二年十一月の出来事。

それは、伊万里の人に頼まれて、山内の娘さんの仲人をしたときのことである。

縁談は順調に進み、諸種の行事も滞りなく済んで、いよいよ結婚式を待つばかりとなった。

わが山内においても、所によっては「釜ぶたかぶせ」が行われていたということを聞いていたし、伊万里地方では「時々行われることもある。」と知らされていたので、今度のお婿さんのところでは、どうであろうかと思い尋ねてみた。

婿方の答では、「やる所はやるが、自分のところはかぶせないでよい。嫁さんは信用しているから、古い行事にはこだわらない。」ということなので、私は内心安堵した。

「釜ぶたかぶせ」というのは、花嫁の入り口である勝手口で、嫁が片足だけ敷居をまたいだとき、「一寸待ってくだしゃんせ。」と、足を止めさせて、あの大きな釜の蓋を嫁の頭上にかざして、口上を唱える。一種の儀式である。唱え言がすむと、嫁はその入り口から、客は表口からはいって、結婚式場である客間に通ることになっている。これも、結婚式の一式順であり、行事であるのである。

話はもとにかえる。この「釜ぶたかぶせ」はしないという約束だったので、何の気もなく、婿方の家に入ってしまい、さあ、あがろうとしたところで、「一寸待ったい。その花嫁さんは入りなおせ。釜ぶたかぶせはなぜしない。」と、奥の納戸に寝ていた八十を越したと思われるおじいさんがはい出してきた。

さあ大変だ。第一その用意がない。唱える文句を知っている人もいない。何かと、ご老人にお願いするが、聞き入れてはくれない。花嫁さんのバツの悪いこと。

さすが厚顔の仲人たる筆者も、施す術はなかった。ご老人に慇懃丁重なお詫びを申しあげつつ、一方では、口上を知っている人を探させた。

ほどなくして、近所に口上の文句を知っている人を見つけ、特に頼んで急場をしのいで頂くことにしたが、その人は後家さんである。

大体、この蓋をかぶせの口上を唱える人は、両親の揃った婿の友人(既婚者)か、村の長老か、世話人の一人かであることとなっている。しかし、ようやくにして探し出したこの方は、一番人の嫌う後家さんなのだ。

「エー、かもうものか。」と珍芸当をやった。その後家さんが私のすぐ後ろで、小声で一節を言う。私が復唱する。二〜三節言ったところで爆笑が起こった。その後家さんに一気にしゃべってもらって、ゆうゆうと家に上がりこんでしまった。

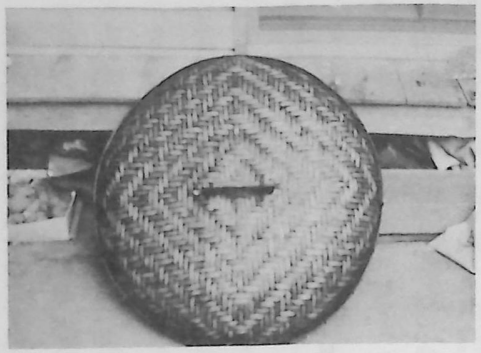

竈神様のやどるという「釜ぶた」

さすが彼のおじいさんも何ともいわずニコニコ笑っていた。いやはや、頭の痛かったこと。爆笑で事はおさまったとはいえ、私にとっては笑いごとではなかった。

後日、そのおじいさんは、「先生には参った。」と笑っていたが、今はもういない。

こうしたエピソードというよりも大事件の中に誕生した新夫婦は、人もうらやむ「おしどり夫婦」で、その長女は、花も恥ろう十八娘である。弟二人もいい息子だし、お家はますます繁昌というものである。まことに目出度い限りであって、私の大失策も許されそうである。

念のためにと、書き記してくれた「釜ぶたかぶせ」の文句を紹介しよう。

——釜ぶたを花嫁の頭上にかざしつつ——

ヤーレ、おいでなすった花嫁さん。一寸待ってくだしゃんせ
わたしゃ、長崎からの通りがかりの者でござんすが、荒神さんから、釜蓋かぶせを頼まれたので、被せる道は知らないが、一寸被せて見ます故、しばらくがまんを願います。
縁があっておいでなすった上からは、おじいさんおばあさんを大切に。親御様へも孝行して、夫婦、小姑むつまじく。お家繁昌するように、ご辛抱なさってくだしゃんせ。
もしも、きらいになったとて、出て行ってはなりませぬ。
どうしても出て行きたいそのときは、表口からはできませぬ。裏の戸口もできません。納戸の小障子の小狭間のあいだから、

三尺高さの高下駄はいて、六十四本の骨組みの蛇の目の傘をたてにさし、出られるときに行きなされ。
アーソウカソウカ。合点。合点。
鶴は千年亀万年。浦島太郎は八千年。こなたの御夫婦は万々年。
アー目出度い、目出度い。

【注】大体の構成はあるが、文句の決りはない。その時に応じて頓智よくやればよいとのことである。

(二)　釜ぶたかぶせ考

大汗をかいたあの事件も、そろそろ時効になろうという四十一年に、われらの先輩飯田一郎氏の『神と仏の民俗学』という本が出版された。

書名からして、何だかひかれるものを感じたので、読ませてもらったが、その中に、「釜ぶたかぶせ」の一章がある。先生のご高説を主軸に、釜ぶたかぶせを考えて見たい。

○カマドは家を代表し、家と同義語だといわれる。

釜をかけて炊事するところを「カマド」といい、その部屋を「カマヤ」という。釜屋であろう。

わが山内においては、現在でも「カマヤ」の言葉を耳にすることがあるが、この言葉は、平安時代以前から、全国的に使われた言葉である。

仁徳天皇の御歌として有名な「高き屋にのぼりて見れば煙立つ、民のカマドはにぎはひにけり」でもわか

るように、「カマド」というのは、「家」というのと同じ意味をもつものとして使用されている。

当地方でも、「分家することを、カマドを分ける」といったり、「世帯を両方に持つことを、カマドを二つ立てる」といったりすることがある。カマドと家は一体で、同意語なのである。

○カマドは、神の住むところである。

カマドは、家族員（家畜までも含んで）の生命を養い保持するための、一番大事なところである。

したがって、カマドには常に感謝して、汚したりしてはならないといって、カマドを塩で浄めたり、拝んだりしたものである。古人たちは、そこに「神」を感じていたのであろう。

筆者が幼い頃、私の家に、よく子牛が生まれていたが、その子牛は、二日目か三日目かようやく歩けるようになると、ヨチヨチとカマヤ（カマドのある部屋）まで来ていたのを知っている。すぐ隣のK君の家の子牛が、カマヤの横の小溝にはまって死んだのも知っている。

こんなとき、父は、「カマヤには神さんのおんさあけん、みゃいやぁきたと」と話してくれたものである。

この神こそ「竈神様」ではなかろうか。

平安時代の作といわれる『江家次第』という書に、「日本の庶民は、まず四方の神々を拝み、氏神を拝み、コウジンサマを拝す。」といっているように、古くから一般諸民の家々に祭られ、氏神様と同じくらい大事な「家の神」さまが、コウジンサマであった。

家人が他出する際や、家を留守にするときなど、この竈神さまを拝み、後事を託したもので、息災を祈る諸種の「シキタリ」が生まれたのも当然である。

○竈神は、釜の蓋に籠る。

山の神が山そのものであり、川の神が川そのものであったはずのものが、次第に具象化されて、岩になったり、石になったりしたのと同じように、「カマドの神」は、カマドそのものであったものが、だんだんとしぼられ、具象化されて、神は釜の蓋に宿るとされ、ついには、釜の蓋そのものが、コウジンサマとなった。ここまで考えてくると、「釜ぶたかぶせ」は、解明されたような気がする。

飯田氏は、最後に次のように結論しておられる。引用させてもらう。

昔の結婚は、決して単なる両性の結合ではないのでありまして、いわゆる嫁入りは、他家で育った婦人が、縁あって結ばれて、新しい家の家族の一員として新たに参加することなのであります。

嫁がはじめて夫の家に入るとき、釜ぶたかぶせがあります。釜蓋は、カマドの神、即その家の神なのであります。これからこの神の支配に属してこの家の家風に従い、従順なる家族の一員となることを誓うという仕草であったのでしょう。そのことばの奇抜なのは、其の後の結婚生活がより楽しくより幸福であるようにとの願いを籠めた心遣いからと解すべきでありましょう。

私にとっては、忘れ得ぬ「釜ぶたかぶせ」考である。

八、民間の年中行事

地方には地方に、村には村に、それぞれ風俗、習慣の違いがあり、独特の芸能がある。そしてそれは、その地方その村の行事となって集約され、伝承されていくものである。

したがって、そこに行われる行事を見ると、当該地方の風俗、習慣がわかり、その地方の人々のものの考え方や受けとめ方が想像されるものである。なお、このことは、往時の人々の生活の有り様までを示唆してくれているようである。

近時、社会の急変にしたがい、各地の伝統的諸行事は影をひそめ、あるいは簡略化され、参加者は極限されて、農村特有の醇風美俗も失われつつあるとはいえ、わが山内には、まだまだ多くの行事やしきたりが残っている。

一般共通的なもの、部落（区）としてのもの、小部落（古賀仲間）としてのもの、仲間同志、家、個人的なものなど各種の行事が「月、日」を決めて行われているが、近代的な感覚からすれば、むだなことであるというかもしれない。

しかし、各種の行事が、大体において農繁期（作付・収納）の前後に行われることは、単調で、しかも過重な農作業に明け暮れる農民にとっては、休養と体力づくりのためであり、次にくる農作業に対する勤労の鼓舞でもある。また、毎日仕事に追われている農民に、潤いを与える慰安行事でもある。そして、これらの機会に、あるいはこの行事を通して、農村らしい美風がかもし出され、養成されていくのである。

このように見てくると、山内に残る一つ一つの行事に生々とした息吹を感ぜずにはおられない。民俗行事の大切さもここにある。

以下、月を追って、現在行われている主なる行事に、簡単な説明を加えながらみてゆくことにする。

三間坂の荒踊り

一　月

お正月（一～七）

門松をたて（近時は紙に印刷したものを玄関にはるものもある）、日の出を拝み、家族全員で屠蘇をいただき、雑煮を食べて新年を祝うのは共通だが、とくに山内では、氏神詣で、先祖の墓参りが年を追って多くなっていることを強調しておきたい。

元旦のお雑煮から始まって、初詣で、二日の初仕事、初荷、初夢、初入りなどは、隣接町村と同じである。また、七日正月、鏡開き、二十日正月、やぶ入り等々、正月の行事は多い。

しかし、近頃は簡略されて、ごく一部の人だけが行っているものもある。

鬼火たき（オネブ）（七）

夜明け前の静寂を破って、パチッ、パチッ、ボトッと竹のはぜる音がする。鬼火たきなのだ。

子供たちは、集団で集めた大小さまざまの竹を、田圃の中や路傍の広場に積み重ね、それに火をつける。炎は天高く舞い上がって空を染め、竹のはぜる音は四方に響く。子供たちは、竹の強くはぜる度に「鬼は外、福は内」と叫んで、無病息災を祈念し、自分の願い事を書いた紙を、燃えさかる炎に焼いて願望成就をお願いする。

竹をたき終わると、火を近隣の家に配る。残り火で餅を焼いて食べたり、火を真ん中にして話しこんだりして夜明けを待つ。火をもらった家では、大人たちが、その火に身体をあぶり、餅を焼いて食べる。

この行事は、古代から行われた「火祭り」行事の遺風であろう。神聖な火が悪魔を取り払い、病魔から守ってくれるというのである。

もぐらうち（一四）

部落の男の子の行事で、一・五メートルほどのカシやシイの若木の枝に、カイバかずらでワラを束ねてモグラをつくり、各家を廻って、祝言を唱えながら門口の地をたたく。花嫁さんのいる家では、花嫁さんの尻をたたいたりしていた。

この行事は、もぐらの害を除くというよりも、五穀豊穣、一家繁栄を祝うものだとみるべきではなかろうか。しかし、現在では、宮野部落の一部においてだけ行っているようである。

○十四日のもぐら打ち、祝い申そう。かね申そう。こなたの家の栄ゆるように、打って打って打ったたけ。

○十四日のもぐら打ち。米蔵、金蔵、塩蔵打って打ったてますように。祝い申そう、かね申そう。（花嫁の家では、最後に「こなたの花嫁さんは万々年」とつけ加える。）

お逮夜（一五）

真宗の開祖親鸞上人の命日を「お逮夜」といい、九日から十六日までの一週間を「ご正忌」といって、真宗の家では精進食をとり、お寺詣りをする。

十五日の晩は、親も子も檀家寺に泊り込んでお説教をきき、話し合って親睦を深めていたが、現在では寺に泊り込む者はいなくなった。

翌日の十六日はオザといって、昼食のごちそうを頂いてご正忌が終わる。犬走や今山部落では、特に部落をあげての重要な行事の一つである。このオザは、お寺でするところ、小部落でするところ、または隣組でするところなどその持ち方はまちまちである。

般若経会（一六）

武雄後藤氏と島原有馬氏との戦いで、大危難を勝ちぬいた後藤氏が、戦いの戦勝祈願をしたのが始まりという黒髪神社の般若経会は、真言宗信者の間に継承され、現在も盛大に行われている。

二　月

伊勢講（一一）

小部落の仲間同志の親睦会になってしまっているが、そのはじまりは大変古く、仲間で講を仕立て、順番に「お伊勢参り」をしていたのである。そして、全員の参宮ができてから、その記念に建てた碑が、現在、神寺や寺の境内に建っている「太神宮碑」である。大野の太神宮碑は、県下でも屈指の古く立派な碑といわれている。

なお、この仲間たちは、平常においては最も親しい友人であり、冠婚葬祭の世話から、日常、個人的、相談事まで一切の行事を共にする。七月、十二月と年三回開催する部落と、毎月開催する部落があり、そのやり方もまちまちである。

花いり祭（一五）

もち米かとうもろこしを釜で強くいると、もち米やとうもろこしははぜて、花のように白くひらく。これを仏様に供え家人も食べる。

筆者などは、白くひらいた米の花を、枯木に着けて、「花咲ジイサン」と喜びたわむれていた家庭的行事であったが、現在はあまり見かけない。このような、いろりを囲む家族団らんを知らない今の子供たちが可愛そうにさえ思われる。

この日は釈迦がなくなった日で、釈迦の死を悲しんで、草木までが枯れたという伝説からきたものだと

いわれる。

天神講（二五）

前記の伊勢講とは、発生の対象が違うだけで、その行事のもち方や仲間意識など同じものである。仲間同志の行事として「三夜待ち」というのがある。毎月の三日月の夜に集まる仲間の親睦行事で、伊勢講仲間と同様な連帯意識によって運用されている。

三　月

彼岸ごもり（春分の日）

彼岸は、暑さ寒さも彼岸までといわれるように、人々の待望の季節である。仏教では春分の日を中日として一週間の間を彼岸会といい、お寺では法会をつとめる。一般民衆はお寺詣りをしたり、巡礼に出たりする。家庭では家風にしたがって彼岸料理をつくって仏前に供え、墓参りをする。

町内大部分の部落においては「彼岸ごもり」が行われる。(秋分の日も同じ)

部落民は、思い思いの手づくりの肴を持参して、氏神様に集まる。神主による祭典が終わって酒座につき、お神酒をいただいて酒宴がはじまる。ひとしきり酒がまわったところで浮立がはじまる。長い冬から解放された農民の喜びの集いであり、同時にまた、農耕生活に入るための豊作を祈る前祝的意味の集いでもある。

四　月

桃の節句（お雛祭）（三）

桃の花の咲きこぼれる四月のはじめ、フツ餅（ヨモギ餅＝クサ餅）を搗いて神仏に供え、セリとタニシ

ある家のお雛飾り

のおあえを作って祝う春の節句である。

戦前は、このフツ餅を弁当に、武雄の「神武天皇社」のお祭り見物に出かけたものである。「神武天皇祭」と呼んでにぎわっていたが、現在では「温泉祭り」にかわった。

この三日の節句は、一般的には雛祭りと呼ばれて、雛人形を飾る風習が古くからあったが、わが山内では、あまり行われていなかった。ごく一部の家で、初めての女児のとき、親類を呼んで簡単な祝いをする程度のものであった。

しかし、最近になって、豪華な人形を飾り、多くの人を招いて、盛宴を張る傾向になってきた。

花見

山内では花祭はしないが、「花見」をする。小部落毎に思い思いの宴が催される。お釈迦様より先ず自分をというのであろうか。まさに「花よりだんご」というところである。

のどかな春の陽ざしをうけて、ゆっくりと休養し間近にせまった作付けの農事に備える楽しい行事の一つである。

花祭り（ご誕生日）（八）

この日はお釈迦様の誕生日だというので、仏教関係者では種々の行事が催される。

禅宗関係では、甘茶を作って供え、真宗関係では春の山菜の料理をして仏壇に供える。善男善女はそれ

ぞれ檀家寺に参詣して、ご誕生をお祝いする。

戦前までは、各部落毎に舞踊団や浮立を繰り出して大にぎわいをしていたものであるが、近時は形式だけにとどめるようになってしまった。

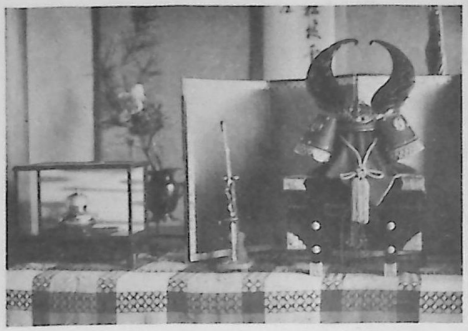
ある家の菖蒲節句の飾り

五　月

端午の節句（五）

節句は節供であって、季節の変り目に季節料理をつくって神に供え、感謝と祈りを捧げる日である。ことに、五月の花の代表ともいうべき菖蒲は、尚武に通ずるといい、葉の形は刀に似ているところから菖蒲の節句ともいって、武士道を尚ぶわが国民は、五月節句を男の節句だとした。

武者人形を飾ったり、鯉幟りを立てる習わしは、明治の中頃からだといわれるが、この地方にはあまり行われていなかった。しかし、近頃は、男の子が生まれると、どこの家でも鯉幟りが立てられ、幟り祝いは年と共に盛大になりつつある。

五月晴の大空に泳ぐ鯉幟りは、田舎（山内を含めて）の風物詩ともいえるようになった。

六　月

田植市（九）

純農村である山内にとっては、この六月はもっとも多忙な一か月で、老いも若きも身を粉にして働く月

である。だから何か不足しても買いに出る暇などはない。

この農民を相手に、三間坂は九日、宮野は十日に市が立つ。農作業用具から日常雑貨の類はいうにおよばず、食料品（農繁期に適した料理の簡単で保存のきくもの）にいたるまでの品々が露天に並べられ、近隣から操り出した男女町民で、一日のにぎわいを呈する。

なお、この六月は、町内諸行事は公私を問わず敬遠され、緊急止むを得ないもののみに止めて、町内は田植一色に塗りつぶされる。

七　月

田祈祷（　）

田植が終わったところで、区長は区会を開らき、田植え関係の賃銀、その年の農耕賃銀、水番給など公定賃銀を決定し、田祈祷の日取りを決める。

田祈祷は、氏神様において、今年も無事に田植えがすんだことを感謝し、稲作の豊穣を祈願する行事である。神官による式が終わると、籠り堂で、お神酒をいただき、浮立などして長かった労働を慰めあう。

サナボイ（サノボリ）（田祈祷の翌日）

「サの神」すなわち田の神が、植え付けも終わったので、帰り上る（サノボル）日だという。農民からすれば、田の神をお送りする日である。

ごちそうをつくって荒神（竈神）様に供え、田植えに加勢に来てくれた人に謝礼し、日当などを支払って田植え仕舞いを祝い、豊作を祈願する日であり、一家揃ってゆっくりと慰労する楽しい一日でもある。

伊勢講（　）

前にも書いたように、年三回のところばこの月に仲間で話し合って日取りを決め、伊勢講をする。

ぎおん（夏祭り）

ぎおん（夏祭り）は、各部落毎にそれぞれの氏神様で行われる夏の式典である。

もともと、疫病や害虫などの災害に悩まされた農民たちの、思い余った疫神および害虫退散の祈念祭典であったが、いつとはなしに農民娯楽の夕べとなってしまった。

舞台がけのぎおんの奉納舞踊（船ノ原）

娯楽とて外に求めようのなかった農村（山内）の人々は、この夏祭りにお詣りして、鐘を打ち太鼓をたたいて興じ、隠し芸を披露して楽しみ、これを見て楽しむ部落総出の夏の夜の行事となった。

町内のぎおんは、犬走（七、一八）、踊瀬（七、二五）、永尾（七、一五）、鳥海（七、二四）、三間坂（七、一六）、船ノ原（七、三一）、大野（八、二五）、下黒髪（八、一）、今山（八、一五）、宮野（七、二三）、立野川内（八、二〇）となっている。

社会様相の変化によって、一時絶えようとしたギオンにおける奉納芸能も、青年団諸君の自発的な協力によって再び生彩を取りもどしつつあることは、まことに喜ばしいことである。

土用ごもり（土用の入りかその期間中に）

昔の農民にとって、一番こわかったのは疫病の流行であり、最も悩まされたのは災害（稲の病虫害、旱害、風水害）であった。施す術をも知らず、ただひたすらに神仏の加護を祈ったのである。

夏の土用ともなれば、この恐ろしい厄神がやってくるシーズンになる。農民たちは最寄り最寄りに集まって（小部落毎）お神酒をささげ、浮立などをして厄神払いをなし、飴湯などつくって無病息災を祈るのである。

八　月

七夕祭り（七）

短冊に切った色紙（タナバタ紙）に、思い思いの願いごとや名前を書き、女の子は紙の人形や着物をつくって、竹笹に結びつけ、庭先に立てて七夕（牽牛、織女）を祭る子供たちの行事である。

子供たちは、六日の夕方までに立てておわり、タナバタダゴを供え、小部落毎にタナバタヒカイをして楽しく遊ぶ。「ヒカイ」というのは、物やお金を持ち寄って飲食することで、大人たちの間にもよく行われる仲間同志の親睦会の一方法である。

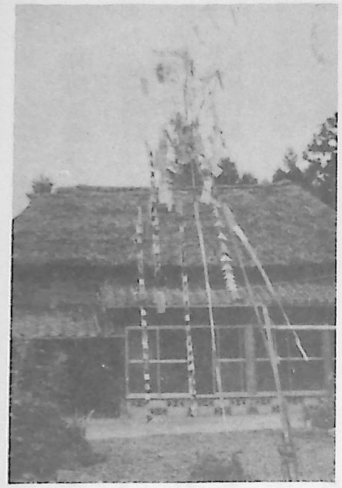

七夕祭り

さて、この子供たちのタナバタヒカイには、母親たちも参加して、話し合ったり、余興を出し合ったりする母子会までに発展している部落も数か所ある。

また、七日の日は、町内各子どもクラブと部落P

TAの共催による七夕揮毫会やお話会などが行われ、午後はバレーやソフトなどのレクレーションをして、親と子は楽しい一日を過ごしている。

お盆（一三～一五）

山内のお盆はほとんどが八月盆で、七月に実施するところはごく限られた個人の家のみである。

盆行事は、仏教の宗派によって異なるが、十三日の夕方お墓参りをして精霊を迎え、十五日の夕方お墓までお送りする習わしは、宗派にかかわらず同様である。近頃では、寺院の納骨堂の普及によって、墓地の荒廃がひどく、お盆のときでさえ寂しく荒れた墓地が多くなった。また、昔ながらの盆燈籠はかげをひそめ、市販の提燈で代用されている。

昔ながらの盆燈籠をあげる家もある

盆の期間中に、親戚の仏様にお詣りしたり、初盆の家には、親戚だけでなく古賀の人たちもお詣りするのは従前どおりである。とくに初盆の家では、「お寂しいお盆でございましょう。」と新仏の思い出話などして過ごすあの姿は、人情味にあつい農村風景の一こまであろう。

九　月

八朔節句（一）

旧暦の八月一日を八朔（はっさく）と呼んでいたが、今は一か月遅れで九月一日を八朔節句という。

稲の出穂期であり、台風（いわゆる二百十日）時期にもあたるので、豊作祈願や災害除けのための行事

をしていたのであろう。しかし、山内では特別な行事はしない。

彼岸ごもり（秋分の日）

春の彼岸と大体において同じだが、特に秋の中日には体育祭が催されたり、同窓会が催されたりすることが多い。

十　月

亥の日（　）

十月亥の日にゃ餅をつく
　餅はついても客がない
亥の神様を客にして
　わたしも相伴いたしましょう

十月初めの亥の日に、農家の家では餅をついて神仏に供え、親戚や近所に配る。ごく内輪の行事である。十月の苛酷な農作業による体力の消耗を補う意味もあろうが、もともと、猪の子が全部元気に育つという話から、家の子供たちの健やかな成長を祝う親心からの祭だといわれる。

供日（産土神社祭）（二三）

秋の収穫を感謝して、山海の産物を氏神に供える秋の氏神祭りである。

田のもの、畑のもの、山のもの、川のもの一切が、神のお恵みだとして、すべてを炊きこんだ「くんち料理（コワイイ、コグイ、クヅカケ）がこれを物語る。農と祭の一体化の標本みたいな祭りということができる。

この日は、黒髪神社では「馬んかけ」（流鏑馬）が行われ、大勢の見物客でにぎわう。（詳細別紀）子供たちが独楽遊びに夢中になるのもこの頃からである。

十一　月

お日待（一五）

お日様は農民にとって神そのものである。いや、農民のみならず、すべての人々にとって太陽こそ最大の恵み親なのであるが、（太陽信仰）、日照関係に農作物の豊凶がかかっている農民にとっては、他の誰よりもお天道様に対する敬虔の念や感謝の気持ちが深い。

一か年の農作業もほとんど終わったこの日なりとも、お日様にも休んで頂きたいと、前夜を徹してつくった料理をお供えして、「日の出をお待ち」するのである。洗濯物など一切の干し物を止め、農民も仕事を休んで、一日ゆっくりとお天道様と共に過ごすのがこの日待ちである。

神待ち（三〇）

旧暦では十月を「神無月（かんなづき）」といった。各村々の神様は、年に一度の、全国の神の集いに出雲の国に行かれるそうである。だから全国各村々は神無月で、出雲の国だけが神有月である。

出雲の国でいろいろの話し合いをまとめて（青年男女の縁組なども）、月末三十日の夜おそく、帰ってこられる。

氏子たちは氏神様に集まって、ご馳走をつくり、帰りの道が明るいように火を焚いてお待ちする。さてさて！神様の話し合いの内容をききたいものだが、神様は教えてくれるものかどうか。

十二　月

祭り（・・）

十一月の終わりから十二月初めにかけて、お祭りが行われる。お祭りは、収穫感謝の祭りで、各古賀古賀の神仏、部落の氏神様に新穀をお供えする祭りである。そしてそれは、神様ばかりでなく、薬師さん、地蔵さん、観音さん、弥勒さんなど仏様にもおよぶ。だからお祭りは、二回も三回もしていたものであった。

お祭の費用には、古賀や部落にある「マッダ」（祭り田）と呼ばれる共同田から穫れる米を当てていたが、現在ではこのマッダも少なくなった。

山内地方では、各部落の氏神様のお祭りには、青年団員による相撲が奉納され、他部落からの遠征者を迎えて盛況を呈していたが、だんだん影をひそめて、一部の部落では中止されているところもある。

足軽祭り（三）

戊辰の役に武勲をたて、十一月二十五日武雄に凱旋した武雄領軍団は、十二月三日武雄社に集まって凱旋祝いをした。これを記念して、宮野、三間坂の足軽たちは、この日に足軽祭りをするようになったという。

七、五、三祝（一五）

男子は三才と五才、女子は三才と七才とに、その年の十二月十五日（十一月十五日）に行う祝いで、まず、氏神様にお参りして、子の成長を報告し、今後の加護を祈って、家中で祝福する。

山内では、この祝いは派手には行わない。

また、子供の満一才のときに行う誕生祝の「餅踏み」も、家内中で子供の成長を祝う行事である。経済状態の向上とともに、これらの行事も昔のしきたりをよみがえらせつつある。

年の瀬の行事

○煤払い。正月を迎える準備の第一段階は、年末の大掃除である。煤払いといって、家の内外をいちばん入念に掃除し整理する。きれいに払い清めて、新しい心で歳神を迎えたいという気持ちのあらわれである。祖先の霊の眠る墓地も同様に清掃して、松や梅の小枝を捧げる。

○餅つき。正月気分を湧き立たせた、餅つきの杵（きね）の音こそしないが、鏡餅をつくって供える。丸餅、箱餅、あんこ餅など、今も昔も変わらない。しかし、親戚の人が集まって杵で搗き、餅つき祝いなどといって、全員で夕食の膳を囲んだ融合一体の気風は、餅搗機械によって抹殺されようとしている。

○飾りつけ。門松こそ大掛りにはしないが、門口には、柿（アマボシ）と密柑（ユズミカン）を飾りつけ、床の間に鏡餅と柿、密柑を飾る。活花もめでたい松竹梅にかわり、軸物も替えられる。

神、仏様はもちろん、机やミシン、鏡、鍬、車などにいたるまで、平素の恩を謝して、餅と柿、密柑を供えて準備を終わる。

歳の晩（大晦日（おおみそか））

一家揃うて神、仏を拝み、夕食の膳につく。お膳は、珍らしいお頭つきの魚にナマスという晴の夕食である。

家は開け放しにして、いろり（ユルイ）を囲んでよもやま話しに花を咲かせる。ジイさんバアさんから、いろいろの話を聞いたものだ。運ソバの味も忘れがたいものがある。除夜の鐘を聞いて、お燈明を消し、

史話・伝説

大智院跡に残る「仙人」の石像
（黒髪山に仙人が住んでいて多くの修験者を教導したという）

雨戸を閉めて寝についたものであった。

近頃はテレビの歌合戦などのために、ジイさんバアさんの昔語り、オヤジの自慢話の時間がなくなってしまった。こうして、年を送る大晦日のあり方まで単調になり、全国的に画一されて、「わが家のお正月」がなくなっていく。果たして望ましいことなのであろうか。

史話・伝説

大智院跡に残る「仙人」の石像
（黒髪山に仙人が住んでいて多くの修験者を教導したという）

雨戸を閉めて寝についたものであった。

近頃はテレビの歌合戦などのために、ジイさんバアさんの昔語り、オヤジの自慢話の時間がなくなってしまった。こうして、年を送る大晦日のあり方まで単調になり、全国的に画一されて、「わが家のお正月」がなくなっていく。果たして望ましいことなのであろうか。

一、徐福の一行黒髪山に来る

秦の始皇帝が中国を統一したのは紀元前二二一年で、わが国の弥生時代の前期に相当する。

始皇帝は、自分の威力を誇示するが如く、豪壮華麗な宮殿（阿房宮という）を営み、北辺の地満州との境に「万里の長城」を構築した有名な中国の皇帝である。彼は、思うことの成らざるはなく、毎日栄遊栄華な生活を送っていた。しかし、彼にして意に副わざるもの、彼の威力をもってしても、どうすることもできないものがあった。それは「老」と「死」である。

彼は、東海の国蓬莱山に「不老不死の妙薬」があるというので、これを需めるために、皇子たちを蓬莱に派遣することになった。

第三皇子徐福を長とする男女五百人からなる一行は、大船二十隻に分乗してわが国に来航（伊万里津に）し、黒髪山（山内町）、蓬莱山（武雄町）、金立山（大和町）、金峯山（熊本県）、熊野山（和歌山県）、富士山（山梨県）と、来る日も来る日も、この「妙薬」を尋ね歩いたという。

また一説には（牛窪記）、五百人は四班にわかれて、徐福は熊野山、徐市は富士山、徐明は金峯山、徐林は肥前国金立山に妙薬を探しもとめ、ついにはそこに居着いて、中国には帰らなかったともいわれている。

徐福の足跡を二十年間追い続けている北九州市の武島氏は、「徐福の伝説は佐賀、福岡、山口、和歌山と海岸線に沿って点在し、さらに内陸の山梨県にも残っている。現在までに表面化した歴史では、徐福は和歌山県の新宮市で死んだ、というのが通説である。これは、日本でも中国でも同じであって、新宮駅前には〝秦

徐福墓〟と刻まれた徳川時代に建てられた石造があるし、中国の歴史も熊野没説である。」といっておられる。

徐福一行の黒髪山来訪については、この地方では、別に物語りも残っていないが、昭和四十一年一月十六日水尾の馬乗場の雑木林から「爾阿防宮朝硯」を発見した。

次に示すような硯で、一見して本邦のものではないことがわかるし、刻名や絵柄からも中国の物と推察される。百歩ゆずって、これを偽物だとしても、阿房宮で使用される硯を知らないでは作れない。したがって、いずれにしても阿房宮と関係があった人の物だ、ということができよう。

阿房宮硯の拓本

筆者は、この硯を以って徐福一行の黒髪山来訪の證としたい。前述の「徳川時代に建立された墓」や、奏氏の祖としてまつる社の「神体の石柱」などよりも、具体的な現物として、信ぴょう性があるように思われる。

なお、同地から石鍋も出土した。石鍋（写真別掲）は弥生時代のものであるから、この当時、すでに馬乗場地区は、人が住んでいたことになり、しかも此処は伊万里、有田、武雄への道路としての鞍部をなしているところである。そして、この時代がちょうど徐福の来た時代に当る。このことは、前述の硯と共に、徐福一行が黒髪山に登嶺したこと、およびその経路を示唆しているかのように思われる。

現在でも植物の宝庫として誇るわが黒髪山に、二千年以上もの大昔、しかも、はるばると海の向うの中国

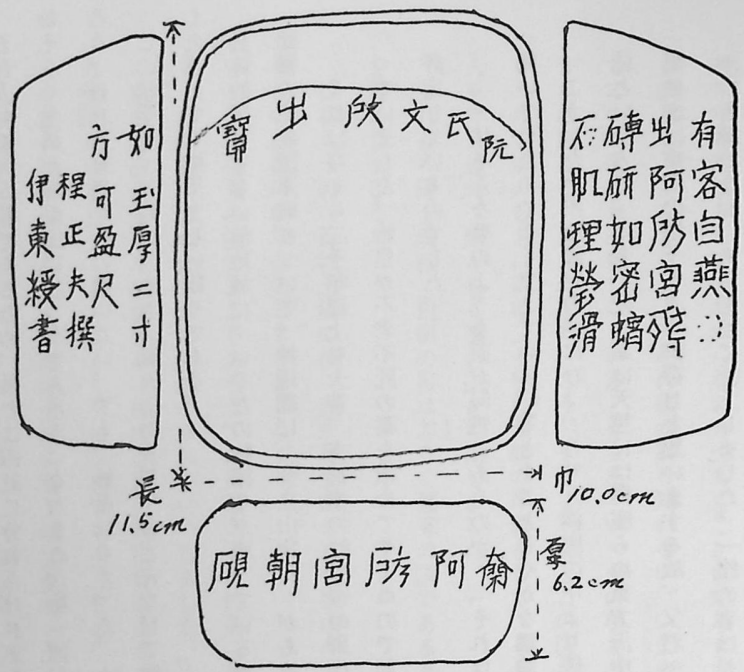

阿房宮の硯（馬乗場から出土）

から「不老不死の妙薬」をたずねてやって来たのだ。

五百人もの大人数であるため、後では四班に分れたけれども、伊万里の津に上陸した直後であるだけに、おそらく全員が黒髪山に登ったであろう。なおまた、第一回目であるために、念には念を入れて探したであろう。日日も経過したに違いない。でも、妙薬はなかった。かの硯で、故国への報告もしたためたであろう。

この状景を、当時の人たち（私たちの先祖）はどんな目で眺がめ、何と思って見ていたであろうか。想像しただけでも微笑ましい限りである。

具体的証拠もない他地域に、いくたの物語りが残っているのに、この山内に、それがないのが残念である。

徐福の肥前国来航について、神埼郡に『金立山物語』がある。これを紹介しよう。

それは今から二千年以上も大昔、支那秦の始皇帝の御代の事です。感陽の城内では大評定が始まっていました。始皇が不老不死の薬を求めてやまぬので如何にして何処より手に入れるかに就いて評定しているのでした。

「一体そんな夢のような薬が何処にあるのか」「それは天竺にあるのだ。拙者は祖父の代から、聞いていたのでよく覚えている。」等とまことしやかな議論が旺んにたたかわされていました。

こうした小田原評定の中にひょっこりと満座の中より膝を進めた老人がありました。彼は宗の無忌という人で、「不老不死の薬は天竺には御座らぬ東方海中にある蓬莱の国じゃ。幸い第三皇子の徐福さまは東海の様子をよく御存じと思いまする故、父君への孝行と思ぼしめして行っては下さらぬか」と誠心を面にあらわして言上しました。一座の者は是を聞いて「成る程それは結構な話だ」「ではその通りに」と衆議一決して徐福太子がこの大役を仰せ付かることになりました。

しかるに一方徐福太子はこの大役を嬉しくは思いませんでした。「今日も酒、明日も酒と、毎日栄遊栄華な生活をしていながらなおかつあくことを知らず。この上にも不老不死の薬を需めて、欲望を満たそうとなさる父上の心の底が計り知れない。いまや国は乱れんとして、人民は安んじて暮らしている者なき有様ではないか。そうだ、いっその事この浅ましい父の許を逃れて桜の花咲くあこがれの島たる、蓬莱の国に行こう。そして二度とこの国には帰って来まい」徐福太子はこうした悲そうな覚悟のもとに新船二十隻に渡航の準備をして、それにきらびやかに着飾った、若い男女五百人を伴に連れ、賑々しく秦の国を船出しました。

それから海上幾日、白帆の影は恙なく蓬莱の国である九州の一角たる橘の湾（伊万里湾？）に姿を現わしました。

徐福太子の一行は上陸の後、先ず黒髪山から蓬莱山へと、けわしい峰づたいを四、五里も歩いて今日の武雄の仙境にとどまりました。

「真の蓬莱の国はここであろう」と徐福太子は杵島三神の山をはじめ、そこらの名勝を讃えながら、白鷺温泉で心ゆくまで旅のつかれをいやしました。

元気を取り戻した徐福太子一行は、日に夜に肝心の不老不死の薬を探し求めたが、ここでは見当りませんでした。

そこで、一行はさらに、稲佐山から竜王崎に出て、ふたたび船で、寺井津へと渡り金立山にやっと辿り着きました。

時に我が御代は孝霊天皇の七十二年春の暮れでした。徐福太子はくる日もくる日も根気よく薬草

を見つけて廻りました。それはある日の事です。白頭童顔の仙人が、何かしきりに釜の中で煮ている所に出会いました。

「その方は何れより何用あってこの山に来られしか」との仙人の問に、「不老不死の薬草を求めに来たれど見附からず困惑しておる」と徐福太子は答えました。すると仙人はカラカラとうち笑い、「御心配はいらぬこの釜の中にゆでているのがそなたが求めている薬だ。拙者は千年も前からここに来て、こうしてこの薬を飲んでいるので、お陰で年も寄らず腰一つまがらず、この通り若い者にもおとらぬ元気さだ。ほれ」と仙人は腰のあたりを強く二つ三つ叩いて見せました。「この薬は御山の岩間、谷間の大木の根などに生えて居るから教えてやろう」と仙人はこう言って採取したばかりの青草のついた薬草を徐福太子にあたえると、ふっと立昇る湯気諸共その姿はそのまま消えてしまいました。

徐福太子は探し求めた薬草を手に入れながらも初志の決心をひるえさず、終に故国へは帰りませんでした。

註記　この物語は天忽穂耳尊を中心に蓬莱の国の鎮護金立の神雨降らせの神として、郷人から尊敬を受けさせられている、肥前国佐賀の北方にそそり屹つ金立山に絡まる伝説です。

二、黒髪山の大蛇退治

黒髪山の天童岩（大蛇はこの巨岩を七巻半もしていたという）

黒髪山大蛇退治の物語りは、古いもの新しいものなど幾通りもあり、しかもそれが、いわゆる物語式のもの、講談式のもの、琵琶歌に歌われたものなど種々であり、後世の作ほど付加誇張された物語りになり、そこに出場する人物に関係のある事物・地名から墓碑や社(やしろ)までがつくられて今に残っている。

この物語りが、いかに根強く民衆に浸透していったかがうかがえる。

どの物語りも基本的な構成は同じで、黒髪山に住む恐ろしい大蛇を、鎮西八郎為朝が退治する。そこに盲僧がでてきて大蛇のとどめをさす。というのである。

盲僧と大蛇との関係は、平安時代のはじめ最澄が比叡山で天台宗の講義をはじめようとしたが、大小無数の蛇がでてきてどうもしようがない。ある日、盲僧が呪文を唱えたら蛇たちはおとなしくなって邪魔をしないのみか、ついにはこの説法を守護するかにさえ見えるようになった。という話が語りつがれている。

また、大蛇については、蛇を大地の霊魂として神聖視したり、水神（竜神）としたりする信仰（地神陀羅

尼経）があって、盲僧（座頭）が、荒神和讃や地神和讃を演じて巡っていた。という古事にちなんでいるといえる。

これが、時の人々の好む英雄説話として発展したものが、この大蛇退治の物語りであると考えられる。

なお、もう一つの考え方がある。

新旧勢力の交替に際して、新興勢力に従わない旧勢力を征服するときは、旧勢力の保持者を「人民を苦しめる悪者」として、新興勢力者が世のため人のために征服してやるのである。これに類する物語りは各地に語りつがれている。津々良の土蜘蛛「津頬」退治もそうである。（別項に記述）（土蜘蛛、熊襲、蝦夷など）

この考え方にたつと、黒髪山における新旧勢力の交替、すなわち後藤氏と黒髪山の山伏たちということになって、職明と頼憲の事件を思い起こさせるものがある。

余談を止めて物語りに移りたいが、古いもの、新しいもの、琵琶歌の三篇および浄瑠璃作家として第一人者の近松門左エ門が、水尾の杉森家に逗留した時につくったという浄瑠璃を紹介するにとどめる。

※　肥前古跡縁起　　（黒髪山阿俊法印撰天文二十二年一五五三）

後白河院の御宇肥前州黒髪山下に七十五尋の池有り。池中に三十丈の大蛇あり。大蛇岩頭に騰って東に影すれば禁裏必ず妖あり。斯の故天聴に達し、左右に之を治するの術を議せしむ。

鎮西八郎為朝遷流せられてこの国に在り。偶々蛇の巌頭に在るを得て射て矢蛇にあたり、蛇水中に入り、忽ち逆蕩し、迅雷時に発し急雨盆を傾く。ここに同国梅野村に盲僧あり。行慈坊と号す。為朝彼を呼んで蛇を刺さしむ。行慈坊池底に入り、終に剣を以て之を刺し、綱をもって之を縛し、

其の蛇を得たり。行慈坊自若として恙なし。

此の故、奏を経てつぶさに聖聴に達し、以て田地五十町を行慈坊に賜う。且つ勅命ありて大小横刀を帯ることを許さる。吾が短剣を佩るおこりなり。

※　黒髪山めぐり　　（北島磯舟著から―大正十四年一九二五）

今から約八百年のむかし、久寿元年のことである。九州にきた鎮西八郎為朝が丁度杵島郡若木村川古に居住していたとき、領主後藤左衛門高宗の舘に庄屋が大蛇の禍いを訴えでた。

有田の里の白川の池に大蛇がすみ、黒髪山をかけ回り、また有田や宮野の里にも出没して住民をおびやかし、実った稲さえ刈りとれない。何とか退治していただきたいという。

領主は、為朝にその退治を依頼した。高宗の家臣千余騎を従えて黒髪山に迫り、各所に警戒網をしいた。ところが大蛇は姿を見せず、最初の計画は失敗した。大蛇は子供を喰い殺したり、田畑を荒したりして暴れつづけた。このままでは後藤家の面目にかかわるというので、黒髪山麓に陣をしいて大評定を行った。そのとき村人の一人が、「神のお告げの夢を見た。美しい女を人身御供として、池の中に高台をつくり、女をすわらせておくと大蛇がでてくるに違いない。そこを射殺せばよいとのことであった」と、進言した。これは名案だというので、さっそく各地に高札を立てて美女の募集をおこなった。だが、いかに殿様のおふれでも、大蛇の犠牲になるという女はだれもいなかった。

ここに武雄から二里余り、杵島郡西川登村の山中に高瀬という部落があり、松尾禅正之助という

浪人がいた。もと高宗の父高直の家臣であったが、勘気にふれて浪人し、貧乏と病気のため三年前死亡した。あとに万寿姫という十六になる美しい娘と、弟の小太郎、母の三人が残されていた。三人は三度の食事もできない程、貧困の極みをつくしていた。何とかしてわが家を再興したいと思っていた万寿姫は、この高札を見て決心し、弟にそっと打ち明けた。弟小太郎のいさめも聞かず、母の寝ている姿に無言の別れをして、犬走、三間坂、立野川内を過ぎて泉山に着き、事の次第を申しあげた。

高宗公これを聞き「あっぱれ忠孝第一の賢女たり」と、万寿姫の願いをいれ、小太郎の家再興を約し、万寿姫には菩提寺を建てて後世を弔う旨を約束した。

武内町多々良にある「西岳壱岐守」の墓碑塚
（事件後万寿姫は西岳壱岐守と結婚した）

ここにおいて万寿姫は、十二単衣を着かざり、左手に珠数を持ち、経を口ずさみながら、用意された白川池の浅敷に上った。

高宗、為朝はじめ多くの軍勢は、武装も厳重に、そこかしこに身を寄せて、いまや遅しと大蛇のでてくるのをまった。

御供の人々には、吉岡因幡守、坂本主膳、若林淡路、西岳壹岐、柚ノ木原など六人。

ちょうどこのとき、風がさっと吹き渡り、池の面に二、三度大波が打ったと見る間に、竜のような物凄い形相の大蛇が、ガバッと水をはね上げて現われ、血走った大きな目で万寿姫をにらみすえながらかま首をおこし、襲いかかってきた。高宗すか

さず三人張の豪弓に矢をつがえて矢を放てば、大蛇の眉間に見事に突き立つ。大蛇は火のように怒って、波を蹴り万寿姫に迫る。万寿姫は身動きもしない。その一瞬、為朝は弓矢八幡を念じ、八人張りに八寸の雁股すげた大矢をさっと放せば、大蛇ののど首をぐさっと貫いた。さしもの大蛇も水潭りをあげて倒れ、水中に逃れた。これではならじと千余の軍勢がわあっとときの声をあげると、大蛇は死物狂いで陸にはい上り、血を流しながら山中の竜門の岩屋に向って必死に逃げる。軍勢がそれっとばかり追いかける。と力つきた大蛇は谷間に転落した。

ちょうどその時、付近の梅野村に住む一人の座頭が、そこを通りかかってふと大蛇を踏みつけた。大蛇はなお余力を振って巻きつこうとしたので、とび上るほど驚いた座頭は、この日大蛇退治の行われることをはっと思い出し、一か八かと度胸を定めて、持っていた短刀で大蛇をぐさっと突き刺して殺し、自分も気絶してしまった。軍勢とともに馳せ来った高宗は、座頭の勇気を激賞して、自分の差していた太刀を賞に与えた。

軍勢は、大蛇退治の記念にうろこ三枚をはぎ、牛に負わせて下山、祝いの大酒宴を開いた。村民たちも狂気して酒の大樽、小樽を持ち寄って祝した。

ふもとの村は、やっと安心して暮せるというので住吉村と名づけられた。この村の峠に牛の首というところがある。大蛇のうろこを背負っていく途中、重いので牛が首を突き込んだところ。駒鳴峠もこのうろこを京に送る途中、重さで馬がないた所だという。幕頭という所は野営の跡、有田町付近には大樽、中樽、小樽の地名がある。祝いの酒宴に大樽、小樽などを寄贈したところである。

※ 黒髪山大蛇退治の琵琶歌

（河内平二作　明治の末頃）

筑紫なる黒髪山の白河は
　水の鏡となでほしにけん
ころは久寿の初め方　近衛の帝の大御代に
有田の里の白河の　池に久しき悪童あり
災害はげしときこえしかば　時の肥前の領主にて
武勇の誉高かりし　後藤左エ門高宗は
鎮西八郎為朝が　都をたってはるばると
不知火もゆる筑紫湾　まかり下りてありけるを
語らいなして悪童の　退治評定にぞおよびける。
たまたま神のお告げには　見目麗わしき乙女子を
犠牲（にえ）と致して誘いなば　悪童出でんぞ射て取れと
されど吾から犠牲たらん　乙女やいづく高札も
むなしかるべき折柄に　ここに西川登村
高瀬の里に咲き出でし　芳紀は二八か姫百合の
万寿姫と呼ばれしは　高宗が父高直の
寵臣たりしがザンにより　貶けられて三年前

果敢なく此処に身まかりし　松尾弾正之助が女なり
弟小太郎に打向い　此度領主の御催し
諸人のため身を捨てて　家再興の暁は
ただ一人の母上に　ひたすら孝養頼むなり
涙ながらに言い出れば　など姉上のさる事ぞ
吾こそゆかめとすがれども　女ならではかなわじと
隔の袂振り払い　我黒髪の乱れ行く
黒髪山に着きにけり。
やがて白河池の辺に　桟敷高々作られて
花も恥ろう手弱女が　死出の晴着やウチカケの
十二単衣に着飾りて　丈なす緑の黒髪を
柳の波と打たせつつ　左の手には水晶の
珠数をかけたり右手には　法華経一巻を観念の
世にも尊き御姿なれ。
高宗その日のいでたちは　カチンの直垂に
金の腹巻確乎と締め　緋オドシの鎧二領を打ち重ね
鍬形打ったる甲には　金作りの大刀佩いて
黒毛の駒に打ち跨り　同じく為朝見てあれば

美精の直垂に　濃紫の腹巻なし
卯の花オドシの鎧を着　四尺四寸青作りの大刀にして
鬼がけ打たせて乗り出でたり　かくてあまたの軍兵ども
樹の根岩かげに身をひそめ　悪童おそしと待ち受けたる。
折柄山の頂きに　霊光輝き白旗の
棚引きみゆる有難さ　これぞまさしく黒髪の
大権現の御加護ぞと　人々これを伏し拝めば
たちまちおこる黒雲の　一陣の風なまぐさく
池の面に逆巻きて　身の毛もよだつ悪童の
すわこそ現われ出でたりけれ　七股の角七尺の
紅連の炎もの凄く　眼は紫電と閃めきて
姫を目がけて真しぐら　されども姫は一心に
身動きもせず法華経を　高らかにこそ誦し居る。
手に汗握る間一髪　高宗すかさず三人張りの強弓に
十三束三伏の矢を番え　南無や武雄の大明神
別しては黒髪の大権現　心に念じ満月の
切って放てば誤らず　眉間に深く突立ちたり
二の矢を絞る為朝が　八人張り八そくの

雁股すげたる大鏑矢　唸りをあげて貫ぬけば
さしもの悪童たまりかね　飛沫の音も凄まじく
退反(のけぞり)かえって落ちたりける。
吉岡因幡守気を焦ち　閖をつくって脅せば
死物狂に這い上がり　竜門さして逃げたれど
雲呼ぶ力もうせたりけん　断崖を外してころび落つ。
それとも知らず一人の　吾家に帰る座頭あり
来かかる足につまづけば　こはそも如何にそも如何に
何とも知らずまきかかる　絶入るばかり仰天の
持ち合せたる九寸五分　盲滅法つきたてつ
一の手柄に打留めたり　さるにても万寿姫
かよわき女性の御身もて　諸人のためといいながら
武士も及ばぬ健気さや　心栄えよとほめられて
西岳伊岐守にかしづきぬ　家も栄えて小太郎も
弾正之助吉春と　亡父の名乗りをそのままに
後には高瀬の里にして　松尾大明神となん
黒髪山の物語り　末白川の水清く
誉れは世々に万寿姫　誉れは世々に万寿姫

※為朝蛇ノ退治之段

（近松門左エ門作～水尾にて。元禄時代）

山非高有仙則各水非深有龍則靈九州有勝地名山謂黒髪名渕謂白河傳聞伊昔此深渕有毒龍動起雲催雨登彼崔嵬盤廻正七曲其吟也如有怨其蟠也為養気里人懼之訟干時之太守太守奏干朝底王命下當此時有謂鎮西将軍源為朝人有故左遷干西海湄与太守共承王命卿無辞色干右干左携弓箭先到干崔嵬下仰望之龍已飛忽潜深渕見無波飛并怪無渡水面立獣懼不戯峯辺延干劔滓幾水尋楚水泪灑不可測水底蟠龍争征智勇到干焉急鬼神如之何為両将竊詳太議斗筲士卒論小儀中一人進曰松家之娘瀟灑　少年新構高楼坐其上盤中漂酒写其容顔毒龍為餌必浮乗其時不如射殺両将諾行其略旱如野人語澹兮深渕忽水波起雲湧山鳴白日曇非　不生風無祇雨塊少時龍頭露峻峭双角如推枯木爛爛両眼似懸明鏡千里鱗翁々起三尺舌霏々紅仰望楼頭少婦振尾意何忍俯飲盤中美酒吐気魂已醸毒龍自吟日薄有旨酒又有嘉殽以燕以楽関々睦鳩無池之渕窈霏淑女是好殽也吟弓

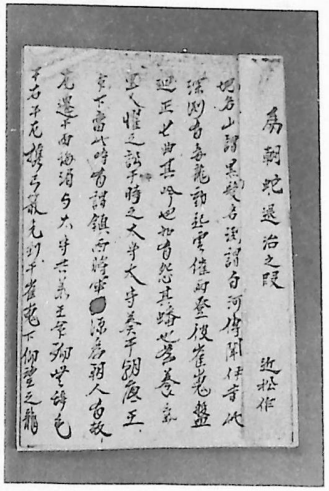

浄瑠璃「為朝蛇退治之段」の原本
（水尾ノ杉森家に一ヵ年半寄寓した折りつくる）

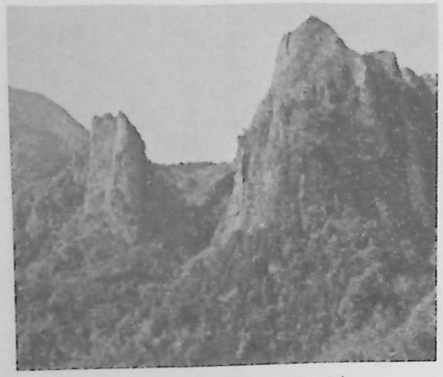

夫婦石（右雄岩・左雌岩）

雲擾之水煙漠之山錚々乾坤鎖昼闇　此時両将戮力剽然一時放大羽箭直中龍頭龍逆鱗望其機瞽者来捨杖倒携短一刀摸索龍頭且握角不仙乗龍同投水中反覆顛倒吹火炎水剋火杖瞽突龍利劔　口幾許処鮮血流出斗十千屠龍才者是斯謂乎不堪苦悩龍終死七百年前今如見両将勲功留蹤著龍鱗刻成天童巌登参雙棲白河水君不見黒髪山頭雲龍去年歴為誰梳

三、雄岩雌岩の悲恋物語（島本貞一作）

黒髪山の麓古場村の庄屋清助に、お君という美しい一人娘がいた。島原の乱が終わって間もないころ、何処からともなく病める老爺と可愛らしい妹を連れて流れて来た若者がいた。名を新三郎という。隠れキリシタンで、落ち着く土地とてなく漂浪の旅をつづけ、この村にたどりついたのである。

新三郎は牛を曳いて、黒髪山に登り薪を採って牛に負わせて、筒江や宮野の里に運んで金にかえ、老爺と妹を養うのであった。お君の心には、何時しかこの新三郎のいじらしさが溶けこみ、牛を曳い

た新三郎の姿がお君の脳裏を離れず、いつしか恋心を燃やすようになってしまった。

お君は、新三郎の生活の悲惨さを見るにしのびず、父清助の集めた村の税金を、蔵から持ち出しては、そっと新三郎に渡すようになった。お君の好意を感激の涙で受けいれていた新三郎も、お君への思慕が燃え上がった。

年の瀬も近づいて、年貢の納めどきになって蔵を開けた清助はビックリ仰天。村人から集めた税金がない。清助の心は滅入りそうだが、代官の催促はきびしい。家人の仕業か物盗の所為か。清助は厳重な大捜索をはじめた。

私しゃ庄屋の箱入娘
一の鳥居が恋しうてならぬ
鳥居もの言へ小判の行先
何んの言わりょか娘が可愛い
言っちゃ殿さんの眼が光る

どこからか、誰いうとなく子守唄が流行りだした。歌とともに二人の噂も村中に拡がった。

小判の行方を血眼になって探していた清助は烈火の如く怒った。あの可愛い娘が！こともあろうに異端者の青年と！折りも折、「キリシタンの信者が入りこんだらしいから、召し取ってつけ出せ」との領主の命令が伝えられた。

切支丹ー新三郎ーお君ー恋の小判ー年貢の納期、庄屋清助は狂乱の焔に燃えさいなまれた。

お君はこの大事を新三郎に告げた。正直な新三郎は、それ程までに清助を苦しめている自分の罪を思い、

清助に相済まない、神に申しわけないと深い決心を固めた。

寒い冷めたい山嵐（あらし）の中を、いつものように出て行った新三郎はついに帰えらなかった。

新三郎さま〜新三郎さま。狂気の如き彼女の呼び声は谷間にコダマするのであったが、その声も、やがて哀れな余韻を残して消えていった。

或る日、天地も崩れんばかりの物凄い雷雨に黒髪山一帯が襲われた。このはげしい嵐のあとに、ヒョッコリと二つの大岩が地上にそびえ立ったのである。

その大岩が、毎年の大晦日の真夜中には、両方からしのびよってピッタリと寄り添い、その間から若い男女のススリ泣きが聞こえるという。

人名づけて夫婦岩、雄岩雌岩の悲恋物語りである。

四、津々良大明神

『武雄社本記』に次のような記事がある。

古有土蜘蛛津頬者　単窟斯山　武内征西撃之　是以後世　崇祭武内　為其鎮神也　按武内踵接本郡者数回　不知其在何時也　国史紀津頬事　以為景行十八年　天皇高来県渡玉杵名邑　撃之……

津々良の地に津頬という土蜘蛛がいて、良民たちを苦しめていた。景行天皇に従って九州に来ていた武内宿弥（武雄心命の子）は、高

津々良古宮岳の山ノ神
津々良明神ではないかといわれる

来郡の玉杵名村から出張して、津々良の津頬を退治した。土地の人は、武内宿弥を崇め祭って鎮守の神となし、津々良大明神と称した。というのである。

現在、古宮ノ下、宮ノ上、宮後、古宮岳などの地名（字名）を残しているが、社の趾は不明である。土地の人の言い伝えでは、「山の神」として祭っているものではないかという。

景行天皇の時代といえば約二千年も前のことであり、弥生時代後期にあたる。土蜘蛛とは土着の豪族、あるいは土地の勢力者をいう場合が多い。そして、新しくは入って来た勢力者は、この旧勢力者を「悪者呼ばり」をする。津頬もその例ではなかったか、と思われる。

このことからすれば、二千年以前の弥生時代から、津々良には人が住み、大きな勢力を形成していたことになる。事実、このたびの調査で、弥生時代に使用されていたといわれる「石鍋」や装飾品の「勾玉」が出土した。勾玉の使用など相当の勢力者でなければ、当時は使用していなかったであろうと思われる。前記物語りを、「史実」というのではないが、この物語りを生んだ背景が想像されるようである。

津々良大明神は、三間坂の東半分（ぐみの木、茅場、鶴ノ原、津々良）の氏神として尊崇され、明治四十五年三間坂鎮守大権現に合祀された。

（武内神を祭る神社は、県内に十七社あるといわれ、杵島内に六社がある。山内町犬走天満宮、三間坂鎮守大権現、船ノ原鎮守神社、北方町樋口神社、大町町八幡宮、武雄町武雄神社がそれである）

五、薬師如来と観音菩薩

町内には、薬師様や観音様をまつる祠、堂、社、寺など部落のいたる所に建立され安置されて、薬師信仰の根深かさを思わせる。観音信仰もまた、薬師信仰に劣らず盛んであったらしい。

そこで、その代表として船ノ原と筒江の薬師堂および滝ノ観音（船ノ原の観音は碑石紹介の項でとりあげた）を取りあげてみたいが、その前に、薬師信仰について簡単にふれることにする。

薬師如来は「達磨笈多訳」「仏説薬師如来本願経」などによって紹介せられた「現世利益」の仏様である。阿弥陀如来が、「死に対する安心感を与える」仏様であるのに対して、薬師如来は「死を招く病にも打ち勝つ力を与える」仏様とされ、現世において現実的な利益を、その熱心な信仰者に与えるというのである。すなわち、これを信ずれば、諸悪病を除くほかに除産苦、求子、返呪咀などの七難消滅の利益がある。というのであって、密教関係（とくに天台密教）で強く説いているようである。

煩悩深き生身のわれわれは、たとえ来世の幸福を願う心を満たされたとしても、現世の利益を願う心は薄らぎはしない。薬師信仰が一般大衆に受け入れられ、根強く伝播していったのも当然だとも言える。

この現世利益は、菩薩の中では観音菩薩も説く。民衆信仰に、薬師、観音の信仰が隆盛を極めたのも、わかるような気がする。

また、薬師如来を守護すると共に、薬師如来の信仰者を守り導くものに十二人の神将がいる。（十二神）この十二の神将は、十二支も司り、各々一支を受け持って守護するという。（覚禅抄による）

大野の「十二神」は、まさしくこの「十二神将」であろうが、現在の十二神橋近くの山脇に薬師堂があったといわれ、橋の西南の土地の小字名を「薬師前」という地名を残すのみで、ただ一体の神将も薬師堂も遺っていないのが残念である。

この十二神将は、空海（弘法大師）が、東寺を建立（天長二年八二五）するに当たって特に強調したといわれ、空海縁の地山内に、これが遺っていても不思議ではないような気がする。

さて、薬師堂にうつる。

○船ノ原薬師堂

黒髪山大智院最古の末寺を理智院という。船ノ原字西の間にあった。慶長の頃廃寺となって仏殿なく、薬師堂のみ残っている。

船ノ原薬師

本尊　薬師如来

木造立像で金泊

丈　六尺七寸（二二三センチ）

胸廻四尺四寸（一四七センチ）

この像は、黒髪山大智院の仏像と同じ人の作で（口伝安阿弥作）秀作といわれる。

江戸中期（宝暦年間）、黒髪山の大智院に移すため山麓まで運んだが、急に重くなって登頂することができず、再びもとの地に安置したという。土地の人は、明

治十年の大智院の火災を知って行かなかった。いや、船ノ原に対する功徳のため行かなかった。などと語り伝えている。

本堂の鰐口には、永正七年（一五一〇）の銘があるというが今は紛失し、現在の鰐口には、文化八年（一八一一）薬師如来御宝前の銘がある。

○筒江薬師堂

瑞福寺という大智院の末寺が筒江山にあった。すでに廃寺となっていたのを、寛永の末年（一六四〇年代）大智院十一世僧正覚遍が再興して、養盛坊覚算（牟田家の人々参照）を居らしめたが、二十九か年にして再び廃寺となった。現在薬師堂がのこる。

本堂は、昭和四十六年（一九七一）改造建築されたものである。

本尊　薬師如来

木造の坐像で金泊

仏像、後背ともに、稀に見る傑物といわれる。

宝物に「百万遍の数珠」がある。大きな木造の珠（直径五センチメートル）の数珠で、この数珠にふれ、本尊を拝むと「疫病払い」になるという。

近くの路傍に六地蔵が建っている。天文二十四年（一五五五）建立で、いたって素朴な彫刻ではあるが、すっきりときれいな姿をしている。町文化財に指定してい

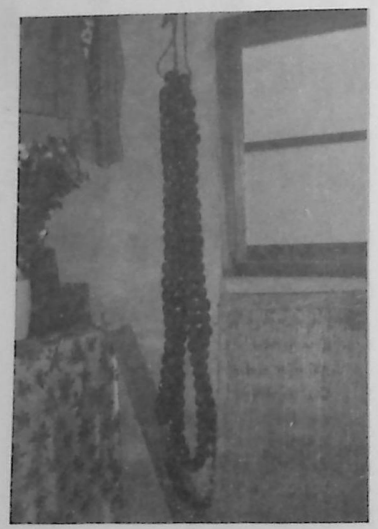

筒江薬師堂の百万遍の数珠

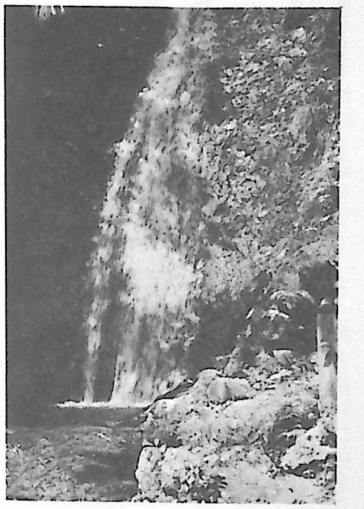

水尾の滝ノ観音の滝

る六地蔵像である。

また、薬師堂の境内には、石造の仏像数体があり、庚申塔など筒江山窯の盛況をしのぶものが多い。

○滝ノ観音

天下の景勝地といわれる黒髪山に、さらに景を添えるものに滝がある。称して「滝ノ観音」という。

滝の高さ二十メートル。四時水の絶ゆることなく、直形二メートルの滝つぼは、冷たい清水をたたえている。

滝の周囲に幾体もの観音像を祀る。黒髪山山伏たちの修行の一霊場として使用され、ここら一体の岩場は勿論、一木一草にいたるまで、彼ら先人の魂の権化であり、観音様のお霊がこもっていると、ここの篭り堂の老婆は説明してくれる。観音さまは、神力自在の能力を持っていて、現世の人間を救済し、安穏な来世を願う信仰に導く仏さまだというのである。

明治になって一般に公開されてからは、特に信者が増え、病気平癒の祈願のみならず、入試地獄を反映してか近時は合格祈願をなすものも多いとか。

夏は、冷たい清水による「ソーメン流し」も盛況を極め、「観音菩薩の霊感を体の中に納める」のだそうである。観音信仰が現在もなお衰えを見せぬ証差でもあろうか。

近くに、水尾の部落で祀る弁財天がある。弁財天は、吉祥天とともにただ二人の女神で、河の神、水の神

とされ、滝の信仰と結びついて、強大な威力をしめす神とされている。

昭和四十九年に建設された町水道の水源池が、一層の景観を添えることになって、一つの行楽地ともなっている。

県重要無形文化財の「かんこ踊り」

六、かんこ踊

栄華を極めた平家一族が、壇の浦の波間に消え去ったのは文治元年（一一八五）である。生き残った平家ゆかりの者たちは、散り散りになって、各地にかくれ住んだ。

正治二年（一二〇〇）平維盛の子六之助をはじめとする一団が武雄領に流れついた。

杵島の地は平家との縁が深かった（清盛は後白河上皇のために蓮華王院を建立して、わが永島の庄を寺領として献上し、清盛自身も大功田として杵島の地をもらっていた。）ためであろうか。

武雄領主六代後藤常明は「窮鳥の懐に入る」として、船ノ原に忍ばせ、藤津郡久間村に領地を与えて（久間系図による）これをかくまった。

船ノ原にかくれ忍ぶ平家の公達たちは、徒然（つれづれ）なるままに、京で習い覚えた踊りをおどって、無聊を慰め、酔えばすぐ「かんこかんこ」と踊ったという。

この踊りは、伊勢平氏の本據である伊勢にも「神子踊り」というものがあって、殆んど同じであるという。踊りは、大神楽に似て、歌が少なく手数が多い。現在の歌詞は、雨乞い歌ともいえるものが多いが、長い間に農民最大の願いである雨乞い歌に変じて行ったものと思われる。

昭和四十一年四月二十三日、**県重要無形文化財**に指定され、毎年九月の氏神秋祭りに奉納している。

装束は、踊子全員が、日形、月形の紋様のある烏帽子を冠り、袖長の短き絵衣服を着て、足袋わらじ、脚絆がけで、腰には小刀を帯している。

歌詞は長いので、一つだけ紹介する。

（言葉）

千成りか、万成りか、
幾つも習うて心得て、
いへへ、いへへっと成った
ひゅうたんぶい
ホイ　（ホイと言いながら腰をたたいて歌いだす）

（歌）

ここはあけさい、あけずば戻ろ
さいたる太刀に露がうつ
へや露がうつ
へやかんこかんこ

こうかんこ
ちょうちょうからから
うんどう　しゃっきりしゃ
えんえええんのえ

七、荒　踊

荒踊りは、旧武雄邑（領）だけに伝わる優美、華麗、しかも勇壮活発な踊りで、武士の踊り躍如たるものがある。

この踊りの起源については、いろいろの口伝や物語りがあって決定的な資料は残っていない。

その主なるもの二、三をあげると。

①壇の浦の落武者平家の一族が、船ノ原の隠世地で踊ったという「かんこ踊」（前掲六）が転化してこの踊りになった。という説。

②享禄三年（一五三〇）、島原の有馬仙岩が、武雄領主十八代後藤純明の居城住吉城を攻めたとき、武雄勢は陣ノ尾にこれを破り、白水原において決定的な大勝を得た。有馬軍は、三間坂、鳥海の民家を焼き払いつつ川登を経て塩田方面に遁走するのを、宇土手の原

白水原古戦場の千人塚

まで追撃した武雄の武士たちは、戦勝祝いにこの宇土手の原で即興的に踊り狂ったのがはじまり。という説（笹川考章による）

③有馬仙岩晴純は、享禄の敗戦にもこりず、常に武雄をうかがうが、なかなか隙が見出せない。ついに、仲直りすると見せかけて、十九代後藤貴明を島原に招待して、その宴中に暗殺する計画をたてた。永禄六年（一五六三）のことである。

貴明はこの企てを知りながら、「行かずんば恐るるに似たり」と、この招待に応じ、屈強の兵二五〇人を選んで、揃いの花衣装を着せ、大小二刀を帯びさせ、わらじに脚絆の軽装な踊り子に仕立てて島原に乗り込んだ。仙岩はシメタと思ったに相違ない。

貴明・仙岩の対面が終わって、宴となったとき、おもむろに舞いはじめた踊り子は中庭に繰り込み、見物に出て来た貴明を中に巻き込んで、悠々と舞いながら退出してしまった。

仙岩方としては、計画にしたがって躍りかかろうとするが、一分の隙も見出せず、遂に目的を達し得なかった。

貴明は、くやしがる仙岩を尻目に、無事武雄（住吉城）に帰った。この時の踊りを伝えたのが荒踊りという。（後藤軍記、後藤通鑑による）

【注】武雄歴史研究会では、討論のすえ、第三の説をとり、以後この説に一定するよう申し合わせた。

今にして思えば、その原型は「神子踊り」にとったかも知れない。しかし、これ程までに武道の型に即応し、しかも優美華麗な踊りとなったのは、少なくとも貴明以後のことであろうし、また永い間に徐々に完成されたものであろうことは確かである。

三間坂の荒踊り

荒踊りは、一名足軽踊りとも言われたように、下級武士が踊り伝えたものである。

当時三間坂には、三組の足軽組が配置されて、平戸方面への押えを任務としていたが、幕末期には、一組が花島に移されて、三間坂は二組となっていた。宮野には別に「お庭番」という二組の足軽組（宮野四十人衆ともいう）がいた。

なお、三間坂の荒踊りは、鉤索（釣り針の形をした金具に一メートルばかりの細綱をつけてある）を腰につける。これは捕縄ともいわれ、足軽必携の武具の一つであった。（川良においては、踊りのまえに鉤索問答が行われてから踊りに入るという。）

歌詞は、山内、川登、里と地区によって異なるが（武雄領の行政区画と大体一致している）、花島の歌には三間坂の歌と同じものが多い。花島の足軽組が、三間坂から分れて移住したためであろう。

○恋の心　お別れそろ
　あの松女郎に降りかかる
　寝てもさめても　忘れじ忘れじ
○無事に　おわせとの
　何時までも　情の末の言の葉も

名ごり忘るな　我もわれも
○松の　松の葉ごしに月見れば
　東しゃ曇りて　また晴るる

八、猪浮立と虎浮立

(一)　犬走の猪浮立

文禄・慶長の役に出陣した加藤清正の朝鮮における虎狩りは大変有名で、現在でもその勇壮振りをたたえ五月五日の節句には幡や屏風、条幅などに、また置物に虎退治の様が描かれている。

この虎狩りは、清正の軍勢として従軍した武雄二十代の後藤家信が、戦陣の余暇に、唯一の楽しみとして再三催した猛獣狩りのことを「清正の虎狩り」といっているのではあるまいかと思われる。それは、慶長二年（一五九七）十二月、橋口九兵衛が射止めた虎汁を、全軍に振る舞った話はあまりにも有名で、「後藤の虎狩り」と、もてはやされていたらしいからである。（もちろん他の軍団でも行っていたこととは考えられるが）

この家信の銃卒に、虎狙い四天王と呼ばれ、在鮮全軍に勇名を馳せた士がいた。すなわち、野中主水、橋口九兵衛、犬走弥太右エ門、中山勘九兵衛がそれである。

この四天王の一人、犬走弥太右エ門は後藤家の譜代の士で、犬走村を采地として犬走に居住し、代々豪勇

犬走弥太右エ門一族の墓地

をもって知られた家柄である。（注　享禄三年有馬仙岩晴純が住吉城を攻めた折、よく奮戦してこれを破り、殿りする敵将林田佐馬助を白水原で打ち取った犬走勘右エ門は、前話犬走弥太右エ門の祖父である。）

秀吉の死によって慶長の役も終わりをつげ、帰ってきた犬走弥太右エ門は、在鮮当時行った猛獣狩りの自慢話しを、手様目様、素振りもおかしく村人たちに話して聞かせた。村人たちは幾度となくこの話しを聞いているうちに、これを踊りに仕組んで、弥太右エ門の功をたたえたのである。

慶長六年（一六〇一）犬走氏（清右エ門、弥太右エ門の父子）が願主となり、武雄神社の祭神武雄心命を勧請して明神社を建立し（犬走村森・現在神木が残っている）犬走の鎮守社とするにあたり、村人たちはこの踊りを奉納した。

これが犬走猪浮立のはじまりである。

享保年中（一七一六～一七三六）真手野村陣の平における領主の御遊興に際し、船ノ原のかんこ踊り、犬走の猪浮立、真手野の江戸浮立を上覧に供したと伝えられる。

それ以来踊り継がれ、現在でも秋祭りに奉納する踊りの一つとなっている。（注　祭典は九月十九日）

犬走明神社からはじまって三七〇有余年、踊り継がれた猪浮立とは、一体どんなものなのか、簡単に紹介してみよう。

猪浮立

○登場者
笛、太鼓、小鼓（モリャーシ）、鐘
猪、鹿、犬付、猟師
○あらすじ
笛の吹き出しにより鐘太鼓一度に打ちこむ。そのとき猪が周囲を警戒しながら出てくる。
犬付がでて、あたりを物色し、猪の大きな足跡を見つけ犬を呼ぶ。犬付きと犬は、山の茂みの中を探して廻る。
猪は逃げまわるうち、反対に犬付を襲う。犬付は大いに驚き猟師を呼ぶ。
猟師は、やっとのことで大きな猪を確認しえて、さあ獲ろうと言う。
このとき鹿が飛び出す。猟師は鉄砲を担げながら鹿を追う。
犬付きはろうばいして、猪を撃てと言うがそのときは猪を見失ってしまっている。ようやくにしてまた見つけ出し、早く撃て早くうてと言うが、なかなか撃てない。
そのときまた鹿が飛び出る。猟師は鹿を狙う。犬付は大急ぎ猟師を引き戻し、早く撃てと催促する。二人がもみ合っているところを、猪に逆襲されて二人とも倒れ撃ち損ずる。
そのすきに猪は逃げてしまう。

(二) 立野川内の虎浮立

虎浮立は、立野川内部落が立野川内八幡社（時には白岳の観音祠）の秋祭（彼岸を期して）に毎年奉納して来たものであるが、昭和の初め、事故が起り（実弾発射）、それ以来中絶して現在は踊られていない。
虎浮立の記録は焼失したとかで、その由来について知る由もないが、踊りの概要について、立野川内の古老にきいた。

○　登場者
虎……頭の方と尻の方に各一人宛入る。
紙張りの頭に、シュロの皮でつくったかぶりものを二人一諸に着る。二人とも足にシュロの皮をつける。
猟師…三人。もも引き脚絆のいでたち、鉄砲をもつ。
ワトウニャー…陣袴、袷、陣笠のいでたち。
○　はやし
笛、太鼓、鐘、モリャーシ、
○　あらすじ
打ち込みのとき、虎が先行して道をあけ、その後から一番鐘、二番鐘と笛に合わせて入場し、太鼓がすわったところで虎浮立がはじまる。

虎は気持ちよさそうに寝ころんで遊ぶ。猟師が出て来て一斉に撃つ。
虎が暴れる。
ワトウニャーが呪文を唱えながら、長い短冊めいた書きつけを虎に投げかけ、虎にまたがる。
虎は、暴れながらも、ワトウニャーを乗せたまま、逃げかえる。

この虎浮立について、佐賀県内の民俗芸能を研究して居られる佐賀市在住の金子信二氏から、貴重なる研究を寄せて頂いた。氏は再三にわたり、わが山内を訪れて、山内浮立についての研究をしていられる若手の民俗研究者である。氏のご寄稿を御紹介する。

この浮立の次第をみてみると、主役は虎というより「ワトウニャー」のようである。

山内地方で、広く分布している舞浮立の多くは、浄瑠璃やお伽草子に題材を求め、浮立化したものが多い。この虎浮立も、問題のものであろうと思い、ワトウニャーなる人物のでてくる物語を調べてみると、近松門左エ門の浄瑠璃で、国性爺合戦に和藤内（わとうない）という主人公がでてくる。

貿易のため来日した、明朝の臣鄭芝竜と田川氏の娘とのあいだにできた福松が、大陸に渡って鄭成功と名のり、明朝復興に努力したがならず、台湾を平定して長く清朝に対抗した。という史実を脚色したもので、鄭成功をモデルにして和藤内を活躍させている。

この『国性爺合戦』の、千里が原の段で虎が登場するので一節を記すと、

人里たえて広々たる千里が原に迷い入る。……ふみ分け猶奥（なお）ふかく行く先に。あやしや数万の人声。責め鼓せめ太鼓。らっぱ、ちゃるめら、高音をならし、ひゅうひゅう。とこそ聞えけれ。すは我々を見

とがめて、敵の取りまくせめ太鼓か。または狐のなすわざか。と忙然たる其の折節。空すさまじく風おこり。砂をうがち、どうどうどう。竹葉さっとまき立てまき立て吹き折る。竹は剣のごとく、すさまじさなんともおろかなり。和藤内ちっとも臆せず、よめたりよめたり、さては異国の虎狩な。あの太鼓は勢子の者。ここは聞ゆる千里が原。虎うそぶけば風おこる猛獣の所為と覚えたり。……案にたがわず、吹く風と共に現れたる猛虎の形。ふし根につらをすり付けすり付け、岩角に爪とぎ立て二人をめがけ、いがみかかるを事ともせず、弓手になぐり妻手（めて）にうけ、もじってかかれば身をかわし、たゆめばひらりと乗りうつり、上になり下になり、命くらべ根くらべ。声を力にえいえいえい。虎のいかり毛いかり声……やぶかげより走りいで、ヤアヤア和藤内、神国に生まれて神より受けし身体髪膚、畜類に出合い力立てして怪我するな。日本の地は、はなるるとも神は我が身に五十川。太神宮の御祓ひ納受などなからんやと、肌の守りを渡さるれば、げにもっともと押しいただき、虎にさしむけさしあぐれば、神国神秘のその不思議、たけりにたける勢も、すなわち尾をふせ耳をたれ、ビリリビリリと四足をちじめ、恐れわななき岩洞にかくれ入る。……

ワトウニャーは和藤内で、猟師は勢子であり、ワトウニャーが呪文を唱えながら、虎に投げつけた長い短冊めいた書きつけは、太神宮のお札である。

立野川内以外の地区で、虎浮立がおこなわれていないか調査を行なったが、宮野にも虎浮立があるらしい。

黒髪神社に残る浮立師匠の覚書によると

「ゆけばゆくほど奥山の、唐の狐がだますよな、ここで一服いたそうか」

とあり、

『国性爺合戦』では

「行けばゆく程やぶの中、ムムウ合点たり、方向しらぬ日本人、唐の狐がなぶるよな」

とある。

すべての地区を調べたわけではないので、他の地区に虎浮立がないとはいえないが、立野川内、宮野でおこなわれていた浮立は、明らかに国性爺合戦の浮立化である。

さて、全国的に虎を扱った類似芸能をみてみると、その芸能からみて、獅子舞に近いものは、各地で行なわれている。

神奈川県横須賀市西浦賀町に「浦賀の虎踊」という風流があり、現在、神奈川県指定無形文化財になっている。この「浦賀の虎踊」は、やはり国性爺をアレンジしたもので、和唐内、大唐人、一〇余人の唐子からなるという。

【注】 これで「ワトウニャー」ということが判然としたし、虎浮立の性格、様相がわかる。金子氏に謝意を表する次第である。

九、大智院の大惨事

黒髪山大智院西光密寺は、空海上人の開基と伝えられる古刹で、邑主後藤家の祈願寺であった。

享禄三年（一五三〇）正月、有馬仙岩来寇のとき、大僧正阿尊は大般若経を転読して戦勝を祈った。その結願日の当日、白水原において後藤方は大勝を得たのである。それ以来、これを嘉例として、毎年正月に大般若経会を修める習わしとなった。

天保九年（一八三八）正月十六日、院主以下の衆徒は大般若経会のためお屋敷へ参邸し、小僧三名、寺男一名、客僧一名、僧涼円と黒髪社宮司の子求馬の七人が留守番ということになった。

この朝は夜来の吹雪で、近年まれな大雪だと村人たちも驚くほどの積雪で、街道筋も宿場も旅人の影もまばらであった。

このころ、下黒髪村生まれで大工を職とする清蔵という者がいた。清蔵は、宮相撲の横綱格で力自慢であり、日頃から放縦で酒色におぼれ、禁制の賭博のもつれもからんで金策に迫られていた。

大般若経会のこの日は、大智院には人が少ないことに気づき、酒肴を整えて登山し、留守見舞に参ったといって一同と炉を囲んで酒盛りをし、皆熟睡したのを見計らって、短刀をもって五人を殺し一人を傷つけてしまった。

この夜、僧涼円は求馬と客室に就寝していたが、清蔵は眠っている涼円に斬りつけてほとんど下顎を斬り落し、かえす刀で求馬に斬りかかった。求馬はとっさに襖を押し倒して庫裏の方へ逃げ出した。

大智院下坊趾

熟睡していた涼円も、この物音に目を醒まし、高石垣に飛び下り夢我夢中で逃げ下った。三の鳥居を過ぎるころ、頬に痛みをおぼえ、はじめて頬先を斬り落されたのを知った。創をおさえて蜂ノ巣の下坊（大智院寺務所）にかけこみ、変事の次第を報告した。

この報に接した村役人たちは、急拠手配をとり、程なく清蔵を捕えて入獄したが、数日にして清蔵は獄死してしまった。

当時の慣しとして、入獄者の食事は家族親戚縁者が負担していたが、死刑を予想されるような重大罪人には、食事の中に砒石を混ぜたり、磁器の砕片を混ぜたりして差し入れ、因人もまたそれを知りながらも死期の近いのを知り、観念してその食事を食べて死に、衆人観視の中に処刑される事を免れる。という遺風があった。

清蔵の死因も疑問とはせられながらも、深く追求されるようなことはなかったようである。

しかし、殺害された客僧は、佐賀本藩縁（ゆかり）の人であったため、その交渉に日時を要するので、死体を塩漬けにして宮野の谷に放置しておいた。死体は、真っ黒くなって、ちょうど鯨の黒皮のようだったという。

後日、清蔵の死体は佐賀本藩送りとなり、嘉瀬川辺の刑場で、改めて打首の刑に処せられた。

幸運にも命拾いした涼円は、小田志村賢勝院の住職の弟であったが、後で三間坂村東光寺の住職となった人で、学識深く、壇徒の信用も篤く、「頬切れ坊さん」と親しまれた。

東光寺の本堂を建立し、鎮守山南面の巌壁に仏陀の名を刻んだのも、この涼円であるという。

十、カネツケドウコウ

山内地区でも梟（ふくろう）のことをドウコウまたはカネツケドウコウという。たぶん梟の啼声がドウコウ！ドウコウカネツケドウコウと聞こえるために、そう名づけたのであろうが、武雄の真名子氏が『武雄の伝説』に、おもしろい話を載せておられる。

それをお借りして紹介しよう。

ある夏の夕方、それは薄暮せまった頃でした。いつもは祖母がいれてくれる風呂に、その日は女中のおりゅうが入れてくれました。風呂は水車小屋に引く小川の側に立っていて、裏には大きい楠の木が一本空にそびえていました。おりゅうが私の身体を洗ってくれていた時です。はるか彼方の円応寺山から、ドウコウ、ドウコウという、梟の啼声がきこえてきました。

「巌さん、ドウコウの話を知っていますか」

おりゅうが尋ねました。私たちの里では梟のことを「ドウコウ」といっていました。

まだ小さい私はドウコウというのが梟という鳥であることも知りませんでしたし、ドウコウは何か化け物でもあるような気がして、その啼声をきくのは何となく気味悪くさえ感じていました。

「ドウコウの話てどんなこと」

「ドウコウは何故カネツケドウコウと鳴くんでしょうね」

「知らないよ、話してよ」

私は化け物の話でもしてくれるかと好奇心にかられて催促しました。おりゅうはこう話してくれました。

昔、真手野のお寺に和尚さんと小僧の道広と二人で住んでいました。お寺からは諸行無常の鐘が四方に響き渡っていました。ある夜、覆面の強盗が忍び入って、和尚をゆり起しました。抜身の刀を持って、突立っている強盗を見た和尚は、平素の修業も忘れたように慌てて小僧の道広に

「鐘つけ道広、鐘つけ道広」

と連呼します。夜半の静寂の中に大声で騒ぐ和尚に、強盗もたまりかねて、持った刀で「えいっ」とばかり和尚の首を一刀のもとに切り落しました。首はすうっと竹林の方に飛んで行って、大きい樹に止まりましたが、なおも

「鐘つけ道広、鐘つけ道広」

と連呼していました。夜のしじまを破って「カネツケドウコウ」という連呼の声は、遠く村人たちの夢を破りました。和尚さんはそれから梟になって、昼はかくれ、夜になると出て来て、人の声そっくりに「カネツケドウコウ」と啼くようになりました。

おりゅうの話はここで終りました。私はそれからのち、ドウコウの啼声をきくと、いつもこの話を思い出していました。そして梟があの大きな目を見張って、じっと木に止っている姿を想像しては、和尚の顔を連想するのでした。

「ドウコウの話は真手野の真福寺という真言密教の寺であった。近くには武雄領主の館があったそうであるが、今はお寺跡と領主の屋敷跡が残っているだけである。

今は信ずる人も少ないようだが、ドウコウは和尚の化身で、これが啼くと人の臨終の前触れだといって忌みきらっていたものだ。

と、今でも語り伝えている。

十一、ウノウとコッテイ

伊万里市西方の海岸沿いに松浦市という市がある。ご承知のごとく今福、調川、志佐、御厨などの町が、昭和三十年三月合併して市制を施き、松浦市となった発展途上にある新興都市である。

わが山内町に関係のある松浦党の「船原氏」のことについて調べるために、当市発行の『松浦市史』を読ませてもらった。その中に「御厨牛」という項があるが、大変興味深いものであったので紹介したい。

標題の「ウノウとコッテイ」は、筆者がつけた標題である。当地も雌牛をウノウ、雄牛をコッテイというからである。無断ではあるが引用さしていただく。

御厨牛

宇野牛については鎌倉時代延慶三年（一三一〇）国牛十図に「御厨牛以肥前国宇野御厨貢牛称之」即ち御厨牛とは宇野御厨の貢牛をいうとあり。

御厨牛は（桂林道方抄）に

「角長く骨太く、宍宍厚く、エタ太く、大方牛太きなり、中古の名牛多くこれにあり」

御厨産の夏引（一名長里）という牛は、仙洞御所（亀山上皇）に、常盤井入道相国（西園寺家）より献上され、また室町院行幸の図にこの大きな黒い牛が御車を引いている絵がかかれている。

大方牛がよく肥えて大きな牛となり、立派な牛を宇野牛といっていた。そして雌牛の代名詞となって「ウノ牛」とは雌牛のことを指すようになった。

コッテイとは雄牛の代名詞となった。コッテイとは「事負（ことい）の雄牛の赤鞦をして租米の重荷を負って屯倉に運ぶ意味から生じた」（大言海）

ことの牛がコッテイ牛となった。即ちこっとい、こって、こて、高知県では「ごって」という。

御厨牛は和牛の黒牛で肩が大きくもり上り、但馬、淡路、越前牛は首のところが盛り上っている。

「ウノウ牛」「コッテイ牛」という語源は、思いもよらぬ身近なところから生まれたらしい。牛の名産地（伊万里牛、五島牛）や、伊万里の牛市が思いだされる。

十二、平山まつり

今山区臼ノ川内に、「平山大明神」という石小倉の小祠がある。

昭和三十一年五月建立で、毎年、臼ノ川内部落内で祭りを行っている。この祭りを「平山まつり」という。

臼ノ川内部落は、昭和二十九年、新市町村の合併などの際、武内村からわかれて、山内村に編入（昭和三十年三月十一日）したが、以前から、臼ノ川内が属していた武内村西梅野では、「平山まつり」が催されていた。この度、分村して山内村に編入するにあたり、西梅野にある平山大明神（文久三年一八六三建立）の分霊を臼ノ川内に祀り、以前の西梅野当時と同じように毎年「平山まつり」を行っているのである。

「平山大明神」というのは、平山團三郎定頼のことで、平山氏は、大河野城主鶴田因幡守勝が、武雄の家臣として移住して来たときに、因幡守に随従して来た平山兵部の後裔で、鳥海、梅野に土着した一族の中の一人で、臼ノ川内に住していた人である。

臼ノ川内に建立された平山大明神

この平山團三郎定頼が、西梅野部落のために、米を貸したり、土地を寄附したりして、再三にわたって部落民の窮状を救ってやったので、その恩に感じ、徳を偲んで、「平山大明神」とたたえ、これを祭っているのである。

團三郎の事蹟については、本人と縁（ゆかり）のある平山すが氏が、大正六年（一九一七）三月に「平山團三郎定頼之事蹟」として書き残しておられる。

以下これを紹介する。

平山團三郎定頼之事蹟

平山大明神

祀主　平山團三郎定頼

創立　文久三年十一月吉祥日

位置　杵島郡武内町西梅野

由来

平山家は代々当地方に聞こえたる豪家なりき。祖父弥七郎。常に仏教を信仰して真宗に帰依し、本山本願寺に参拝すること能く七回に及びたりという。然るに、その七回目に当り、不幸にして途中病を得て死せしが、封建の当時、国外に出づるもの必ず所持すべき通行券を、経験を重ねたることとて、その時に限り所持せざりしかば、検視の結果、国禁を犯したりとて遂に家財残らず没収せらるるに至れり。時は天明元年（一七八一）七月のことなりき。

父理助、年漸く十六才なりしがこの難に遇いて、敢て上を恨みず、人を恨みず、奮って家業に励みて家産を恢復せんと日夜刻苦勤勉、ついに以前に倍する資産家となるに至れり。而してまた仏教を信仰すること深く、生涯の中、よく一〇回の本山参拝をなしたりと言う。しかも常に質素倹約を旨とせることとて、最初の参拝の時の如きは「信仰は真心にあり」とて、敝衣破笠貧困の中によくその目的を遂げたり。またその際彼の地において莚織の機を見、吾が村の副作業として、最も適せるを認めて一機を購い求めて帰り、村内に奨励せしが、次第に拡りて現今に至りては、村民の活計に莫大の利益を与えつつあること、人のよく知れる所なりとす。

天保十四年（一八四三）十月二十九日をもって死せしが、遺言に曰く、「吾家は信仰をもって本とし業務に勤めて家を興せ」と。

そして最初の本山参詣の時、着用したりし敝衣及び初めて購入しきたりし莚機の鍬は、平山家の宝物として秘蔵せり。

團三郎の代に至りて、若干金を武雄鍋島家に献上したるにより、士分に取り立てられ、禄八石を拝領

することとなれり。

ある年、地方に非常の饑饉にて村民の困厄一方ならざりしかば、米一〇〇俵を村民一同に貸与して一時の急を救い、且つ利子は村共有財産として寄附せられたり。その後、氏は村に村民集団遊興などをなすに適したる寸地さえなきを遺憾とし、私有の土地を寄附して開墾し、大明神と刻みたる碑を立て、村民の便利を図るとともに、同村鎮守の主祭となしたるなり。斯くの如くなりしかば、村民の氏の芳名を永く後世に伝えんが為に、大明神をあらためて平山大明神とし、新たに碑を刻み崇むるに至り、その後毎年十一月十日に祭典を行い、これを十日祭といえり。氏は明治一〇年（一八七八）三月二十三日、六十八才を以て没せしが、今や家運昔の如くならずという。十日祭の祭典は、村民一人七合五勺あてに村共有金利子の中より支出して、その費用を弁じ頗ぶる盛大に執行し来りしが、二、三年前よりこれを廃して村共有金の増殖を計り、これをもって村税の一部に充つることとしたりしが、斯くては平山家に対する道において欠ぐる所ありとし、本年より再び村共有金利子中より村民四合あてに米を支出して費用とし、永久に続行する事の協議一決せり。

また、西梅野は五組の小部落に分れ、平山氏の居宅はその臼川内組にあるを以て、十日祭の当日は臼川内組は主人側となり、米二升を支出して肴代として他の四組は酒一升あてを呈供して組頭数人相携えて平山氏宅に謝しに行き盛宴をはるを例とせり。

後、自家用料酒醸造の禁止せらるるにおよびて、金若干を以ってこれにかえ、今尚継続せりという。

十三、前田美濃守

宮野の古場の山裾に「花窓浄泰」「前田美濃守」と銘した由緒ありそうな墓碑がある。前田美濃守とは、いかなる人かを調べているうちに、赤田にも美濃守の墓碑があることを土地の人に聞いた。行ってみると「美濃守室」である。

「○○守」を名乗るほどの人が、どうしてここに、しかも、古場と赤田に遠く離れて、と、興味と疑問を感じて調査にのり出した。

前田美濃守は、江北町佐留志から、秀吉の時代に大川内村に転封になって来た人である。

前田美濃守の墓碑
（善五左エ門、卯右エ門建之元禄９）

『肥前国誌』によれば、

桓武平氏の一族千葉氏が、下総国千葉郡から肥前の国小城に移封になった常胤に扈従して来た人に前田志摩守がいた。天文年中（一五三二～一五五四）志摩守純忠のとき、佐留志に采地をもらい、杵島の押さえとして移動して来た。

純忠に二子あって、虎千代（後の伊予守直忠）次男犬千代（後の加賀宰相前田利家）という。

直忠の長子を甚右エ門直之といい伊豫守と称す。次子を右馬允という。龍造寺政家に請うて分家し惣領分、庶子分とに別れた。

この伊豫守直之の子吉右エ門は、大川内に転封になって美濃守を称し大川内村に来た。文禄二年（一五九三）没す。法名花窓浄泰という。現在、古場にある墓碑がこの人である。赤田にある室の法名は蘭芳妙香という。

この美濃守の長子を作右エ門という。江戸時代に入って、佐賀藩伊万里郷の大庄屋を命ぜられ、明治維新に至るまで大庄屋をつとめ、現在十四代謹一氏に至っている。

家は、伊万里市東町にあり、通称「櫛屋」と呼んでいる。家の一部は取りこわし、あるいは修復したりしているが、なお当時をしのぶ面影をのこしている。近郷切っての名家旧家というばかりでなく建築学の上からも重要な文化財である。

藩政時代には殿様の宿舎になることもしばしばであり、戊辰の役出陣の際も宿舎になったところであって、現在でも「殿の間」は大切に保存されている。

大川内村の本家は、次男の新左エ門が継ぎ、十三代の当主に至るまで、大川内村の名家として繁栄している。

伊万里市の櫛屋

前田家系図

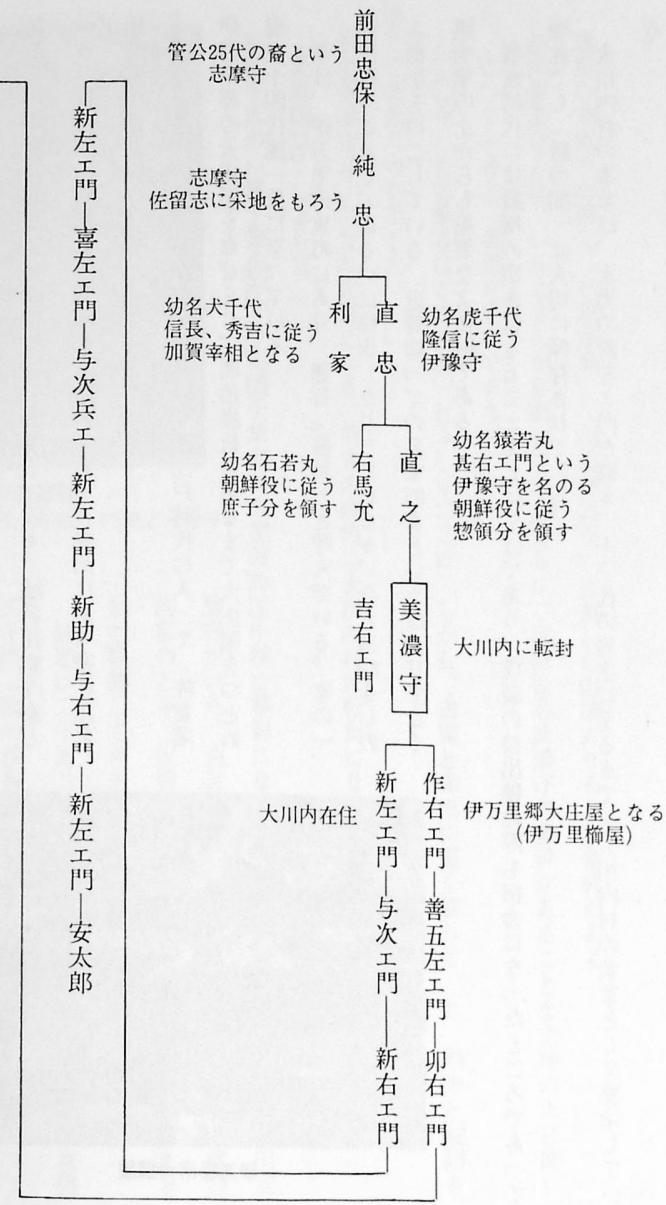

力士、松浦川の墓碑

十四、力士、松浦川

鳥海の黒土原墓地に、「力士松浦川夫妻之墓」と銘した墓碑がある。大正七年五月の建立で、建てた人は松尾正治、松尾藤市の両名で、その他は、何も刻銘がない。

もともと山内地区は、相撲の盛んなところで、各部落の宮相撲をはじめ、有田の石場相撲など、シーズンともなれば若者たちの血を躍らせたものである。すこしでも自信があれば、隣部落はおろか他村にまで遠征して、その力を誇示していたし、名相撲取りも数多く輩出した。したがって、青年たちは勿論、一般の部落民たちまでが、「あの人は、どこの、某」と、強い人の顔を覚えていたほどであった。

しかし、「力士松浦川」については、なんの話も残っていない。筆者の寡聞の為であろうと、早速、建立者である松尾正治氏にお尋ねした。

氏は、老齢のため床にありながらも、家人を通じてこう話された。

もともと、この墓は、小さな石を三～四個並べて、墓であることを示したに過ぎないものであったが、自分が幼い時から、「この墓は、東京相撲の松浦川夫妻の墓だ」と、祖父から聞いていた。自分のうちの墓地の一角でもあったし、特に頼んで墓碑を建てた。しかし、松浦川という人のことについては、何も聞いてはいない。

ということである。

町内の古老や、相撲にくわしい人達にお尋ねしてもわからないので、「もしや」と思って、東京の日本相撲協会に調査方を依頼した。

程なく、丁重な調査報告文が届けられた。それによると、

明和六年（一七六九）四月、深川八幡宮境内で行われた場所において、松浦川林右衛門の四股名で入幕をした。それ以前は、大阪相撲の力士であったらしい。この新入幕の場所は、三勝四敗と惜しくも一つの負越しのため、次の場所は幕下（現在の十両）二枚目に落ち、松浦川源右衛門と改名した。

翌七年三月、芝西久保八幡宮境内で行われた場所で再入幕し、その地位は東前頭筆頭であった。しかし、この場所も二勝五敗と振わず、またもや幕下に落ちた。その後松浦川源太夫と名を改めたが、再度入幕することはできなかった。したがって、松浦川の最高位は前頭筆頭である。

安永二年（一七七三）十月場所で引退した。

なお、本名、生年月日、没年月日については、記録がない。また、「松浦川」と名乗る力士は、このほかには入幕したものはいない。

と、いうことである。（注、武雄市史にある「関取松浦川」と同一人かどうか不明）

二百年もの前のことが、よくもわかったものだと感心すると共に、驚きでもあった。調査に対して日本相撲協会に謝意を表したい。

このことに関連して思い起すのは、船ノ原の「相撲の神様」である。

船ノ原観音堂の裏に、四角の切り石に、行司の軍配を刻んだ碑石がある。土地の人は、これを「相撲の神さん」と呼ぶ。

軍配のほかには何も刻銘がなく、言い伝えも残っていないので、その由緒は全くわからない。

船ノ原部落の人が、相撲のけいこをするときは、まずこの神様を祭って、「庭を借して下さい。よく見ていて下さい」とお願いしてから、けいこをするのが、昔からの習わしだったということである。

前記松浦川と関係があるかないかは別としても、山内町にとっては特異の存在である。

船ノ原の相撲の神様

十五、牟田家の人々

（牟田巽著「牟田家系図」をもとに）

牟田家は、代々龍造寺に仕えた武辺の家で、神埼郡に住んでいた。

天正十二年（一五八四）の島原有馬の陣で隆信が敗死するとき、同じく戦死した牟田紀伊守家式の二男信式は、天正四年讒にあって武雄に逃れ、後藤家信の家臣となり外助と称し、犬走に采地（五十石）を得て移り住んだ。

武雄牟田家の祖である。

以後、明治に至るまで、後藤家のために忠勤をはげみ、種々の事蹟を残している。

○二代目外助。

慶長五年（一六〇〇）徳川家康は、鍋島氏が、関ガ原の戦において西軍に加担した罪を許し、柳川の立花氏を攻めさせた。龍造寺茂綱（武雄領主後藤茂綱）も二千五百の兵を率いてこれに従う。牟田外助も弟助九郎とともにこの軍勢の中にいた。

柳川陣で戦死した外助兄弟の墓
円満寺墓地

立花の兵、よく守り戦って、どうしても破ることが出来なかったが、外助は単身敵の陣中に切り入り、軍扇を以って味方を誘導し、戦勝のきっかけをつくった。

しかし外助は、敵兵のため斬り死した。時に二十一才。十月二十日のことである。この戦いで弟の助九郎（十九才）も戦死した。

茂綱は深くこれを憐み、武雄円満寺に兄弟の墓を建て厚く弔った。

○六兵衛。

父外助が戦死したときは一才であった。禄を離れ、幼児を育てる母（宮野四十人衆前田正兵衛の娘）は、その日の生活にも事欠ぐ苦しさであった。

ある日、茂綱の領内巡視があった。六兵衛を抱いて馬前に出で、「外助の遺児六兵衛にござります」と、事の次第を申しあげた。

茂綱は六兵衛が三才のとき、立野川内において知行十石を与えた。

寛永十四年（一六三七）島原の乱おこるや、嫡子外助（後六兵衛と改む）とともに、領主茂綱、茂和父子に従って出陣し、大功を樹てて凱旋した

承応三年（一六五二）茂綱の死去するや、生前の寵恩に報ゆるため殉死した。

墓地は小路にある（空翁源心居士）。公の室の墓は犬走の山ノ田にある。

茂綱に殉死した六兵衛の墓

○権大僧都覚算。

二代目六兵衛の弟。幼年のとき黒髪山西光密寺に入り養盛坊と称した。

長じて権大僧都に進み、大智院の法燈をついだ。大智院引退後は、瑞福寺を再興してここに住む。

ある日突然、犬走の実家に帰えり、自分の墓碑をつくり、「元禄七年三月二十一日」と命日まで刻名した。

この日二十一日には、親戚一同を呼び、弘法大師の遷化せられた今日の日、自分も死すると、永別を告げおわり、静かに瞑目して死んで行ったという。

墓は犬走の道泉墓地に、甥の三代目外助（信久）とともに眠る。

○四代目外助信房

性豪放にして武を好み、人呼んで鬼外助という。また、財政にも通じ、武雄邑の財政のたて直しに努力した。すなわち、自己の知行を十石から八石、さらに五石に返上したり、田畑の税を再検討して、茶園や柿木にも課税した。（船ノ原にその書類がある。）

このことで、おもしろい話がある。畠の真中に大きな岩がある。人名づけて「外助岩」という。外助がこ

の岩にも課税した。持ち主は驚いてこれに抗議したところ、外助答えていうには、「この岩を割って、田、畠の石垣用の積石に売れば金は取れ、畠はよくなる。だから課税したのだ。是非そうせよ。」と言ったが、たっての頼みで課税だけは免れたという。彼の徹底した財政たてなおし策の一エピソードである。

墓は犬走の山ノ田にある。（文政五年死去）

○辰兵衛信義

天明七年（一七八七）若くして家督をつぎ、お山方、お倉方（奉行）として多年奉公す。御加増のお沙汰を断り、自ら田畑を耕す。

弘化二年（一八四五）子信行に従い三間坂村に移住し、万延元年（一八六〇）八十九才をもって死去す。墓は岩ノ口にある。

○寿一郎忠行

忠行は幼くして身教館に学び、長じて蘭式砲術をよくし、実兄平吉誠舒と協力して雷汞をつくる試験用器をつくり、安政三年（一八五六）白色の雷汞をつくることができた。また雷管打抜用器具、フチ切用器具もつくって、武雄邑の雷管をまかない、なお、真手野に火薬製造所を新設するなど武雄軍団の装備充実に貢献した。

慶応四年（一八六四）の羽州戦には、大砲六番隊長として活躍した。

明治になって、小学校教員養成所が開校するや、直ちに入校（明治七年十二月）し、卒業後は三鳥小学校主座として、東光寺に学校を開校（明治八年）した。

彼の死するや、かつての門弟たちは相計かり、「牟田忠行夫婦墓」を牟田家の墓地に建立す。

以上紙面の都合で六名をあげたが、牟田家は単に旧家というばかりでなく、代々大きな功績を残しておられる。

武雄牟田家系図を略記する。

武雄牟田家系図

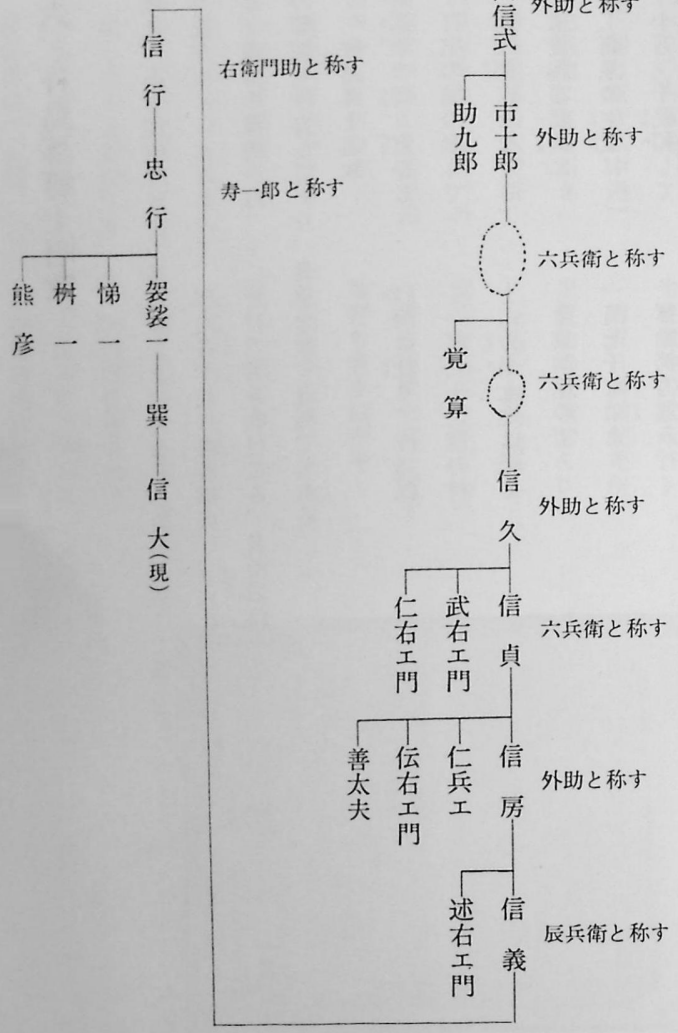

十六、杵島郡郷土唱歌

（大正三年一九一四山口良吾作）

この唱歌は、小学校地理教授の基礎観念を確実ならしめると共に、郷土愛の心情を培うために、小学校長の山口良吾氏がつくられたもので、郡内各学校に普及徹底し、大正時代に学校に学んだ人達の好んでうたった歌である。当時の郡内一町二十二か村の名を歌いこみ、名所旧跡を述べてある。原本には、戸数、人口、名所旧跡の解説を注書してあり、貴重な歴史資料でもある。

杵島郷土唱歌

一、御巡幸の砌り宣ひし　　牋牘は訛りて杵島郡
　打出の槌の形して　　一町二十二箇の村

二、一縣四郡にとなりして　　十六方里土地は肥え
　米麦陶器藺蓆に　　産業前途の望あり

三、農工商漁の生業に　　一萬七千家栄え
　十万三千民和して　　奮勵努力進み行く

四、古き昔を探りつつ　　清き郷土の地理尋ね
　学びの道の奥深く　　辿らん祖先の墳墓の地

五、皇后宮の柄崎に　　湧きし功泉名もしるき
〔武雄〕は鍋島舊城下　　本郡役所のあるところ

六、嬉野街道過ぎ行けば　　西に聳ゆる虚空蔵
　鎮守の森は貴船宮　　村は〔東川登〕

七、弓野人形含珠焼　　〔西川登〕の名物産
　竹の細工は神六山　　六角川の水の源

八、白水原の古戦場　　生姜産地の犬走
　三間坂駅は〔中通〕　　附近に廣瀧配電所

九、大蛇退治に名も高き　　黒髪山の天童岩
　空海開基の大智院　　〔住吉〕城の跡ゆかし

一〇、西部の水は〔武内〕の　　真手野川へと注ぎつつ
　末はいづこぞ松浦潟　　黒牟田焼の名を流す

一一、姿ゆかしき眉山の　　裾野も廣き松が平
　鎮西八郎弓かけし　　〔若木〕の名こそ偲ばるれ

一二、年の初穂の焼米に　　捧げし剣は大聖寺
　稲主神社は〔北方〕に　　煤煙蔽ふ杵島坑

一三、熊野の社光明寺　　拝みて過ぐる〔橋下〕の
　村の命も永池の　　水の恵ぞ限りなき

一四、聖が岳の頂に　　仰ぐ〔大町〕辨財天
　麓に炭坑代官趾　　今昔の感西東

郷土唱歌原本

二五、行基菩薩の作と聞く　馬疫救護の観世音
　足袋工業の盛なる　〔小田〕は往古の駅の跡
二六、物貨の集散いと多き　肥前〔山口〕停車場
　果物出す花祭　白木は聖廟祭祀田
二七、郡の司の舘せし　〔佐留志〕の村は戦国に
　前田高木の交戦地　鐘鼓の音遺る鏗々石
二八、入船出船賑わしき　住の江港は〔福富〕に
　石炭輸出開港場　税関支署の設あり
二九、八坂神社を伏し拝み　秀林禅寺に詣づれば
　神に佛に〔福治〕村　勝茂公の名をとどむ
三〇、狩場の途に賞でられし　梅に昔のこと問へば
　〔六角〕船津深通　永く貢米の輸出濱
三一、昔は平井龍造寺　據りて守りし〔須古〕の城
　霊験しるき水堂に　小松のおとぞ偲ばるる
三二、天和の昔渡つ海は　〔北有明〕の里となり
　春の菜の花秋の稲　黄金の色の波ぞたつ
三三、搦に綿花米麦と　寶は〔南有明〕の
　豊前坊ふとたよりつつ　通う汽船や漁舟

二四、白石氏の城跡と　稲佐の社名に高く
　錦の浦や〔錦江〕に　式部を偲ぶ福泉寺
二五、殿の狩場に武夫の　弓弦鳴らしし笹山も
　ただ石垣に偲ばれて　〔龍王〕峠を越せるなり
二六、島見の郷に匂いてし　花〔橘〕は今も尚ほ
　潮見神社と村の名に　昔ながらの香もゆかし
二七、もとは其の名も高橋の　北は川上淀姫社
　登る〔朝日〕の村の名に　栄えゆく世を祈るなり
二八、思うもゆかしわが郷の　言うも栄あるわが郷の
　そのさとの名を内外に　揚ぐるぞ我等の務なる

山内町史年表

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
先土器時代		紀元前五〇万年ころ	○直立猿人（ピテカントロプス）出現 ○北京原人（シナントロプス）出現	
		前三〇～二〇万年ころ	○大分県早水台遺跡（礫器） ○兵庫県明石市（明石原人）（葛生）	
			○栃木県星野遺跡（礫器） ○愛知県牛川遺跡（牛川人） ○長崎県福島遺跡 ○武雄市橘町北楢崎草場遺跡（握槌） ○武雄市若木町池ノ平北方遺跡 ○杵島郡大町町鬼か鼻遺跡 ○杵島郡有明町深浦遺跡 ○伊万里市二里町平沢良遺跡 ○西松浦郡西有田町立木原遺跡 ○多久市三年山遺跡 ○小城郡三日月町犬塚山遺跡 ○東松浦郡玄海町今村遺跡	
		前一〇、〇〇〇年ころ	・草創期（撚糸文土器・押型文土器・爪形文土器） ○唐津市女山遺跡（土器）	○原中遺跡（尖頭器出土）

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
縄文時代		前五、〇〇〇年ころ	○伊万里市二里町国見遺跡 ○神埼郡東背振村戦場か谷遺跡（土器・押型文）	
			・前期（曽畑式土器・平底土器） ○唐津市西唐津海底遺跡（曽畑式・阿高式・骨角器） ○伊万里市波多津町筒井遺跡（土器石鏃・石斧） ○武雄市若木町池ノ平遺跡（押型文） ○武雄市朝日町黒尾遺跡（曽畑式）	○原中遺跡（石鏃出土）
		前二、〇〇〇年ころ	・中期（並木式土器・阿高式土器） ○伊万里市東山代町辻ノ堂遺跡 ○武雄市おつぼ山遺跡（土器・石匙・石鏃） ・後期（鐘か崎式土器・西平式土器・御領式土器） ○西松浦郡西有田町坂の下遺跡（土器・木の実） ○小城郡三日月町東分遺跡（御領式）	○ぐみノ木遺跡（石鏃出土） ○鳥海遺跡（石鏃出土） ○宿遺跡（石鏃出土） ○椿原遺跡（石鏃出土）
		前一、〇〇〇年ころ	・晩期（黒川式土器・山ノ寺式土器・夜臼式土器）	○古場遺跡 ○平野遺跡 ○柳原遺跡（石鏃出土）

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
弥生時代		前三〇〇年ころ	○神埼郡神埼町日ノ隈遺跡 ○武雄市東川登町袴野遺跡（黒川式） ○杵島郡北方町下蔵堂遺跡 ○稲作農耕のはじまり ○弥生式土器の製作と使用 ○青銅器・鉄器の製作と使用 ○堅穴式住居がしだいに高床式となる ○唐津市柏崎遺跡（貝塚） ○杵島郡橋下蔵堂遺跡 ○武雄市朝日町上瀧遺跡 ○杵島郡白石町多田遺跡	○山浦遺跡（石鏃出土）
		前二二〇年ころ	○奏の始皇帝、中国を統一	○馬乗場遺跡（石鍋出土） ○津々良遺跡（勾玉・石鍋出土） ○このころ、津々良の土蜘蛛「津頬」を武内宿弥が退治したという伝説がある ○船ノ原遺跡（石剣出土） ○鳥海遺跡（石斧出土） ○徐福の一行黒髪山に来る ○阿房宮の硯馬乗場から出土

古墳時代				
		前八〇年ころ	○このころより甕棺墓がつくられる	
			○朝日ダム、武雄町小楠祇園社境内から甕棺出土	
			○住居の位置が山腹の丘陵から平坦部に移る	
	紀元	一〇七	○後漢の光武帝倭奴国（日本）の使者「自称太夫」に印綬を与う	
		一五〇～一八〇年	○卑弥呼耶馬台国をおさめる	
			○このころより箱式石棺墓・土坑墓がつくられる	
		二三九	○卑弥呼魏に遣使、魏王は卑弥呼を倭国王として金印紫綬をおくる	
		三五〇	○このころ大和朝廷ほぼ全国を統一す	
			○このころより古墳築造はじまる	
		三六九	○日本軍、新羅を破り任那に日本府をおく	
		四一三	○倭王讃（仁徳天皇）東晋に遣使	
			○このころ、浜玉町谷口古墳・金立町銚子古墳・久保泉町熊本山船形石棺墓など築造される	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
古墳時代		四五〇	○武雄市橘町玉島古墳築造さる	
			○鳥栖市田代本町太田古墳・杵島郡有明町竜王崎古墳群築造さる	
		五一二	○百済に任那の四郡を割譲す	
	継体天皇 二一	五二七	○筑紫国造磐井の反乱	
	安閑天皇 元	五三四	○筑紫春日部屯倉設置	
	宣化天皇 二	五三七	○大伴狭手彦・松浦の篠原村の第日姫子（松浦佐用姫）と婚したと伝えられる	
	三	五三八	○百済聖明王・仏像・経典を天皇に献上（仏教の公伝）	
	欽明天皇 一五	五五四	○このころ武雄市橘町潮見古墳築造さる	
	二三	五六二	○任那日本府、新羅に滅ぼさる	
	敏達天皇 七	五七七	○百済から経論および律師、禅師、仏工、寺工などが渡来	
	一四	五八〇	○このころ鳥栖市太田古墳・神埼郡	

飛鳥時代				
	用明天皇 二	五八七	志波屋、伊勢塚などの壁画系装飾古墳が築造さる	
	推古天皇 元		○蘇我馬子、物部守屋を滅し専横化す	
	九	五九三	○聖徳太子摂政となる	
	一一	六〇一	○聖徳太子斑鳩宮をつくる	
	一二	六〇三	○冠位十二階を制定す	
	三〇	六〇四	○憲法十七条を撰す	
	大化元	六二二	○このころ北方町永池勇猛寺古墳築造さる	
	二	六四五	○初めて年号をたて「大化」と定める	
	白雉三	六四六	○大化の改新の詔を発する	
		六五二	○肥前国が生まれ、杵島郡の地名がおこる	
			○班田収授法を施行す	
	斉明天皇 六	六六〇	○このころ武雄市おつぼ山神籠石山城を築く	
	天智天皇 二	六六三	○日本の水軍、唐の水軍と白村江に戦って大敗す	○条里制の施行地として椿里（鳥海の椿原）林口里（林口）の名称がでている

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
飛鳥時代	文武天皇 四	六六五	○大野城（大野城市）基肄城（基山城）を築く	
	二	六九八	○このころ火（肥）国が肥前、肥後の二国にわかれる	
	大宝元	七〇一	○大野城、基肄城、鞠智城を繕治す	
	二	七〇二	○大宝律令完成す	
	和銅元	七〇八	○大宝律令を施行す ○和銅開珎（鋳造貨幣のはじまり）をつくる	
奈良時代	三	七一〇	○平城京（奈良）に遷都す	
	五	七一二	○古事記を撰上す	
	六	七一三	○諸国に風土記の撰進を命ず	
	霊亀元	七一五	肥前風土記は七三三年ころできる	
	養老四	七二〇	○日本書紀を撰上す	
	天平一三	七四一	○国分寺・国分尼寺建立の詔である（肥前の国分寺は佐賀郡大和町にあった）	○黒髪神社下宮を建立するといわれる
	一五	七四三	○墾田永代私有法を発令す（荘園の	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
	一七	七四五	はじまりとなる）	
	宝亀九	七七八	○行基を大僧正とする ○遣唐使船肥前松浦に来着す	
	延暦一三	七九四	○このころ万葉集ができる ○平安京（京都）に遷都す	
	一八	七九九	○肥前国外十か国早害のため桓武天皇の勅命により田租を全免される	
平安時代	二三	八〇四	○遣唐使渡唐す、僧の最澄・空海これに同行し唐に渡る	○空海は入唐に祭し、道中安穏求法成就の祈願のため黒髪山に登嶺したと伝えられる
	二四	八〇五	○僧最澄帰朝して天台宗を開く（比叡山―延暦寺）	
	大同元	八〇六	○僧空海帰朝して真言宗を開く（高野山―金剛峯寺）	○空海、願成就御礼のため再度黒髪山登嶺、不動尊を刻み西光密寺を開いたと伝えられる
	天長二	八二五	○肥前国大洪水のため田租を免除せらる	
	貞観元	八五九	○空海、東寺を創建す ○田島神従四位上に叙さる	
	一四	八七二		○黒髪山に白山宮を創建する
	仁和元	八八五	○天山神正五位下稲佐神、堤雄神従五位上に叙さる	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
平安	寛平三	八九一	○温泉神従五位上に叙さる	
	八九三		○新羅人・松浦郡に来寇する	
	延喜元	九〇一	○菅原道眞、太宰権師に左遷さる	
	天暦五	九五一	○武雄神社の四至実検	
	寛弘三	一〇〇六	○大町庄・宇佐八幡領となる	
	寛仁三	一〇一九	○源知・刀伊賊（対島・壱岐・筑前に来寇）を撃退する	
	永承六	一〇五一	○前九年の役おこる（一〇六二平定）	
	天喜元	一〇五三	○平等院鳳凰堂建立さる	
	永保二	一〇八二	○佐嘉庄・太宰府天満宮安楽寺領となる	
	三	一〇八三	○鳥栖庄・太宰府天満宮安楽寺領となる	
	天仁二	一一〇九	○後三年の役おこる（一〇八七平定）	
			○武雄神社に上分田二丁八反貢進される	
	元永年間	一一一八～一二〇	○後藤資茂（二代）はじめて塚崎に来たと伝えられる	
	天治元	一一二四	○中尊寺金色堂建立さる	
	久寿元	一一五四		○後藤助明（三代）源為朝と共に黒

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
平安	保元二	一一五七	○花山院家忠、牛尾別当坊を再興す	髪山の大蛇退治をなすとの伝説がある
	平治元	一一五九	○日向太郎通良肥前国で反乱をおこす	○このころ黒髪城を築城したといわれる
			○平治の乱おこる	○修験回峰二十八か所の第二十の霊地として黒髪山が入る
	長寛二	一一六四	○平清盛蓮華王院（三十三間堂）を造営す	○長島庄蓮華王院の寺領となる
	仁安二	一一六七	○平清盛杵島郡に大功田を与えられる	
	承安二	一一七二		○武雄・黒髪両社「浮免」を願い出る
	治承四	一一八〇	○源頼朝、伊豆にて挙兵する	
	文治元	一一八五	○平氏滅亡する	
	二	一一八六	○武雄ではじめて流鏑馬が行なわれたと伝えらる	
	建久元	一一九〇		○後藤清明（五代）白木塞を築城す
	三	一一九二	○源頼朝、征夷大将軍に任げられる	○平維盛の子六之助船ノ原にかくれ住む
	正治二	一二〇〇		

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
鎌倉	元久二	一二〇五	○藤原定家、新古今和歌集を撰進する	○このころから「かんこ踊」がはじまる
	建保三	一二一五	○武雄社司職を家門とその同族実直とが争い将軍家の裁可をうけ家門社司と決る	
	承久三	一二二一	○承久の変起る	
	嘉禄二	一二二六	○九州の辺民、高麗沿海の地に侵寇する	○下黒髪の黒尾神社建立
	安貞元	一二二七	○後藤政明（七代）富岡村永松内の園地を武雄社に寄進する	
	貞永元	一二三二	○北条泰時、御成敗式目（貞永式目）を制定する	
	嘉禎二	一二三六	○松浦郡鏡社領の住人高麗を侵す	
	暦仁元	一二三八	○橘公業、長島庄惣地頭となる	
	延応元	一二三九	○橘公員、父公業のゆずりをうけて、長島庄上村の地頭となる	○武雄社大宮司家門、武雄黒髪両社々司職の領有をめぐり同族貞永、貞信、実直らと訴論をつづけたが、幕府は実直らの非論を止め、家門

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
鎌倉時代	仁治二	一二四一	○肥前国は東大寺造営料所となる	
	三	一二四二	○後藤直明（八代）円爾（聖一国帰）を招じて広福寺を開創したと伝える	
	宝治元	一二四七	○後藤氏明（九代）父直明のゆずりを受けて墓塚村の地頭となる	
	文応元	一二六〇	○僧日蓮、立正安国論を北条時頼に呈す	
	文永八	一二七一	○モンゴルのフビライ国号を「元」と改める	
	一一	一二七四	○蒙古軍来襲する（文永の役）松浦党・白石・千葉・その他肥前の諸氏松浦・博多沿岸などで戦う	
	建治二	一二七六	○幕府は鎮西の将士に命じて博多湾南岸地域に防塁を造らせる	
	弘安四	一二八一	○蒙古軍来襲する（弘安の役）松浦党・龍造寺・後藤・橘など肥前の武士大いに戦う	
	八	一二八五	○幕府松浦庄領家職を庄内の地頭に分与する	
	正応二	一二八九	○幕府弘安の役論功行賞を行う（氏明（九代）神埼の地を賜わる）	○船原三郎、弘安の役に参戦す

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
鎌倉時代	正安元	一二九九		○黒髪社領三丁歩をもつ
	五	一二九二		○蓮華王院領と長島庄（墓塚村）との下地中分が（犬走の大道を境として）なされる
	正中元	一三二四	○後醍醐天皇の倒幕計画発覚し参画した朝臣、武士ら捕えられる（正中の変）	
	二	一三二五		○三間坂十郎乗願の下地中分（岩富名）がなされる
	元弘元	一三三一	○倒幕の再計画洩れ参画した朝臣、武士ら捕えられ、天皇は笠置に移らる	
	二	一三三二	○護良新王吉野に挙兵、楠木正成河内にて挙兵す	
	三	一三三三	○鎌倉幕府亡ぶ ○龍造寺、その他の肥前の御家人ら少弐氏に従い鎮西探題を攻める ○山代、龍造寺ら肥前の御家人相次いで上京す	
	建武元	一三三四	○後醍醐天皇の親政（建武の中興）なる	

室町時代	南北朝時代	年号	西暦	
		二	一三三五	○後醍醐天皇綸旨により、後藤光明（十一代）に塚崎庄内ならびに杵島北郷福母村・松浦西郷・瀬の浦等を安堵させる ○足利尊氏、鎌倉において新政府に叛する
		延元元（建武三）	一三三六	○後藤貞明、武雄社大宮司員門、龍造寺善智ら足利の軍に属して戦う
		二（四）	一三三七	○後藤朝明（十二代）に肥前神辺庄における地頭職を与える
		三（暦応元）	一三三八	○北朝は足利尊氏を征夷大将軍とする（足利幕府の成立） ○懐良親王、征西将軍となって九州に向う
		正平四（貞和五）	一三四九	○後藤光明、中村公有、武雄大宮司ら一色道猷（足利方）に従う ○足利直冬（直義の養子）九州において兵をあぐ
		五（観応元）	一三五〇	○直冬の将今川直貞、長島庄に入り一色軍と戦う（宮裾の戦）

※（　）の年号は北朝の年号

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
南北朝時代 室町時代	七（文和元）	一三五二	○後藤光明、武雄社・直冬に属して戦う ○直冬肥前村田庄・筑後竹野新庄、日向都於郡における地頭職を後藤光明に与える ○足利尊氏、弟直義を殺す、直冬九州を退去して長門に逃れる	○太宰少弐冬資椿村（椿原?）に陣をしき塚崎城を攻める。争うこと三年にして少弐氏は退く
	一〇（一四）	一三五五	○懐良親王、軍をひきいて肥前に入る 橘氏、これに従う	○後藤俊明（十三代）今川了俊と白木塞に戦う
	一四（延文四）	一三五九	○後藤光明、宮方に属し松浦、龍造寺、武雄社宮司、少弐氏（足利方）に属して筑後大保原に戦う	
	二三（応安元）	一三六八	○足利義満征夷大将軍となる	
	建徳二（一四）	一三七一	○今川了俊貞世、九州探題として九州に入る ○今川仲秋、松浦に着く橘、龍造寺深堀等の肥前の武士多くこれに来属する	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
南北朝時代 室町時代	天授二（永和二）	一三七六	○仲秋、唐津、相知を経て杵島郡に入りしらげ嶽、椿原、塚崎、柏嶽に戦う ○今川了俊、後藤、渋江氏らと杵島郡に戦い、ついで須古の白石氏を討つ ○橘氏の一族上村公直、大村公次など今川に属し筑後、肥後において菊池氏と戦う ○橘の一族大崎公安、今川氏に従い肥後の宮方軍と戦う	○このころ悉地院創起さる ○第一回松浦党契諸状に船原長門守茂が署名す。これから松浦党あげて足利方となる
	四（四）	一三七八		
	弘和元（永徳元）	一三八一		
	元中元（至徳元）	一三八四		
	八（明徳二）	一三九一	○武雄大宮司跡代新兵衛、了俊に従い肥後の諸所に戦う ○南北両朝合一する	○船原因幡守監「年の宮」へ畑・屋敷を寄進す
	明徳三	一三九二		
	応永九	一四〇二	○九州探題渋川満頼、長島庄花島村内の地を武雄社に寄進する	
	一一	一四〇四		

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
室町	一三	一四〇六	○将軍橘氏の一族牛島房童丸に長島庄下村のうち牛島分を安堵させる	
	二二	一四一五	○渋川氏重、後藤英明（十五代）に塚崎長島両庄内における所領所職を安堵させる	
	二八	一四二一		○松浦党契諾状に船原出雲守通船原因幡守監が署名す
	正長元	一四二八	○渋川義俊、後藤正明（十六代）に本領と安堵させる	
	嘉吉二	一四四二	○渋川教直、渋江公代に長島庄の地頭職を安堵させる	
	応仁元	一四六七	○応仁の乱おこる　東軍・細川勝元　西軍・山名宗全	
	二	一四六八	○少弐、大友、千葉氏など東軍に属し、渋江薩摩守も東軍に従う。西軍には大内氏をはじめ渋江兵庫頭などが属す	
	文明元	一四六九		○黒髪社中宮に仏石「南無阿弥陀仏」の碑を建てる（応仁三年八月十八日）

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
室町時代	六	一四七四	○有馬貴純、島原半島に威を振う	
	九	一四七七	○応仁の乱、一応静まるが、地方の豪族は各々勢力拡大にのりだし戦乱の世となる	
	十五	一四八三	○後藤職明（十七代）、渋江公直、大村胤明、伊万里仰らと攻守同盟を契諾す	
	長享元	一四八七		○無動院の開基
	明応三	一四九四	○少弐政資の勢力、松浦郡にまで及ぶ	
	五	一四九六	○有馬貴純、原城を築く	○職明は、黒髪山大宮司を黒髪右京助家俊に後目允許す
	六	一四九七	○少弐氏、大内氏の軍に敗れる。大内義興は千葉興常を肥前守護代とする	
	九	一五〇〇		○職明、黒髪山法印頼憲資弟頼雄を射殺せしむ ○黒髪山の末寺文珠寺、頼憲と同罪で廃寺となる
	永正六	一五〇九	○後藤純明（十八代）円応寺を建立する	○このころ純明は住吉城を構築する
	一六	一五一九	○純明、戒を受け「浄円」と号す	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
室町時代	大永七	一五二七	○日鼓山の城主渋江公勢毒殺さる ○後藤純明日鼓山城の公親を攻める	○有馬晴純、住吉城に後藤純明を攻め敗れ去る（住吉城の戦）
	享禄三	一五三〇		○林田佐馬助、討死す（犬走勘右エ門うちとる）
	天文三	一五三四	○龍造寺家兼、神埼郡において少弐氏を破る	○純明、白河新左エ門の戦功により犬走峯に田地一町歩を与える
	五	一五三六	○大内氏、龍造寺氏の和平なる ○千葉興常、後藤純明に杵島郡山口八十町小城郡原分二十四町の地を安堵させる	○大智院西光密寺の大般若経会はじまる
	八	一五三九	○有馬と千葉の両氏杵島郡にて戦う	○蜂ノ巣地蔵建立
	九	一五四〇	○純明、公親の軍と戦って敗れる	○黒髪社中宮に六地蔵の阿音法印の碑を建立
	一〇	一五四一		○板川の六地蔵建立
	一一	一五四二		○純明、黒髪城から後藤山城に移り住む

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
室町時代	一四	一五四五	○有馬晴純、龍造寺の本城佐嘉城を占領す	○常念寺の開基
	一七	一五四八	○龍造寺隆信、龍造寺家惣領となる	○大村純前の子、又八郎（のちの貴明）純明の養子となる
	一八	一五四九	○キリスト教宣教師、フランシスコ・ザビエル、鹿児島に来航す	○板川の板碑建立
	二二	一五五三	○後藤純明死去し、養子貴明その跡を継ぐ	○純明川良の館に没す ○大智院下坊（定林寺）に六地蔵を建立
	弘治元	一五五五		○阿俊法師「黒髪山」を著す
	二	一五五六		○筒江瑞福寺に六地蔵を建立
	四	一五五八		○東光寺の開基
	永禄二	一五五九	○織田信長上洛す	○鳥海の六地蔵建立
	三	一五六〇	○有馬の軍、潮見城を急襲して占拠するも後藤貴明これを奪回する	○西教寺の開基
	六	一五六三	○大村純忠キリスト教の洗礼を受けて、我国最初のキリシタン大名となる	○後藤貴明、平戸の松浦隆信の二男惟明を養子とす ○後藤貴明、有馬仙岩に招かれて島原に行く（荒踊りのはじまり）

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
室町時代	七	一五六四	○貴明、有馬の兵と塩田久間に戦う	○快音・貴明のために黒髪社に祈願す
	元亀元	一五七〇	○龍造寺、大友の軍と佐賀周辺でしばしば戦う	○快門の墓（宝筐院塔）建立 ○貴明、しばしば大村を攻めるが失敗に帰す
	二	一五七一	○後藤貴明、平戸・諫早の援兵を得て志久峠より多久に侵攻す	
	天正元	一五七三	○足利幕府亡ぶ	○後藤貴明（十九代）養子惟明と白水原、浦田において戦う
	二	一五七四		○河原豊前守高、住吉に来て貴明を援く
安土	三	一五七五	○後藤、龍造寺両氏起請文をとりかわす	○鳥海・三間坂の民家、兵火にかかる
	四	一五七六	○伊万里・藤津、龍造寺に征せらる	○龍造寺隆信、貴明を援け、両家交和を結ぶ ○山内衆・後藤貴明に起請文を入れる

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
桃山時代	五	一五七七	○織田信長安土城に入る	○伊万里城主伊万里家利、家臣とともに宮野にのがれ来る
	六	一五七八	○織田信長、右大臣となる	○家利、瑞応寺を建立す
	八	一五八〇	○龍造寺隆信、再び大村氏を討つ。大村氏降伏する	○貴明、晴明に対し山内衆連署して起請文を奉る
	九	一五八一	○龍造寺隆信、須古に隠居す	○龍造寺隆信の子家信を後藤の養子とし、後藤貴明の子晴信を龍造寺の養子とする
	一〇	一五八二	○岸岳の波多鎮、家信に起請文を入れる ○織田信長、明智光秀に殺害さる（本能寺の変）	○牟田信式、神埼郡から家信の家臣として犬走に移り住む ○鶴田因幡守勝、鳥海に八幡宮を建てる ○後藤家信（二十代）私年号（光永）を用いる
			○羽柴秀吉、明智光秀を山崎に破る	○筑前部原の戦いで、土岐心学武勇をあらわす

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
安土桃山時代	一一	一五八三	○このころ龍造寺隆信の勢力、肥前肥後、筑前・筑後・平戸におよぶ ○隆信、肥後において島津と争い肥後の国を二分して和睦す	○浄土院跡の閻魔大王の渡来
	一二	一五八四	○龍造寺隆信、島原の有馬の軍と戦って戦死す ○大村領波佐見衆、後藤家信に起請文を入れる	○鳥海天満宮の建立
	一三	一五八五	○秀吉、関白となる	
	一四	一五八六	○秀吉、太政大臣となり豊臣の姓を賜う	○後藤家信、塚崎城を廃城として住吉城を居城とす
	一五	一五八七	○秀吉、島津を征して凱旋の帰途、博多において九州諸士の封土を決める ○鍋島直茂、龍造寺領の諸務代官を依嘱せらる ○秀吉、諸国に刀狩りを命ずる（兵農分離となり、以後身分階級が固定化す）	○大野十三仏碑建立 ○船ノ原鎮守神社建立
	一六	一五八八		

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
安土桃山時代	一八	一五九〇	○秀吉、家信に長島庄有田郷・小城東郷において一万九千百石余の地を与える。 ○秀吉の令により七城を残して毀却せしむ ○名護屋城、普請はじまる	○銀宝妙金（十八代純明室）没す ○七城の一つとして家信の黒髪城（住吉城）存続する ○家信の命により、井手走太兵衛光定（善明）正法寺（小路）を建立し、一向宗の法務を司どる ○成松新左エ門住吉、西福寺（小路）を建立す（千葉西誉開山）
	一九	一五九一		
	文禄元	一五九二	○秀吉、朝鮮に出兵す ○後藤家信も鍋島直茂等と共に渡鮮す	○前田美濃守吉右エ門没す ○家信の従卒が慶長の役における「虎ねらい四天王」と勇名を馳す（犬走弥太エ門、橋口九兵衛、野中主水、中山勘九兵衛）
	二	一五九三		
	三	一五九四		
	慶長元	一五九六	○佐賀藩主、佐賀市に願正寺を創建して藩内の真宗寺の総支配とした ○藩内五か所に目付僧を派遣す ○再び朝鮮に出兵す 茂網（二十一代）、家信に代って渡鮮す	○正法寺に目付僧を配置す
	二	一五九七		

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
安土・桃山時代	三	一五九八	○龍造寺家種（家信の兄）戦死す ○家信、清正の急を救う	○西福寺武雄下西山に移転す
	四	一五九九	○豊臣秀吉死去。同年朝鮮の日本軍撤兵完了す	○神六山にはじめて茶種を播いたと言い伝える ○住吉城焼失す（茂綱、住吉城を修復せず塚崎城に移って居城とす）
	五	一六〇〇	○関が原の戦い ○家康、鍋島氏の西軍加担の罪をゆるし柳川の立花氏を討たせる ○龍造寺茂綱もこの軍に従う ○茂綱姓を鍋島と称す	○武雄領内の真宗寺院、武雄に移転す。山内からは正法寺・常念寺・西教寺・明宗寺など武雄に移転す ○牟田外助、弟助九郎の両名柳川陣に戦死す
	六	一六〇一	○徳川家康征夷大将軍に任ぜられる	○犬走明神社建立
	七	一六〇二	○龍造寺政家、高房父子とも没し、名実ともに鍋島氏の佐賀藩が成立す	○井手光定、領主の名により正法寺の執行となる
	八	一六〇三		
	一二	一六〇七		

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
江戸時代	一六	一六一一	○鍋島勝茂、龍造寺茂綱（後藤二十一代）に上嘉瀬の内六百石の地を与える	○伊万里家利大野において死す
	一九	一六一四	○佐賀藩私検地を行う ○家中一同三部上地す	
	元和元	一六一五	○佐賀城普請完了す ○大阪冬の陣（鍋島家康に従う） ○大阪夏の陣	○水尾の地を三部地として上地する
	二	一六一六	○幕府の一国一城令により、佐賀城以外の城砦を破却す ○佐賀藩肥前国絵図を幕府に提出する	
	三	一六一七	○佐賀藩領内の真宗寺院をすべて西本願寺の末寺に改める	
	七	一六二一	○第二次の三部上地行わる（武雄領八千六百四十名となる）	
	八	一六二二	○家信卒す。墓は円応寺にある	
	寛永五	一六二八	○島原城主、キリスト教徒の弾圧をはじめる ○龍造寺白庵、龍造寺再興を幕府に訴える	
	一一	一六三四	○諸代大名の妻子を江戸におかせる	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
江戸時代	一三	一六二六	○龍造寺白庵、幕府に再度訴える	
	一四	一六二七	○唐人を除き、有田皿山の焼物師男女八百人を追放する	
			○島原、天草のキリスト教信者蜂起する（島原の乱）	
			○武雄領主鍋島茂網、茂和父子、原城攻めに佐賀鍋島勢と共に出陣する	○山内地区の足軽・侍、島原に出陣する
	一五	一六三八	○原城陥落	
			○鍋島勝茂、軍令違反により閉門となる	
	一七	一六四〇	○幕府、宗門改役をおき寺請、宗旨人別帳をつくる	
	一九	一六四二	○佐賀藩、長崎御番を命じられる	○武雄領の田畑面積を記した「諸村田畠斛積帳」をつくる
	二〇	一六四三		○陶祖巨関（今村弥次兵衛）黒髪山池ノ上において没す
	正保元	一六四四	○このころ、小城・蓮池・鹿島の領主が大名として認められる	○このころ覚遍が瑞福寺を再興す

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
江戸時代	二	一六四五		○大智院西光密寺、京都嵯峨御所大覚寺の末寺となる。（大智院の称号をもらう）
	慶安四	一六五一		○踊瀬鎮守天神社建立
	承応三	一六五四	○茂網卒す	○このころ筒江に窯業が盛んになる
				○牟田六兵衛、茂網公（二十一代）に追腹す
	明暦元	一六五五	○佐賀藩の多久・武雄・諫早・須古の四家老の江戸証人が免除され、佐賀在住となる	○大野天満宮太神宮碑建立
	二	一六五六		○このころ、定林寺創起さる
	三	一六五七	○嬉野にはじめて茶種が播かれた	○三間坂鎮守大権現建立
	万治三	一六六〇		○このころ、犬走生姜の改良のため新種をとりいれる。
	延宝四	一六七六		○立野川内八幡神社建立
	五	一六七七		○筒江薬師堂太神宮碑建立
				○黒髪社参道に独一法界僧正覚遍の碑を建立す
	八	一六八〇		○黒髪社中宮に尊覚の碑を建立す
	天和三	一六八三		○踊瀬天満宮太神宮碑建立
				○船ノ原天神社建立

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
江戸	貞享二	一六八五	○武雄領主、武雄温泉入湯の掟を達示す	○犬走天満宮建立
	四	一六八七	○幕府生類憐みの令をだす	○このころ十二神の僧正井手が造成される
	元禄三	一六九〇	○飢饉のため、武雄領内割符山で山芋、葛根を掘ることを許可する	○覚算没す
	七	一六九四		○筒江窯ノ辻の物原に「庚申青面金剛」の碑を建てる
	九	一六九六		○このころ絵師広渡心海、法橋の位をえる
	一一	一六九八	○幕府、諸国に金銀銅山の試掘を奨励する	○立野川内八幡神社境内に太神宮碑を建立す
	一二	一六九九	○武雄・多久・諫早・須古の四領主を親類同格とする	○このころ三間坂の元信井手が造成される
	一四	一七〇一	○佐賀藩肥前国絵図を幕府に提出する	○武雄領で田畑の検地が行われる（船ノ原田方本検地帳）

時代				
	一五	一七〇二	○赤穂城主浅野長矩、吉良義央を傷つけ改易、切腹を命ぜられる	○船ノ原の茶園には、田地の上田と同じ課税が課される
	宝永四	一七〇七	○赤穂浪士大石良雄ら吉良義央を討つ	
	五	一七〇八	○大風にて佐賀城三の丸の櫓吹き落ちる	○三間坂東光寺太神宮碑建立
	正徳四	一七一四	○富士山噴火、宝永山できる	○河原勘左衛門独立を企み処刑さる
	享保元	一七一六	○多久聖廟建つ	○野林の堤、造成さる
	二	一七一七	○葉隠聞書完成する	○水尾に近松門左衛門信盛の隠墓を建てる
	四	一七一九	○武雄の身教館開校す	
	五	一七二〇	○佐賀藩、京枡を廃してお国枡をつくる	
	六	一七二一	○佐賀藩大暴風雨、引き続き旱ばつで農民苦しむ	
	九	一七二四	○近松門左衛門没す	
	一二	一七二六	○佐賀城下の大火で佐賀城の天守閣焼失す	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
江戸	宝暦三	一七五三		○筒江山庄屋権左エ門、立野川内の奥牟田山境の土採取願をだす
	四	一七五四	○久留米に百姓一揆おこる	○三間坂権現山に管公祠建立 ○このころ津々良の野中陸平は流鏑馬の専門射手に任命さる（代々相伝）
	六	一七五六	○武雄領三部所代官の掟において、他領の者に田畑を貸したり、他領の田畑を借りることを禁ず	○筒江山井手光智、黒髪山参道に百九十三段の石段を寄進する
	明和七	一七七〇		○力士松浦川前頭筆頭となる
	八	一七七一	○有田皿山の陶器人、細工人の他領に赴くことを禁ず ○武雄領内代官名をもって「覚」を出し一般民をきびしく取り締まる ○武雄領主、田畑耕作給人の納税の励行、一般農民の倹約を命じる	
	安永三	一七七四		○武雄領で田畑の検地、石高調べが行われる
	六	一七七七		○黒髪社第一鳥居建立
	天明元	一七八一		○伊万里・有田地方旱ばつ、黒髪社で雨乞の祈祷をする

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
江戸時代	三	一七八三	○佐賀藩、徒罪制（徴役制度）を実施す	○武雄で検地が行われる（船ノ原新見出畠畔検地状）
	五	一七八五	○林子平、三国通覧図説を刊行す	
	寛政二	一七九〇	○福富新溜大半成就、福富新村と名づく	○武雄領旱ばつのため武雄社、黒髪社、貴船社の三社で浮立を催す
	一一	一七九九	○武雄鍋島家、財政難により米苦千三百石の拝借願を本藩に出して断わらる	
	八	一七九六	○佐賀藩、百姓町民に衣裳の分限を守らしめる	○この年不作のため、三間坂村の原田治兵衛、松尾次助兵衛に武雄領の救窮米が出される
	一〇	一七九八	○幕府蝦夷地調査を命ずる	
	享和二	一八〇二	○ロシア人択捉島に上陸す ○十返舎一九、東海道中膝栗毛を刊行す	
	三	一八〇三	○アメリカ船、長崎に来航	
	文化元	一八〇四	○ロシア船来航	
	三	一八〇六	○フェートン号事件おこる	○広渡心海良寛生る
	五	一八〇八	○間宮林蔵ら樺太探検に赴く	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
江戸	六	一八〇九	○間宮海峡の発見 ○長崎奉行砲台増築、佐賀藩大筒十挺提出す	
	八	一八一一	○イギリス船、長崎に入港	○武雄領で田・畑畦畔の検地行わる
	一一	一八一四	○杉田玄白、蘭学事始をだす	○このころ久間謙蔵黒髪山下坊に塾を開く
	一三	一八一六	○武雄領主、御船山の樹木の伐採を禁ずる	
	文政三	一八二〇		○清水龍門大野に塾を開く
	五	一八二二	○武雄領主茂義（二十八代）、佐賀藩の執政となる	○河原蟠平、武雄領の財政逼迫で領主に強訴す
	六	一八二三	○ドイツ人医師シーボルト出島に着任する	
	一一	一八二八	○有田の大火で六百四十七軒を焼く	○丸田良左エ門、瓦窯を再興す
	天保元	一八三〇	○蘭人、武雄に火縄銃術、歩兵操典を教える	○西洋医、中村郡治（涼庵）、立野川内で開業す
	二	一八三一		○船ノ原観音祠建立 ○椿原において、蘭人教師指導のもとにはじめて洋式練兵を行う ○鍋島茂義、長崎に赴き高島秋帆に入門す

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
江戸時代	五	一八三四		○平山醇左衛門「砲術御稽古取次」となり、秋帆について西洋砲術を学ぶ
	六	一八三五	○高島秋帆来武す ○佐賀城炎上す	○旱害のため、領主は黒髪山で雨乞いを行わす
	七	一八三六	○茂義（二十八代）、島原の乱の戦死者供養碑を円応寺境内に建てる	○平山醇左エ門・高島秋帆の指導で日本最初の大砲を鋳造す
	八	一八三七	○大塩平八郎の乱 ○武雄領真手野台場で、高島流大砲の試射を行う	○大砲の木型は、犬走の大工馬場磯右エ門が作った
	九	一八三八	○武雄領里代官、民百姓の窮状を救うため割腹自殺をする	○清水龍門、身教館の教授となる ○三間坂村足軽山口只之允は、御蔵米の借米を申しでる
	一〇	一八三九	○松浦郡（幕領）百姓一揆おこる ○中村涼庵武雄において種痘を行う	○鳥海村の天神社火災にあう ○このころの農民は生活に苦しむ者が多かった。ことに水尾の三部所は食うや食わずの生活をしていた ○船ノ原の河原蟠平は、領の救窮米を無断で百姓に放出す ○平山醇左エ門「夜照玉」を発明す ○大智院に大惨事おこる ○河原蟠平は、領主の狩猟地近くの鳥獣捕獲を願いでる

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
江戸	一一	一八四〇	○佐賀藩、大がかりの洋式砲術の演習を行う	○平山醇左エ門、佐賀の演習に武雄で鋳造した大砲二門をもって参加し面目を施した
	一二	一八四一	○高島秋帆、武州徳丸原で洋式銃砲術の実演を行う ○大野原で異国船攻撃の大演習を行う	○平山醇左エ門、秋帆に随行して江戸に赴く（武雄鋳造の野戦砲と白砲を持参す）
	一三	一八四二	○佐賀藩主直正、佐賀城下に蘭砲稽古所を設け、平山醇左エ門に命じて本藩の士に西洋砲術を教育させる ○幕府、高島秋帆を投獄する ○高島流砲術というのを威遠流砲術と改める	
	一四	一八四三	○佐賀藩、オランダ式銃百挺の製造をなす	○平山醇左エ門、河原蟠平白木塞で死刑に処せらる（武雄領最後の処刑者）
	弘化元	一八四四	○オランダ軍艦、長崎に来航す	○馬場宝太夫、鳥海に塾を開く

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
江戸時代	二	一八四五	○イギリス船来航する	
	三	一八四六	○アメリカ軍艦来航する ○佐賀藩、幕府に対して海軍創設について伺いを立てる	
	四	一八四七		
	嘉永元	一八四八	○外国船、対島・五島・蝦夷地・陸奥沿岸にしきりに出没す	
	三	一八五〇	○佐賀藩、城北の築地に反射炉を築き大砲を鋳造する	
	四	一八五一	○島津斉彬製煉所を鹿児島に設ける	○坂口作右エ門、黒髪山に多賀社・杖立宮、弥勤宮、諸竜宮などを建設寄進する
	五	一八五二		
	六	一八五三	○アメリカのペリー浦賀に来航す ○幕府、大砲五十門を佐賀藩に注文する ○佐賀多布施に幕府用大砲の反射炉を建設する ○ロシアのプチャーチン長崎に再来す ○樺太の地を、日・露両国人の雑居地と両国政府間で決定す	○谷口藍田佐賀弘道館の教授となる ○献金侍の制で、宮野の橋口新左エ門は一代侍となる
	安政元	一八五四		○黒髪常陸、黒髪山下坊に塾を開く

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
江戸時代	二	一八五五	○佐賀藩士蘭船に乗船して造船・射砲の諸技術の伝習をうける	○犬走の住人馬場磯吉、他の藩士と蘭船に乗り教授をうける
	三	一八五六	○佐賀藩精練方で、蒸汽船・蒸汽車の模型をつくる	○馬場磯吉、蒸汽船・蒸汽車の模型をつくる
	四	一八五七		○牟田忠行、兄の平石誠舒と協力して白色の雷汞を発明雷管打抜用器をつくる
	五	一八五八	○安政の大獄おこなわる	○杵島郡方より郡方御条目を出し一般民衆の取締りをきびしくする
	万延元	一八六〇	○咸臨丸、アメリカに向う	○谷口藍田、宮野に塾（鬢山院）を開く
	文久二	一八六二	○桜田門外の変おこる ○寺田屋騒動おこる	○牟田信行（忠行の父）、三間坂に尺蠖塾を開く
	三	一八六三	○江藤新平脱藩する ○生麦事件おこる ○佐賀藩三重津で蒸汽船の建造をはじむ	○馬場磯吉、父子は、田中近江の助勢をうけて日本最初の蒸汽船をつくる（凌風丸）

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
明治時代	慶応元	一八六五	○長崎の大浦天守堂落成する	○西梅野に平山大明神建立さる（平山まつりのはじまり）
	二	一八六六	○三重津造船所で凌風丸完成す	○筒江窯物原上に再興記念碑を建てる
	三	一八六七	○討幕のため薩長同盟成立す ○明治天皇即位される ○パリ万国博覧会に参加す（佐賀藩使節佐野常民）	
	明治元	一八六八	○将軍慶喜、大政を奉還す ○鳥羽・伏見戦おこる ○江戸城開城 ○新政府、王政復古を各国に通告する ○江戸を東京と改称する ○明治と改元一世一元の制を定める ○佐賀藩、北陸道先鋒を命じられる ○奥羽諸藩政府軍に降伏する ○江戸城を皇居と決定する ○新政府藩治職制を定める ○薩長土肥版籍奉還を奏上 ○函館の五陵郭陥落（榎本武揚降伏す）	○武雄領士族、羽州戦争に出発（三間坂組四十四名、宮野組六十一名、鳥海《所属別々》十二名その他七名計百二十四名出陣する） ○宮野の刀工広国出陣者に刀を贈る ○武雄の軍団大功績をたてて凱旋する ○井手・土井の普請を藩庁（御蔵方平山又一）に願い出る 鳥海原田井手、春日井手、犬走川
	明治二	一八六九		

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
明治	三	一八七〇	○通貨制度の一元化をはかる ○大教宣布の詔勅下る（神仏分離） ○身分制度の撤廃を行う	良田川土井、宮野権現山堤、七切田堤、 ○神仏分離で「黒髪神社―大智院」「悉地院―八幡神社」「東光寺―権現社」が独立す
	四	一八七一	○佐賀藩日進丸を政府へ献上する ○薩長土の三藩より親兵を徴募す ○戸籍法を制定す（大小区制をとる） ○廃藩置県の詔書 ○佐賀県を伊万里県と改める ○郵便制度が施行せられ佐賀郵便局など開局す	○農工商の人たちも「氏」を称す ○山内十六か村が六か村に統合さる ○大小区制により第二十二番大区一番小区（三間坂、鳥海、犬走、梅野）二番小区（大野、宮野、真手野）となる
	五	一八七二	○文部省が設置され、江藤新平が文部大輔になり、まもなく大木喬任が文部郷となる ○戸長副戸長を設置す。 ○伊万里県を佐賀県と改称す ○新橋・横浜間に鉄道が開通す ○太陽暦採用を布告する	○渋川玄耳生る ○犬走塾三鳥塾開校

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
明治	六	一八七三	○富岡製糸場開設さる ○第一国立銀行落成す（東京） ○国枡を廃止して京枡を採用す ○学制を制定す（佐賀県は人口六百人に小学校一校建てることになる） ○徴兵令の布告 ○大小区制を施行する ○地租改正条例の公布	○牟田忠行、小学校教員養成所第一回生として入校す ○佐賀の乱に武雄士族六四名加担す公文忠三負傷す ○長崎に上陸した官軍三間坂を通過す。平山又一、焚出しや宿割を指揮す。
	七	一八七四	○征韓論争盛んとなる ○佐賀の乱おこる	○宮野小学校開校す
	八	一八七五	○秩禄公債証書条例制定さる ○深川栄左エ門香蘭社を創設する	○三鳥小学校（牟田忠行）開校す ○犬走小学校（平吉信道）開校す
	九	一八七六	○日露両国政府は「樺太全島をロシア領、千島諸島を日本領」とすることに条約を結ぶ ○佐賀県地租改正着手	○船立小学校開校す ○地租改正にあたり、この地方の地

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
明治	一〇	一八七七	○廃刀令を出す ○佐賀を三潴県となし更に長崎県とす ○金禄公債証書を交付す ○神風連の乱、秋月の乱、萩の乱おこる ○租税金引当米預り規則を公布す ○山林・原野の国有化がなされる ○西南の役はじまる ○佐野常民ら博愛社をおこす（日本赤十字社のはじまり） ○このころから新農業の芽ばえが見えはじめる	価を十三等級に分ける ○農民は租税の金納に困惑す
	一一	一八七八	○蝗虫駆除法示達さる ○日本にはじめて電灯がともされる（電気記念日三、二五） ○郡区町村編成法府県会規則施行さる ○郡制が復活す ○教育令を布告す	○大野に住吉小学校を建設す ○鳥海庵校舎新築さる ○黒髪山、神六山など入合林野が出来る ○仏心寺（本願寺今山説教所）開所 ○黒髪山大智院西光密寺焼失す
	一二	一八七九	○佐賀県にも国立銀行が設立さる	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
明治時代	一三	一八八〇	○教育令を改正す ○杵島郡役所が武雄町に設置される ○変則武雄中学校を設置す ○農業改良の動きが活発（勧業談話会）になる ○官営工場の払い下げ始まる ○国会開設を約する詔書が出る ○各地に農談会結成さる ○軍人勅諭下布さる ○政治結社（九州改進党立憲改進党・立憲帝政党・東洋社会党など）結成さる ○伊万里銀行をはじめ、私立の銀行が設立す ○大隈重信東京専門学校（後の早稲田大学）を設立す ○佐賀県、長崎県から分離独立す ○鹿鳴館開館式 ○第一回佐賀県議会議員の選挙が行われる ○武雄警察署設置さる ○秩禄公債の償還完了す	○長崎県庁より、キリスト教禁止の続行を達示す（三間坂村長宛） ○長崎県武雄中学校設立さる ○鳥海村・立野川内村に「村内規約」をつくる ○キリスト教禁止の続行を「村規約」
	一四	一八八一		
	一五	一八八二		
	一六	一八八三		
	一七	一八八四		

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
明治	一九	一八八六	○佐賀県師範学校開校（県立八中学校を廃校にす、武雄中学校郡立となる） ○佐賀新聞第一号を発刊す	で決める（犬走村・鳥海村・立野川内村など）
	二〇	一八八七	○帝国大学令・師範学校令・小学校令・中学校令公布さる ○義務教育四か年とす ○博愛社を日本赤十字社と改称す	○大野・宮野両校合併して宮野小学校となる ○このころから牛・馬耕が多くなった
	二一	一八八八		○各村毎に水田開墾の自粛を申し合わせる
	二二	一八八九	○大日本帝国憲法、衆議院議員選挙法の公布 ○天皇の御真影が全国小学校に頒布された ○市制・町村制を施行する ○土地台帳規則公布（地券廃止） ○佐世保鎮守府開設	○改良米規約を村毎につくる（三間坂村・犬走村・鳥海村・大野村・宮野村） ○中通村・住吉村誕生す（山内六か村は中通・住吉・武内の三か村とし、旧村名は大字名として残す） ○第一回の村議会議員の選挙が行われる

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
明治時代	二三	一八九〇	○第一回の衆議院議員の総選挙が行われる	○村民、官党民党にわかれて争う ○杵島、藤津に「保安条例」が施行される ○元山内代官五十村良行衆議院議員に当選す
	二四	一八九一	○第一回の国会開らかる ○教育勅語発布	○谷口藍田、待講として北白川宮家に入る
	二五	一八九二	○鳥栖・佐賀間の鉄道開通す ○第二回衆議院議員の総選挙で、選挙大干渉が行われる ○学務委員制度を再び設ける ○佐賀県農会の設立	○宮野尋常小学校が大野・宮野に分離す ○日清戦争に西地区十五名東地区三十数名従軍し五名の方が戦死される ○三島、鳥海校合併して中通尋常小学校発足す
	二六	一八九三	○実業補習学校規程を公布す	
	二七	一八九四	○朝鮮東学党の乱おこる ○清国に宣戦を布告す	
	二八	一八九五	○全県下に蛾の点火誘殺を実施す ○武雄駅開業（佐賀・武雄間開通） ○日清講和会議（下関条約） ○三国干渉行わる	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
明治	二九	一八九六	○農業における「害虫駆除法」が制定される	○武雄・早岐間鉄道施設工事中、西谷峠で大事故がおこる
	三〇	一八九七	○武雄・早岐間の鉄道開通す	○三間坂駅開業す（旧宮野郵便局は閉鎖される）
	三一	一八九八	○葉煙草専売法実施さる	○中通小学校前の台地に征清記念碑を建立す
			○早岐・佐世保間、早岐・大村間の鉄道開通す	
	三二	一八九九	○第一次大隈内閣成立す	○郡議会はじまる。各村から議員一名を出す（複選挙法による）
			○小学校教育費国庫補助法公布さる	
	三三	一九〇〇	○耕地整理法施行さる	○大野・宮野両校再び合併して住吉尋常高等小学校となる
			○各郡農会、改良苗代（短冊型）を奨励す	
	三四	一九〇一	○産業組合法の制定	○谷口藍田没（九十一才）
			○八幡製鉄操業開始	
	三五	一九〇二	○日英同盟協約成る	○犬走区に「疫病予防規約」「貯金組合規約」をつくる
			○佐賀電話所において、はじめて電話業務を開始す	
			○国定教科書ができる	○中通尋常高等学校発足
			○有田工業学校開校す	犬走校、船ノ原校は分教場となる

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
明治時代	三七	一九〇四	○武雄（塚崎温泉）に電燈がつく（佐賀県のはじまり）	○日露戦争に西地区四十六名、東地区不詳従軍し、十二名の方が戦死される
			○ロシアに宣戦を布告す	
			○日韓協約調印さる	○宮野区「勤倹貯蓄組合規約」をつくる
	三八	一九〇五	○奉天の大会戦に勝つ	○金子保平氏により、黒髪山でカネコシダが発見さる
			○祐徳院前、武雄間の馬鉄開通す	○椿原で、山内小学校の連合運動会がはじまる
			○韓国統監府を設置する	○武雄邑の士族「家禄金給与不足下渡請求」の訴訟をおこす（町内一七七名）
			○九州鉄道、長崎まで開通す	
	三九	一九〇六	○日露講和条約調印	○暴風のため西谷峠で列車転覆事故起る
			○鉄道国有法を公布す	
			○日露講和条約（ポーツマス条約）なる	○県下八十四番目の郵便局として三
	四〇	一九〇七	○広滝水力電気会社の設立	
			○長崎線国有となる	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
明治時代	四一	一九〇八	○義務教育六か年となる ○歩兵第五十五連隊、佐賀市外高木瀬村の兵営に到着す ○武雄実科高等女学校開校す	間坂郵便局が発足す
	四二	一九〇九	○戊申詔書渙発さる ○種痘法の公布	○鳥海に「広滝配電所」が設置される ○中通村害虫駆除励行組合が結成される
	四三	一九一〇	○韓国併合、朝鮮総督府を設置す ○白瀬中尉南極探検に出発	○下黒髪区が耕地整理組合を結成して耕地整理に着工す
	四四	一九一一	○鍋島茂昌没（七十九才）	○この頃網ノ内で乳牛を飼育す
大正時代	大正元	一九一二	○明治天皇崩御（五十九才）され大正天皇践祚さる ○江藤等佐賀の乱の賊名を除かる	○武雄の兄弟銀行の三間坂支店として三間坂に銀行が設立される ○中通村は入合地を統一して村有とした（六六町歩）
	二	一九一三		○中通村青年団、住吉青年団が結成された ○渋川玄耳、朝日新聞社を退社して文筆生活に入る

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
大正時代	三	一九一四	○桜島の大噴火おこる ○第二次大隈内閣成立す ○世界第一次大戦を布告す ○ドイツに宣戦を布告す ○佐賀五十五連隊に動員令下る	○下黒髪の耕地整理完了（四十一町四段）
	四	一九一五	○対華二十一か条要求、調印 ○青年訓練所設置	○杵島郡郷土唱歌が出来る（中通村戸数八三一、住吉村戸数七七二）
	六	一九一七	○米価大暴落 ○極東オリンピック大会を東京で開催す	○西地区三十四名、東地区九十六名（十八師団所属）従軍され五名が戦死された
	七	一九一八	○シベリア出兵 ○米騒動全県下におよぶ 杵島炭坑の暴動に佐賀五十五連隊が出動す	○黒髪山西国霊場三十三所開山
	八	一九一九	○パリ講和会議（ベルサイユ条約調印） ○対独講和成立す	○踊瀬に「武雄変電所」が建設さる ○立野川内信用購買販売利用組合結成 ○三間坂区に電灯がともる

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
大正時代	九	一九二〇	○武雄実科高等女学校を武雄高等女学校と改称す ○第一回国勢調査行わる	○中通村勤倹力行消費節約実行組合規則をつくる ○鳥海区に電灯がともる ○第一回国勢調査では、山内の世帯数一五三九戸、人口七九一九人であった
	一〇	一九二一	○郡制廃止法公布す ○メートル法採用を決める	○今山説教所「仏心寺」となる ○観音山に忠魂碑を建立す
	一一	一九二二	○海軍軍縮条約調印す ○嬉野温泉大火六十戸全焼す	○三間坂駅に構内人力車を認可する ○宮野区に電灯がともる ○住吉は電灯設備のため、多くの村有林を部落へ譲渡した
	一二	一九二三	○関東大震災 ○郡制が廃止される	○中通小学校前の台地に忠魂碑を建立す ○三間坂駅に構内自動車を認可する
	一三	一九二四		○住吉村信用販売購売利用組合発足 ○広渡心海三舟、天皇より御言葉と金品を賜う
	一四	一九二五	○中等学校、師範学校、高等・専門学校で軍事教練を実施す	○この年の選挙から、村議会議員の一級議員、二級議員の別がなくな

	昭和元	二	三	四	五	六
昭和時代	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一
	○佐賀歩兵方五十五連隊廃止さる ○普通選挙法成立す ○杵島郡役所廃止	○大正天皇崩御（四十七才）され今上天皇践祚さる ○日本放送協会（ＮＨＫ）組織さる	○最初の普通選挙（第十六回総選挙）施行さる ○県立武雄中学校開校す ○野口英世博士死す ○済南事件おこる	○世界経済恐慌はじまる ○ロンドン海軍縮条約に調印す ○米価・生糸暴落す ○肥前山口・肥前浜間の国鉄（有明線）開通す	○満州事変おこる ○農産物の大暴落	
	○中通村公民学校の実習園として茶園を造成す ○中通村信用販売購売利用組合設立	○「カネコシダ」が天然記念物として指定さる ○民政党・政友会の争い激しく山内からも数名の逮捕者、受処罰者が出た	○大暴風雨襲来す		○三間坂郵便局に電話開通す ○宮野郵便取扱所を開所す ○黒髪山が県立公園に指定さる	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
昭和	七	一九三二	○上海事変おこる ○リットン調査団の来満 ○五・一五事件おこる ○日満議定書調印	○宮野郵便取扱所を宮野郵便局に昇格す ○乳牛十三頭を導入して、中通小学校と村の篤農家が飼育す
	八	一九三三	○国際連盟を脱退する ○政党を解消して連盟を結成する ○県営有明干拓着工す ○皇太子継宮明仁親王ご誕生	○三間坂商工会発足す ○新嘗祭の献穀田を奉耕す
	九	一九三四	○満州国帝政を実施す ○ヒットラー独総統に就任ソ連国際連盟に加入する	○国鉄有明線の開通に伴ない、山口～佐世保間を佐世保線、鳥栖～長崎間を長崎線と呼ぶようになった ○住吉・立野川内両校合併して住吉尋常高等小学校となる ○中通、住吉農業青年学校を設立す
	一〇	一九三五	○青年学校令を公布す ○国鉄佐賀線（佐賀瀬高間）開通す	
	一一	一九三六	○二・二六事件おこる	
	一二	一九三七	○蘆溝橋事件おこる ○日本軍杭州湾に上陸す ○日独伊防共協定を結ぶ ○嬉野海軍病院落成	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
昭和時代	一三	一九三八	○国家総動員法を公布す（物資の統制はじまる）	
	一四	一九三九	○張鼓峰事件おこる ○国民健康保険法を公布す ○大学の軍事教練について通達す ○米穀配給統制法を公布す ○ノモハン事件おこる ○国民徴用令を公布す	○中通村永安道場開所さる
	一五	一九四〇	○第二次世界大戦はじまる（ドイツ・ポーランドに侵入） ○米穀強制出荷命令を発動す ○大政翼賛会結成される ○日独伊三国同盟成立す	
	一六	一九四一	○国民学校令の公布 ○県立武雄中学校全焼す ○日ソ中立条約調印 ○二重米価制のはじまり ○対米英宣戦布告（大東亜戦争はじまる）	○中通・住吉国民学校と改称 ○立野川内に県立農兵隊が設置さる ○中通村国民健康保険発足す（二十三年解散）
	一七	一九四二	○生活必需物資統制令公布 ○食糧管理法公布 ○郡単位に地方事務所を開設す	○国鉄「永尾信号所」を設置す

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
昭和	一八	一九四三	○学徒出陣始まる	○住吉村健康保険発足す
			○日満「如蘭塾」を武雄に開設す	（二十二年解散）
	一九	一九四四	○青年師範学校を設置す	○佐賀県「修練農場」を農兵隊跡に設置す
			○学徒動員令、女子挺身隊令が公布さる	
			○イタリア無条件降伏	○椿原に「鳥海が原滑空場」が建設された
			○県下中学三年以上を勤労動員す	○中通・住吉両国民学校に、児童の疎開転入者あいつぐ
			○東京はじめ空襲をうく	○中通村農業会発足
	二〇	一九四五	○佐賀はじめて空襲をうく	
			○ドイツ無条件降伏	○佐世保海軍準士官学校、住吉小学校に疎開す
			○広島・長崎に原爆投下さる。同日ソ連対日宣戦を通告す	○海外からの引き揚げ者相いつぐ
			○天皇終戦の詔勅を放送さる	
			○日本代表降服文書に調印す	
			○アメリカ軍による軍政が布かる（G・H・Q）	
			○第一次農地改革諸法令を公布す	
			○戦時教育令を廃止す	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
昭和時代	二一	一九四六	○労働組合法を施行す	○中通村婦人会再発足
			○米教育使節団報告書を発表す	○立野川内の農兵隊跡に佐賀県修練農場を開設し県内の入植希望者の訓練をはじめる
			○第二次農地改革諸法令を公布す	
			○食糧緊急措置令を公布す	
	二二	一九四七	○供米について強権発動す	○上戸に開拓団十七戸入植す
			○知事供出不成績の町村に配合停止の声明を出す	○中通・住吉両村の農地委員会発足す
			○日本国憲法を公布す	○小作料が金納となる
			○農地委員会発足す	○国鉄、永尾駅開業す
			○日本国憲法施行	○住吉村婦人会再発足
			○農地買収はじまる	○供出米の完遂に努力す
			○新戸籍法の公布	○中通・住吉小学校と改称
			○教育基本法、学校教育法を公布する（六三三制実施）	○中通・住吉中学校開校
	二三	一九四八	○義務教育期間を九か年となる	○住吉村・中通村農業協同組合発足
			○地方自治法を公布する	○大洪水のため山崩れ、地すべり起る
			○新制中学校発足	○太鼓岩の不動尊像竣功
			○新制高校・大学発足す	
			○教育委員会法公布	
			○北山ダム造成着工	
			○NHK佐賀放送局発足	
			○県内市町村の農業会を解散して農	

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
昭和	二四	一九四九	業協同組合を設立す ○当用漢字音訓表を発表す ○極東国際軍事裁判判決 A級戦犯として七名を処刑す ○佐賀県庁舎全焼 ○天皇県下を巡幸される ○総司令部軍事裁判終了	○佐賀県立九州酪農講習所を修練農場跡に設立す ○天皇・山内東小にて町勢を聴取せらる
	二五	一九五〇	○日英通商協定成立す ○湯川秀樹ノーベル賞を受賞す ○千円札を発行す ○年令の数え方を満年令で数えることになる ○朝鮮戦争おこる ○警察予備隊設置令を公布す ○GHQ第一次追放解除を発表す ○民間放送を開始す ○講和条約安保条約を調印す	○杵島郡西部酪農業協同組合設立 ○芳華保育園開園 ○大智院跡の堂宇を西光密寺として認可さる ○参議院議員選挙に杉原荒太当選す ○中通村商工会設立さる ○山内保育園開園
	二六	一九五一		

時代				
	二七	一九五二	○「老人の日」が設けられ各地で福祉行事がはじめられる ○韓国季ラインを宣言す ○全国住民登録を実施す ○破防法を公布す ○市町村教育委員会の発足 ○NHKテレビ放送を開始す ○町村合併促進法成立す ○県労働金庫を設立す ○教育二法案を国会に捉す ○MSA協定に調印す	○中通村教育委員会 住吉村教育委員会発足 ○犬走保育園開園 ○住吉村、全国町村会より優良村として表彰さる ○観音山の忠魂碑建立 ○山内村誕生す（住吉村・中通村合併） ○山内東小学校・山内西小学校と改称す ○山内東中学校、山内西中学校と改称す ○山内村婦人会、青年団結成 山内村商工会発足す
	二八	一九五三		
	二九	一九五四		
	三〇	一九五五	○町村合併により五市誕生す（七市八郡一八町三十五村となる） ○防衛庁・自衛隊発足す ○日中貿易協定なる ○県自主財政再建計画策定さる ○佐賀銀行発足す	○臼ノ川内部落武内町西梅野から分離して山内村に編入する ○西梅野の平山大明神の分霊を臼ノ川内に祭る

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
昭和	三一	一九五六	○日ソ漁業条約、日ソ共同宣言調印さる ○武雄枯木塔に「武雄給電所」が開設する	○立野川内保育園開園 ○三間坂権現山に忠霊殿を建設す ○この年より毎年建国祭、天皇誕生祭を村主催で執行す
	三二	一九五七	○日本国際連盟に加盟する ○南極予備観測隊オングル島基地に上陸。昭和基地と命名す	○山内村国民健康保険再発足す ○新農村建設計画指定村となる
	三三	一九五八	○国際地球観測年はじまる ○北山ダム完工す ○インドネシアとの平和条約、賠償協定調印 ○関門国道トンネル開通	○不動寺開山 ○町内、有線放送施設が出来る ○三間坂幼稚園を開園す
	三四	一九五九	○一万円札発行 ○メートル法施行 ○皇太子ご成婚	○仁医神宮良一博士没す ○踊瀬の「武雄変電所」は武雄の枯木塔に移転する ○山内東中学校、山内西中学校を統合して山内中学校となす ○山内中学校開校 ○杵島郡西部酪農業協同組合を佐賀

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
昭和	三五	一九六〇	○国民健康保険法施行 ○国民年金法施行	県西部酪農業協同組合（略称西酪）と改称す
	三八	一九六三		○小学校中学校牛乳給食開始 ○町制を施行して「山内町」と改称す ○中学校完全給食開始
	三九	一九六四	○東海道新幹線開通 ○第一八回オリンピック東京大会開催	○農業構造改善事業をはじめる ○学校給食センター完成
	四〇	一九六五		○小学校・中学校完全給食開始 ○合併十周年記念行事を施行す ○全国茶品評会において優秀産地賞を受賞す ○母子健康センター会館建設 ○鳥海児童館開館
	四一	一九六六	○敬老の日、体育の日、建国記念日を設定す	○この頃から松の立枯がひろがる ○町内にブロイラーの飼養がはじまる ○くろかみ学園発足 ○「かんこ踊」県重要無形文化財に指定さる ○山内東小学校プール完成 ○大洪水のため大災害をうけ（死者四名）あとは大旱害となる

時代	年号	西暦	国・県内事項	町内事項
昭和	四三	一九六八	○小笠原返還協定調印	○永尾部落簡易水道給水開始
	四四	一九六九	○アポロ月面着陸成功	○有線放送電話を農村集団電話に切りかえる
	四五	一九七〇	○万国博覧会を大阪で開催 ○日本初の人工衛星（おおすみ）に成功 ○日本の呼称を「ニッポン」に統一	○九州酪農跡を佐賀県研修学園畜産専門部とす ○町民グランドを建設す ○皇太子殿下「くろかみ学園」に行啓 ○山内西小学校プール完成 ○町商工会館を建設す
	四七	一九七二	○沖縄返還協定調印	○三間坂・永尾両駅無人駅となる ○県営ほ場整備事業はじまる（鳥海北地区） ○町東部簡易水道給水開始　水道 ○町民プールを建設す ○ほ場整備（鳥海南・大野・今山地区）実施 ○合併二十周年記念行事を施行す
	四八	一九七三		
	四九	一九七四		

時代				
	五〇	一九七五	○沖縄海洋博開催	○記念事業として町史編さんを決議す ○町内の電話自動式となり電話局を山内局と改める ○町西部簡易水道給水開始 ○ほ場整備（永尾地区）実施 ○佐賀県研修学園と佐賀県畜産試験場とを併設とする ○町内の入合林野問題解決す ○ほ場整備（踊瀬・立野川内地区）実施 ○佐賀県黒髪少年自然の家建設

あとがき

すでに十年以上も前のことであるが、初代町長草場実雄氏は山内町史の編さんを企図して、編さん委員の選考をはじめたが、ついに立ち消えになってしまった。

昭和四十九年合併二十周年を迎えるにあたり、二代町長丸田良次氏は記念事業として町史編さんを再度計画し、町議会の賛同を得てその実現を図られた。

町史に限らず、一定地域の歴史を編さんする場合、その地域に生まれ育ち、そこに生活している者が最適任者であるという考えから、後記する私たちを執筆委員兼編さん委員として委嘱し、十月一日編さん事務局を開局して、その後における編さん事務の一切を委任した。

編さん委員は、第一回の編さん委員会を十月十八日に開催して、山内町史編さんの基本態度を協議した。その要旨は次のとおりである。

1、たとえ土臭い感じがするにしても、庶民の生活に眼をむけ、庶民の立場から叙述していく。
2、完結篇というようなものではなく、近い将来において続編、補修がなされるものとして編集する。
3、地域的、歴史的に関係の深い近隣の市町の歴史と関連的に考察する。
4、町民に親しまれ、愛読される町史とする。
5、上下二巻とし、各巻を五百ページ程度にまとめる。
6、三か年で完成し（町長の要望により）、昭和五十二年十月一日発行とする。

これから各委員の活動がはじまった。資料さがし、実地調査、研究と寸暇を見出しての努力である。ときには本業をさしおいて調査に時日を費やし、あるいは参考書を購入しての研究が続けられた。編さん委員会が三十二回も開催されて、時間を忘れて討議が行われたことが、この間のことを物語ってくれる。

しかしながら、今ここに編集を終わるにあたり、当初の念願と私たちの努力とは、どれ程みたされているものかを思うとき、汗顔の至りである。

委員のすべてが素人であるうえに、監修、校正、編集の一切を事務局で処理したために、不備な点が多く、内容や問題のとりあげかたにも、再考を要する点があるかと思われる。

ただ、私たちが言えることは、不備不足の町史ではあっても、地の者が、自分の足で探し、手で確かめ、あるいは直接古老と話し、個人宅を訪問してまとめあげた町史であるということである。

しかしながら、非才の故をもって、十分に資料を生かし得なかった。後続の町史を期待するものである。有眼の諸士のご叱声とご批判をいただけば幸いである。

この間において、資料の提供や調査の協力、さらに編さんへの激励をいただいた町当局、町民各位、ご教示下さった諸賢に辛甚の感謝を申しあげる次第である。ことに山内中学校の宮崎先生には、文章の推稿をお頼みした。紙上をかりてお礼を申しあげる。

なお、本史の印刷、製本は伊万里市の山口印刷株式会社に依頼した。事務局の不手際のため、印刷業務に大変な迷惑をかけたにもかかわらず、終始一貫、誠意をもって事に当たり、最新の技術を駆使して見事に仕上げていただいた。厚く感謝とお礼を申しあげる。

「町史はまーだやー。」、「ごくろうさんのー。」、「待っとうばい。」と、行きずりに声をかけてくれた町民の言葉に励まされて、やっとの思いでできあがったこの町史を、お送りできる喜びをかみしめながら、町民に愛読されることを希い願って稿を終わる。

昭和五十二年丁巳仲秋　山下四郎

山内町史編さん委員長　杉原満正（町助役）
委員　山下四郎（町文化財保護審議委員）
委員　杉森功（町文化財保護審議委員）
委員　樋口好馬（町文化財保護審議委員）
委員　中島平一（武雄市文化財保護審議委員）
委員　金丸禎隆（武雄市教育委員会指導主事）
山内町史編さん事務局
事務局長　山下四郎
職員　松尾由美子（前任）
職員　杉原八千代

山内町史　下巻

昭和五十二年十月一日発行

編　者　山内町史編さん委員会

発行者　山　内　町

印刷所　山口印刷株式会社
佐賀県伊万里市二里町
大里甲二四七六―二番地